

平成 13 年

# 小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成13年  
小樽市議会 第2回定例会 会期及び会議日程

会期 6月11日～6月28日(18日間)

月 日 ( 曜 日 )	本 会 議	委 員 会
6月11日 (月)	提案説明	
12日 (火)	休 会	
13日 (水)	〃	
14日 (木)	〃	
15日 (金)	会派代表質問	
16日 (土)	休 会	
17日 (日)	〃	
18日 (月)	会派代表質問	
19日 (火)	一般質問	
20日 (水)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
21日 (木)	〃	〃 (総務・厚生所管)
22日 (金)	〃	〃 (総括質疑)
23日 (土)	〃	
24日 (日)	〃	
25日 (月)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
26日 (火)	〃	市街地活性化特別委員会
27日 (水)	〃	
28日 (木)	討論・採決等	

平成13年  
第2回定例会会議録目次  
小樽市議会

6月11日(月曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 決議案第1号	3
	提案説明 古沢議員	3
	討 論 武井議員	4
	討 論 北野議員	5
	議事進行について 北野議員	8
	採 決(投票)	9
1	日程第3 常任委員の所属変更	10
1	日程第4 議会運営委員の辞任及び選任	10
1	日程第5 特別委員の辞任及び選任	11
	新ごみ焼却場建設等調査特別委員会の設置を求める動議	11
	趣旨説明 松本(聖)議員	11
	討 論 斉藤(裕)議員	12
	採 決(投票)	14
1	日程第6 議案第1号ないし第25号及び報告第1号	15
	市長提案説明(議1~22、報1)	15
	提案説明 (議25 高階議員)	17
	採 決(議23、24)	18
1	日程第7 休会の決定	18
1	散 会	18

6月15日(金曜日) 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21
1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし第22号及び第25号並びに報告第1号	21
	会派代表質問 新谷議員	21
	会派代表質問 大竹議員	38
	会派代表質問 松本(聖)議員	50
1	日程第2 小樽市農業委員会委員の推薦	64
1	散 会	64

6月18日(月曜日) 第3日目

1	出席議員	67
1	欠席議員	67
1	出席説明員	67
1	議事参与事務局職員	68
1	開 議	69
1	会議録署名議員の指名	69
1	日程第1 議案第1号ないし第22号及び第25号並びに報告第1号	69
	会派代表質問 秋山議員	69
	会派代表質問 渡部議員	81
1	散 会	93

6月19日(火曜日) 第4日目

1	出席議員	95
1	欠席議員	95
1	出席説明員	95
1	議事参与事務局職員	96
1	開 議	97
1	会議録署名議員の指名	97

1	日程第 1	議案第 1 号ないし第 2 2 号及び第 2 5 号並びに報告第 1 号.....	97
	一般質問	齊藤（陽）議員.....	97
	一般質問	中村議員.....	102
	一般質問	西脇議員.....	111
	一般質問	大畠議員.....	121
	一般質問	武井議員.....	133
		予算特別委員会設置・付託.....	140
		市街地活性化特別委員会付託.....	141
		常任委員会付託.....	141
1	日程第 2	請願・陳情.....	141
		予算特別委員会付託.....	141
		常任委員会付託.....	141
1	日程第 3	休会の決定.....	141
1	散 会	.....	141

6月28日（木曜日） 第5日目

1	出席議員.....	143	
1	欠席議員.....	143	
1	出席説明員.....	143	
1	議事参与事務局職員.....	144	
1	開 議.....	145	
1	会議録署名議員の指名.....	145	
1	日程第 1	議案第 1 号ないし第 2 2 号及び第 2 5 号並びに報告第 1 号並びに請願、陳情 及び調査.....	145
		市長から発言の申出.....	145
		予算特別委員長報告.....	146
		議案第 1 号修正案の趣旨説明（新谷議員）.....	151
	討 論	大竹議員.....	151
	討 論	北野議員.....	152
	討 論	齊藤（裕）議員.....	155
	採 決.....	155	
		請願第 4 3 号第 2 項目及び第 3 項目の付託替え.....	156
		総務常任委員長報告.....	156
	討 論	新谷議員.....	158
	討 論	横田議員.....	159

討    論    佐々木（勝）議員.....	160
採    決.....	161
経済常任委員長報告.....	162
討    論    西脇議員.....	164
採    決.....	164
厚生常任委員長報告.....	164
討    論    中島議員.....	166
採    決.....	167
建設常任委員長報告.....	167
討    論    古沢議員.....	169
採    決.....	170
市街地活性化特別委員長報告.....	171
討    論    古沢議員.....	172
採    決.....	173
1 日程第 2    議案第 26 号ないし第 29 号.....	173
市長提案説明.....	173
採    決.....	173
1 日程第 3    石狩湾新港管理組合議会議員の選挙.....	174
1 日程第 4    意見書案第 1 号ないし第 7 号.....	174
提案説明    （意 1～3 古沢議員）.....	174
討    論    中島議員.....	175
討    論    松本（光）議員.....	176
議事進行について    中島委員.....	178
採    決.....	178
1 閉    会.....	178

# 議事事件一覧表

## 議案

議案	第 1 号	平成13年度小樽市一般会計補正予算
< 修正案	第 1 号	平成13年度小樽市一般会計補正予算修正案 >
議案	第 2 号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第 3 号	平成13年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	第 4 号	平成13年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第 5 号	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第 6 号	平成13年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第 7 号	平成13年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	第 8 号	小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案	第 9 号	小樽市雇員恩給条例の一部を改正する条例案
議案	第 10 号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	第 11 号	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
議案	第 12 号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	第 13 号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	第 14 号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	第 15 号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	第 16 号	小樽市文化財保護条例の一部を改正する条例案
議案	第 17 号	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第 18 号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	第 19 号	不動産の取得について(旧手宮線跡地取得)
議案	第 20 号	不動産の取得について(サッカー・ラグビー場用地取得)
議案	第 21 号	公有水面埋立てについて(臨港道路小樽港縦貫線改修: 港湾区域外)
議案	第 22 号	公有水面埋立てについて(臨港道路小樽港縦貫線改修: 港湾区域内)
議案	第 23 号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
議案	第 24 号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案
議案	第 25 号	小樽市非核港湾条例案
議案	第 26 号	工事請負契約について〔(仮称)新赤岩保育所建設工事〕
議案	第 27 号	工事請負契約について〔公営住宅新築工事( (仮称) 勝納住宅 1 号棟 ) 〕
議案	第 28 号	工事請負契約について〔菁園中学校校舎新增築工事〕
議案	第 29 号	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選任について

## 報告

報告	第 1 号	専決処分報告(小樽市税条例の一部を改正する条例)
----	-------	--------------------------

## 決議案

決議案	第 1 号	小樽市議会人事の公正で民主的な構成に関する決議(案)
-----	-------	----------------------------

## 意見書案

意見書案	第 1 号	消費税率引上げに反対し、消費税率の3%への引下げを要望する意見書
意見書案	第 2 号	「サービス残業(ただ働き)」の根絶要望に関する意見書
意見書案	第 3 号	道路特定財源の一般財源化を求める意見書
意見書案	第 4 号	温泉療法の公的医療保険の早期適用等を求める意見書
意見書案	第 5 号	地方交付税と国庫支出金の削減に関する意見書
意見書案	第 6 号	市町村合併に関する要望意見書
意見書案	第 7 号	義務教育費国庫負担制度の堅持及び私学助成の確保と教職員の定数改善等教育予算の充実を求める要望意見書

請願

- |    |        |                                    |
|----|--------|------------------------------------|
| 請願 | 第 43 号 | 介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第 1 項目）   |
| 請願 | 第 43 号 | 介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第 2、3 項目） |

陳情

- |    |        |                                         |
|----|--------|-----------------------------------------|
| 陳情 | 第 58 号 | 旧丸山外科前交差点への信号機設置に向けたロードヒーティングの早期敷設方について |
| 陳情 | 第 59 号 | 東山中学校の校舎跡地等の貸与方について                     |
| 陳情 | 第 60 号 | 全議員及び市職員を対象とする「児童の権利に関する条約」の研修会実施方について  |
| 陳情 | 第 61 号 | 星野町 19 番付近道路の市道認定方について                  |
| 陳情 | 第 62 号 | 市道浄応寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方について             |
| 陳情 | 第 63 号 | 就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について                  |

## 質 問 要 旨

### 会派代表質問

新谷議員（6月15日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小泉政権について
- 2 議案第10号市税条例一部改正について
- 3 ITについて
  - (1) 構造改革路線で雇用拡大になるか
  - (2) 市の中小企業支援策
  - (3) 電子自治体へむけての課題
  - (4) 身障者支援
  - (5) 教育用情報機器整備と学校教育
- 4 青年の雇用対策
- 5 介護保険
  - (1) 保険料減免の拡大
  - (2) 利用料減免の拡大
  - (3) 国保料介護分保険料の軽減
  - (4) 特養老人ホームの基盤整備
- 6 ゴミ問題
  - (1) 家電リサイクル法の見直しを
  - (2) ゴミ減量と再資源化の目標と評価
  - (3) 多分別収集、リサイクルセンターの拡大、住民参加で
  - (4) 企業責任の明確化
  - (5) 焼却場は市単独で
- 7 新しい歴史教科書をつくる会の教科書について
  - (1) 歴史教科書に対する見解
  - (2) 子ども達には真実を教える歴史教育を
  - (3) 歴史教科書は不採択に
  - (4) 公民教科書は不採択に
- 8 小樽商工信用組合について
- 9 その他

大竹議員（6月15日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 行財政改革の取組みについて
- 2 多目的なコミュニティ機能を持った町内会館の建設等について
- 3 消防組織及び活動の現状と将来展望
- 4 環境問題について
- 5 除排雪対策について
- 6 観光行政について
- 7 その他

松本（聖）議員（6月15日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 教育問題
  - （1）スクールカウンセラー
  - （2）教職員と子供の接点
  - （3）教職員のメンタルヘルス
- 2 新ゴミ焼却場問題
  - （1）全都清
  - （2）地域住民との信頼
  - （3）スケジュール
- 3 商工信用組合
- 4 コミュニティー助成事業補助金
- 5 介護保険の問題点
- 6 医薬分業の決断を
- 7 企業誘致と住環境整備
- 8 紙の時代からデジタルの時代へ
- 9 北運河地区観光開発について
- 10 その他

秋山議員（6月18日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 観光について
- 3 乳幼児医療助成費の対象年齢拡大について
- 4 子育て支援について

- 5 高齢者福祉について
- 6 小樽市夜間急病センターについて
- 7 町内会館の助成制度について
- 8 教育問題について
- 9 その他

渡部議員（6月18日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
  - (1) 総合計画
- 2 経済問題全般について
- 3 港湾問題について
  - (1) 規制緩和問題
  - (2) 物流施策の動静
  - (3) 日農問題
  - (4) 港湾秩序
  - (5) 小樽港・石狩湾新港の港湾計画
- 4 教育問題について
- 5 その他

一般質問

斉藤（陽）議員（6月19日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市町村合併推進の動きと本市の考え方
- 2 「子どもの水辺」再発見プロジェクトへの本市の取組について
- 3 小樽市交通記念館の経営改善策について
- 4 その他

中村議員（6月19日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 今後の廃棄物・リサイクル対策
- 2 地積調査とGIS
- 3 その他

西脇議員（6月19日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 港湾

(1) 石狩湾新港

道内港湾施設のどこが不足か  
貨物のうばいあいにならないか  
管理組合の負担  
陸上処理の土砂による影響  
小樽港の整備、利用優先

(2) 小樽港取扱貨物量の見通し

(3) 港湾振興室の目標

(4) ポートセールスは全庁的取組を

(5) コンテナ用クレーン導入のめど

(6) 日本農産工業の閉鎖

(7) 祝津漁港の整備

2 制度融資

(1) 預託制度の見直しで影響ないか

(2) 特別小口資金、経営安定資金は継続を

(3) 金融機関の「決定権」の見直しを

(4) 利用者側の意見反映を

3 市営住宅

(1) 市住入居は「狭き門」改善を

(2) 特目の抜本的拡充

(3) 再生マスタープラン自体の見直し

(4) 緊急避難的入居への対応

4 湯鹿里荘

(1) 処分の見通し

(2) 処分まで市が運営を

(3) 運営放棄は無責任、売却自体問題

(4) リゾートホテルは断念か

(5) 転売について

5 監査報告

(1) 指摘事項への対応

(2) 管理、監督の機能を果たしていない、改善策は

6 その他

大畠議員（6月19日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 情報公開について

- (1) 公開状況は
- (2) コピー料金について

2 市長への手紙

- (1) 行政への反映
- (2) 本年度の状況は
- (3) 以前の手紙から  
祝津山手線のバス停と信号機の設置方について  
地元住民への説明は

3 職員の処分と上司の責任

環境部職員・水道局職員の大量処分と上司の責任は

4 フィッシュミールについて

- (1) 資料を明らかにした理由
- (2) 押印と管理者の責任
- (3) 重要書類などの保存期間

5 地場産品・小樽ブランドの推奨について

6 小樽市の防災体制について

- (1) 目的達成のための取組
- (2) 防災組織・災害対策本部組織  
「充て職」について
- (3) 市の管理する施設の防火体制と訓練について  
市民や住民の利用する主な施設  
市立小樽病院について
- (4) 火災発生状況  
火災発生状況と損害  
死傷者の多い原因  
非常口、救助設備について  
施錠について  
カギの保管と対応  
関係各施設の再点検と改善

7 マイカルについて

- (1) 前経営責任者の経営路線の反省
- (2) マイカルの将来の見通しは
- (3) テナントの撤退と新テナント
- (4) 改修規模とその手続きは

8 商店街の新たな挑戦

- (1) 能島通り商店街
- (2) 手宮公園の夜桜
- (3) 行政の助言

9 銭函谷地線及び河川敷使用について

10 下水道敷地承諾書について

11 中学校のボランティア活動

武井議員（6月19日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 北海道新幹線計画について

- (1) 並行在来線の見通しについて
- (2) 開業の見通しは当初予定より遅れるのでは
- (3) 収支バランスの輸送人員は当初計画と変わらないか
- (4) 仮称新小樽駅への道路改修はどうするのか
- (5) 駐車場のスペースは
- (6) 新小樽駅への交通網対策は
- (7) 料金も含めバスサービス対策をどう考えているか
- (8) 市としての新たなシンボル軸の形成については
- (9) 交流機会創出の空間整備について
- (10) 新駅併設施設並びに拡張計画のある福祉施設は
- (11) 自転車利用客に対する考え方
- (12) 予定地は決まったのか
- (13) 全線フル規格構想か
- (14) 粘着駆動による電車方式とは

2 石狩湾新港マイナス14mバースの設定目的について

- (1) 米艦船入港関係自治体連絡会議の内容は
- (2) 同会議に石狩湾新港管理組合も参加したとのことだがマイナス14mバースは入港目的ではないのか
- (3) 核搭載の有無の確認方法も今後の検討課題になったとのことだが従来の小樽方式となるのか

3 「ふれあいパス」対策について

(1) 平成12年7月に調査した結果についてどう判断しているか

(2) 平成14年度の制度見直しに対する考えは

4 市町村合併について

(1) 本年5月31日に開催の会議内容は

(2) 国の市町村合併の具体策としてのアメ・ムチ政策をどう考えているか

(3) 各市町村は合併の前進方向に向かう機運か

(4) 合併パターンが示されたが赤井川村との今後の会議の進め方は

5 その他

平成13年  
第2回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成13年6月11日

出席議員(34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

27番 岡本一美

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院  
事務局 長 高木成一  
学校教育部長 奥村誠  
監査委員  
事務局 長 大津寅彦  
総務部秘書課長 竹田文隆

消防長 広田宰  
社会教育部長 池田克之  
総務部総務課長 宮腰裕二  
財政部財政課長 吉川勝久

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫  
庶務係 長 三浦波人  
調査係 長 大野肇  
書 記 丸田健太郎  
書 記 中崎岳史  
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦  
議事係 長 佐藤誠一  
書 記 木谷久美子  
書 記 牧野優子  
書 記 山田慶司

**開会 午後 1時00分**

**議長（松田日出男）** これより、平成13年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に渡部智議員、西脇清議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から6月28日までの18日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「決議案第1号」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 12番、古沢勝則議員。

（12番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**12番（古沢勝則議員）** 提出者を代表して、決議案第1号小樽市議会人事の公正で民主的な構成に関する決議（案）について、その提案趣旨の説明を行います。

市民に開かれた議会を提示するとともに、議員の資質向上や議会審議の充実などを図るとして、新しい議会のあり方を模索し、速やかに実行する、このように全会派一致で宣言されたのは、わずか2年半前、平成10年第4回定例議会でありました。

以来、この「小樽市議会の活性化に関する決議」の要請を受け、各会派が一丸となってその実現に向けた検討が行われてきたところであります。多くの市民から歓迎された「おたる市議会だより」の発行は、その最も具体的な成果であります。同時に、各常任委員会、特別委員会の正副委員長職が、市民の意思を反映させる上でも、選挙結果に基づき各会派に公正に配分されることになりましたが、当然のこととはいえ、市民に開かれた議会を目指す着実な成果でありました。

ところが、議会人事を民主的なルールの下に、しかも、市民も納得できる構成とする上で、肝心の議会三役である正副議長及び監査委員の職については、いまだ与党の独占であります。議会は、主権者たる市民、有権者のものであります。与党であれ、野党であれ、手前勝手に許されるはずがありません。

ご承知のように、我が党は、議会制民主主義のルールを守るために、これまでも、議長は第1党から、副議長は第2党から選出することを主張してきました。また、監査委員については、議会が行政側に対して真にチェック機能を果たすためにも、野党第1党がその任につくべきと主張してきました。言うまでもなく、議会構成は、有権者の意思に沿ってこそ、公正で民主的なものになります。議会人事の中枢を独占しようとする側に何らの大義はありません。あれこれの理由も、結局、市民、有権者の意思に背くものであります。市民に背を向け、与党会派の皆さんは一体何を守ろうとしているのでありましょか。

本決議案に反対するのであれば、市民の前にその理由を堂々と明らかにする。これは、会派、議員の最低限の責務であります。議員各位が、すべての会派が、「議会活性化研究会」の精神を継承すること、そして、この議場をともにする者として、何よりも市民の目から見ても議会こそは当たり前が通用する場であってほ

しい、その願いを込めて各位の賛同を求めるものであります。

以上、提案説明といたします。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、討論に入ります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

**23番(武井義恵議員)** ただいま共産党から提案されましたせつかくの決議案であります。副議長の席をいただいております民主党・市民連合を代表して、決議案に賛成をいたしかねる立場で討論をさせていただきます。

小樽市議会は、長年にわたって市議会の民主化を図ってまいりましたが、どうしても解決の糸口が見られず、今日まで経過してまいりました。

しかし、今年に至ってようやくその糸口も見え始めてきたのであります。

それには、私ども民主党・市民連合より選出させていただいております佐藤利次副議長を座長とする「議会活性化研究会」の皆様が、平成11年6月21日より今日までの約2カ年にわたり、開かれた議会と審議の充実等の検討課題を積極的に論議されてこられ、数々の問題を民主的に解決してこられました。まことにご苦労さまでした。

その結果、決議案にも示されておりますように、「議会だより」の発行、一般質問の導入、予算特別委員会の審議日程の短縮、決算特別委員会の審査時期の変更、待望久しかった代表質問者各会派1名制の実現、市議会傍聴規則の一部改正、議員の呼称統一及び採決時の議長宣告の変更及び共産党の皆さんが常に申されてまいりました各委員会の正副委員長のポストをそれぞれの議席数に応じて比例配分の実現、代表質問及び一般質問の時間の設定等々、今まで小樽市議会の懸案事項であったこれらの問題を、佐藤副議長を座長とする下で、それぞれ解決を図ることを成し遂げてまいりました。

私は、今しみじみと「なせば成る なさねば成らぬ何事も ならぬは人の成さぬなりけり」と詠まれた古人の歌を思い出している次第であります。

したがって、決議案の内容である副議長ポストについてであります。ただいま述べたように、この2カ年の間、寝食を忘れての小樽市議会の活性化に向けて大変大きな功績を残された佐藤副議長であり、議員各位からのご協力もあって大過なく過ごされた2カ年の副議長に対し、さらに継続こそ願っても、交代させる理由が見つからないのであります。

さらに、共産党からも、2年ごとに三役を交代し臨時議会を行うことは議会の私物化だ、これは身勝手であり党利党略だと、過去に強く指摘されてまいりました。このたびも、三役各位から辞職願が出ているのか、出していないのに論議することは失礼ではないかという趣旨の貴重なご助言を賜ってまいりました。

したがいまして、これらのことを踏まえ、継続させていただくことになったのであります。

また、2年後は、地方分権とともに議員の定数が変わることは必至であり、与野党の勢力分野も伯仲した昭和50年代のような有権者の審判が生ずることもないと断ずることはできません。それにより、決議案の意に沿う情勢が必ず来ることを願いながら、まだまだ申し上げたきこともあります。時間の関係もありますので、議員各位のご賛同をお願いして、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**24番(北野義紀議員)** ただいま提案された小樽市議会人事の公正で民主的な構成を求める決議(案)に賛成の討論を行います。

議会選出のすべての人事は、各党、各会派の議席数に応じて民主的に配分するのが基本です。これに照らせば、市議会の副議長は、議会第2党の日本共産党から選出することが正当なことです。

その根拠は、2年前の一斉地方選挙で、各党、各会派は有権者の審判を受けて、市議会での議席数が確定したことです。市議会のすべての役職は、各党の議席数に比例して配分されなければなりません。

今期より、本市議会では、この基本に基づいて、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の正副委員長が選出されることになりました。それ以前と比べれば、議会正常化にとって大きな一歩をしるしたもとして、我が党は高く評価しております。

この契機となったのは、平成10年の第4回定例会において、全会一致の「小樽市議会の活性化に関する決議」です。この決議の中で、市民の議会への理解を得るためには必ずしも開かれた議会とは言えないとして、各会派の代表による(仮称)議会運営研究会で新しい議会のあり方を模索し、速やかに実行することを決議したことが大きな力となっています。

過去2年間、この決議に基づき、「議会活性化研究会」を立ち上げ、26回にわたって熱心な論議を行い、市民の立場に立って、残された課題があるとはいえ、改善すべきものは改善することで一致し、本市議会として近來にない大きな改善が図られました。

この活性化研究会での各種合意の趣旨に照らして、どうしても改善しなければならないものは、議長、副議長、監査委員の議会三役人事の公正で民主的配分です。

2年前の選挙直後に、議会三役を与党で独占を強行したとき、日本共産党は、その不当性を指摘し、機会あるごとにその改善を要求していくことを宣言しておきました。その後、節度と道理に基づいて、適切な機会を見ては与党に指摘し、再考を求めてきました。

活性化研究会でも、絶えずこのゆがみの改善を訴え続けてきました。残念ながら、活性化研究会では、議長、副議長、監査委員については論議の対象から外され、本格的な議論は各会派代表者会議ということで先送りされてきたものです。

だから、ただいまの武井議員の討論の中で、副議長である佐藤利次議員が活性化研究会の座長として取りまとめを行ったこと、これを挙げて副議長継続の正当性を主張いたしました。これは、経過に照らして、活性化研究会では、議会三役をどうするかということ、共産党は提案しましたが、これは各会派代表者会議でやるべきことだということ、本格的な議論はされていないのです。だから、先ほどのこの部分は、的を射た討論とはいいがたいということを指摘しておきます。

こういう経過をたどって2年の折返し点を迎えました。この折返し点を迎えるに当たって、議会人事の問題がどう話し合われたか、改めて具体的に振り返ってみます。

今年の第1回定例会終了後、しばらくして自民党から折返し点の議会人事について幹事長クラスで協議できないかとの相談がありました。我が党としては、三役人事については、各会派代表者会議で最終決定されるべきものとの基本に立ちつつ、話し合いが呼びかけられれば拒む理由はないので、4月24日の第1回目の各会派幹

事長クラスの懇談会に参加しました。

このとき、自民党から配られた協議メモには、一つ、三役人事等に関し定例会か臨時会開催かの協議、二つ、臨時会開催の場合の今後の日程に関する協議となっていました。

第1回目の協議の中で、我が党は、三役人事を2年で交代することが当然の前提として幹事長クラス懇談会が始められたが、2年交代ということをごだれが決めたのか、我が党として何の相談もあずかっていないことを指摘し、回答を求めたところ、2年前に与党3党で確認していたとの説明でした。

我が党は、議会第2党である共産党に副議長あるいは監査委員を配分しない公平さを欠く議会人事を強行した上、2年後の交代するという議会人事の基本を与党3党だけで決めていたことの不当性を指摘しておきました。

次に、三役人事の交代を前提に、臨時会開催が第2回定例会でやるのかの話合いについて、議長をはじめ三役から辞表が提出されているのか、あるいは、辞意が表明されているのかを問いただきました。

ところが、驚くべきことに、辞表も出されていないし、辞意も表明されていないとのこと。そこで、我が党としては、辞表も未提出、辞意も表明されていない三役の人事について協議することは不謹慎きわまりないこと、現三役に失礼に当たることを指摘し、協議に入ることは適切でないことを指摘しておきました。

先ほどの武井議員の討論で、共産党が2年交代はおかしいということ saying it のではないかということの発言がありましたけれども、しかし、その正当性を認めるのであれば、与党3党で、2年前に、2年後に議長、副議長、監査委員の人事を交代するというを野党抜きで確認したこと自体がおかしいことになるではありませんか。

自民党、公明党、民主党の代表は、幹事長会議で結論が出たら、与党各党の責任で、各三役がその決定に従い、辞表が提出されることになっているから失礼に当たらない、協議に入ってほしい、こう強く要望されました。

我が党として、この確認を前提に協議に入ることにいたしました。まず、与党側から議題とされたのは、三役人事の選出は第2回定例会前に臨時会を開催して決めるべきだ、その日程をいつにするかというものでした。その理由は、新しい議長に、5月22日に開かれる予定の全国議長会の総会に参加してもらうというものです。公明党は、第2回定例会で選出されれば、議会と参議院選挙があって各界に新しい議長就任のあいさつもできないからとまで補足説明しました。民主党も、新しい議長に全国議長会の総会に参加してもらいたいとのことでした。そして、臨時会の日程をどうするかも話し合われました。

4月26日の第2回目の幹事長会議で、三役人事について協議事項にはなかったので、我が党から提起して議論となりました。この席で自民党は、4月20日の議員会で、三役は与党の枠で占めたいと確認している。公明党は副議長を要求したい。監査委員は民主になる。しかし、与党各党の人事もあるので話合いの余地はある。民主党の代表は、与党の枠の中で三役は進めるようにしたい。

これに対して、我が党は、議長は、前回の主張と同じように、第1党の自民党、副議長は第2党の共産党、監査委員は第3党の公明党と提案いたしました。

臨時会開催の日程は、5月中旬、17日しかないなどということまで話し合わせ、ゴールデンウィークの最中も話合いが必要だとなり、幹事長が出席できないときは責任ある議員がかわって幹事長会議に参加することまで突っ込んで議論が交わされました。

第3回目の幹事長会議は、5月1日午後開かれました。ここでも、三役人事について協議事項になかったの

で、再度、我が党から指摘し、協議となりました。

ここで、自民党から、副議長について、公明党と話し合うとの発言がされました。三役人事について、あとは平行線の議論でした。

4回目の幹事長会議は、5月8日に開かれました。ここで、自民党から、突然、議長人事について決まったのでお知らせしたい。松田議長の続投と決まった。副議長、監査委員についても与党で当たると報告されました。自民党ばかりではありません。公明党も、自民党から続投の決定を聞いて、監査委員も続投することにした。民主党も、自民党から連絡を受けたので、副議長も続投でまとまった。これら与党3党の報告、発言は、4月以降の3回にわたる幹事長会議での議論の経過を全く踏みにじるものでした。

我が党として、改めてこのとき、与党の呼びかけで、議会三役が辞意表明も辞表も提出していないのに、交代を前提にしての議論はすべきでないとしたしなめたにもかかわらず、幹事長会議で結論が出たら所属会派の責任で辞表が出されることになっていると説明し、5月17日に臨時会を開催して、新しい議長を選出して全国議長会総会に参加してもらうとまで言い切って、ゴールデンウィーク期間も幹事長会議を開き、議論を進めてきたのは一体何であったのか。幹事長会議での結論が出ていないのに、続投に決まったとは、野党に対して失礼きわまりない態度であり、納得のいく説明と謝罪を求めました。

しかし、与党3会派は、我々も続投になるとは考えてもいなかった、だますつもりなどなかったことはご理解いただきたい、不徳のいたすところなどと言うだけで、三役の2年交代が前提となってこの間議論されてきたのに、なぜ続投となったのか、納得のいく説明はついになされないまま、今日に至るも説明がされていません。

与党の皆さんに説明していただきたい。自民党が、議長を交代させるに当たって、自民党の複数議員が会派からの離脱の可能性があったから、これを避けるための続投という声もあちこちから聞こえてまいります。また、佐久間議員の辞任で4人となった民主党が6人の共産党を差しおいて副議長になることが正式に議論されることを避けたという声も聞かれます。

これらが仮に事実だったら、自民党内の内部事情で自民党自身が呼びかけた幹事長会議の土台をみずからひっくり返してしまったことになり、党利党略から議論そのものを打ち切ってしまったことになります。これは、まさに絵にかいたような野党に対する背信行為です。

また、民主党と共産党の2議席の差を顧みず、第4党が第2党、第3党を差しおいて副議長になることの議論を避けたとなれば、民主党が、今回、副議長にという主張がまともな議論にたえないものとのそしりを免れないでしょう。

この2点が違うというのであれば、2年前の与党の確認、三役の2年交代を否定して、突如、続投となった理由を納得のいくように説明する必要があります。先ほどの民主党の反対討論を聞いていても、この共産党と民主党の議席の違い、差についての説明がありません。議長人事に関して、先ほど指摘したうわさについては、根拠ある話としてまことしやかに議会で飛び交うような状態であり、議会の正常な運営が保障されるのか、心配です。我が党として、どういう形であろうと適切な方法で自民党から説明を求めたいし、説明がないなら、議長からそういう場を設けていただきたいことを申し添えておきます。

次の問題は、2年前から実現された、日本共産党が厚生常任委員会の委員長、市立病院調査特別委員会の委員長、建設常任委員会の副委員長、さらに、予算特別委員会の正副委員長に就任し、議会運営に携わってきたことで、何か不都合なことが起こったかということです。三役人事の与党独占の議論のときに、我が党から繰

り返しこの問題を提起し、各党の見解を求めましたが、不都合はないとのことでした。

その逆はどうか。我が党は、自分の成果を公表し、共産党のおかげでそうなったなどと主張することは差し控えています。

しかし、具体的には言いませんが、共産党の委員長、副委員長の議事さばきで与党が助かったことが幾つかあったでしょう。身に覚えのある議員もおられるでしょう。日本共産党の議事運営は、市民の立場から認めたいことを議会でスムーズに通すためのものではありません。各議員の疑問を説き明かすための質問時間の保障や徹底審議を、決められた日時の中でどう実りあるものにするかです。こういう経過に照らせば、三役を与党で独占し、責任ある議会運営などと言うだけで、説得力ある説明ができない与党の主張は具体的根拠を持ちません。

最後ですが、佐藤利次議員は、この2年間、副議長として、とりわけ「議会活性化研究会」の座長として、各党の多様な主張を取りまとめ、与野党の激しい対立をさばきながら、ご承知のような「小樽市議会における議会運営の見直し項目」を同研究会の考えとして取りまとめました。その労を多とするものであります。

活性化研究会での各種合議の精神に照らして、可及的速やかに改善しなければならないものは、議長、副議長、議会選出監査委員の議会三役人事の各党への配分は、選挙での有権者の判断に従って、あくまでも公正で民主的なものにする事です。活性化研究会の座長として、党派の主張は別にして、22年の議員生活の経験から、この改善を一番強く感じられていたのではないのでしょうか。みずから手がけた活性化研究会の一番大きな積み残しの課題を佐藤利次議員の英断で、今議会で速やかに解決されますことを期待し、討論いたします。

(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し……。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 北野義紀議員。

**24番(北野義紀議員)** ただいまの討論の中で、私は、自民党に対して、どういう形でもいいから、適切な方法で説明をいただきたい、自民党から説明がないなら、議長の方から適切な場を設けていただきたいということをお願いしてあります。

このことについて、議長の見解を求めるものです。

**議長(松田日出男)** 北野義紀議員に申し上げます。

ただいまの発言は、本来の議事進行の発言の趣旨に反すると認めますので、答弁はいたしません。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 北野義紀議員。

**24番(北野義紀議員)** 私は、適切な方法で何らかの形で説明する場を設けていただきたいということに対して、議長がそういう見解だということはわかりました。

それで、我が党としては、議長、副議長、議会選出監査委員は有権者の審判に従って議席数に応じて公平に民主的に配分されるべきである、このことは、今後とも適切な機会に節度を持って要求していくことを宣言します。

**議長(松田日出男)** 北野議員に申し上げます。

ただいまの議事進行も、先ほども発言しましたように、議事進行の発言の趣旨に反しますので、今回は認めません。

この際、議員各位に申し上げます。

これまで、議員の中には、本会議で議事進行の発言を求め、議長に質問、要望等を行おうとする場面がありますが、本会議におきましては、議長は中立を堅持して議会を公平、能率的に運営する立場にありますので、今後、この種の議事進行の発言は慎むようお願いいたします。

（議長、議事進行について）と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 北野議員に申し上げます。

（議長、議事進行について）と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 北野義紀議員。

**24番（北野義紀議員）** 言うつもりはなかったのですが、私は、議長に、自民党に代わって回答してくれ、この本会議上で回答してくれとは言っていないのですよ。適切な場を設けて自民党の方に説明をしていただきたいと。仮に、方法の一つとして、この本会議を休憩して、各党派代表者会議なり、幹事長会議なり、議会運営委員会なりで、議長が主催してですよ、そして、自民党から説明を求めるといようなことも念頭に置いて議事進行をかけたのですよ。討論でそういうことを言っているのです。何も、本会議の私の討論で、議長にこの場で回答せよなどということをしていませんよ。

回答を求めたのだったら、議長が後段におっしゃった議事進行になじまないということになるから、今後慎めという言葉は、それはそうだなというふうを受けとめますけれども、それは筋違いだということだけは言っておきます。

**議長（松田日出男）** 北野議員に申し上げます。

いいですね。（発言する者あり）

それでは、議事を進行します。

討論を終結し、これより採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を求めます。

（議場閉鎖）

**議長（松田日出男）** ただいまの出席議員は、33名であります。

投票用紙の配布をいたさせます。

（投票用紙配布）

**議長（松田日出男）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

**議長（松田日出男）** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本決議案を可決とする議員は賛成と、否決とする議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じて、順次、投票願います。

点呼を命じます。

**議会事務局次長（土屋 彦）** 1番横田久俊議員、2番前田清貴議員、3番成田晃司議員、4番大竹秀文議員、5番松本光世議員、6番中村岩雄議員、7番松本聖議員、8番斉藤裕敬議員、9番大島護議員、10番中島麗子議員、11番新谷とし議員、12番古沢勝則議員、13番見楚谷登志議員、14番新野紘巳議員、15番次木督雄議員、16番久末恵子議員、17番小林栄治議員、18番八田昭二議員、20番佐藤利次議員、21番佐々木勝利議員、22番渡部智議員、23番武井義恵議員、24番北野義紀議員、25番西脇清議員、26番高階孝次議員、28番吹田三則議員、29番中畑恒雄議員、31番佐々木政美議員、32番高橋克幸議員、33番斉藤陽一良議員、34番秋山京子議員、35番佐野治男議員、36番佐藤利幸議員。

**議長（松田日出男）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

**議長（松田日出男）** ただいまから、開票を行います。

立会人に横田久俊議員、新谷とし議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（立会人所定の位置に着く）

（開票）

**議長（松田日出男）** 投票の結果を報告いたします。

投票総数33票、そのうち、有効投票33票、無効投票0票。

有効投票中、賛成10票、反対23票。

以上であります。

よって、決議案第1号は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

**議長（松田日出男）** 日程第3「常任委員の所属変更」を議題といたします。

本件につきましては、松本聖議員が厚生常任委員から建設常任委員に、斉藤裕敬議員が経済常任委員から厚生常任委員に、大島護議員が建設常任委員から経済常任委員に、次木督雄議員が総務常任委員から経済常任委員に、岡本一美議員が建設常任委員から経済常任委員に、吹田三則議員が経済常任委員から厚生常任委員に、佐野治男議員が経済常任委員から総務常任委員に、それぞれ委員会の所属を変更されたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおりそれぞれ委員会の所属を変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「議会運営委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、中村岩雄議員、佐々木勝利議員、武井義恵議員、西脇清議員及び佐々木政美議員から、それぞれ辞任いたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしましたそれぞれの後任委員として、横田久俊議員、前田清貴議員、中島麗子議員、見楚谷登志議員及び渡部智議員を指名したいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、ただいまの被指名人をもって選任することに決しました。

日程第5「特別委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、学校適正配置等調査特別委員であります佐々木勝利議員及び北野義紀議員、市立病院調査特別委員であります渡部智議員及び吹田三則議員、市街地活性化特別委員であります見楚谷登志議員、佐々木勝利議員、高階孝次議員、岡本一美議員及び佐野治男議員から、それぞれ辞任したい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしましたそれぞれの後任委員につきましては、学校適正配置等調査特別委員に中村岩雄議員及び高階孝次議員を、市立病院調査特別委員に佐々木勝利議員及び岡本一美議員を、市街地活性化特別委員に成田晃司議員、八田昭二議員、北野義紀議員、佐々木政美議員及び高橋克幸議員をそれぞれ指名したいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、ただいまの被指名人をもって選任することに決しました。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 7番、松本聖議員。

**7番(松本 聖議員)** 「新ごみ焼却場建設等調査特別委員会の設置を求める動議」を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 7番、松本聖議員。

(7番 松本 聖議員登壇)(拍手)

**7番(松本 聖議員)** 市民クラブを代表し、「新ごみ焼却場建設等調査特別委員会の設置を求める動議」の提案趣旨の説明をいたします。

環境問題への取組が重要な政治課題となる中、本市においても、桃内最終処分場建設に続く、この新焼却場

建設問題は、その巨大な建設費と維持費が予想されることから、財政問題にも影響を与える最重要課題であります。

既に、各議員は十分ご承知のとおり、北後志廃棄物広域処理推進協議会が主体となり、「財団法人全国都市清掃会議」へのコンサル選定委託等、事実上、作業は進められているのであります。

これまでの議会議論の中で、その手順に疑問が生じたものの、推進協議会が現状では任意団体であることにより根拠法があいまいになること、コンサル決定や機種の選定及びその手続はかなり複雑な契約行為によること、建設の絵姿をシミュレーションするためには土木・建築技術職員の協力が不可欠なことなど、あわせて考えますと、特別委員会を設置し、集中的に審議するのが合理的と考えるものであります。

また、常任委員会対応の場合は、同時進行している他の委員会出席理事者への質疑も予想され、物理的にかなり窮屈な議会運営になるかと心配されるわけであります。

市民合意を得る前に、特別委員会を設置し、審議いたしますと、住民をないがしろにしたとの批判を受けるのではという声も聞かれます。私たちの住民への聞き取り調査によりますと、これは、さほど懸念されるものではないと思われま

す。議員各位におかれましては、これまでのたび重なる理事者の答弁修正や陳謝等を総合的にご判断いただき、ぜひとも賛成されんことをお願いし、趣旨説明といたします。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、討論に入ります。

(「8番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

**8番(斉藤裕敬議員)** ただいま提出されました「新ごみ焼却場建設等調査特別委員会の設置を求める動議」に対し、市民クラブを代表し、賛成の討論をいたします。

新焼却場は言うに及ばず、小樽市のごみ問題は、伍助沢住民との協定違反、桃内処分場建設工事発注にかかわる疑義、真栄のダイオキシン日本一、桃内最終処分場埋立業務委託の法令違反等々、看過できない事実と複雑な経緯、経過、こういった要素を包含していると言えます。

新しくは、市単独方式から広域方式案に修正したことによる地域住民とのあつれきが報じられ、私たち議会としても早急に取り組まなければならない重要課題であることは論を待たないと考えます。

特別委員会の設置慎重論の方々のご意見を側聞いたしますと、現在、反対する桃内地域住民との交渉中であるので、議会が特別委員会を設置することは住民無視、既成事実の積み重ねととられかねず早急であると、要約すれば大体こういうような理由であるとのこととあります。

私たちは、これはこれで一理あると考え、反対されている地域住民の方々複数に、私たち市民クラブは広域処理を含め良質なごみ処理施設の建設には賛成の立場であるのですので、こういうことをあらかじめきちんと示した上で、特別委員会の是非、感想について尋ねてみました。

すると、住民の方は、特別委員会が設けられ、この問題が集中的に議論されるのはよいことではないかという回答、意見でありました。その理由は、これまで、新焼却場やそれ以前の桃内処分場建設等、経緯、経過いろいろなることを、つてを頼り、直接又は間接的に情報収集してきたが、議員を含めその見解や解釈がまちまちで、結果的に図書館などで議事録を調べざるを得なかったこと、さらには、苦勞して調べた議会の様子が、もちろん議事録はタイムリーではありませんから、実は新しくても数カ月前のもので、現在進行中の議論を知る

すべといえば傍聴、いつ自分たちの興味を持っている問題が議論されるかわからない議会をじっと待って傍聴するしか方法がないのではないですかと。実際問題、皆さんはお勤めですので、仕事の関係もあり、事実上、議論がいつ起こるかなどということのを待っていることはできないのですと、こういうご意見でした。

なるほど、地域住民の方から見ると、何月何日に焼却場問題を議論します、こういうことがはっきりわかった方が傍聴しやすいですし、たくさんある議事録の中からその部分だけを抜き出して読んでいく、こういう作業は大変なことです。特別委員会があれば、その議事録を読めばいいわけですから、大変楽になる、情報を得やすくなるのだ、こういうご意見でありました。至極当然、自然な意見だな、こう思ったわけでありました。

私たち市民クラブは、5月21日、会派視察の中で財団法人全国都市清掃会議をお訪ねいたしました。もちろん、新焼却場にかかわる去る第1回定例会の積残し、この議論の調査のためであります。

今、私が登壇しておるのは討論の場ですので、一つ一つそのやりとりを指摘することは今後の代表質問の場で行いたいと思いますが、一連の理事者の議会答弁とは全く異なる幾つかの事実が確認されました。私たち市民クラブの感想としては、一体、いつ、どんな事務手続の中、だれが主体となり作業を進めてきたのか、一層の疑念を深めたわけでありました。このことは、助役及び環境部長にも、視察終了後、お伝えしておりますので、恐らく、今議会中のしかるべき場面でこれまでの議会答弁の大幅な修正、訂正があると思います。

真実と異なる答弁の下、議会のチェック機能が働かないのは、明白、当たり前のお話です。

理事者の説明を根拠に、厚生常任委員会や予算特別委員会の中でも、十分、焼却場問題に対し議論、チェックはできると主張されている与党議員がおられることも承知しております。

理事者の議会に対する一連の姿勢は、議会と理事者がともに知恵を絞る、こういうものではなくて、その場その場の議会の了承を得ようとする、手続的に了承を得ていけばいいのだ、こういうような乱暴な理屈にさえ映るのであります。もちろん、手続というのは、議論があった上でまとめ上げ、手続を進めていく、手続ありきの議論ではおかしい、こう思うのです。それこそ、既成事実の積重ねをつくらうとしているようにも映りません。

不正確な情報の下、こういった手法で手続を進め、指摘を受けると修正を繰り返す、こういったことは、責任を持って山田市政を支えるのだ、こう一生懸命言われている与党議員の名誉も結果的には傷つけることになるのではないだろうか。情報が違いました、その情報を基にいろいろな論理を組み立てて、与党として山田市政を守ろうとされている議員の人たちに、しょっぱな情報が違っていましたなどと言ったら、これは論理的に崩れるわけです。そういった意味で、最終的には、結果的には、名誉を傷つけることになるのではないかと心配しています。

きちんとした議論を求めるなら、今、もう既に事業が具体化してきているのですから、あるときは厚生常任委員会です、あのことは予特で報告しました、また、会派説明で言ったと思います、こういったような行き当たりばったりの対応ではなくて、特別委員会を設け、集中的に論議するのが当然である、こう考えるわけでありました。

私たち市民クラブとして、特別委員会の設置を強く求める大きな理由はもう一つあります。

桃内管理委託業務に代表される環境部の行政事務執行を事前にチェックできなかった、議会としてチェックできなかったという反省です。ずさんと指摘されたこの業務に対して、伝え聞くところによりますと、大規模な処分が行われたとも聞きます。私たちは、処分の是非はともかくとし、この処分の対象が十数年以上前にさかのぼっている、つまり、十数年間、議会がチェックできなかった、このことに対して会派として責任を強く

覚えるのであります。検証を怠り、十数年間、不正常的状態を放置してしまった議会の責任は重いものである、こう考えるものです。

議会みずから襟を正すという意味においても、特別委員会の設置は急ぐべきであり、動議に賛成するものであります。

以上、討論といたします。(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**議長(松田日出男)** ただいまの出席議員は、33名であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

**議長(松田日出男)** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**議長(松田日出男)** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本動議を可決とする議員は賛成と、否決とする議員は反対と記載の上、職員の点呼に応じて、順次、投票願います。

点呼を命じます。

**議会事務局次長(土屋 彦)** 1番横田久俊議員、2番前田清貴議員、3番成田晃司議員、4番大竹秀文議員、5番松本光世議員、6番中村岩雄議員、7番松本聖議員、8番斉藤裕敬議員、9番大島護議員、10番中島麗子議員、11番新谷とし議員、12番古沢勝則議員、13番見楚谷登志議員、14番新野紘巳議員、15番次木督雄議員、16番久末恵子議員、17番小林栄治議員、18番八田昭二議員、20番佐藤利次議員、21番佐々木勝利議員、22番渡部智議員、23番武井義恵議員、24番北野義紀議員、25番西脇清議員、26番高階孝次議員、28番吹田三則議員、29番中畑恒雄議員、31番佐々木政美議員、32番高橋克幸議員、33番斉藤陽一良議員、34番秋山京子議員、35番佐野治男議員、36番佐藤利幸議員。

**議長(松田日出男)** 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

**議長(松田日出男)** ただいまから、開票を行います。

立会人に前田清貴議員、大島護議員をご指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(立会人所定の位置に着く)

(開票)

**議長(松田日出男)** 投票の結果を報告いたします。

投票総数33票、そのうち、有効投票33票。

有効投票中、賛成9票、反対24票。

以上であります。

よって、本動議は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

**議長(松田日出男)** この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後2時15分**

**再開 午後4時10分**

**議長(松田日出男)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6「議案第1号ないし第25号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第22号及び報告第1号について、市長から、一括、提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝麿登壇)(拍手)

**市長(山田勝麿)** ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第7号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、身体障害者福祉ホーム施設整備費補助金をはじめ、サンポート事業協同組合が行う身体障害者用エレベーター設置など施設整備に対する助成金、石狩湾新港地域企業立地促進事業助成金、ロータリ除雪車購入費及び旧手宮線跡地オープンスペース整備事業費を計上したほか、特別養護老人ホーム「はる」の建設等に係るノマド福祉会に対する補助金を整理することとし、所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源としましては、それぞれ歳出に対応する国庫支出金、道支出金、寄付金、繰入金、諸収入及び市債を計上し、なお不足する財源につきましては、減債基金繰入金を計上いたしました。

また、係船料など港湾施設使用料の改定に伴う所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出とも3億9,423万5,000円の増となり、財政規模は733億8,555万7,000円となりました。

次に、特別会計につきましては、港湾事業では、引き船使用料など港湾施設使用料の改定に伴う所要の補正を計上し、老人保健事業では、平成12年度に超過交付された支払基金交付金の返還を行うため所要の補正を計上し、介護保険事業では、保険料の一部減免に伴う所要の補正を計上いたしました。

債務負担行為の補正につきましては、一般会計において、特別養護老人ホーム「はる」の建設等に係る補助金を整理し、新たに計上するとともに、水道事業においては、天神浄水場中央監視制御設備工事費を計上し、下水道事業においては、中央下水終末処理場汚泥処理棟中央監視制御設備工事費を計上いたしました。

次に、議案第8号から議案第22号までについて説明申し上げます。

議案第8号職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に準じ、恩給年額を改定するものであります。

議案第9号雇員恩給条例の一部を改正する条例案につきましては、職員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正に準じ、雇員の恩給年額を改定するものであります。

議案第10号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間を延長するとともに、商品先物取引に係る雑所得等に係る所得割の課税の特例措置を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第11号児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、商品先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例を設けるものであります。

議案第13号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、保険料の減免の特例措置を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに張碓住宅駐車場及び蘭島住宅駐車場を設置するとともに、祝津住宅駐車場の区画を増設するものであります。

議案第15号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾施設の使用料を改定するものであります。

議案第16号文化財保護条例の一部を改正する条例案につきましては、文化財の指定の方法を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改定するものであります。

議案第18号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するものであります。

議案第19号不動産の取得につきましては、色内1丁目1番11ほか5筆の土地6,288平方メートルを、1億3,800万円をもって、札幌市中央区北11条西15丁目1番1号、北海道旅客鉄道株式会社から取得するものであります。

議案第20号不動産の取得につきましては、朝里川温泉1丁目143番1ほか14筆の土地19万9,380平方メートルを、4億5,000万円をもって、東京都千代田区丸の内2丁目7番3号、三菱地所株式会社から取得するものであります。

議案第21号及び議案第22号公有水面埋立てにつきましては、臨港道路小樽港縦貫線の改修に係る公有水面埋立て免許の出願に係る意見について、異議のない旨を北海道知事及び小樽港港湾管理者に答申するものであります。

次に、報告第1号専決処分報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、市税条例の一部を改正する条例を3月30日に専決処分したものであります。

その主な内容は、被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に係る申告手続を

定めたものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。  
(拍手)

**議長(松田日出男)** 次に、議案第25号について、提案者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

**26番(高階孝次議員)** 日本共産党を代表し、ただいま上程されました我が党提案の非核港湾条例案について、提案理由を説明します。

今回の提案は、4回目です。案文も前回とほぼ同様のものです。

自民党の皆さんは、同じ文面が気に食わないようであります。核兵器をめぐる情勢が大きく変わったというのであれば別です。現状は、むしろ一層厳しくなりつつあるのではないのでしょうか。

また、自民党の皆さんは、地方自治法で保障されている議案の提案権の行使、これは大事なことです、これにも文句を言いたいようであります。極めて重大なことであります。

かつて、我が党は、消費税に反対、また、その引上げに反対の立場から、市の使用料等公共料金に上乘せされている消費税について、議会のたびに廃止条例案を提案してきました、平成元年から。この年が消費税の導入であります。平成7年まで、議会の回数で言うと36回、議案の件数は1回が約30件ですので、1,080件であります。例えば、平成7年1定の我が党の提案を見ますと、30件でその冊子は約40ページに及んでおります。

共産党の反対の立場はわかったから、事務局の印刷とか、あるいはその冊子をつくる手間を省くという意味で平成8年以降は提案してはませんが、もちろん、これから提案しても構わないわけであります。

こういう我が党の取組について、当時の自民党の先輩の皆さんは、一言も文句は言いません。さすがに、立派な見識だったと思います。

小泉内閣ができて1カ月余り、依然、高い支持率です。細川首相の首席補佐官をして、現在、駿河台大学の教授の成田憲彦氏、これは私の札幌のときの生徒であります。5月25日の読売に、小泉政権が自民党政権であることは痛烈な皮肉だと。小泉氏は、派閥政治、族議員、特定財源、官僚支配といった自民党的なものを否定することで今の人気を保っている。自民党が今後生き延びていくためには、アンチ自民党である小泉氏にぶら下って大化けするか、それとも、変わらずに小泉氏と共倒れするか、見極める必要がある、こういうふうに見聞で述べております。当を得た見方だと思えます。

小泉内閣は、改革と、大変大声ですけれども、改革の中身がはっきりしないのに、憲法第9条の改正、自衛隊の認知、集団的自衛権の行使、靖国神社の公式参拝、大変居丈高であります。成田氏によると、自民党的アリバイは立派に残している、こうも言います。

NMDこれは全米ミサイル防衛、TMDというのは戦域ミサイル防衛構想、これを強調するブッシュ政権にこのところつけ込まれまして、アーミテージ國務副長官は、今の戦争法、ガイドライン法は役に立たない、集団的自衛権が行使できるように執拗に日本に迫っております。もしこれを容認するということになると、アメリカが世界でしかず戦争に、安保条約、軍事同盟国の一員として参戦させられることとなります。大変重大なことです。

米艦船の入港について、山田市長は、これまで、再考を求めたり、拒否もしたりしてまいりましたが、今後、

小泉政権のタカ派路線やブッシュ政権の圧力でふっ飛んでしまうのではないかと心配であります。市民がこんな危険にさらされることのないように、市長にはますます頑張ってもらわなければなりません。

我が党提案の非核港湾条例案は、その大きな支えになると我が党は確信しております。

皆さんのご賛同をお願いし、説明を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 次に、ただいま上程中の案件のうち、議案第23号及び第24号について先議いたします。

本件につきましては、提案理由の説明等を省略し、直ちに採決いたします。

両件とも可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第7「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月12日から6月14日まで3日間、休会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 4時25分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 渡 部 智

議 員 西 脇 清

平成13年  
第2回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成13年6月15日

出席議員(34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

27番 岡本一美

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院  
事務局 長 高木成一  
学校教育部長 奥村誠  
監査委員  
事務局 長 大津寅彦  
総務部秘書課長 竹田文隆

消防長 広田宰  
社会教育部長 池田克之  
総務部総務課長 宮腰裕二  
財政部財政課長 吉川勝久

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫  
庶務係 長 三浦波人  
調査係 長 大野肇  
書 記 丸田健太郎  
書 記 中崎岳史  
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦  
議事係 長 佐藤誠一  
書 記 木谷久美子  
書 記 牧野優子  
書 記 山田慶司

**開議 午後 1時00分**

**議長（松田日出男）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に斉藤裕敬議員、北野義紀議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号及び第25号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**11番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、質問いたします。

初めに、小泉内閣の政策が小樽市や中小企業、市民に与える影響がどのようになるとお考えか、お尋ねします。

小泉首相は、自民党を変えろと言って党総裁になり、首相になりました。内閣発足以後も高い支持率ですが、これは政治を変えたいという願いと結びついたものだと考えます。小泉首相を支持するという人たちにインタビューした具体的要望を見ると、「消費税を上げないでほしい」、医療、福祉、介護、年金の充実、KSD、機密費の全容解明などですが、何といても、真っ先に国民生活の安定を求める声が多数です。

しかし、小泉政権の進める構造改革路線は、国民の期待にこたえる中身かということ、決してそうではないということが明らかになってきました。

その第一、経済政策では、不良債権の処理を二、三年で進めようという計画です。その対象となっている99.3%が、不景気で売上げが大変になっている中小企業です。まじめに働いても、不況で売上げが伸びず、業績が悪化し、返したくても返せないというのが大半ではないでしょうか。小泉首相は、「倒産する企業が出てくるかもしれない」と人ごとのように言いますが、小樽のような中小企業のまちは痛手を深く受けるのではないのでしょうか。

ニッセイの基礎研究所ほかでは、失業者130万人、倒産は7万5,000件以上増え、我が党の試算では、倒産は20万から30万件に上ります。帝国データバンクは、「景気回復のための構造改革は看板倒れに終わり、ただ単に倒産急増と失業増加という想像を超える大きなダメージを後に残すだけになるのは避けられないであろう」と論評しています。市長は、どうお考えになりますか。

次に、社会保障では、「自立・自助」を強調しますが、国の責任には言及していません。既に、今年1月から高齢者の医療費が定額から1割負担に改悪され、市民も大変重い負担となっています。2月には、70歳代の女性が、「医療費が高くなったし、タクシー代もかかる。なるべくお金は使わないよう、食べるものは越冬野菜でしのいでいる。腰痛があるけれども、病院に行くのを我慢している。」と切々と訴えていました。まさに、「痛み」を押しつけられているのです。

現在の医療改悪は、4年前、小泉首相が厚生大臣だったときの「医療制度改革」の青写真の一部が実施されているものです。その主な中身は、高齢者は1割から2割負担、サラリーマンは3割負担、すべての高齢者から保険料を徴収するというものです。こうなると、受診抑制などで市民の健康を悪くすることになりかねません。今、政府がやることは、まず景気を回復させ、国民生活を安定させ、将来不安をなくすことではないでしょうか。いかがですか。

日本共産党は、GDPの6割を占める個人消費を拡大することが景気回復のかぎだと考え、経済危機打開へ三つの転換を提唱しております。提案の第1は、消費税を緊急に3%に引き下げ、国民の購買力を直接応援する。第2は、社会保障の連続改悪を凍結し、将来不安をなくす。第3は、リストラを抑え、中小企業支援で雇用危機を打開する、です。

我が党の提案は、日銀が行ったアンケート、「どうすれば支出を増やすことができるか」という問いに対する回答と合致するもので、国民の願いにかなったものです。我が党の提案に対する見解をお聞かせください。

次に、税・財政問題では、塩川財務大臣は3年後に消費税増税に着手する、竹中経済担当大臣も税率は14%必要と、消費税の増税を発言しています。これではますます景気の悪化を招き、市民生活も圧迫されるのは必至です。そして、小樽市にとって肝心な地方交付税は削減の方向で、財務相は、5月28日、衆議院予算委員会で総額1兆円の地方支出削減の考えを示し、31日に発表された「今後の経済・財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の原案でも、地方財政にかかわる財源保障を縮小することを打ち出しています。厳しい地方財政の中、交付税の削減は公共サービスの低下につながるものです。地方交付税の削減をしないよう国に要望すべきです。いかがですか。

平和と憲法の問題では、憲法9条改悪や集団的自衛権の行使を発言し、国民の間に不安が広がっています。小樽港にはたびたびアメリカの艦船が入港していますから、この問題にはとりわけ注意をしなければならないと思います。集団的自衛権は、日本への攻撃がなくても、海外での共同武力行使に乗り出すもので、認めるわけにはいきません。小樽市民や小樽港の平和を守る上でも、憲法9条は今後も将来にわたって守るべきです。この点での市長のお考えをお示しく下さい。

議案第10号小樽市税条例の一部を改正する条例案について伺います。

商品先物取引に係る所得に対する個人住民税の申告分離課税制度が創設され、2001年4月1日から2003年3月31日までの間に商品先物取引をした際に得る個人の所得に対し、他の所得と分離して、所得税20%、道民税2%、市民税4%が課税されます。これまでは、雑所得として扱われ、最高50%の累進課税率が適用されてきました。商品先物取引参加者は全国で10万人程度で、株式取引参加者の0.5%にすぎません。先物取引は、売買する商品の金額の5~10%の委託証拠金で巨額の取引に引き込まれるため、全国で被害が広がり、社会問題となっています。この申告分離課税制度の創設は、「株式取引と同じだから安全です」と言われて取引に引き込まれ、被害を増やすおそれが出てくるのではないのでしょうか。

今年度の地方税法改正による地方自治体への影響額は約53億円の減収、そして、国の税制改正に伴う減収分で約700億円、合計約753億円程度の減収が見込まれています。不況の折、商品先物取引が活発になることは考えにくく、分離課税では小樽市の税収が減ることも考えられません。本来、税は総合累進課税で進めるべきで、国には見直しを求めてはいかがでしょうか。

次に、ITについて質問いたします。

近年の情報通信技術の発展は、人類の文化、技術の発展の中で画期的な一段階を開きつつあります。我が党は、新技術を国民の共有財産とし、その成果をすべての国民が受けられるようにする方策や、ITを利用した新たな犯罪を防止する対策、ITのもたらす否定的諸問題への対応などは、当面、特に重視する必要があると考えます。

小泉首相は、「5年以内に世界最先端のIT国家を実現する」とし、「競争的な経済システム」の確立を進める構造改革路線を打ち出しています。問題は、こういう路線がリストラ、中小企業の倒産、長時間労働につな

がるということが懸念されます。

NTTでは、早速、新たに6万人のリストラ計画を立てています。今でも、労働者は、残業の上にサービス残業で過酷な労働を強いられています。小樽でも、既に、昨年12月、小樽営業所が閉鎖になり、職員も半分に減り、小樽経済に与える影響も大きいものがあります。今、IT機器の生産部門も厳しい情勢にあり、3月の日銀小樽支店の「金融経済概況」によると、電子部門の不採算製品の生産縮小やパソコン向けの需要減少で、企業の生産活動は前年割れとなっています。

また、総務省が発表した4月の労働力調査では、新規求人はいT関連の電気機器製造業で23.4%も減っています。1999年、旧通産省は、「IT革命がもたらす雇用構造の変化」で、今後5年間の雇用状況を予測しました。雇用は367万人増えるが、354万人も減り、わずか13万人しか増えない計算です。

しかし、完全失業者は、今年4月時点で348万人にもなっています。政府の進める構造改革路線では、新たに失業者が大幅に増えることが予想されます。政府は100万人のIT職業能力開発で雇用拡大を図ろうとしていますが、これでは、雇用の拡大どころか、逆に失業者が増えるばかりではないでしょうか。市長はどうお考えになりますか。

次に、中小企業支援の拡充についてお尋ねします。

IT革命は、流通機構にも大きな変化をもたらしています。電子商取引が進められておりますが、私の家にも大手通信販売業者から24時間受付のダイレクトメールが届いています。消費者にとっては便利ではありますが、地元の商店の売上げに影響があるのではないかと懸念されます。

現在、市が進めている商店街情報化推進支援事業の活用は、11年度4件、12年度2件のみです。活用が少ない理由、また、IT革命で押し寄せる経済的影響から、中小商店をどのように守り、支援していくのか、伺います。

次は、電子自治体へ向けての課題です。

小樽市も電子自治体へ向けて動き出していますが、先進の自治体では、官庁や企業のホームページが乗っ取られたり、不正に書きかえられるという犯罪も起きています。小樽市においても、個人情報保護を含め、セキュリティは守られるのか、伺います。

また、職員に対しては、コンピュータで事務の効率化が図られる反面、職員採用の抑制や高齢職員のストレスにつながるおそれはないのか、伺います。

また、今後、市が市民生活向上に役に立つどんな施策を進めるのか、お示ください。

次に、障害のある方に対する支援についてです。

IT情報通信技術講習会の第1回目は、定員を大幅に上回る応募があり、関心の高さが伺えます。旧郵政省による調査では、障害のある方がインターネット等の利用で「生活がよい方向に変わった」と言う人は90%もいます。市主催の講習会に障害のある方がもっと安心して受講できるよう、受講者の拡大とサポート体制をつくるべきではないでしょうか。

この項の最後に、議案第1号補正予算の教育にかかわってお聞きします。

市内の中学校にもいよいよ教育用コンピュータが配置されますが、7年間、同一機種となると、時代に合わないものにはなりません。また、メル友殺人が起き、子供たちも、ITの便利さの反面、怖さを知ったと思います。単にITを使いこなす能力開発の教育だけではなく、この時代を生きていく上での基本的知識の習得、社会的モラルを育てる教育が大切だと思いますが、いかがですか。

次は、青年の雇用対策について質問いたします。

若い世代の雇用と労働をめぐる状況は、極めて深刻です。全国での青年の失業率は約10%、全世代平均の2倍以上です。15歳～24歳の失業率は、1990年の4.3%から99年には9.1%に上昇しています。大学生は、大学に入ったときから、一番の悩みは就職問題で、4年生になったら就職活動でゼミも成立しないほどだと聞きます。それでも、卒業イコール失業と言われるぐらい、働く場がありません。就職しても、派遣社員、臨時、パートと不安定な雇用状態、いわゆるフリーターはこの10年間で2倍の150万人にもなっています。青年の5人に1人はフリーター、しかし、この人たちの67.5%は定職につきたいと望んでいます。民間でも公務員でも青年の雇用を大きく減らしてきたため、職場では若い人が足りません。このことは、10年、20年後の日本の産業、企業に活力がなくなり、経済も社会もだめになってしまうおそれがあります。また、就職難、低賃金、悪い労働条件は、若い人たちの自立を妨げ、晩婚化や非婚化、少子化の要因にもなっているのではないのでしょうか。高齢化が進む小樽市にとって、青年は宝物、青年が定着する施策が求められているではありませんか。

本市の15歳から29歳までの最近の人口動態を見ますと、平成11年4月末の2万8,719人が、13年は2万6,817人と、1,902人も減り、特に20歳から26歳の減少が目立ちます。高校生、短大、大学生の市内への就職状況を見ると、大学生は平成11年9.4%、12年6.7%、高校生は11年54.7%、12年46.3%で、平成元年以降、平成7年を除き、高校生の約半分、大学生の90%以上が市外に就職しています。

小樽市においては、人口対策として、若年人口の定着を課題としながら、10年以上も青年の雇用対策を怠ってきたではありませんか。雇用情勢が厳しい今、市が率先して雇用の拡大に乗り出すべきです。

第1に、市民の暮らしや福祉を増進させるという自治体の役割を果たす上でも、行政それぞれの分野で雇用拡大を図る。第2に、職員のリストラをやめて、国や市の配置基準に従って雇用拡大する。第3は、残業・サービス残業をやめて、雇用の拡大を図ることです。

介護保険制度開始1年、ヘルパー不足をどう解消しますか。増え続ける特養老人ホームの待機者をなくすため、施設の建設で若い人の雇用も増えるのではありませんか。保育士も、安心して保育するために配置基準の引き上げが必要です。市が積極的に福祉の充実をすることで雇用の拡大につながります。具体策をお示ください。

市の今年度の新規採用は、事務14人ほかで20人です。ほかに、看護婦は4月、5月で19人、消防職員は3年間採用はなく、20代は13.7%にすぎません。配置基準で見ると、病院では薬剤師は法定数より5人、看護婦は市の定員より10人、消防士は国の新基準より23人足りません。基準より低い職員配置は、市民の生命と安全を守る上で不安です。正規の配置基準に基づき、採用を増やすべきです。また、教員の本採用は、12年で6人、13年7人で、20代の先生はわずか1割です。教育の活性化のためにも、若い先生が必要です。行き届いた教育をするためにも、30人学級の実現を国や道に強く要望するとともに、市独自に対策を立てるべきですが、いかがですか。

次に、残業・サービス残業に関してお伺いします。

市の平成11年度の時間外勤務は、総計22万8,768時間、金額にして約6億3,000万円です。行革の基準の平均給与でも、新たに74人の採用ができます。また、サービス残業、早朝出勤も目にしていますが、実態を把握していますか。そもそも、サービス残業は労働基準法に違反するものです。厚生労働省も、ようやくサービス残業解消に向けて通達を出しました。「仕事がない」、「定職につきたい」という青年の切実な要求にこたえるためにも、サービス残業や早朝出勤をやめ、雇用の拡大を図るべきです。いかがですか。

次に、介護保険制度について質問いたします。

今議会でようやく第1号被保険者の保険料の減免制度が提案され、市民の運動が一步前進しました。減免対象者は、第1段階1,628人のうち、生活保護を除く139人の8割で110人、第2段階1万5,013人の2割で3,000人、いずれも生活保護基準以下の人に限られています。

しかし、実際には、高齢になると病院にかかっている人も多く、老人医療費の改悪で生活が大変になっています。それなのに、保険料は10月から2倍になり、負担は大きくなるばかり、不安も募ります。減免対象者を生活の実態に合わせて広げるべきではありませんか。

我が党は、かねてより、保険料と利用料の減免は住民税非課税の第3段階までを提案してきました。市長は他市の状況を見て考えたいと答弁してきましたが、今回、利用料の軽減を見送った理由をお聞かせください。

4月1日現在、自治体独自の利用料軽減をしているところでは、すべてのサービスに適用しているのは留萌市、斜里町、北村、特定のサービスは千歳、恵庭、石狩、稚内、苫小牧、帯広市など88自治体に上り、今年1月の時点よりさらに37自治体に広がっています。

「広報おたる」5月号で、「介護保険この1年」を報告しています。アンケート調査の中で、サービス利用量が増えた人は17.8%、減った人は6.9%です。また、3月末での各サービスの計画と実績では、訪問介護と通所サービスは、1月に比べると多くなっていますが、それでも目標に達していません。

このような事態は、利用料が問題なのではありませんか。デイサービスを楽しみにしているのに、利用料が高くなったため、週1回で我慢しているひとり暮らしの75歳の女性、デイケアのおふるを楽しみにしていた83歳のひとり暮らしの女性は、やはり、利用料が高く、利用をやめました。この方は、心臓が悪く、訪問看護を週1回、ヘルパーには週3回来てもらっています。デイケアのおふるをあきらめ、ニトロをなめながら、ヘルパーについてもらい、銭湯に通っているということです。

私たちは、こういう事例を以前から報告しているわけですが、特に、ひとり暮らしの高齢者にとって、仲間と触れ合うことが楽しみなのです。このような実態を市はどれだけ把握していますか。お答えください。

また、介護保険制度導入で福祉の後退があってよいのでしょうか。利用料の減免制度も早急につくるべきです。いかがですか。

次に、国保料の介護分保険料について伺います。

1定で、我が党は、国保料に上乘せされる介護分保険料を全額免除する予算修正案を提出しましたが、市民の要望にこたえるものだったと思います。6月になり、あちらこちらで、介護分保険料が高くなったため、国保料が高くなったと不満の声が聞こえていることから明らかです。

平成12年度の保険料の滞納者は、前年度に比べ、増える見込みとお聞きしています。特に、介護分の保険料も納めなければならない40歳から64歳までの方は、この分が高くなり、大変な思いをしているのではないのでしょうか。失業や倒産が増えている中、介護相当分の保険料の負担を軽減すべきです。いかがですか。

また、今後、毎年、介護分保険料が上がるとなると、加入者の負担が増し、同時に、収納率も下がることが予想されます。国に対し、予算を増額し、収納率によるペナルティ制度をやめるよう強く要望していくべきだと思います。いかがですか。

この項の最後に、特養老人ホームの基盤整備について伺います。

介護保険制度が始まって以来、待機者は増えるばかりです。12年3月末は372人だったのが、13年3月末には430人に増え、そのうち、在宅待機者は41人から99人にもなっていて、放置できない状態です。民間でも特

養ホーム建設を希望している事業者がいるのですから、道や国がハードルになっているのであれば、もっと積極的に働きかけるべきではないでしょうか。保険あって介護なしという事態を一刻も早くなくさなければならぬと思いますが、いかがですか。

次は、ごみ問題について質問します。

初めは、家電リサイクル法についてです。

4月から法が施行され、当初、我が党が指摘していた問題点が浮き彫りになってきました。

一つは、コスト負担の問題です。4月、市が処理した家電4品目の不法投棄は合計136台にも上っています。市の処理費用も既に予算の4分の1が支出されていますが、今後、さらに自治体負担が増えていくのではないのでしょうか。また、不法ではないにしても、会社の敷地内に、タイヤなどと一緒に古い家電が積まれ、美観を損ねているところもあります。

このような状況になっている原因は、廃棄する段階でお金を払うことに負担感が生じていることにあります。実際、大型冷蔵庫を買うと、リサイクル料金4,600円と収集運搬料がかかり、約七、八千円が消費者負担となります。小売店もまた、法施行により影響を受けています。収集運搬料は、家電販売店により設定が違い、大手ほど料金を安くしていて、その差は多くて約2,500円にもなります。ある小売店では、4月に売上げががたっと落ちたと話しています。収集運搬料の差が売上げに影響しているのは確かです。本州では、家電を安売りする大型店との競争で、廃棄料を消費者から受け取れず、不法投棄をして検挙された電器店主も出ました。消費者や小売店、自治体にも負担をかける一方で、メーカー側の回収責任がないのは矛盾ではないのでしょうか。

もう一つの問題は、有害物質による環境汚染のおそれです。

家電製品には、鉛、カドミウム、水銀、PCBなどの有害物質が含まれていますが、まだ対策が不十分です。家電リサイクルが環境汚染を招くということになりかねません。これらの問題点からも、家電リサイクル法は見直しをすべきだと考えますが、いかがですか。

欧州各国では、「製品のリサイクルにかかるコストも生産者に責任を持たせる」という「拡大生産者責任」の考え方に立って、メーカーに再商品化と回収・運搬の費用を負担させています。

日本共産党は、家電を含むリサイクル事業の改革について、「メーカーの責任で引き取り、リサイクルを行うよう義務付ける。消費者にリサイクル費用の一部を求める場合は、販売時にする。その費用の用途について徹底した情報公開をする。」などを提案しています。小樽市としても、生産者責任を明確にし、消費者や小売店が納得する制度の改善を国に求めるべきだと思いますが、いかがですか。

次に、「小樽市ゴミ広報」ナンバー33で、昨年7月から今年3月までの資源物収集実施によるごみ減量化と再資源化について報告がありました。燃やすごみは20%、燃やさないごみは25%減り、再資源化は689トンになっています。目標とそれに対する評価をお示しください。

我が党は、視察に行った水俣市や大井町など先進自治体の取組を紹介し、多分別収集、住民参加がごみ減量につながることを提案してきました。

本市でも、今年度4月から資源物収集を一部地域で月2回に拡大した結果、昨年と比べ2,375キログラム増え、回数と地区拡大が再資源化につながることを示しました。市長は、月2回の全世帯拡大はリサイクルセンターの1日4.8トンの処理能力では難しいと第1回定例会の我が党の質問に答弁しています。しかし、一部地域で取り組んだだけでごみ減量化に向かったのですから、やはり、多分別収集や全世帯への拡大などを本気で考えるべきです。いかがですか。

そのために、リサイクルセンターの規模、人員の拡大を図るべきです。いかがですか。

現在、新聞、段ボールは町内会やスポーツ団体など民間に任せていますが、地域によって取組方が違い、ごみになっているところもあります。資源物の回収団体は、12年度は308ですが、11年度は310で、少し減っています。小さな団体も多いようですが、これらの団体の励みになるよう、援助金の改善をしてはいかがでしょうか。

燃やさないごみは25%減ったと言いますが、家庭では依然として食品包装物が大量に出ます。これらの収集・埋立てにも限界があり、有毒ガスの発生などが心配されます。資源物にしても、燃やさないごみにしても、製造者に規制はなく、行政や住民が後始末をするのは本来矛盾したことです。ごみにならないように、事業者の設計・生産段階から規制し、企業責任を明確化するよう国に申し入れるべきです。いかがですか。

焼却場について質問します。

桃内の住民からは不満が噴出しています。「町内会をないがしろにしている」、「既に小樽市が広域化を承認・決定しているのは不満だ」、「ダイオキシンが心配」などなど。市長は、1定で、焼却施設の規模設定に当たっては、平成12年のごみ減量効果とリサイクル事業拡大によるごみ減量を見極めて、必要最小限度の処理施設の整備をすると答弁しています。12年度の燃やすごみは、前年比20%減量になっていますから、前述のように多分別収集などでさらに減量できるはずですが、まず、どこまでごみの減量をするのか、目標をお聞きします。

今、後志の他町村でもごみの減量に取り組んでいますから、広域化はそれに逆行するものです。広域化でなければ補助金を出さないという制度にこそ、問題があるのではありませんか。

まず、ごみは燃やさないことを前提に、我が党が再三主張しているように、市単独で、必要最小限に、場所の選定も含め考え直すべきですが、いかがですか。

次は、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書について質問をします。

政府が「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書を合格させたことに対し、内外で厳しい批判が広がっています。韓国も中国も、この教科書を合格させないよう、日本政府に再三求めていました。韓国国会は、歴史歪曲中止の決議をし、4月にはソウル市民が日本製品を燃やして抗議するなどの事態も起きています。中国外相は、「日本が過去の侵略の歴史を正しく認識し、正しく向き合うことができるかどうか、実際の行動でアジア各国の信頼を得ることができるかどうか、合格した場合、両国関係の基礎が危うくなる」と強く抗議していました。

国内では、日本の歴史学・歴史教育関係者が「史実をゆがめる教科書に歴史教育をゆだねることはできない」と多くの賛同署名を集めたのをはじめ、日本科学者会議、日本青年団体協議会、歴史関係8学会等、さまざまな団体が次々と抗議の声明を出しました。大江健三郎氏、三木元首相夫人、学者、宗教関係者17人が、「アジアに損害と苦痛を与えた認識も反省の姿勢も見られない、教科書として認められるものではない」とし、後日、再び、あいまい、不誠実な修正の教科書を合格しないことを要求する声明を出しています。また、日本の7人の歴史学者は、年代、地図の間違いも含め、51カ所の修正を文部科学相に出しました。その後、韓国や中国が再び修正を要求しています。

このような批判が広がっている最大の問題は、日本が行った侵略戦争と植民地支配を反省しないだけでなく、太平洋戦争がアジアの独立をもたらしたと美化していることです。私もこの教科書を読みましたが、太平洋戦争を肯定し、美化する内容だと思います。特攻隊や沖縄の鉄血勤皇隊、ひめゆり部隊、学徒出陣を引合いにし、「祖国のために」「少年少女まで勇敢に戦った」など正義の戦争だったという印象を与え、子供や若者たちを犠

牲にした責任と反省は見られません。

また、現在、訴訟まで起きている中国人や朝鮮人の強制連行、従軍慰安婦問題、731細菌部隊、無抵抗の村人全員を焼討ちにした平頂山事件などなど、大量の中国人を虐殺した加害行為の記述はなく、南京事件も正しくありません。また、明治以来、日本が韓国へ侵略し、軍事的脅迫、暴虐の限りを尽くして韓国を併合、3・1独立運動で立ち上がった学生などへの弾圧、虐殺を繰り返し、植民地支配ではかり知れない苦しみを朝鮮人に与えたということに対しても記述がありません。

教育長もお読みになったと思いますが、見解はいかがですか。

仁木町では、今年も6月17日に中国人殉難者の慰霊祭が行われます。北海道にも1万6,282人の中国人が強制連行され、過酷な労働、非人間的扱いで3,047名が死亡しています。私は、2年前の慰霊祭で、1944年、山東省の自宅前で日本軍の劳工狩りによって北海道に強制連行された劉連仁さんに会いました。過酷な労働とひどい仕打ちから脱走し、終戦も知らず、13年間も北海道の山野を穴から穴へと逃亡生活を続けたのです。現在、日本政府を相手に、強制労働に対する補償を求める訴訟を起こしています。長年の労苦が体をむしばみ、昨年、ついに亡くなりました。訴訟は息子さんが受け継いでいますが、「お金ではなく、日本政府に謝ってほしいのです」と、静かに、しかし、怒りを込めて話していた劉連仁さんの姿を忘れられません。私は、このような歴史の事実を中学や高校生のときに教えられなかったことを残念に思います。

大江健三郎氏は、3月15日の記者会見で、「次の世代は21世紀の国際関係の中で生きていかざるを得ない。事実を知らないと彼らはつらい目に遭う。国際社会で信頼を得て生きていくための知識と感受性を欠いた日本人を生み出す」と述べております。日本青年団協議会事務局長の市村聖治氏は、「私たちはアジアの青年と交流する中で、日本の青年が歴史をきちんと教えられていないことを痛感しています。認識の違いを残したままではアジアの人たちと仲よくなるのは難しい。大切なのは、事実をきちんと知ることだと思います」と述べています。

子供たちには真実を教えるべきではないでしょうか。教科書採択の最終判断は教育委員会です。つくる会の歴史教科書は採択すべきではないと考えますが、いかがですか。

また、つくる会の公民の教科書は、憲法の理念に反する記述や、国民世論に逆行する記述が多々あります。天皇が今でも元首であるような記述、基本的人権は国益、国家秩序で幾らでも制限できると主張しています。自衛隊を前面に出し、「位置付けが不明確なら憲法の規定を変えるべき」と「9条改正」の立場を強調し、核兵器廃絶を否定する記述など、平和を求める国民の願いを逆なでするものです。このような教科書は「公民」としてふさわしくないではありませんか。歴史教科書同様、採択すべきではないと考えます。いかがですか。

最後に、小樽商工信用組合についてお尋ねします。

新聞では、小樽商工信用組合は、2001年3月期決算で40億円の債務超過が明らかになり、自主再建を断念したと報道されましたが、また、13日の記者会見では、自主再建と新たな信組への営業譲渡の両面から地域に支援を求めていくという報道がありました。一方で、既存機関への譲渡はしないと報道されています。市で把握していることがあれば、お知らせください。

小樽商工信組は、市内の自営業者や零細企業に対し、銀行や他の金融機関では融資をしてもらえないときでも融資をして営業を助けてきました。小樽経済を支えてきたと言っても過言ではないでしょう。小樽市にとってまた一つ憂慮する問題が起きましたが、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

以上、再質問を留保し、終わります。(拍手)

**議長（松田日出男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

**市長（山田勝麿）** 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小泉政権に関連して何点かご質問がありました。

まず、経済政策についてであります。経済財政諮問会議から、6月の下旬に、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」、いわゆる「骨太の方針」が示されると報道されています。現段階では、その基本方針の原案や素案を基に論評されているものと認識しておりますが、最終方針が日本経済の再生につながるものとなるよう期待をいたしております。

次に、景気回復についてであります。長引く経済不況からの脱却こそ、「国民の願い」であり、小泉首相も所信表明で再重要課題は「経済の立直し」と強調しております。私といたしましても、一日も早い景気回復を望んでおります。

次に、日本共産党の提案についてであります。十分勉強をしておりませんので、コメントは差し控えさせていただきます。

次に、地方交付税の削減についてであります。地方交付税は、地方の財源を均衡化し、地方行政の計画的な運営を国が制度的に保障するために交付されるもので、現在では地方自治体にとって基幹的な収入となっております。

今、地方の財政状況は、税収が伸び悩む中、減税や景気対策としての公共事業実施に伴う公債費負担の増加などで大きく悪化してきており、このような中での地方交付税の削減は、制度上からも到底容認できるものではありません。先日の全国市長会でも、「地方交付税の減額は絶対に行わないこと」と決議をし、国に対して要請しているところであります。今後とも、推移を見ながら、各自治体も足並みをそろえて、適宜、要請していきたいと考えております。

次に、平和と憲法についてであります。集団的自衛権について今国会等において議論されておりますが、私としましては、市民の安全を守り、小樽港の商業港としての発展を目指す立場から、今まで同様、恒久平和を願っており、国政の場において慎重に議論されるよう期待いたしております。

次に、小樽市税条例の一部を改正する条例案についてのご質問であります。まず、商品先物取引に係る所得に対する個人住民税が分離課税となることによる小樽市の税収への影響については、従来、商品先物取引に係る所得の個人住民税は総合課税であったため、納税者個々の所得状況についての把握は困難でありますので、今回の改正における小樽市の税収への影響の算出は難しいものと考えております。

また、国への要求であります。この申告分離課税制度の創設は、個々の投資家の商品先物市場への参加を通じて市場の活性化を図り、ひいては、法人関係者など幅広い投資家の参加を促していくことを目指して改正したものであり、税制面からも支援する観点から国において創設されたものと認識しておりますので、現段階で見直し要求は考えておりません。

次に、ITに関して何点かお尋ねがありました。

まず、国の構造改革路線についてであります。IT化の進展による業務の効率化に伴う企業規模の縮小や、あるいは、組織替え等により、一部には雇用の減少、特にIT化への対応が困難とされる中高年齢層の雇用へ

の影響が懸念されます。

しかし、一方、国は、本年5月、職業能力開発促進法に基づき、基本計画を定め、IT化の進展に対応した実務的な技能習得や高度な技能水準に応じた訓練など、労働者の能力開発を進めることとしており、特に医療・福祉関係の新規・成長分野を支える人材の育成、確保を推進していくとのでありますので、今後、就業者が増加するものと期待いたしております。

次に、商店街情報化推進支援事業についてであります。既に、商店街8カ所と市場1カ所が市の支援制度を活用し独自のホームページを開設しておりますが、開設以来、ある程度のアクセスもあり、PR効果があったものと聞いております。

しかし、商品の競争力の問題などから、現時点では、直接、売上増に結びつくような状況になっていない面も見受けられます。

なお、中小商店への支援等については、今年度、新たなホームページの開設や空き店舗情報の公開などが予定されておりますので、これらの支援を行うとともに、既存のホームページのグレードアップや複合型カードシステムの導入など、地元商店街のIT化が促進されるよう積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、電子自治体に関連して何点かご質問がありました。

まず、個人情報の保護を含め、セキュリティの問題についてであります。これまでも、市民のプライバシー保護については、その取扱いについて十分に注意を払ってきたところです。今後、電子申請や届出など、インターネットを利用した電子データのやりとりを安心して行うためには、より一層の安全対策を講じてゆかなければならないものと考えております。

ウイルス対策などの技術的安全性や職員に対する意識教育などの人的安全性を含めて、電子自治体のシステム運用について安全確保に努めるとともに、定期的な検証や見直しを行い、市民の個人情報保護について万全の対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、電子自治体の推進による職員採用の抑制などのお尋ねであります。電子自治体のシステム構築は、ITを活用した市民サービスの向上を目指したものであり、そのことが、即、職員採用の抑制を目的としたものではないと考えております。

また、電子自治体は、単にITを導入したからできるものではなく、これまでの慣習やルールにとらわれることなく、事務事業一つ一つについて改善をしていく地道な作業が必要であり、さまざまな経験を有する職員が役職や責任の重さにかかわらず積極的に取り組み、その積み重ねが重要であると認識しております。

しかし、そのことが高齢職員のストレスにつながるものではないと思っております。

また、今後、市が進める施策についてですが、現在、住民基本台帳ネットワークシステムに取り組んでいるほか、ホームページの充実による市政情報提供の推進や保健・医療・福祉の各分野が連携し市民へ情報提供するシステムなど、総合行政ネットワークの構築を図り、情報化社会に対応したサービスシステムづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、IT講習会に関して、障害のある方への受講支援についてですが、聴覚に障害のある方につきましては、第1期目より、一般の受講者と同じ会場で手話通訳をつけて受講していただいております。また、視覚に障害のある方につきましては、2期目以降、現在、総合福祉センターにあるパソコン3台を活用して、音声ソフトの導入や専任の講師を配置して受講できるよう準備を進めております。

なお、肢体に障害のある方につきましては、一般と同じ会場で受講していただくこととなりますが、その際、

サポートが必要な方にはそれぞれ対応してまいりたいと考えております。

次に、青年の雇用対策についてのお尋ねであります。若年者の定着、雇用対策につきましては、平成8年に小樽市雇用促進協会から出された「若年労働者地元定着についての報告書」の提言を基に、就職機会の拡充の具体的施策として、インターンシップや企業見学会、しごと説明会などを行ってきております。また、地元企業が若年者にとって魅力ある企業となるように、雇用条件の改善や職場環境の整備促進を図るための助成制度の活用を推進してきております。

次に、福祉の充実による雇用拡大についてであります。市におきましても、保育所では、延長保育や定員の拡大、子育て支援センターの開設などにより保育士を増員したほか、介護保険では、福祉法人や民間による老健施設、痴呆性高齢者用グループホームの開設、ホームヘルプサービス事業への新たな参入などにより、雇用の拡大が図られてきたところであります。

今後とも、市民ニーズの変化や需要の高まりによって福祉サービスの充実が図られ、雇用の拡大につながってくるものと考えております。

次に、配置基準に基づく職員の採用についてであります。まず、病院におきましては、現在、厳しい経営状況にあり、新築に向け、収入の増加、経費の節減、収支の均衡を図るよう努めているところであります。

ご指摘の職員の不足につきましては、さまざまな工夫を行い、患者へのサービスの低下や病院経営に支障のないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、消防力の基準の運用につきましては、国の基準を基に、市町村の地域の実情や諸事情を勘案し、みずから決定し、整備していくものであり、現在進めている消防署所の適正配置計画の策定の中で人員の過不足を判断してまいりたいと考えております。

次に、早朝出勤を含めた時間外勤務の実態についてであります。職員1人ひとりの出勤時間や退庁時間は業務の内容などによりさまざまな状況にありますが、必要な時間外勤務については、所属長の命令により実施しているものと考えております。また、時間外勤務については、突発的あるいは短期的に集中する業務などに対して行われており、そのためには、長年の経験や専門性も要求されることから、時間外勤務を解消して、それを新たな雇用に結びつけることは困難なものと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありましたが、最初に、保険料の減免対象者の拡大についてであります。保険料は負担がそれほど重くならないように所得に応じた5段階となっております。今回の措置は、被保険者個々に判断し、保険料の納付が困難な生活保護基準以下の第1段階、第2段階の人の保険料負担を軽減するため減免しようとするものであります。対象者の拡大は、次期保険料を引き上げる要素ともなりますので、現時点ではこれ以上の拡大は考えておりません。

なお、全国市長会を通じて、低所得者対策について、国の制度として総合的な対策を講じるよう要請しているところであります。

次に、利用料の軽減についてであります。道内の10万人以上の市の中で利用料の独自減免を実施している3市については、いずれも保険給付費が計画を下回っているところであります。当市におきましては、保険給付費が計画を大幅に上回っており、次期保険料に影響を与えることが予想されます。したがって、さらに保険料に影響を与える要素となります利用料の軽減につきましては、もう少し、利用状況等、推移を見極める必要があるものと考えております。

次に、介護保険の導入に伴うサービス量についてであります。計画の目標量に達していない大きな要因と

しましては、施設サービス利用者が計画より約210人ほど増えており、在宅サービスを利用すると見込んでいた介護度の重い人が在宅サービスから施設サービスに移行していることにあると考えております。また、アンケート調査によりますと、約85%の人は、サービス量が同じか、増えていると答えておりますので、必ずしも利用料が問題とは考えておりません。

次に、サービスの利用実態についてであります。個々の実態につきましては具体的に把握しておりませんが、一部には利用料負担から利用を控えるケースもあると聞いております。

また、利用料の減免についてであります。先ほどお答えしましたとおり、保健給付費が計画を大幅に上回っておりますし、介護保険導入に伴い、介護サービスの利用者数、利用量ともに拡大しているところであり、次期保険料に影響を与える要素となりますので、もう少し利用状況等を見極める必要があると考えております。

次に、国保における介護分保険料の負担軽減についてであります。確かに、40歳から64歳までの方の保険料は、介護分が上乘せされておりますので、負担感をお持ちの方がおられることは認識しております。したがって、保険者といましては、昨年に引き続き、国から交付される収納対策給付金のうち、2,300万円をその軽減に充てたところであります。また、低所得者にかかる保険料の法定軽減措置や所得激減世帯等に対する減免措置については、医療分と全く同様の適用がされております。

なお、13年度は、介護分の保険料は増額となりましたが、医療分の保険料が下がったため、介護2号被保険者のいる世帯の1人当たりの保険料は昨年度に比べ減少しております。したがって、これ以上の負担軽減をすることは、医療給付費や老人保健拠出金等の負担が増え続け、厳しい財政状況にある中では極めて難しいものと考えております。

次に、財政支援措置の強化と収納率によるペナルティ措置の廃止についての国への要望についてであります。これまでも、国保財政の安定的運営のための十分な財政支援措置や、介護分保険料の上乗せによる影響等を踏まえた保険料収納割合による普通調整交付金のペナルティ措置の緩和等について、全国市長会や国保中央会等の関係団体を通じて国に要望しておりますが、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの整備についてであります。市内での設置の希望を道に強く要請してきたところでありますが、当面、後志管内の未設置の町村を優先的に整備することとなったところであります。

市といましては、待機状況から見て、次期計画の見直しにおいては、最優先で整備させていただくよう改めて要請しており、設置に向け、今後も努力してまいりたいと考えております。

次に、ごみ問題について何点かのお尋ねがありました。

初めに、家電リサイクル法についてであります。家電メーカーの責務については、指定引取場所の設置とリサイクルプラントの建設、引取商品のリサイクルであり、回収につきましては、メーカーの自主回収ではなく、従来の家電製品の流通を生かし、小売店による回収となっております。

また、家電製品に含まれます有害物質につきましては、メーカーの意識改革が進み、廃家電を破碎後、素材ごとに分類し再生するのではなく、リサイクルしやすい製品や部品、素材をそのまま再使用する製品等が開発されますと、製造の過程で、使用する有害物質の発生が抑制されると期待しております。

しかしながら、製造業者に対する自主回収の促進やリサイクル料金の前払い制、不法投棄の自治体負担のあり方など、問題点について速やかに改善されるよう、全国市長会としても国に要望しているところであります。

次に、ごみの減量と再資源化についてであります。平成12年度の資源物分別収集の目標は900トンでありましたが、実績は689トンという結果になったところであります。これは、分別収集された資源物のうち、ペ

ットボトルの割合が増加し、重量が減少したものであります。

次に、リサイクルセンターについてであります。ご承知のように、現在のリサイクルセンターの処理能力は1日当たり4.8トンであり、本年4月からこの能力に合わせた資源物の分別収集拡大を実施したところであります。

さらに、分別収集を拡大することは現状では難しいため、現在、建設を予定している新ごみ焼却場建設に合わせてリサイクル処理施設の建設も計画しておりますので、施設の整備に合わせて全市における収集回数についても検討してまいりたいと考えております。

次に、資源物の回収団体への支援についてであります。地域の自主的なリサイクルへの取組である集団資源回収を積極的に支援するため、平成3年度から回収団体に奨励金を、平成6年度より回収業者に助成金を交付してきております。昨年7月に全市で資源物分別収集を実施した際に、奨励金の単価も1キログラム当たり4円から5円に引き上げたところでありますので、今後の回収状況の推移を見ていきたいと考えております。

次に、食品包装物の製造者などの企業責任についてであります。昨今の大型スーパー、コンビニ等の包装形態は、プラスチック類の増加の傾向が著しく、ごみの減量化にも影響がありますことから、全国市長会において、「生産段階で円滑なリサイクルの実現のための必要な措置を講じること」を決議し、国に要望しているところであります。

次に、焼却施設に関してのごみの減量の目標についてであります。焼却施設の建設に当たっては、供用開始から5年後のごみ排出量、減量、資源化量を推計し、焼却処理計画量を算出し、施設規模を設定することになっております。平成12年度は、ごみ袋の透明化や事業系ごみの有料化などにより、ごみ搬入量が大きく減少しております。今後は、循環型社会形成に向けた資源化する品目の増などによりごみ減量が見込まれますので、その推移を見ていきたいと考えております。

次に、ごみの焼却処理についてであります。国は、一般廃棄物焼却処理施設からのダイオキシン排出量を抑制するため、ごみ焼却処理は24時間連続焼却する施設によることとし、排出ごみ量が少ない自治体は、広域で処理することを基本方針としたものであります。道は、国の方針に基づき、北海道の広域化計画を定め、北後志6市町村を一つのブロックとして位置付けておりますことや、広域化計画に定められていることが施設建設に対する国庫補助採択の条件となっていることから、単独処理は難しいと考えております。

また、建設場所については、小樽市のごみが80%以上を占めることなどから、桃内廃棄物処理センター敷地内を建設第1候補地として、現在、地元町内会の方々と協議しているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、小樽商工信用組合について何点かお尋ねがありました。

まず、現状把握と今後の対応についてであります。今回の新聞報道に関して現状を報告したいという申出があり、6月13日に理事長にお会いしたところであります。その際、理事長からは、自主再建と新たな金融機関の設立について検討しており、組合員に迷惑をかけない一番よい方法について模索している段階であるとお聞きいたしました。さらに、2001年3月期の決算状況について、40億円強の債務超過になっていることや、自己資本比率を4%以上にするためには約57億円程度の増資等が必要であるとのことであります。

今後の対応につきましては、このたび、「庁内金融対策連絡会議」を立ち上げて情報収集を行っておりますが、今後、組合の最終方針が示されましたときには、それを踏まえて関係機関・団体とも連携して対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 教育長。

**教育長(石田昌敏)** 新谷議員のご質問にお答えします。

まず、中学校の教育用コンピュータの整備についてであります。平成14年度から新学習指導要領に基づき、インターネットに接続できる機器を市債の導入により更新を検討しているところです。導入する機器については、将来の授業に向けて支障が生じないような性能のよいものを配置したいと考えております。

次に、情報化の進展と学校教育とのかかわりについてですが、あふれる情報の中で子供たちが不要な情報に惑わされることなく、情報が社会生活の中で果たしている役割や影響を理解し、情報に対する責任について考える態度を育てることが大切であります。

教育委員会といたしましては、中学校の教育課程、年間指導計画の基底、「技術・家庭科」におきまして、情報基礎の領域で「健全な情報社会を維持するためのルール」などについて指導するよう定めており、各学校におきましては、基底に基づき個人情報や著作権の保護等を教育内容とする教育課程が編成、実施されているところでございます。次年度から全面実施されます新しい学習指導要領の技術・家庭科においては、これまでの基底に基づく指導に加え、インターネットの例や健康についての配慮などについても考えさせることとなっております。

次に、青年の雇用対策についてですが、児童・生徒の減少に伴う教員採用枠の減少により、若い教員の採用は難しい状況にありますが、教育の活性化を図る上からも若い教員の確保は必要であると考えており、毎年度、数名ではありますが、その確保に努めているところであります。

なお、30人学級については、今年度からスタートした第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が、少人数による授業など、きめ細かな指導を行う学校の具体的な取組に対する支援をしながら、教員1人当たりの児童・生徒数を欧米並みの水準に改善しようとするものになっておりますので、第7次定数改善計画の一層の充実に要望してまいりたいと考えております。

次に、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書についてですが、教科書の検定は法令に基づく国の権限に属する事項であり、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の確保などの観点から行われており、教科用図書検定基準に基づき、教科用図書検定調査審議会の審議を経て適切に行われたものと理解しております。

次に、歴史教育についてですが、新しい学習指導要領の中学校社会、歴史的視野の目標には、歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心を持たせ、国際協調の精神を養うとあります。これらの学習指導要領の目標に従い、歴史の指導が各学校で適切に扱われるよう配慮してまいりたいと考えております。

最後に、「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史と公民の採択についてですが、現在、教育委員会の諮問機関である小樽市教科用図書選定委員会において調査研究が行われているところであり、教科用図書選定委員会の報告を待っている段階であります。今後、その調査研究の報告を受け、教育委員会として採択教科書を決定いたしたいと考えております。

以上であります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長（松田日出男）** 11番、新谷とし議員。

**11番（新谷とし議員）** 再質問をします。

まず、小樽商工信用組合の問題からですけれども、答弁を聞いていたのですが、まだ関係者の不安や疑問が解明されておりません。組合員数1万2,971人、事業者は約7,700です。この数から言いますと、ほとんどの事業者が入っていると思うのですが、預金量は約451億円、貸出金は372億円とのことですが、組合員にとっては今後どうなるかということが本当に大きな不安なのです。市として、もっと積極的にアプローチして、実態を把握して、不安や疑問に答えるべきだと思うのです。

それと、信組が小樽市に積極的に説明しないというようなことですが、小樽市は、資金基金、制度融資預託金、企業会計資金運用、市の関係団体の資金運用など、合わせて11億2,153万8,000円を預けています。来年4月からペイオフが解禁になりますけれども、仮に不幸にして破綻した場合、小樽市は被害をこうむることはないのか、こういう心配もあると思うのですが、いかがでしょうか。

それから、青年の雇用対策ですが、何か、聞いていましたら全く具体的でないというふうに思います。小樽の経済だけでは対応しきれない全国的な不況があり、雇用状況は大変だと思います。けれども、これまで11年間も、高校生の半分、また大学生の90%が市外に就職しているのを重く受けとめるべきだと思います。

平成8年3月、ナンバー571ですが、その広報では、「21世紀に羽ばたく新しい小樽のまちづくり」として、「築港再開発で若年層を中心とした新しい雇用の場の創出、人口の定着と増加を目指す」と言っていました。

しかし、多大な税金を投入しても、企業誘致しても、若年層は小樽には定着しない。やはり、地元企業支援策を充実したり、地場産業を育成して後継者には助成する施策など、青年が働いて自立できる支援策が要と思うのです。そして、何よりも、市が率先して雇用拡大に乗り出してほしいと思います。

先ほどは、サービス残業のことで、上司の命令でされている、残業しているのだということを言っていましたけれども、私たちも、遅くまで残ったり、朝早く出かけたりしていますが、たびたび、職員の皆さんが、守衛室の前のノートに名前を書き入れ、きょうは遅くまでかかりますというふうに言っていたり、それから、出勤時の1時間前には、もうパンをかじりながら裏口から駆け込んでいる職員の姿も見ています。

まず、サービス残業自体が労働基準法違反だということを先ほど申し上げましたけれども、この実態をどれだけつかんでいるかということが問題だと思うのです。この実態をつかむことから始めて、そして、青年が本当に仕事を欲しいと言っているときに、市が率先してその道を解決すべきだと思うのです。

そして次は、介護保険制度のことで。

保険料については、ほかの保険料が値上がりになるから考えられないというふうに言っていますが、介護保険制度の理念そのものからやっぱり考え直す必要があると思うのです。例えば、70歳の方ですが、年金が月約12万5,000円です。第2段階ですが、脳静脈瘤で、週2回、第二病院にかかって、病院代が月5,000円、家賃3万5,000円、タクシー代ともろもろの生活費がかかります。そして、お年を召しておりますので、つきあいもあります。特に香典なんかは、月3回になりますと、食べるものを削っていると言うのです。やっぱり、こういうことは介護保険制度の理念にかかわることですから、お金がないというのであれば、市全体の財政の見直しをして、私たちはいつも言っています、石狩湾新港に多額のお金を出して、市税収入は約半分ですから、そういうものを見直すとか、そうしてやるべきだと思います。

それから、利用料についてもそうです。先ほど利用が増えているという報告がありましたけれども、それは

利用している人であって、利用できないという人たちもいるのですよ。やっぱり、ここを見るべきだと思うのです。そして、利用している人でも、利用回数を減らしたという人が7%いるわけですから、ここの実態をしっかり調べて、利用料の減免制度をつくっていくべきだと思うのです。

それから、ごみの問題ですけれども、相変わらず同じようなお答えですが、まず、燃やさないごみをどうやって削減するか、そして、燃やさないごみをどうやって多くしていくかということを前提に考えなければいけないと思うのです。確かに、新しい焼却場にはリサイクルセンターをつくるからいいのだというお考えかもしれませんが、焼却の前に燃やさないいろいろなやり方がありますね。そういうことをもっと市民に周知徹底させるとか、講習会を開くとか、いろいろなことで実現可能だと思うのです。ですから、燃やさないということを前提に考えていくべきだと思うのです。

それから、桃内の住民とはどこまでお話が進んでいるのか、お聞かせください。

**議長（松田日出男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 市長。

**市長（山田勝廣）** 何点かご質問がございましたけれども、初めの商工信用組合の関係でございますが、先般お会いしたときには、まだ最終方針が決まっていないのだと。今、近々に、商工信用組合として方針を出すので、その時点でまた、改めてお願いすべきことはお願いしたいということでございますので、また、もう少し時間をいただければと思います。

それから、雇用対策の問題でございますけれども、これは、今お話がありましたように、本当に重要な課題だと思っております。従来から、要するに雇用主の皆さんに、ぜひ地元の皆さん、地元の若年者、新卒者を雇用してほしいという願いを何回もしているわけですが、それは雇用する側の都合もあるわけですし、なかなか一朝一夕にすべて行かないというものもあります。それから、やはり、雇用の場が少ないという問題も確かにあると思います。そのために、新卒者の5割ぐらいは市外に出ていってしまうということで、また、人口減少の問題もあるわけです。ですから、地場産業の振興といいますか、体力をつけてもらう、その施策がこれからは大事だというふうに思っております。今、その面での対策についていろいろと検討しているという状況でございます。

それから、サービス残業の関係ですけれども、実態をつかめという話ですが、市役所の場合ですと、残業をする場合には、上司の超過勤務命令といいますか、これをもらってやっているわけですから、そういったサービス残業については我々としてはないというふうに思っておりますので、その点はご理解願いたいと思います。

それから、介護保険の関係ですけれども、今回、減免の関係を提案させていただきましたが、これは、保険料が10月から今の倍になるという本来の形になるわけです。そのことで大変な方もいらっしゃるだろうという意味で、今回、減免の制度をつくらせてもらいました。

したがって、今、全国市長会でも低所得者対策について国に大きく要望しておりますので、今後そういった状況を見ながら、そしてまた、利用料の問題についてはまた、今後の推移を見ながらということで、今後の検討課題ということでご理解願いたいと思います。

それから、ごみの関係でございますが、桃内との関係は環境部長からお答えしますが、ごみの減量ということは非常に大事なことです。これにこれからどう取り組んでいくか。もちろん、早くリサイクルセンターができれば一番いいわけですが、それまでの問題もありますから、十分検討させてもら

いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 環境部長。

**環境部長(山下勝広)** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

桃内町会との話し合いはどこまで進んでいるのかというご質問でございますけれども、桃内町会では、3班に分けて新焼却場についてお話をしていたということは聞いています。ただ、その中身で、現在の桃内最終処分場の関係で、市の方と覆土についての認識が違うということがちょっと出てきましたので、今現在、その覆土についてのお話を進めているという段階でございます。今、覆土についてのお話をしておりますので、焼却場の問題については、一時ストップといえますか、凍結しているといえますか、行っていないという状況になっております。

以上です。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 11番、新谷とし議員。

**11番(新谷とし議員)** 再々質問をします。

サービス残業の実態をつかんでいないということは大変驚きでした。

確かに、予算の中で、残業をするというふうな決まりというか、そういうふうになっているんですけども、それでし切れない場合には、1回、守衛室のところで名前を書いて、そしてまた、仕事をしているのですよ。それがサービス残業ではないのでしょうか。このサービス残業が労働基準法違反ですから、市が率先してやっているようなものと同じだと思うのです。

ですから、もっともっと職員の実態を調べるべきだというふうに思うのです。

それから、焼却場のことですけれども、目標をはっきりしていないと思うのです。それで、この問題は、やっぱり、再三再四言っておりますけれども、どこまで燃やさないごみをつくるかということで、もっともっと積極策を示すべきだと思うのです。いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

**市長(山田勝廣)** サービス残業の関係は、総務部長からお答えします。

焼却場の問題で、燃やさないごみを増やせということでございますが、やはり、資源物の分別収集だと思えますけれども、そのことについては非常に重要な課題ですから、積極的に進めていきたいと思っておりますけれども、リサイクルセンター自体の容量がまだ足りないものですから、今後の状況も見て、新しくできるまでの間の状況をもう少し見て、必要な措置は考えなければならないというふうに思っていますので、もう少し時間を貸していただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 総務部長。

**総務部長(藤島 豊)** ただいまの時間外勤務の関係でございますけれども、先ほど市長から答弁がありましたとおり、所属長の勤務命令によって勤務をしているのが時間外勤務でございます。ですから、今、たまたま当直での時間の確認というか、名前を書いてというお話がありましたけれども、これにつきましては、庁内の警備の安全上といえますか、職員がいわゆる勤務時間外に出勤したり、あるいは、時間を過ぎて帰るときだ

とか、そういうときの職員が残っている状況だとか、そういうものの把握のために名前を書いて整理をしているわけでありまして、それは警備上の安全から図っているものでございます。

ですから、残業そのものの業務の内容については、命令をかけている以外については把握をしていないという意味でございます。

以上でございます。

**議長（松田日出男）** 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時19分**

**再開 午後 2時48分**

**議長（松田日出男）** 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 4番、大竹秀文議員。

（4番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

**4番（大竹秀文議員）** 小樽市という自治体を一般的な家庭に置きかえるとき、両親は行政と経済界であり、子供たちは市民であります。どの家庭も、豊かで安心できる楽しい毎日を通じたいものと願っております。お父さんは、毎日、仕事に出かけ、家族の幸せを願い、会社がもうかるように、そして楽しく過ごせるようにと、一生懸命働いております。会社には上司がおり、社長がおります。上司は北海道や国の出先機関であり、社長は政府ということも言えると思います。最近、会社では、年功序列ではなく、実力主義が導入されようとしており、お父さんもぼやぼやしていたら冷や飯を食うことになり、家族が路頭に迷うことにもなりかねません。そこでお父さんは、自分の能力を最大限発揮して、会社における存在感をアピールしなければならないことになりました。かといって、会社一辺倒で家族をないがしろにするようなことがあっては、家庭が崩壊してしまいます。

一方、お母さんの役目はどうしたらよいのでしょうか。お父さんが会社で仕事がしやすいように気を配り、いつも家庭の将来をみんなで話し合える場を設けたり、時にはアルバイトで臨時収入を得るなど、家庭全般に目配り、気配りをしなければなりません。豊かで安心できる楽しい家庭は、お父さん、お母さん、そして子供たちが一つになって協力し、役割分担を理解し合いながら実行することにあると言えます。

これらを念頭に置きながら、平成13年度第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

まず、行財政改革の取組についてお伺いいたします。

行財政改革が国、地方自治体を問わず声高に叫ばれ、いろいろな議論や取組がなされております。一方、地方分権一括法が施行され、時代変化や多様化する市民ニーズに対し、地域特性を生かしたきめ細かな対応ができるものと、市民は期待しております。

しかし、地方の時代を本当の意味で実現するためには、地方自治体とそこで生活する市民が一体となって議論し行動することが、今求められております。これは、今までのように、市民が行政にお願いすれば、あとは行政の責任でやってもらえるという仕組みではなく、市民と行政がともに汗を流し、信頼関係を築かなければ実現できないものと考えております。

市民サイドから言わせていただきますと、現行の事務執行のあり方を住民側がよしとする状態に近づける、わかりやすい政策体系の実現を求めています。そのためには、市民と行政ができるだけ情報を共有しながら、

議論し行動することが必要と思われれます。

そこで、行財政改革をパートナーである市民と行政の責任で実行するには、現状認識と将来展望がまず必要となりますので、何点かお尋ねいたします。

民間の企業会計で導入されているバランスシートを自治体会計に導入することや、企業会計で損益計算書に当たる会計期間中に発生した行政サービスにかかるすべての費用と税や料金収入の比較一覧表である行政コスト計算書の作成が行政改革に有効であると言われておりますが、これらに対する認識と現在の取組状況についてお示し願います。

事務事業評価委員会が設置されているようですが、委員構成やその目的、施策の状況、具体的事務事業にはどのようなものがあるのか、これまで開催された事案と評価のメリット、これからの検討課題も含めてお示しください。

地方自治体がISO9000、あるいは14000シリーズを導入するところが増えておりますが、小樽市も事務事業の効率化や周知徹底のために取り入れるべきだと考えますが、そのメリットをどのように評価しているのか、また、現在の取組状況と将来展望も含めてお示しください。

これからは、地方分権の名の下に、自治体の自主・自律が求められます。逼迫した財政を自主・自律の手法により緩和しなければならぬ現在、限られた財源である税金を有効運用し、増収につなげていかなければなりません。未収額を減らすのも一つの手だてではありますが、市税を投入する以上、費用対効果を精査し、市税収入の増加が図られる施策が必要となります。税の徴収は、本社設置自治体を中心に行われているのが現状だと思います。地方交付税の節減が現実味を帯びてきている現在、地元企業に体力を付けさせ、受注体制の強化を図り、経済波及効果が期待される発注体制を築くことも、一つの方法と考えられます。そのための手法として、どのような施策を取ることが有効とお考えになっているのか、お聞きいたします。

行政とは、一種のサービス業だと思います。市民と行政がパートナーシップを発揮しながら、地方の時代とともに築き上げていかなければなりません。そのためには、お互いの協力関係と役割分担を理解し合いながら、早急に確立し、実行しなければなりません。行政側は、多くの選択肢を提供しながら、市民サイドと議論し、理解し、責任を分担し合いながらサービスの向上に努める必要があると考えますが、現時点での具体的な取組と将来の取組姿勢をお示しください。

また、PFIの導入が他都市でも取り入れられはじめております。第三セクターと違い、契約条項が強化され、お互いのメリットとリスクが明示され、民間の資金、技術、創意工夫などを生かし、今まで行政が直接サービスを提供してきた分野に、低廉で良好な公共サービスを官民の適切な役割分担で行う手法だと理解しております。小樽市として、PFIが行財政改革に貢献する手段となり得るとお考えなのか、また、これからの取組についても、あわせてお聞きいたします。

次に、多目的なコミュニティ機能を持った町内会館の建設等についてでございます。

経済の発展は、豊かな生活をもたらした反面、核家族化や市民ニーズの多様化、価値観の違いが、身近な生活の場である地域社会の人間関係にも影響を及ぼしております。私たちが小さいときに耳にした、「おかげさま」「お互いさま」という地域の連帯意識も薄れてきておりますし、昨今の不幸な社会問題を起こす原因の一つにもなっているのではないのでしょうか。

少子高齢化、核家族化が進む中、地域の連帯感や生きがいをはぐくむコミュニティ活動の促進は今後ますます重要となってまいりますし、市民と行政が一体となった積極的な活動展開が強く望まれます。このためには、

その活動の拠点づくりを急がなければなりません。21世紀プランにも、コミュニティ活動の拠点づくりとして、コミュニティセンターの整備、学校施設の有効利用、町内会館の整備・拡充が挙げられています。

そこで、お尋ねいたしますが、既存のコミュニティセンターや他の公共施設などを利用したくとも、遠距離のため利用しづらい地域において、町内会館を建設する場合、当該町会が、集会室を中心とする会館から、さらに地域の要望の強いコミュニティ機能を持たせ、管理運営も町内みずから行うとした場合、会館建設に当たっては、従来の町内会館等建設助成金のほかに、特別の建設費支援措置をとることができないものでしょうか。そうすることによって、単一町会を超えた広い地域のコミュニティ施設の核となることもできますし、大規模なコミュニティ施設を建設するよりも、建設費及び維持管理の面でも有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点は、現在の町内会館等建設助成金制度は、平成4年度の改定以来、既に9年を経過しておりますが、助成金の改定についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、消防組織及び活動の現状と将来展望についてお伺いいたします。

市民の生命、財産を守るため、昼夜の別なく活動され、市民に安全と安らぎをもたらしてくれていることに、心より敬意を表し、感謝申し上げます。

小樽市の消防組織は、現在、276名の消防職員と541名の消防団員により構成されており、平成12年中の火災出動は80件、救急出動は5,135件、そのうち消防団の出動件数も、火災、災害を合わせて30件、延べ296人に及んでおります。小樽市の老年人口は平成13年4月末現在で23.75%となり、道内10万人以上の都市では1位となっており、高齢者の焼死者数や救急出動も増加しているのが現状であります。市民生活をより安全で安心できる体制に強化しなければならないのは、消防行政の責務であると考えております。

しかしながら、小樽市の財政状況は逼迫しており、効率的な消防財政の運用も、改善しなければならない時期に来ているものと思われまます。

そこで何点か、提案も交えて質問いたします。

まず、平成11年度の消防財政の現状についてであります。

消防に対して国から交付税として手当てされるものがありますが、小樽市の消防費の一般財源からの支出は、交付基準財政需要額に対してどの程度の比率になっているのか、また、他都市と比較して小樽市はどのような状況にあるのか、将来展望も含めてお尋ねいたします。

消防団員も、有事のときには第一線で消火活動ができるように、日ごろ、訓練に励んでおります。団員の方々からも、地域のため、筒先を持って消火活動をさせてほしいと聞いております。今後、消防団活動の一環として、消火活動に消防団をどのように生かし、連携しようとしているのか、また、現在配置されている18台のポンプ自動車のうち、何台かを消防団に運用させる場合、現状の消防力の低下を招かないのか。また、将来展望として、消防署所と消防車の理想的な配置計画も、あわせてお聞きいたします。

高齢化率が高い小樽市にとって、救急出動の需要はますます高くなることが予想されます。消防力の基準改正により、救急車の配置が人口5万人に1台から3万人に1台となりました。小樽市では、消防職員の救急救命士の育成に力を入れ、現在、11名の救急救命士がおります。救急隊員の育成にも努めていることは、先を見越した施策と評価されるものであります。

そこで、ポンプ自動車を消防団に運用させることにより、職員を増やさなくても救急車の増車ができると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

道内他都市の状況を見ますと、消防団が、小型動力ポンプのほかに、ポンプ自動車を運用しているところが多く見受けられます。しかし、ただ配置替えをすれば済むということにはなりません。消防署所と消防団の緊密な連携が欠かすことのできない条件となります。

そこで提案ですが、消防署所に消防団の詰所及び器具格納場所を併設し、日ごろの点検業務や消火活動の技術向上に役立ててはいかがなものでしょうか。消防署所の改築、統廃合に当たっても一考していただきたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、環境問題についてであります。

戦後の急速な高度成長は、我々の日常生活に豊かな富をもたらしましたが、豊かさを追求する余り、地球の恵みへの感謝を忘れ、大量生産・大量消費・大量廃棄が行われ、地球資源の枯渇、環境破壊、環境汚染などのさまざまな問題を引き起こしております。

今、我々に課せられた課題は、子供たちの歓声や小鳥のさえずり、私たちを取り巻く環境から光や風が消えてしまわないうちに、ちょっと立ちどまり、これまでの暮らしを見直し、限りある地球の資源と自然を次の世代に残していく施策を、早急につくり上げなければならないことだと思います。言い換えると、循環型社会を早期に実現することであります。そのためには、市民を含め、行政は、もっと全体をきちんと見詰め、適正な流れで廃棄物処理が行われているか、しっかり管理する必要があると思います。

小樽市では、昨年7月に桃内に埋立最終処分場が供用開始となりましたが、今年の3月末で、天神焼却場がダイオキシン基準強化等の対策上、閉鎖され、現在は燃えるごみも燃えないごみも合わせて埋立処分されているのが現状であります。ごみの排出量が減少しているとはいえ、約80億円をかけて建設された最終処分場の延命策が早期に解決しなければならぬ大きな問題として横たわっております。

問題解決の施策の一つとして、焼却場の早期建設が緊急の課題であります。これは、現在、北海道が策定したごみ処理構想に基づく広域化計画の中の北後志ブロック、1市・4町・1村に位置付けられております。ごみ焼却場建設に当たっては、現状と将来を見据えた長期的な機能と形態を備えたものでなければなりません。

そこで、何点かお尋ねいたします。

広域連合は、さまざまな広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限移譲の受入れ態勢を整備するため、平成7年6月から施行された制度と認識しております。北後志ブロックは、広域ごみ処理を行おうとしておりますが、一部事務組合形式と広域連合との主な相違点をお示しください。

循環型社会を構築するためには、ごみの資源化・リサイクルに積極的な取組が必要であります。コストや地球エネルギーの消費が予想以上にかかるのでは、焼却処分、又は埋立処分を選択しなければなりません。また、焼却熱を利用して発電等を考えるとき、熱効率やダイオキシン対策も考慮に入れなければなりません。目まぐるしい技術革新と市民ニーズの変化が予想される現在、新しい施設がどのような前処理を行い、廃棄物をどのようなシステムで燃やすことが将来の小樽市民にとってより効率的で実用的な方法と考えているのか、お示しください。

先月、最終処分場を見学させていただきました。

パッカー車からごみが投下されると、物すごい数のカモメが群がって、えさのとり合いを演じておりました。焼却場が完成すると、全量が焼却処分されることにより、えさとなる生ごみがなくなるはずですが、燃えないごみの中にも、えさとなるものが混入するおそれがあります。

そこで、最終処分場で埋立処分をするのは、焼却灰のみにする全量焼却を考えてはいかがでしょうか。

加えて、新しい焼却施設の選択肢の一つとして、最終焼却場の延命策にもつながる手法として、2000年7月から埋立処分してきたごみと覆土も一緒に焼却処分できる機能と設備を持った焼却施設は現在ないのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

一般廃棄物と産業廃棄物を同時に焼却処分する施設を自治体が建設するとき、補助行政上、複雑になるのはわかりますが、保健所設置政令都市の小樽では可能だと考えます。産廃の廃プラや木くず等の燃える廃棄物を抽出して選別し焼却処分することにより、産業廃棄物の最終処分場の延命策につながるものと思います。検討してみたいかがでしょうか。

焼却場や破碎施設、リサイクルセンターなどの建設、管理運営には、多額の投資が必要となります。小樽市財政が逼迫している現在、民間活力を導入して、建設や管理運営などにPFI方式を導入してはいかがでしょうか。自治体におけるトータルコストの削減が期待されるだけでなく、経済の活性化も予測されると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

一般ごみの収集は直営と委託で行われておりますが、収集運搬業務の直営と委託のコストの差額は相当大きなものがあると伺っております。逼迫している小樽市財政を改善するための施策として、コストの高い直営を減らし、民間委託業者の増車や新規参入も含め、委託化の推進を図るべきだと思いますが、この点についてどのようにお考えになっているのか、お聞きいたします。

し尿及び浄化槽汚泥処理は、現在、礼文塚で処理しておりますが、市内全域で水洗化が進み、礼文塚での処理量が相当減少しているとお伺っております。一方、水洗化が進んでも、どうしても一部に下水道処理できない地域が残り、し尿の処理は今後とも必要であると思われまます。し尿処理の今後のあり方を考えるとき、ごみの広域処理と並行して、し尿及び浄化槽汚泥を小樽市以外の処理場に委託するなど、広域的な処理が考えられないものか、お聞きいたします。

また、このことが、ごみの広域化の推進に当たって、地域の理解を得るポイントの一つになるのではないかとと思いますが、浄化槽による水洗化などに向けた今後の対策をお聞きいたします。

次に、除排雪対策についてお伺いいたします。

積雪寒冷地の宿命として、春になると水となって消えてしまう雪に10億円以上の経費を投入しなければならない現実があります。一方、雪国の経済活動や市民生活にとって絶対必要なのも事実であります。冬期間、土木部を中心に対策に頭を痛め、知恵を絞りながら市民サービスのために日夜努力してきたことに対し、心より敬意を表します。

昨年から実施した融雪槽設置助成では、多くの関心が集まり、市民参加の雪対策として大いに評価されるどころであります。

しかし、財政的に逼迫している小樽市にとって、市民サービスの向上と経費の節減という、一見、相反するような取組が、現在抱えている大きな課題であろうと思われまます。冬期間、土木の技術者が除排雪現場に駆り出されることによって、春からの早期工事発注業務に必要な書類作成に支障を来すのではないかという問題や、除雪と排雪では受注業者が異なり、排雪した路線にすぐ除雪車が入るような、市民から見ると無駄と思える作業分担の問題、さらには、陸上での雪捨て場の確保等、頭の痛い問題が多くあります。

そこで、除排雪対策の一つとして、土木工事の施工で行われている責任施工形態の導入は考えられないのでしょうか。これは、区域を定め、除雪も排雪も同じ業者が責任を持って、仕様書で定めた状況をいつも確保するように除排雪作業をすることになります。そして、総積雪量にランク付けを行い、それに応じた単価基準を

設けることで費用の最終精算をする必要があります。同時に、委託受注業者に管理責任を強化してもらうことにより、行政側の監督業務の人員削減にもつながると思われませんが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

この項の終わりに、最近、新聞報道されました北海道と小樽市が共同で大型融雪槽の整備による雪処理の社会実験を検討しているとのことですが、その主旨と予定している実験内容をお示しください。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

平成13年3月にまとめられた「小樽市観光経済波及効果調査報告書」によると、平成12年度の観光による市外からの収入は1,351億円で、市内産出額の15.5%を占め、これが市内で経済波及することによる総売上高は3,046億円と推計され、市内産出額の35.1%に相当すると報告されております。これは、観光産業が市内での経済波及の一つの核となっていることを表わし、小樽市の基幹産業の一つに成長したことを裏付けております。

また、全国で2カ所だけのモデル地区として、小樽・後志が滞在型観光交流空間モデル事業の地域指定を受けたことは、より一層の経済波及効果や地域の活性化が期待できるものであります。

しかし、現状のまま手をこまねいていると、すぐ飽きられ、衰退するのが早いのも観光産業であります。

そこで、基幹産業として成長した観光産業を維持、発展させるためには、具体的で、かつ、一步踏み込んだ施策を次々と展開する必要があると思います。

そこで、提言も交えて何点が質問いたします。

まず、小樽市観光経済波及効果調査結果に対する市長の率直な感想と、この結果をどのように生かしていくおつもりか、お聞きいたします。

小樽・後志が滞在型観光交流空間モデル事業の地域指定を受けたことに対し、差異化された積極的な取組と、後志との連携とバランスのよい配置が必要不可欠な課題としてあるように思われます。

そこで市長は、この事業をどのように生かすべきだと考えておられるのか、また、具体的な対応策と方向性をお示しください。

新しく観光でまちおこしを考えている全国の自治体では、観光施設を新しく建設して観光客の誘致を図ろうとしております。

しかし、小樽にはまだまだ眠っている観光資源がたくさん点在しております。小樽の観光は、動態調査にも見られるように、リピーターが多く見受けられ、団体よりも個人的な小グループが増えております。二度、三度と訪れてくる観光客は小樽の魅力をもっともっと知りたいという願望と、自分独自のルートを発見する喜びも求めているように思えます。

そこで、眠っている観光資源を魅力あるものに整備することと、ルートを開拓し、点から線へと配置していくことが滞在型観光の増加にもつながると考えますが、これからの観光行政の発展に向けたご所見をお伺いいたします。

財政が逼迫している本市にとって、観光産業の基盤整備にも補助、助成が必要となります。今までと違い、国や道に向けての要望では、取組に対する熱意と差異化されたアイデアで勝負しなければなりません。

そこで、観光の経済波及効果調査でも確認されたとおり、小樽の基幹産業としての観光を内外にアピールし、もっと活性化させるため、観光都市宣言をしてはいかがでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

観光産業は、最近、いろいろな角度からの参入が図られ、すそ野が広い産業であります。前浜の漁業資源も投資の割にははかばかしくなく、農業では高齢化が進み、休耕地の増加や担い手不足が深刻な問題であります。

一方、都市住民の間では、農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然に対し、ゆとりや安らぎやいやしを求め、健康的な生活の実現を求めています。

そこで、1次産業と観光産業を結びつけた、例えば、イカ釣り体験と滞在型観光、農業体験とトレッキングやファームインなどをあわせた農村滞在型観光などのメニューに取り組んではいかがでしょうか。都市と農山漁村の交流は、「食料・農業・農村基本法」でも重要施策分野と位置付けられ、地域の活性化を図り、農山漁村の新しい雇用の場の確保や新規参入による人口増も期待されております。小樽市における都市と農山漁村の交流について、市長のご所見をお伺いいたします。

この項の終わりに、小樽の西の玄関口に、休憩の場、買い物場、道路交通情報、観光情報そして食事などのできる「道の駅」を設置してはいかがでしょう。1次産業の振興や地域経済の活性化、小樽・後志観光の発展にも結びつく施設と考えられますが、市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、その他といたしまして、小樽商工信用組合について質問いたします。

先日の報道によれば、商工信組は、2001年3月期の決算において約40億円の債務超過に陥り、現在、再建に向けた検討を進めているとのこととあります。現在、商工信組としては、自主再建と新たな金融機関の設立という二つの選択肢を検討しているとのこととあり、まだ小樽市に具体的なお願いはしていないとのこととです。

しかし、今後、商工信組から小樽市に対し何らかの要請が来ることは十分考えられると思いますが、現時点でどのような要請が来ることを予測されるのか、お伺いいたします。

次に、再建に向けて組合員に新たな出資を求めるといことも考えられますが、既に過去数回にわたり追加出資を求めていることから、さらなる出資を求めるとは難しいと思われる。新たに出資金が必要になった場合、どのような方法が考えられるのか、お伺いいたします。

また、選択肢の一つである新たな金融機関を立ち上げる可能性もあると思いますが、その場合、市長としては、他の機関と協調して対応するというとも考えているのかについてお答えください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

**市長(山田勝磨)** 大竹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行財政改革の取組について何点かお尋ねがありました。

まず、バランスシートや行政コスト計算書に対する認識と現在の取組についてであります。バランスシートにつきましては、市の将来の財政負担や資産の状況が明らかになることから、行政改革を進める上で有効であり、また、市民への情報公開の面においても、意義あるものと認識しております。

本市におきましては、本年3月に旧自治省の研究会が示した方法によりバランスシートを作成いたしました。が、まだ取組が始まったばかりということもあり、本市としての資産の実態を十分に反映したものにはなっていないと思いますが、その後、総務省の研究会から作成上の改善点が何点か示されておりますので、それらを踏まえて、12年度決算をベースに再度作成してまいりたいと考えております。

また、行政コスト計算書につきましては、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政

サービスをコスト面から把握するもので、バランスシート同様、行政改革を進める上で有効であると考えております。本年3月、新たに総務省の研究会から作成方法等が示されましたので、その作成につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、事務事業評価についてであります。このシステムは、事業の必要性やサービスの充足度などの分析を行い、行政サービスの向上や公正で透明な行財政運営などを目指すものとし、国をはじめ、多くの自治体で取組が始まっております。

本市におきましても、昨年、試行として、総合計画21世紀プランの第1次実施計画事業を対象に検証を行ったところであります。この手法としましては、まず、事業担当部局において、その事業の「対象」「目的」「手段」の妥当性を検証する第1次検証を実施し、次に、評価委員会が事業の「必要性」や「有効性」、さらに「効率性」を検証する第2次検証を実施いたしました。その結果といたしましては、対象となった503事業のうち、「廃止」が7事業、「休止」が2事業、「縮小」が1事業、「拡大」が2事業、「合併統合」が1事業となっております。また、今後見直しを必要とする「内容改善」が34事業、「終了」となったものが16事業、「継続」するものが440事業となりました。

今後の課題といたしましては、評価システム導入の趣旨、その目指すものについて全庁的な認識の確立を図ること。また、昨年独自の検証システムを作成いたしましたが、成果指標の設定が難しい事業も多かったことから、評価基準や成果指標の数値化など、今後、さらに研究を必要とすることなどが挙げられます。

いずれにいたしましても、この評価システムの導入は、効率的・効果的な事業の推進を図ることができ、また、職員の意識改革、さらには政策形成能力の向上にもつながりますので、今後、課題を検証し、より実効性のある評価手法の確立に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、「ISO9000」シリーズについてであります。これは、国際標準化機構が定めた「品質管理及び品質保証に関する国際規格」であり、国際的な信頼を得るために、製造関係の企業が業務の規格を定め認証を受けるものであります。最近では、銀行、民間病院など、ソフト関連企業でもこの認証を取得することがあると聞いております。

この認証を取得した場合、国際規格で定められたとおり、業務内容をマニュアル化し厳格な進行管理を行うことから客観的な信頼を得ることとなりますが、本来、製造業を対象としたものであることから、行政の事務にはなじみにくく、全国の自治体においても取得団体は本年3月末でわずか7団体であります。

当市におきましては、現時点では認証取得の予定はありませんが、これまでも、情報公開、事務事業評価システムの試行や、行政改革実施計画に基づく事務事業の見直し、「市長への手紙」の実施などにより、市民の立場に立った行政サービスの推進に努力してきており、今後もその努力を続けていかなければならないと考えております。

次に、「ISO14001」は、国際標準化機構の指針に沿って環境マネジメントシステムを構築し、外部監査によりシステムが規格どおりであると確認されたとき認証されるものであり、事業所や自治体の環境配慮の客観性を高めるものと考えております。認証取得済みの自治体の例を見ますと、地球温暖化対策推進法の規定による実行計画の進行管理システムとして運用される例が多く、認証取得した自治体が環境配慮の率先行動をすることにより、市民や事業者の環境保全活動の推進が図られているところであります。

小樽市においても、昨年8月から実行計画の策定作業を進めてまいりましたが、今年11日、「小樽市温暖化対策推進実行計画」として策定いたしました。この計画の進行管理のために環境マネジメントシステムを構築中

であり、計画の運用の中で、「ISO 14001」の認証取得について引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、市税収入の増加についてであります。国、地方とも大変厳しい財政状況の中で、地方交付税の見直し等も議論されており、本市におきましても、今後ますます厳しい財政状況が予想されます。その中で、自主財源の根幹であります税収増を図っていくためにも、地元企業の活性化が必要と考えておりますので、経営基盤強化のための支援、さらには中小企業の技術開発や人材育成のための支援などをはじめとする各種の振興策を引き続き実施してまいりたいと考えております。また、市の工事等の発注につきましても、従来どおり、地元業者を優先してまいりたいと考えております。

次に、市民と行政のパートナーシップについてであります。新たな地方の時代に即した自主・自律の地域社会を創造していくためには、行政と市民が互いに対等な立場で、ともに考え、協力して取り組む信頼関係とパートナーシップの確立が必要不可欠なことと考えております。

市といたしましては、「病院新築検討懇話会」や「男女共同参画プラン市民懇話会」などで市民公募型による市政参加への機会を広めてきておりますが、将来的には、政策形成の段階から実施、評価に至る過程で市民と行政が「協働」していくシステムづくりが必要になってくるものと考えております。

また、「市長への手紙」や、さらには、今月より「まち育て出前講座」を開設しますが、これらは、市民が求める市政に関する情報を的確に提供し、市政に対する理解を深めていただくとともに、市民意向把握などを目的としているものであります。

今後、さらに市民の市政参加への充実を図り、「市民と協働するまちづくり」を目指した市政を推進してまいりたいと考えております。

次に、PFIについてであります。今日、地方自治体は深刻な財政状況下であり、これまでの公共事業の手法とは異なるPFI事業は、とりわけ財政面において初期投資や運営コストの縮減化につながり、また、行政サービスの質的向上が図られることなどから、行財政改革に結びつくものと認識しております。一昨年9月にPFI法が施行されて以降、比較的短時間で全国の地方公共団体で導入の取組が広まりつつあり、本市といたしましても、将来的に導入実現の可能性について研究を行うため、近く、商工会議所や民間団体などとPFI検討会を発足させてまいりたいと考えております。

次に、多目的なコミュニティ機能を備えた町内会館建設に対する特別な支援措置についてであります。現在、町内会館の建設助成につきましては、地域の特性や施設規模に関係なく、同一の基準で助成を行っております。

ご質問のコミュニティ施設については、非常に広範なものが考えられますし、その施設規模によっては多額の建設費を要するものもありますので、現状の市の厳しい財政状況を考えた場合、非常に難しいものと考えております。

しかし、いずれにいたしましても、地域の特性を考慮した町内会館とコミュニティセンターのあり方についての新しいご提言でありますので、よく研究してまいりたいと思っておりますし、また、国なり道からの助成が得られるかどうかよく調査してまいります。

次に、町内会館等建設助成金の改定についてであります。ここ数年の会館の建設費を見ますと、町会の規模によって大きな差はございますが、総じて施設設備の充実等により高額化の傾向にあります。今後の改定につきましては、市の財政状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、消防財政についてであります。小樽市の平成11年度の基準財政需要額は、消防費の決算における一般財源に対して69.2%でありまして、道内人口10万人以上の都市の平均95.6%と比較いたしますと、基準財政需要額を大幅に上回り、一般財源を充てているものであります。

昨年行われました国勢調査人口を考えますと、基準財政需要額の減額により一般財源の充当増も見込まれますので、今後、消防体制等のあり方を十分調査研究し、消防費の適正化について考えていかなければならないものと思っております。

次に、消防団の消防活動についてであります。地震等の大きな災害において、住民の安全を守る消防団の活動は不可欠であります。消防団員は、数年前から消防職員との連携訓練等の技術の習得を図り、ホースを延長して延焼防止等の放水活動を行っております。

消防団においてポンプ自動車を管理・運用することについては、出動指令、車両の維持管理等々の課題があるほか、このような消防団の消防活動をさらに拡大して現行の消防力の強化を図ることができるのか、ポンプ自動車も含めた署所の適正配置計画の中で早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、救急についてであります。救急出動件数は、毎年増加しております。今後、高齢化、宅地造成等による市街地の進展、あるいは救急出動の推移を見ながら、配置数の見直しや配置バランスを考えていかなければならないものと考えております。

また、救急車の増車に伴う職員数につきましては、さきにお答え申し上げましたとおり、消防団のポンプ自動車の運用をも含めて、適正配置計画の中で十分研究してまいりたいと考えております。

次に、消防署所に消防団詰所などを併設することについてであります。道内他都市では、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市などが、実際に小型動力ポンプのほかにポンプ自動車を消防団が運用し、消防出張所等に消防団の詰所と車庫が併設されていると承知しております。

小樽市においても、消防団と消防署の連携を深め、消防力を高めるためには大変効果があることと考えています。したがって、今後、消防団とも十分協議し、どのような形態が可能かも含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、環境問題について何点かのお尋ねがありましたが、初めに、一部事務組合と広域連合との主な相違点についてであります。広域連合には、一部事務組合にはない北海道に権限・事務の委任を要請することができること、広域計画を策定し、その実施について構成市町村に勧告できること、議会の議員及び執行機関の選出は、直接公選又は間接選挙によることなどの制度が認められております。

次に、新しい焼却場の焼却システムなどについてであります。前処理や焼却施設の機能、方式などについては、今後実施する事業計画等の策定の中で検討され、その結果に基づいて決められるものと考えております。

現段階でお示しできるのは、北後志地域ごみ処理広域化基本計画に述べられておりますダイオキシン類対策特別措置法等で定められる各基準を満足する機能を持つこと、二つ目、北後志のごみ質に適合し可燃ごみ全量が焼却処理できる機能を持つこと、三つ目が、余熱利用による発電機能を持つこと、四つ目は、「従来方式+灰溶融固化」又は「ガス化溶融方式」とすることなどです。

次に、ごみの全量焼却などについてであります。北後志地域ごみ処理広域化基本計画では、廃プラスチック類をダイオキシン類対策の観点から非焼却対象物として位置付けておりますので、全量焼却は難しいものと考えております。

次に、埋立処分したごみを焼却してはどうかというお話であります。現在埋め立てしておりますごみには

廃プラスチック類も混入していますので、ダイオキシン類の対策から難しいものと考えております。

次に、廃プラスチック類を除く燃やすことができる産業廃棄物の焼却処理については、民間における産業廃棄物処分の動向を見ながら、焼却処理について検討する必要があると考えております。

なお、国においては一般廃棄物と産業廃棄物の区分見直しなどを検討しているところであり、今後、国等の動向を踏まえながら、焼却処理のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、PFI方式の導入についてであります。廃棄物処理の分野においては、環境保全等の観点から、排ガス処理設備等の高度化が必要とされ、多額の施設建設費を伴い、施設運営面でも同様の状況となっております。この施設建設費や運営費に民間資金を活用するPFI方式の一つとして、公設民営方式を導入しているところもあり、これらを参考にしながら、焼却施設等の施設整備計画策定の中で検討してみたいと考えております。

次に、ごみ収集運搬業務の委託化の推進についてであります。直営収集体制については、これまで、逐次見直しを行い、経費節減に努めてきているところでありますが、民間への委託については、新行政改革実施計画の中の実施項目に位置付けられておりますので、今後とも、一般家庭から排出されるごみの収集体制の全般について引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、し尿及び浄化槽汚泥処理の広域化についてであります。広域処理の観点から、近隣町村への委託処理も選択肢の一つと考えられますが、関係町村の意見も聞いてみたいと考えております。

また、建設候補地のし尿・雑排水の合併浄化槽の普及については、生活環境向上の観点から、今後、助成措置も含めて検討してまいりたいと思います。

次に、除排雪対策についてであります。除排雪体制につきましては、職員のステーションへの配置を含め、受注業者の連携や雪捨て場など多くの課題がある中で、除雪に対する市民要求が高まる一方であることから、ご提案の内容を含めた体制の抜本的な見直しが必要と考えており、現在、その作業を進めております。

見直しの内容につきましては、細分化されていた除雪の業者委託を集約し発注することにより、発注管理など業務量の軽減と合わせて、除雪と坂道路面管理、さらには排雪等を一貫した責任体制で行い、円滑で効率的な除雪作業による市民サービス向上のための体制を確立してまいりたいと考えております。市と関連業界との連携や、従事者に対する除雪についての理解を深める方策、さらには、施行体制の変更について市民の理解を得るなどの課題があり、今後、これらの課題の解決について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、雪処理の社会実験についてであります。この実験の主旨は、近年のバリアフリーに対応した歩行空間の無雪化や路上の雪山の解消などの高度な要請に対し、行政だけの対応には限界もある中で、新たに官民協働のシステムによる効果的な雪対策を考えるものであります。

予定している実験内容は、中心市街地の商店街の中から対象路線を選定し、一定期間、きめ細かな除排雪による路面の無雪化を試行した上で、その効果や問題点などを検証するとともに、今後、大型融雪槽の整備による道路環境の改善を図る場合の地元負担や協力のあり方などについて、協議会などを設けて話し合うものであります。

なお、今年度の実験結果を踏まえ、平成14年度で大型融雪槽を試験的に整備することも含め、今後の本格導入の可能性について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、観光行政について何点かお尋ねがありました。

まず、本年4月に公表しました観光経済波及効果の調査結果についてであります。観光関連業種は、原材

料の市内調達率や人権費の市内支出率が他の業種に比べ高く、この結果が大きな経済波及効果として表われたものと考えておりますし、市内所得への波及により約1万8,000人の雇用効果があることも推計されたことなどから、私といたしましても、観光は本市の基幹的産業の一つに成長したと実感しております。

また、今回の調査の中で、観光関連事業者は宿泊客の増加や入込みの通年化による経営の安定化を強く望んでいることが明らかになり、こうした意向を踏まえ、長年の課題であります日帰り通過型観光から通年・宿泊滞在型観光への移行や、観光産業振興という観点からの施策の展開も検討してまいりたいと考えております。

次に、滞在型観光交流空間モデル事業についてであります。昨年度、本市を含め、後志管内20市町村が一堂に会し、魅力ある「滞在型交流空間」の実現を図るべく検討を進めてまいりました。その中で、広域ネットワークを強め、体験型観光資源の発掘・整備及び一体的かつ総合的なサービスや情報の提供などについて、さまざまなプログラムメニューが示されましたので、これらを本市の広域観光の事業展開に生かしてまいりたいと考えております。

また、今年度は、このモデル事業の成果をさらに掘り下げ、具体的な対応策をまとめることになっておりますので、その結果を見極めながら、本市の広域観光の今後のあり方についても、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、これからの観光行政についてであります。小樽観光は、運河など本市のシンボルとして定着した観光拠点だけでなく、これまで見過ごされてきた景観、例えば、路地裏や時代を感じさせる建築物をはじめ、毎年開催されている地域のお祭りなどを新たな観光資源と位置付けるとともに、それら結びつける観光ルートを紹介するなど、より広範に小樽観光を楽しんでもらえる多彩な提案が必要と考えております。

一つの方策として、この6月から、市内のイベントやお祭りなどを紹介した情報誌を発行し、宿泊施設などに配布したところであります。また、今後は、市民などから新たな観光資源の発掘やさまざまな観光ルートの提案をいただき、市民と行政が知恵を出し合って小樽観光の新たな魅力づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光都市宣言についてであります。近年、新たな観光資源の整備や交通アクセスの充実など、本市の観光を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中で、観光が本市の基幹的産業の一つに成長したこと、また、台湾など東アジア圏からの入込みが急増しており、国際観光の面でも人気が高く、小樽観光が依然として堅調であること、さらに、全国で2地域だけの滞在型観光交流空間モデル事業の地域指定を受けたことなどを勘案しますと、本市が観光都市として高い評価を得ているものと考えております。

今後も、小樽観光をアピールし、観光都市としての基盤を強化するとともに、市民意識の高揚を図るために、観光都市宣言は有効なものと考えられますので、実施手法の検討や他都市の実例調査を行い、実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、農山漁村滞在型観光についてであります。これまでに学童農園、市民農園の農業体験や直売所、水産まつりなどを通じて漁業者や農業者と市民との交流を進めております。ご提言のとおり、農村、漁村と都市との交流を図り、滞在型観光につなげていくことは、本市の新たな観光の魅力づくりの一つと考えられますので、今後、関係者と意見交換の場を設けるなど、どのようなことが可能か、十分話し合ってまいります。

次に、「道の駅」の設置についてのご質問であります。道路利用者のトイレや休憩施設に地域特性やアイデアを生かした施設を併設した「道の駅」は、地域の活性化を図る施策の一つであると考えております。銭函から蘭島地区までの地形的条件や国道、道道等の整備状況などを勘案いたしますと、道路利用者のニーズに対応

したさまざまなサービス施設も必要であると考えております。本市におきましては、二つの地区から活性化対策として「道の駅」の設置についての要望がありますが、今後、設置目的や施設内容、管理運営主体等を検討するとともに、他市町村の事業手法や経営状況等の調査を行うなど、研究してまいりたいと考えております。

最後に、商工信用組合についてお尋ねがありました。

市への要請についてであります。先般6月13日、理事長にお会いをし、これまでの経緯並びに現在自主再建と新たな金融機関の設立について検討しており、組合員や預金者に迷惑をかけない方法が何なのか、模索している段階とお聞きしております。したがって、現在、具体的な要請は受けておりませんが、いずれの場合にしても、自治体に対し優先出資を求められる可能性があるものと考えております。

次に、出資金についてであります。小樽商工信用組合は、ここ数年、約10億円の増資を実施したと聞いており、現時点で追加の出資を組合員に求めるのは難しい状況にあると思われま。

なお、一般論として、新しい出資金を募るに当たっては、一般組合員による普通出資、さらには、自治体、経済界等からの優先出資が考えられます。

次に、新しい金融機関についてであります。小樽商工信用組合は、長年、地域金融に貢献してきた金融機関であることから、再建されることを強く望んでいます。

なお、仮に新しい組合の設立という方向が出された場合には、関係機関と十分協議をしながら的確な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 4番、大竹秀文議員。

**4番(大竹秀文議員)** ごみ問題等についても何点かあるようでございますけれども、細部にわたる問題がありますので、予算特別委員会などの中で質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長(松田日出男)** 大竹議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時54分**

**再開 午後 4時15分**

**議長(松田日出男)** 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 7番、松本聖議員。

(7番 松本 聖議員登壇)(拍手)

**7番(松本 聖議員)** 平成13年第2回定例会に当たり、市民クラブを代表して質問いたします。

質問に先立ち、さきの大阪教育大附属池田小学校児童殺傷事件で亡くなられた幼き8人の子供さんに、心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたします。

小学生を子供に持つ一人の父親として、全くもってやりきれず、やり場のない悔しさと怒りが込み上げてくるものであります。子供たちの笑い声があふれるはずの学び舎、ここで起きたこの惨劇は、日本の学校安全神話はとうに崩壊していたことを思い知らされ、驚愕の念を禁じ得ません。改めて、学校現場を見直すといった立場から、教育長に何点かお尋ねいたします。

金属探知機とガードマンが常識となりつつある米国の学校と違い、今回の事件が起こったとしても、我が国

の学校現場でそのような対応を一般化するのは事実上困難であると思います。私たちは、本市45校の小中学校においては、児童・生徒及び学校現場の変化をいち早く察知し、関係者が一丸となって対策を講じる、言うなればソフト対応の強化が効果的と考えるのであります。

平成13年度、文部省スクールカウンセラー活用事業により、北山、長橋、桜町、朝里中を巡回して相談に当たる北海道派遣の巡回方式カウンセラーが1名、また、市単独で、週10時間ではありますけれども、教育研究所に1名、計2名のカウンセラーがおられます。スクールカウンセリングには一定の教育的効果が認められると聞きますが、その相談実績と効果、現場教職員の声など、現状をお示しください。

また、子供を取り巻く社会環境の変化が、子供の発育に大きな影響を与えているとの意見もあり、これに対応するためには、教育界にあるさまざまな先入観にとらわれず、柔軟に対応すべきと私たちは思うものであります。こういった観点からも、スクールカウンセラーは、採用基準の見直し、拡大も含め、増員の方向性を強く打ち出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、教職員と子供の接点についてであります。

核家族化が進み、大人と接する時間の大半が学校の中といった昨今、保護者は、子供のサインを見落としてしまうのではないかと大変心配しております。学校という閉鎖的空間の中で、我が子はどんな生活をしているのか、友達とはうまくやっているのか、いじめなどの兆候はないのか、私も同じ思いを持つ一人であります。

保護者は、子供たちの行動に教職員がつぶさに目配りをしてくださっていると心から信じているのであります。子供たちが遊びの中から集団性を身につける時間である休み時間の対応は、それぞれまちまちであると聞きます。労働基準法で言う休息時間は、午前・午後15分ずつ、それに休憩時間が45分、組合との合意の上、午前の休息を8時から8時15分、それと16時以降に午後の休息と休憩をまとめて取りすることになっているとのことであります。午前・午後の休み時間は、これは授業の間ですね。基本的に、子供と一緒に教職員がいる時間なのでありますけれども、これは子供の変化を察知する大切な時間であり、教育関係者も、教育的にも非常に重要な意味を持つと認めているこの時間が、学年又は担任によってかなりな格差があると側聞しております。実態の把握はどうなっておりますでしょうか。その教育的意義も含め、お示し願います。

次に、教職員のメンタル・ヘルスについてであります。

心のバランスを崩してしまった教職員の話をよく耳にします。その多くは、教職員への不信や人の好き嫌いといった範囲のものが多く感じられますけれども、中には、子供とのコミュニケーションができない、みずから授業に向かないと発言するなど、かなり心配される事例も散見されます。文部省では、不適格教員に対する取組を始めているとも聞きますが、本市における状況と今後の対策について、お示し願いたいと存じます。

次に、新ごみ焼却場問題についてです。

全都清との契約書は、10月2日に郵送されてきたという答弁でありました。正しくは、10月3日、第1回業者選定委員会開催後、全都清側が契約書を2部持ち帰り、押印の後、1部を小樽市に郵送、受領した旨の連絡を金田副参事から受けた。また、10月11日に全都清から届いた書類は、本郷郵便局で投函したのなら小樽に届き、御茶ノ水郵便局での投函であれば不可能ということでありました。

答弁では、どこから出したか、全都清に対する確認はなかなか難しいかなと、このように思っておりますとのことでございました。全都清女性職員が退社時に投函されたこのなぞの書類、御茶ノ水郵便局は、この女性職員が乗る地下鉄の入り口、御茶ノ水駅ですね。ここへの通り道にあります。地下鉄の入り口のすぐ目の前です。しかも、全都清の建物から歩いて3分、全都清に一度でも行ったことのある人なら、わかり切っ

ていた話だと思えます。

全都清との契約行為の起案日は9月14日、この日に契約後の業務そのものの選定委員会委員の委嘱状が届いているのは問題ではないかという指摘に対し、事実は、それどころではありませんでした。9月14日よりもさらに前に、在京委員、東京にお住まいの委員ですね。2名の方には、委員委嘱も開催通知も既に終了していたとのことでありました。

理事者の考え方は、私たち市民クラブの指摘に対し、事業を急ぐためにはやむを得なかった、一つ一つは特に事業を進めるに当たって影響はないというニュアンスでありました。

しかし、理事者の皆さんは大きな点を見落としているのではないのでしょうか。それは、事業の透明性と理事者への信頼であります。その巨額な事業費ゆえ、ただでさえ疑問を抱かせてはならない事業、チェックを厳しく受けなければならない事業で、現存している各種書類、文書から、つじつまの合わないものであったり、議会答弁が真実をねじ曲げた印象を受けることは、あってはならないことと言えます。それこそ、議会と行政の緊張ある信頼関係を損ねるものであります。

私たちは、小樽としてどうやって良質なゴミ処理システムを構築すべきかということ論じるべきであり、議会答弁が正しいとか正しくないとかいった議論で、時間を費やさなければならないことを残念に思っております。本来であれば、細部にわたり矛盾なくご説明いただき、責任の所在をはっきりさせたい、こう思うところではありますが、ここまで私たちの指摘が正しいことが当事者たる全都清側から証明されたわけでありますから、しかるべき場面できちんと答弁を修正され、本来の議論に立ち戻るべきと思いたしますがいかがでしょうか、市長の見解を求めます。

理事者は、地域住民の信頼、理解を求めべく努力中と聞きます。迷惑施設を受け入れる地域住民の皆さんは、その安全性、地域に及ぼす影響、自分の住む地域が様変わりするのではないかということに対し、懸念などさまざまな思いがあらうと思えます。

住民理解を得るために、全国各地でさまざまな工夫がされているのであります。計画段階から住民と同じテーブルに着く岡山県内のワークショップ形式とか、24時間完全情報開示を目指す岐阜県可児市の焼却施設等、本市もお手本として取り組むべきであります。信頼、理解を求め中、気を付けなければならないのは、信用の失墜を未然に防ぐ注意であると強く感じます。

今回、桃内地域に関係する何人かの方と情報・意見交換をさせていただきましたが、二つの確認解決しなければならぬ情報がありました。一つは、桃内最終処分場でカモメが死んでいるという指摘が住民の方から議会各会派にあり、その原因究明を訴えておられました。市も調査の意向を示された記憶しておりますが、その後の報告が全くなく、公表できないほどの結果ではなかったのか、又は調査そのものをやらないのではないかといった不信感が芽生えているのであります。経緯、経過をお示し願いたいと存じます。

二つ目は、寅吉沢最終処分場に生ごみが捨てられているという指摘であります。発泡スチロールに詰め込まれた魚の残渣が目視できるとのことです。これにキツネ、カラスが群れ、近隣農家に被害が出ているというものです。管理部も実態を把握されていると聞きますが、内容と対策をお示しください。

このような問題が取りざたされること自体、地域住民との関係に支障を来すものであり、十分注意していただきたいと思いたしますが、市長の見解を伺います。

この項の最後に、新ごみ焼却場を取り巻く情勢が大きく変化してきているのですから、当然、市の取組、事務の優先順位も見直されていることと思いたします。今後のスケジュールを改めてお示しください。

6月13日、北海道新聞の一面にて報じられました小樽商工信用組合再建断念について質問いたします。

報道では、2001年3月期で40億の債務超過になり、全国信用協同組合連合会や北海道及び小樽市に出資を要請し、新たな信用組合を設立し、受け皿として健全な貸出しの譲渡をするとあります。預金はペイオフ前で全額保護されるものの、破綻処理の方向とあります。

私たち市民クラブは、再三にわたり、商工信用組合の再建問題を念頭に置きつつ、指摘、提案してまいりました。一連の議論の中、市長は、今後におきましても、同信用組合と十分相談しながら適切な支援に努めてまいりたいと、平成12年第1回定例会に述べておられました。

私たちには唐突と感じられた今回の報道であります。これまで信組側と市長はどのような話し合い、協議をされてきたのでしょうか、お示してください。

また、破綻処理は、私には大変厳しい、もっとはっきり言えば最悪の事態に映るのですが、影響と対策をどう考えておられるのか、あわせてお尋ねいたします。

対策についてであります。具体的にお尋ねしております。情勢は甚だ流動的で、情報収集も現状では難しいでしょうが、急務であります。これまでも、私たちは、早急に対策本部を庁内に設け、市民に市の姿勢を示すべきではないのかと主張してまいりました。金融情勢の激変が伝えられて久しいわけですから、後手に回った感があります。いかがでしょうか。既に他都市の破綻事例を調査しておられると思いますが、保証協会や国民金融公庫と連携した相談業務は実効性が薄いと思われま。他都市の救済融資の実績をお示してください。

具体的に二つの提案をいたします。一つ目は、抵当権の保証など、金融条件を解決する直貸しを再考すべきではないのか。二つ目は、正常債権として譲渡が困難な借り手の救済のためには、現行の預託制度を大胆に見直し、市が、出資又は強い影響力を持つ保証機関を立ち上げ、救済すべきではないのか。市長のご所見を賜りたいと存じます。

この項の最後に、新しい組合を設立したときの出資金の問題であります。

だれが経営責任を負うのか。正常債権の中身はどうなのか。どこまで新組合が旧取引先を引き受けてくれるのか。不明な要素が多過ぎますので、くれぐれも慎重に対応すべきと考えますが、市長のご見解を求めます。

コミュニティ助成事業補助金、高島越後踊り保存会補助金についてであります。

これは、平成12年9月22日に、後志支庁から市に対し、宝くじ補助金が交付される旨の連絡が入り、市民部が窓口になり、社会教育課、社会体育課、観光課、公園課、環境部管理課、社会福祉課、青少年女性室、ここに助成の基準、目的等を示し、各課の関係団体に対し補助金申請の申出の有無を確認したものであります。

その結果、各課からの回答として、申請希望者はなし。高島踊りは独自に情報を得て、社会教育課経由ではなく、市民部に直接申し込んだということです。各団体への補助金、助成金が削減される中、申出が市経由で一件もないのは不自然に思い、スポーツ団体2件、文化団体1件、ボランティア団体2件、福祉団体1件に聞き取りをいたしましたところ、だれ一人としてこの補助金については知らないと言うのであります。

各団体の皆さんは市の財政難をご存じなので、呼びかけがなければ新たな申出などするわけがないというのは実感であると思います。周知の方法に不手際があったと言わざるを得ません。事実関係を、各課ごと、具体的にお伝えください。

今回の高島越後踊り保存会の皆さんは運がよかったですでしょうけれども、その他の団体の方たちからは、そのずさんさ、不公平感を訴える声は極めて強いものがあります。市長はどのようにこれらの不公平感を払拭されるお考えなのでしょうか、お答え願います。

我々は、さまざまな危険やリスクから身を守るために、相互扶助の観点から多くの保険制度に囲まれて暮らしております。事故に遭ったとき、病気になったとき、さまざまな状況下で保険は我々の生活や財産を守ってくれます。その恩恵を享受するために、平等に、時には収入に応じて費用を分担しているわけですが、そもそも一般的に保険とはどのような趣旨の下につくられたものであるのか、市長の保険制度に対する認識をお尋ねいたします。

このたびの介護保険に係る補正予算では、低所得者に対する保険料の減免措置として一般会計からその差額を繰り入れるとのことでありますが、これが国の指導に反するものであることは、市長をはじめ、理事者の皆様は十分にご承知のことと思います。さきの新聞報道でもなされておりましたとおり、保険制度の趣旨から考えて、平等な費用の負担の原則から外れているのではないかと考えます。現時点において、市長の判断は本当に正しかったのでしょうか、ご所見を賜りたいと存じます。

一方、全国的に同じような施策を取る自治体が増えてきていることから考えて、現在の介護保険の算定自体が、低所得者に十分配慮しているとは言えないのではないかと私は思うのであります。高齢化率の極めて高い本市としては、今後どのように対処していこうと考えておられるのでしょうか、お考えをお聞かせください。

制度そのものの改正が必要なのではないのでしょうか。国の制度の欠陥を地方自治体が補うというのであれば、将来的にこの保険事業自体が疲弊し、維持できなくなっていくのではないかと危惧するところであり、本市としては、同じような悩みを持つ他の自治体と連携して、保険料の見直しを国へ強く働きかけていく必要があるのではないのでしょうか、市長のご所見を賜りたいと存じます。

近年、医療の分野においては、患者の安全や権利を守るために、旧来と比較してさまざまな改革がなされてきております。患者は、みずからの健康を回復するために、どのような目的でどのような治療を受けるのか、知る権利があります。医療スタッフには、それをわかりやすく説明する義務があります。また、治療における危険は可能な限り避けられるべきでありますから、近年の医療事故の例から見ましても、何重ものチェックを経て施されるべきと考えます。

このような観点から考えても、医薬分業は患者の利益に十分に供するものであると私は思うのであります。しかるに、医薬分業は世界的な常識でもありますし、我が国においても法的には原則として医薬分業がうたわれております。総合的に考えても、市立病院が医薬分業に踏み切っていないのは甚だ疑問であります。医薬分業について、一般論として市長はどのようにお考えでしょうか、市長のご所見を賜りたいと存じます。

市立病院の分業に関しては、市民、医療関係者から早急に実施すべしとの多くの声があることを市長は十分ご承知のことと思います。いかがお考えでしょうか。

仮に分業するとなると、その準備にかなりの期間を要することになります。病院新築準備室が立ち上がり、統合・新築に向けて体制が整いつつある今、決断を下さなければ、さまざまな準備行為の時期が重なり、病院スタッフには多大な負担となってしまいます。

重ねて申し上げます。市長は直ちに決断すべきと存じますが、いかがでしょうか。

本市においては、大都市・札幌に隣接しているにもかかわらず、人口の減少に歯どめがかからないのが現状であります。5月末現在の本市の人口は15万877人、間もなく15万人を切ることは必至であります。私の周囲にも小樽から札幌へ転出していった方が少なからずおります。

中には、勤務先が小樽市内にあるにもかかわらず、わざわざ小樽市にある自分のマンションを売却し、札幌市に中古のマンションを購入してまでも引っ越していった方がいらっしゃいます。2人の小学生の親である彼

の言う理由はこうです。長男が来年は中学校に進学する。教育環境を考えると、自分の通勤にたとえ不便であっても、我慢しなければならない。札幌市の教育環境が小樽と比べてどうなのか、私はまだ十分勉強しておりませんから、判断いたしかねますけれども、彼の目には少なくともそのように映ったということでもあります。

人口減少にはさまざまな要因があるのかと思いますが、市長はどのようなお考えでしょうか。現在に至るまで、本市においてもさまざまな対策を講じてこられたと思いますが、これまでの、また、今後の具体的な人口増加対策があればお示しください。

言うまでもなく、市民は快適で安心して住める住環境の整備を望んでおります。平素から、本市においても最大限の努力をしていることは十分承知しておりますけれども、小樽市の現状を市長はどのようにお考えでしょうか。

人口増加対策の一環として、企業誘致が挙げられます。雇用を確保して人口の流出を防ぎ、新たな転入者もあり、人口増加に寄与するであろうことは認めますが、必ずしも小樽市に居住していただけるとは限りません。さきの私の友人の言葉を思い返してみてください。結果は明白であります。

そこで、数点お尋ねいたしますが、本市における企業誘致対策の現状を具体的にお示し願いたいと存じます。せっかく誘致に成功しても、従業員に小樽市に居住していただかなければ、目的を達成したとは言えないのではないのでしょうか。そのためには、進出企業に対するきめ細かなサービスの提供が必要であると考えます。初めての土地に転居してこられる方は、多くの不安を抱えていらっしゃると思います。その不安や要望に丁寧に対応して差し上げることによって、小樽に住んでよかったなと思っただけなのではないのでしょうか。今まで、本市ではどのような活動をしてきたのか、お尋ねいたします。

ここで、視点を海外に向けてみます。

スコットランドには企業誘致局というセクションがあります。東京にもその事務所がありますけれども、市長はその存在をご存じでしょうか。言うまでもなく、スコットランドは北海道とよく似た気候風土を持つ地域であります。産業の歴史で見ても、かつては石炭産業で栄え、後に人口の流出と都市の荒廃を経験しております。高い失業率と経済状態の悪化、北海道と非常によく似ていると思いませんかでしょうか。

しかし、現在のスコットランドの産業の状況をご存じでしょうか。世界じゅうから多くの企業が進出して、一大工業地帯を形成しております。人口も格段に増え、美しいまち並みを見せております。

なぜ、このような発展を遂げることができたのか。この裏には企業誘致局の目を見張る努力があったからであります。彼らは、スコットランドのきれいな水と空気、労働力の確保を武器に、電子産業を懸命に誘致いたしました。日本からもNEC、キャノン、松下、アルプス、これらの有名電子機器メーカーが62社も進出しております。進出企業は、現地で労働能力を確保することはもちろんですが、技術者や管理者として多くの人が企業本国から参ります。企業誘致局は、彼らの身の回りにあるさまざまな不安の解消に親身になって当たっているということでもあります。良質な住居の確保や子供の就学の手続き、病院への案内、果ては買物の相談にまで乗るのだそうです。

いかがでしょう。小樽市としては参考にはなりませんでしょうか。市長はどのように思われましたか、お考えをお尋ねいたします。

本市においては、人口が減少し、小中学校の統廃合を行うまでになっております。空き校舎を、今度は人口増加のための企業誘致に利用してみるのも一つの考え方ではないかと思いますが、いかがでしょうか。立地条件に左右されない業種であれば何ら問題はないと思いますが、いかがですか。

IT革命の進行は近年ますます速度を上げ、我々の日常生活はその現状についていくのがやっとの状況であります。身近な一例を挙げますと、飲食店における割引サービス、以前は割引券を持参し、会計に提示することによってそのサービスを受けておりましたけれども、現在では携帯電話でそのお店のホームページを呼び出し、電話のモニター画面を見せることによって割引を受けることができるようになっております。十年一昔と申しますが、5年前ですらこのようなサービスが受けられるなどということを我々は想像もしなかったのであります。

皆さん、お気づきでしょうか。紙の割引券が存在しなくなったのです。まだごく一部の試みではあります。徐々に我々の周囲から紙の情報がなくなってきているのではないのでしょうか。新聞や雑誌ですら、今はモニター画面上で見ることができず、手軽に持ち運ぶことのできるコンパクトの機械も存在するのです。

言うまでもなく、紙の原料は主にパルプ、すなわち貴重な森林を構成するところの木であります。世界の各地で森林破壊が進んでおります。特に発展途上国においては、その進行はとどまるところを知らないというありさまだと聞きます。大切な地球環境が破壊されるのを、我々は手をこまねいて見ているわけにはいかないのです。紙の使用を控えることが森林破壊の防止にどれだけの効果があるのか、私は承知しておりませんが、少なからず守られる森があることは確かであります。

ペーパーレス、既に言い古されて陳腐な言葉となってしまうておりますけれども、市役所の中を見渡してみてください。至るところに紙がはん濫していませんか。今の時代、すべて必要なものなのではないのでしょうか。我々議員に示される資料、これもすべて紙であります。資料はフロッピーディスクで下さいとお願いしているのですけれども、手元に届く資料は紙であります。一体、庁内で消費される紙の量は年間どのくらいあるのでしょうか。わかる範囲で結構ですでお答えください。

多くの紙が再生紙として利用されていることは承知しております。しかし、古紙を再生するのにも多くの化石燃料が消費され、炭酸ガスが大気中に放出されるのであります。すなわち、紙の消費を少しでも減らすことが、微力ながらも地球環境を守ることにつながるのであります。

庁内において消費される紙が地球環境に与える影響はどのくらいなのか、考えたことがありますでしょうか。紙の消費を減らす手段は幾らでもあります。情報をデジタル化し保存する、これは庁内のどこでも、今、日常行われております。これを改めて紙の情報として配布したり閲覧したりしているわけでは、何とも非効率的な作業ではないのでしょうか。庁内LANが整備されたならば、このようなこともなくなるのでしょうか。情報のデジタル化が事務効率の向上にどの程度影響を与えると市長は認識されておりますでしょうか、お聞かせください。

しかし、これを使いこなさなければ、せっかく設備を整えても絵にかいたもちになりはしないか、危惧するところでもあります。職員に対する教育プログラムの作成が急がれるところだと考えますが、いかがでしょう。

インフラ整備が終わっても、なおアナログ情報に頼っているようでは、いつまでたっても紙の浪費が続くのではないのでしょうか。今すぐにでもできることは、躊躇せず実行に移すべきではないのでしょうか。FDやMOなどのデジタル媒体での情報のやりとりは、今すぐにでもできることなのではないのでしょうか。庁内の一部ではもう既に行われているとも聞きますが、庁内LANの整備を待つことなく、全庁的に可能な限りデジタル媒体での情報提供を徹底してはいかがでしょうか。庁内におけるITの向上をうたう市長としては、将来像として具体的にどの程度までの改革を考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

社会通性に遅ればせながら追いつくためにも、重点的に予算を配分していくべきではないのでしょうか、お考

えをお尋ねいたします。

今議会には、平成12年度の交通記念館の事業報告書が提出されております。相当の経営努力をされておられるのだと拝察いたしますけれども、入場者の少なさはいかんともしがたいという感があります。展示内容はともかくとして、集客には立地条件が大きな要素として考えられます。現在、観光客や市民が集う地域とは距離的にさほど離れていないにもかかわらず、その間の整備がなされていないがために、記念館や旧日本郵船は孤立した観光施設となってしまっております。

我々は、これをつなぐ貴重な観光資源を持っているにもかかわらず、全く手をつけていないというのが現状ではないでしょうか。北運河地区、ここへ観光客や市民を誘導することが交通記念館の集客を増やす一つの方策ではないかと考えるのであります。市長のお考えはいかがでしょうか。

観光の主役となるは、もちろん民間企業ではあります。短い距離ではありますが、一企業でつなぐことのできる距離ではありません。小樽市が強力なリーダーシップを持って民間企業を誘導して、初めて観光開発と呼べる動きが出てくるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

北運河地域の観光開発プランをお持ちであれば、具体的にお示し願いたいと存じます。以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

**市長(山田勝磨)** 松本聖議員のご質問にお答えいたします。

まず、新ごみ焼却場の問題についてでありますけれども、第1回定例会の議論におけるコンサルタント選定業務の委託契約の事務処理経過などについてであります。全国都市清掃会議などに事実確認の調査を実施しましたので、その結果につきましては、議会に対し、その内容を報告することとしております。

なお、焼却施設の建設は、本市にとって大変大きな事業でありますので、事務事業を進めるに当たっては透明性の確保などに十分配慮してまいりたいと思っております。

次に、カモメの死亡原因の調査についてであります。昨年の7月ころにあったわけでありまして、後志支庁の関係課が、地元の方からカモメの検体を受け、北海道環境科学センターへその死因等についての調査依頼を行いました。現在のところ、後志支庁からまだ結果報告を受けておりませんので、再度依頼しているところであります。

なお、この経過につきましては、6月2日の桃内町会の役員会に報告をいたしております。

次に、産業廃棄物最終処分場において発泡スチロールの箱の中に生ごみが投入されているとのことについてであります。処分場従事者に確認したところ、少量の残渣はあるものの、ご指摘のような状況はないということでありました。また、キツネ等の農家への被害については、従来から農地での魚かすの食害があると聞いておりますので、今後改めて調査をしたいと考えております。いずれにいたしましても、地域住民と密に意思疎通を図り、施設運営や環境保全について誠意を持って取り組んでまいりたいと思っております。

次に、焼却施設等の建設スケジュールについてであります。北後志6市町村が計画する焼却施設建設については、建設第1候補地の住民の方々の同意を得た段階で業務を進めることとしておりますので、現時点では明確にスケジュールを申し上げる状況にはありませんが、一般的には、施設整備計画等の策定、処理方式の決

定、見積仕様書の作成と見積書提出メーカーの決定、設備概算額の確定、さらに、発注仕様書の作成と入札参加者の決定を行い、その上で入札、設計、建設の手順を進めることとなりますので、着工までには期間としておおむね2年程度かかるものと考えております。

次に、商工信用組合についてのお尋ねであります。まず、商工信用組合との協議でありますけれども、平成12年度に入ってからこれまで商工信用組合側と事務レベルでの情報交換を行ってきた経緯はありますが、金融庁に監督権が移されて以降、慎重な対応が見られるようになりまして、再三説明を求めましたが、残念ながら6月13日まで接触できなかったところであります。商工信用組合としては、自主再建と新たな金融機関の設立を模索中であり、最終方針が示されない中でコメントすることは難しい状況であります。仮に破綻することになれば地域経済に大きな影響があるものと考えております。

次に、幾つかの対策についてのお尋ねであります。まず、対策本部につきましては、6月13日に商工信用組合の理事長からの報告を受け、直ちに庁内金融対策連絡会議を立ち上げ、情報収集や相談業務について関係機関との調整を始めたところであります。仮に破綻した場合の対応については、新たな融資や相談を必要とする中小企業者に対し迅速な対応を行うため、各関係機関との連携を深める相談窓口が必要となるものと考えております。金融機関の破綻に伴う融資については、道央信組の破綻時に滝川市が緊急対策資金を創設したところでありますが、その実績は2件と聞いております。また、直貸しや新たな保証機関の立上げにつきましては、収入役を座長とする融資制度見直し検討会議の中で論議してまいりたいと考えております。

次に、出資金についてであります。仮に新組合設立に向けて出資の要請があった場合には、その是非について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ助成事業補助金についてであります。補助要望の把握については関係課を通じて行ってまいりましたが、それぞれの課における対応については、申請までの時間的制約もあり、部内での情報をもとにした検討はされております。個々の団体には周知は行っておりません。今後におきましては、広く関係団体に周知し、要望の把握に努めてまいりたいと思います。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがございましたが、最初に、保険制度についてであります。一般的には、先ほど松本議員のお話がありました趣旨の下に保険制度がつくられたものであると認識しております。

次に、保険料の減免の財源措置についてでありますけれども、まず、介護保険制度は、市町村を保険者とし、高齢者の介護を社会保険の仕組みにより支えるものであり、高齢者も被保険者として保険料を負担するのが原則であると考えております。しかしながら、10月からは保険料が現在の2倍になることから、保険料の納付が困難な生活保護基準以下の人の保険料負担を軽減し、かつ、次期の保険料への影響を緩和するため、減免の財源の2分の1を一般会計からの繰入れで措置しようとするものであり、現時点ではやむを得ないものであると考えております。

次に、保険料の算定についてであります。制度的には、低所得者に配慮し、被保険者個々の負担がそれほど重くならないように、所得に応じた5段階の保険料に設定する仕組みとなっております。必ずしも十分でない面がありますことから、全国市長会を通じて、国の制度として総合的な低所得者対策を講じるよう要請しているところであります。

次に、低所得者の保険料のあり方についてであります。今後の高齢化の進展を考えますと、高齢者の方々にも相応に負担していただくとともに、保険料の納付が困難な方には一定の配慮が必要であると考えております。したがって、先ほどもお答えしたように、全国市長会として国に働きかけをしているところであります。

す。

なお、国におきましては、平成16年度までに、保険給付の内容や水準、保険料の負担のあり方など、制度全般に関して検討し、必要な見直しを行うこととしております。

次に、医薬分業について何点かのご質問がありましたが、まず、医薬分業に関する認識についてであります。歴史的経緯から医薬品を薬の専門家である薬剤師に責任を持たせていくための方策としてうたわれ、特に、薬剤師のいない診療所での院外処方せん発行を医薬分業の大きな目的としておりましたが、この医薬分業を推進していく中で、病院での院外処方せん発行に変わった経緯があります。しかし、国が推進している医薬分業については、患者サイドのメリットもあり、好ましいことと考えております。また、市民や医療関係者からの声であります。今のところ市立病院の医薬分業に関する特段の要請は受けておりません。

次に、病院新築に向けての決断とのことでありますが、病院経営の観点から考えますと、現状の診療報酬体系や薬価差益の縮小から、いわゆる院外処方せん発行に踏み込めばそれなりの経済効果が期待されますが、医療提供に際しては、薬剤サービスの提供である投薬に関しても院内投薬か院外投薬かは患者の利便性と費用負担増など大きな課題もありますので、今後、利用者の意見を聞き慎重に進めるべきであると考えております。

なお、現在、市立小樽病院では、薬事委員会の小委員会を設置し、その審議事項の一つにこの院外処方について研究しているところであります。

次に、企業誘致と住環境整備についてであります。まず、人口減少とその対策についてであります。本市の人口減少は、多くの要因が絡み合っているものと理解をしております。経済の低迷による雇用の場の減少や、それに伴う新規卒業者や若年層の流出、さらには出生率の低下による自然減が大きな要因と考えております。特に若年者の定住対策は重要であり、地場産業の振興や企業立地などで魅力ある雇用の場を生み出すことが必要であると考えております。また、子供を産み育てやすい環境づくり、住環境の整備など、幅広い施策を総合的に着実に進めることが最も重要なことと考えております。

次に、住環境の整備についてであります。本市の特徴として、坂道と冬の雪対策が、快適さの点では非常に大きなウエートを占めていると思います。従来から、高齢者に配慮した住まいづくりや、きめ細かな除排雪の体制などに意を用いております。今後とも人に優しいまちづくりに努めたいと考えております。

次に、本市における企業誘致の現状についてであります。昭和59年の企業誘致室設置以来の誘致企業は147社となっております。現在は大変厳しい立地環境下にあります。基本的には、銭函工業団地並びに石狩湾新港地域への製造業及び流通関連業種の立地誘導を図るとともに、時代に対応するIT関連業種や試験研究所等の誘致にも鋭意取り組んでいるところであります。

企業誘致に当たりましては、マーケットへの近接性など、本市の有する優位な立地環境や優遇制度等について幅広く周知を図るとともに、関係機関の連携の下に、必要な情報の収集に努め、さまざまな企業ニーズに対応しながら、地域経済の活性化につながる企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、誘致企業に対するサービスについてであります。立地決定した企業に対しましては、早期に円滑な事業活動が開始できるよう、工場等施設の建設に伴う諸問題の解決や助成金の申請など、行政手続に全般にわたる必要なバックアップを行っております。さらに、操業開始後におきましては、随時、企業訪問を行い、事業活動の状況を把握するとともに、企業からの意見、要望をお聞きし、必要な対応に努めているところであります。立地企業に対するアフターサービスの充実、次の企業誘致を促進する上で非常に重要なものと考えており、従業員のための住居の確保、就学対策などについて、これまでは特段の要請はありませんが、今後そう

した要望があった場合にはできる限り支援、協力してまいりたいと考えております。

次に、スコットランドの現状並びにスコットランド企業誘致局についてであります。よく承知していませんので、今後、調査研究してまいりたいと考えており、参考となるものがあれば検討したいと思っております。

次に、立地条件に影響されない企業の誘致についてであります。平坦地に乏しく大規模な工業用地の確保が困難な本市の特性を考えますと、コールセンターをはじめ、ソフトウェア開発などの業種は今後とも積極的に誘致を進めるべきものと考えております。例えば、コールセンターなどは駅前など交通アクセスの便利さを求める傾向にありますので、廃校が予定されている学校の位置を考えますと利用することは難しいものと考えております。

次に、市内のペーパーレス化と情報のデジタル化についてであります。まず、市内で年間に消費される紙の量は、平成11年度調査によりますと、A4判換算で約2億6,400万枚であります。

次に、環境に与える影響についてであります。地球環境問題として、森林伐採による野生生物の減少及び二酸化炭素吸収の減少、さらに、紙の製造工程におけるエネルギー消費による地球温暖化、漂白剤の使用による環境汚染等が考えられます。

次に、市内LANの整備などについてであります。大型コンピュータを利用しての税情報などの大量データを電子化し、台帳などをプリントすることが従来行われてきたわけですが、今後、パソコンを利用した電子化された情報の利用が増えていく中でペーパーレス化が進むものと考えております。電子化した情報を市内LANにおいて共有することにより、行政事務のスピードアップが進み、事務効率の向上につながっていくものと考えております。

次に、IT化に対応する職員の教育プログラムについてであります。従来からパソコン講習会を実施してきておりますが、15年度を目標とした市内LANの整備による情報ネットワーク化に対応するため、昨年度から、内容を充実し、回数を大幅に増やしてITを活用する職員の情報活用能力の向上を図っているところであります。

次に、フロッピーディスクなどによるデジタル媒体での情報提供についてであります。小樽市例規集のデータ化が昨年度に終了し、常に改正された最新情報の提供を市内各部局にCD-ROMで行っていることや、図書館では所蔵の古地図、古文書等をフォトCD化するなど、新しい取組も始めております。

次に、市内におけるITの向上と予算についてであります。国では平成15年度までに電子政府の実現を目指しておりますので、地方自治体も電子自治体への取組を図っていかなければならないと考えており、そのため、現在は行政情報化を進めるインフラの核として市内LAN整備を推進しております。平成15年度を目標に、必要とする職員に対し1人1台のレベルでパソコンの導入が図れるよう努めていきたいと考えております。

次に、北運河周辺地区の観光開発についてのお尋ねがございましたが、小樽交通記念館、旧日本郵船小樽支店、北運河地区は、ともに北運河周辺地区における重要な観光資源であり、これらを有機的に結び付けることにより、集客の増加が図られるものと考えております。したがって、北運河地区は、特別景観形成地区に指定しており、本市の観光にとっても重要な地区の一つでありますので、この地区の特徴を生かした誘導策を講じていかなければならないと考えております。今後とも、関係団体などと協議をしながら、この地区の観光振興策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 教育長。

**教育長(石田昌敏)** 松本聖議員のご質問にお答えいたします。

初めに、大阪教育大附属池田小学校で起こった児童殺傷事件については、余りに痛ましく、信じがたいほどの凶暴な犯行に強い憤りを感じております。

本市においては、現在、対策を講ずるべく、緊急安全点検を進め、学校や父母に注意喚起をしているところであります。

危機管理にかかわるソフト面の対応としてのスクールカウンセラー配置の教育的効果についてですが、相談回数といたしましては、平成11年度74回、平成12年度122回、今年度からスクールカウンセラーの配置方法が変わり、研究所に1名と中学校4校を対象に1名の2名配置となり、研究所では勤務日数9日で7回、対象4校については、5月14日からの勤務であることから各学校での勤務日数が1日ないし2日ではないことから相談回数が数回と少なくなっておりますが、勤務日数が増えるに従って相談回数が増えていくものと思っております。

相談内容にかかわる実績としましては、カウンセリングにより引きこもりがち傾向の解消が見られること、保護者に自分の子供の成長に対する理解が深まり、子育てに精神的なゆとりを持つことができるようになったこと、スクールカウンセラーの助言により教員では判別の難しい医療機関での相談、受診を受け、改善が見られること、さらに、教員がスクールカウンセラーと連携することで指導にゆとりを持って当たることができるようになったことなどが挙げられており、今年度もこれらの面での成果を期待しているところであります。また、子供たちの指導に当たっている教職員からも、スクールカウンセラーとの連携を求める事例や、保護者に相談を進める事例が報告されていることから、今後一層の活用が図られるよう指導してまいりたいと思っております。

次に、スクールカウンセラーの採用基準の見直しと増員についてですが、本市においては、平成11、12年度の活用調査研究において先ほど述べたような効果があったことから、今年度は、道費スクールカウンセラーを学校配置として、より生徒との触れ合いを密にし、カウンセリング効果が上がるよう事業の改善を図っております。文部科学省では、今後もスクールカウンセラー事業の拡充の方向と伺っておりますので、本市としても、臨床経験の豊かなカウンセラーの任用や、効果的な配置方法について研究を行うとともに、増員について検討してまいりたいと考えております。

次に、休み時間の教育的意義についてですが、子供たちにとって、休み時間は楽しみな時間であるとともに、集団の中で生活するためのルール、みずからを律する心や他を思いやる心など、社会性を身につけていく上で極めて有用な時間です。

一方、教職員にとってこの休み時間は、授業の後始末や、次の授業の準備、さらに指導のための打合わせ等の時間ともなりますことから、子供たちの指導を第一としながらも、十分な対応がなされていない実態もあると報告を受けております。休み時間には思いがけない事故が発生することが懸念されており、教職員において相互の連携を図り、教室内、廊下、グラウンドを巡回するなどして、子供たちの安全確保に努めるとともに、子供との触れ合いを密にし、1人ひとりのよさや可能性を引き出す温かな指導にも心を配るよう、改めて校長会議を通して指導を強めてまいりたいと考えております。

最後に、教職員のメンタル・ヘルスと不適格教員についてですが、国において、平成12年度からの3年間、

地域性や希望を考慮して、都道府県、政令指定都市の教育委員会に教員の適格性について調査研究を委嘱し、道教委においても平成12年度から3カ年の予定で検討を進めているところであります。

本市においても、小中学校から教員の資質について話し合い、協議の依頼が寄せられる事例もあり、その都度、教員と面談するなど、対応しております。現在、国会においても不適格教員の配置替えを盛り込んだ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が審議中でありますので、道教委の検討動向などと合わせて、注意深く見守り、適切な対処について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 7番、松本聖議員。

**7番(松本 聖議員)** 数点、再質問をさせていただきます。

まず、補助金の問題なのです。宝くじの補助金ですね。これは、具体的に必要であろう各団体には全く通知をしていないというご答弁でございましたけれども、たまたまその情報を得てご自分で申請された高島の方々、これはいいとして、これはどうするつもりだったのでしょうか、申請が1件もなければ。皆さんに周知していないのですから申請があるはずもないわけですが、このお金はどうする予定だったのでしょうか。それをちょっとお尋ねします。何も申請がなかったらお断りするのですか。非常にもったいない話だと思うのです。

それと、ちょっと話が前後して恐縮ですが、病院の医薬分業の件でお尋ねいたします。

私は、病院が統合・新築されたならば、これは恐らく分業されるのではないかと想像しているところなのですが、新築してもなお院内で投薬するというお気持ちなのでしょうか。なぜなら、準備の時期が重なって職員の方々の事務処理が大変でしょうと。ですから、事前にできるのだったら早目にやったらどうですかという趣旨の質問をさせていただいたわけですから、検討するとかなんとかというのではないのです。時期がもう迫っているわけです。今までの例を見ますと、分業にかかる準備に1年ですとか1年半ですとか、長いところでは2年とかかけてやっておられる病院がたくさんありますから、そうなりますと、本当に次の統合・新築の作業にかからなければいけないという時期に来てしまいますからね。市長は今すぐにも決断なさるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、紙の浪費の問題であります。すごい数ですね。年間に2億6,400万枚は想像もつかないくらいの量の紙なのですが、庁内LANの整備まで、あと2年半ですか、終了まであるわけですね。その間に消費される紙の量は膨大な紙の量であります。もちろん、整備された後も、紙はなくなるわけではありませんから、使っていくのでしょけれども、少しでも減らしましょうと。微力ではあるけれども、少しでも地球環境を守っていきましょうというお願いをしているわけです。

ですから、ここである程度の具体的な目標を定めて、年間にこれだけ削減していくのだというようなことはできないでしょうか。何%、5%でも10%でも紙の使用を減らすのだということを考えてみてはいかがでしょうか。これは、今すぐでもできるはずで。無駄な資料を減らせばいいのですから、ぜひ考えていただきたい。

市長、聞こえていますか。

それと、最後に北運河なのですが、あの地域は、僕は散歩が好きでよく散歩をするのですが、観光資源としては非常に優れていて、古くて幅の広いもともとの運河の幅が残っているのはあの地域です。観光客もそういう古いものを見に小樽に来ているわけですから、あれを活用しない手はないと思うのですが、もうずっ

と何年もあの状態で、全く整備されていない。これは、経済状態が悪いということもあります。観光客の人数が横ばいだということもあります。

けれども、差し迫った問題として交通記念館とかの集客を考えなければいけないというわけですから、何とか民間の業者さんとタッグを組んで、あの地域の再開発に早急に乗り出していただきたい。民間の会社の方々は、待ってられる方もいます。そういう声上がるのを待ってられる会社はたくさんありますから、ぜひとも小樽市はイニシアチブをとって行動していただきたいなと思います。

以上であります。

**議長（松田日出男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 最初に、補助金の問題ですけれども、先ほどもお答えしましたが、書類が届いてから申請提出するまで10日間しかなかったというふうに聞いておりました、その間に情報を持っているところと持っていないところの差があるものですから、今後はふだんからそういった要望を絶えず把握しておくということが大事でございますので、そういったことで指導してまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、病院の医薬分業の話ですけれども、今現在、病院内の薬事委員会の中で小委員会を設けて検討しておりますので、またその検討結果を見ながら対応してまいりたいと思っております。

それから、紙の量の問題でございますけれども、これは環境部長からお答えいたします。

それから、北運河の関係でございますけれども、確かに、あそこへどう観光客を誘導するかというのは前々からの課題でありまして、ある人は非常に静かな北運河のたたずまいがいいのだと言う人もいますし、いろいろご意見はあります。今後、関係団体とそういった振興策をつくっていききたい、こう思っておりますのでご理解を願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 環境部長。

**環境部長（山下勝広）** 松本聖議員の再質問にお答えします。

紙について、少しでも減らすという考え方はどうなのだというご質問ですけれども、今、小樽市では小樽市温暖化対策推進実行計画というものを策定しております、その中で、目標として、一つ、事務文書について用紙類では平成17年度には11年度比で5%削減するように、現在そういう目標を立てておりますので、削減に向かって頑張りたい、こういうことです。常日ごろは、実際にペーパーを使ったときに裏の空いているところを再利用するとかやっていますけれども、先ほど言いましたように、17年度までには5%の削減という目標にしておりますので、頑張っていきたい、こういうことです。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 7番、松本聖議員。

**7番（松本 聖議員）** もう一つだけ、数点確認させてください。

紙の節約なのでございますけれども、5%と言わず、可能な限り減らしてほしいのです。

というのは、僕は資料をたくさんいただきます。手書きでもいいですよお願いしても、きれいにコンピュータでつくって資料を出してくれるわけです。私は、紙ではなくてもいいのです。フロッピーでいただけ

ば、自分で処理できますし、画面で見ることができます。紙でなければだめだというものもありますから、そういうものまで減らせと言っているのではないので、できるものからできるだけやってほしいなというお願いなので、できるだけ理事者の方々にお願いしたいのですが、資料はデジタル情報で下さいというお願いであります。それが行政的にできないということであれば、そこは無理は言いません。それは制度が整うまで待ちます。けれども、できるものはたくさんあるはずですので、そのところを重ねてお願いしたい。

それから、病院の問題、もう一回言います。

ぼちぼちしていたら本当にとんでもない作業量になります。病院はまだまだつくらないというおつもりだったらいいですよ。早くやる、これは市長の公約ですから、なるべく早く新築したい、そういう答申もありますから、そういうことを考えたら、そんな悠長なことを言っている場合ではないはずですよ。なるべく早く決断するというお約束をしていただきたい。

この2点です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 紙の件で、フロッピーディスクですか、これについてはご要望として受けとめておきます。

それから、医薬分業の関係ですけれども、現時点では病院の新築・統合のめどがまだ立っておりませんので、そういったことも踏まえて作業を進めていきたいと思えます。

**議長(松田日出男)** 以上をもって、本日の会派代表質問を終結いたします。

日程第2「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選任された久末恵子委員、小林栄治委員、佐野治男委員が、来る6月30日をもって辞任することに伴い、それらの後任委員を推薦するものであります。

小樽市農業委員会委員に、大竹秀文議員、見楚谷登志議員、佐藤利幸議員を推薦いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時29分**

---

## 会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 斉藤裕敬

議員 北野 義紀

平成13年  
第2回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成13年6月18日

出席議員(34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大嶋護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

27番 岡本一美

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院  
事務局 長 高木成一  
学校教育部長 奥村誠  
監査委員  
事務局 長 大津寅彦  
総務部秘書課長 竹田文隆

消防長 広田宰  
社会教育部長 池田克之  
総務部総務課長 宮腰裕二  
財政部財政課長 吉川勝久

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫  
庶務係 長 三浦波人  
調査係 長 大野肇  
書 記 丸田健太郎  
書 記 中崎岳史  
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦  
議事係 長 佐藤誠一  
書 記 木谷久美子  
書 記 牧野優子  
書 記 山田慶司

**開議 午後 1時00分**

**議長（松田日出男）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に佐々木勝利議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号及び第25号並びに報告第1号」を一括議題とし、一昨昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、34番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 34番、秋山京子議員。

（34番 秋山京子議員登壇）（拍手）

**34番（秋山京子議員）** 第2回定例会に当たり、公明党を代表し質問をいたします。

最初に、財政問題についてお伺いいたします。

小泉内閣は、聖域なき改革を掲げ、圧倒的な国民の支持を受けながら船出をいたしました。

その政策の基盤となるのが財政構造改革であり、その推進の中で、今月、6月7日に開かれました全国市長会総会であいさつし、国の補助金や地方交付税に頼るだけではなく、自分たちで税財源を探したり、つくることも必要であると発言し、市長たちより反発を受けてはありましたが、もとより、税財源の地方への移譲や見直しを前提にしての発言であるかと思われませんが、今後の地方財政への風当たりは相当厳しくなるものと推察されます。

小樽市におきましても、平成9年に行政改革大綱を作成し、昨年度までの4年間にさまざまな目標を立てながら改革に努力をしてみましたが、初めに、その成果についてご報告をいただきたいと思えます。

小樽市の財政は、地方交付税に依存する割合が大きく、国の政策動向に左右される不安定な様相を示しており、それが今日まで続いております。この実態を表わす財政力指数も0.476%と全道10市で最低を示しており、また、経常収支比率も93.3%と最低であります。

近年、各地方公共団体とも厳しい財政状況にあります。特に、小樽市におきましては義務的経費の比率が大きく、財政の硬直化を招く原因となっております。

具体的に申しますと、市税収入における人件費割合を見ますと、道内都市平均では61.3%、苫小牧市で43.4%、旭川市で60.4%、室蘭市で77.1%、小樽市は85.2%で、全道10市において群を抜いて人件費比率が高くなっております。

ちなみに、全国類似都市の平均は51.1%であります。

自主財源がほとんど人件費で消費されてしまい、地方交付税などに頼らなければ何もできない状況になっておりますが、これらの現状をどのように認識されているのか。また、今後どのように対処していくのか、ご見解をお示し願いたいと思えます。

また、義務的経費の公債費、扶助費に関しても増大の一途をたどっております。

公債費については、平成元年度対比で106.7%増で約2倍に増大しておりますし、扶助費についても、平成元年度対比で60.2%増で約1.5倍になっており、人件費とあわせて財政の硬直化の直接的な要因になっております。あわせて、今後どのように解決していくつもりなのか、その対策をお伺いいたします。

平成13年度から17年度まで実施されます財政健全化計画における経常収支比率の改善目標である平成17年度まで90%を下回るとの目標や、人件費の抑制における平成13年度から15年度までの60名の削減なども見直して

いかなければ、政府の構造改革に対処することが難しいと思われませんが、この際、将来にわたっての小樽市の目標値を明確にするべきと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、観光に関してお伺いいたします。

本年4月に平成12年度小樽市観光客入込数が観光振興室より発表されましたが、内容は、入込客数約859万人と過去最高を記録した前年度と比べ11.7%減少はしたものの、全国的に経済状況が低迷している中であっても、他都市に比べ、小樽観光は人気を博してきているものと認識いたしております。

しかし、依然として日帰り通過型観光の比率は高く、本市の長年の懸案であります宿泊滞在型観光をどう推進するかという課題があります。

宿泊滞在型観光については、平成12年度の宿泊は79万人で、これを100万人を目指すなどの具体的な目標を掲げ、官民一体となって取り組む必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

小樽観光が経済資源として位置付けられている今日、より充実した観光政策も重要かと思っております。観光振興室設置の意義とその役割とを合わせ、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、堺町、色内、運河地域、築港マイカル地域とも観光地として定着している今、観光都市にあって最も大切なことは、小樽を訪れる観光客を温かく迎える心、ホスピタリティであります。小樽と聞いただけで心が和むまち、もう一度訪れたいまちと観光客の心に残る観光都市でありたいものと考えます。

今年1月、観光に関心を持つ小樽市民が小樽おもてなしボランティアの会を発足させましたが、これを全市民レベルまで推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

ホスピタリティに関して、今日までの取組と、あわせて市長のご見解をお伺いいたします。

次に、この項に関連して、小樽運河プラザと博物館についてお伺いいたします。

長い間、小樽市の特産物の展示や即売を行ってきた運河中心部の観光拠点・運河プラザが今年の9月をもって物販事業を廃止することになったと聞きましたが、物販事業の廃止の理由は、運河プラザ以外にも観光スポットが広がり、民間の土産店の売上がプラザ内の売上減となっているために廃止するそうですが、果たしてそれだけの理由で廃止していいものなのでしょうか。

プラザは、引き続き観光案内所や企業製品の展示、さらに観光協会の事務所を置き運営されるそうですが、この運河プラザは、立地条件など、すべての面で小樽観光の拠点的役割を担っていると思っております。運河周辺に集まる観光客の市内中心部への誘導性や北運河周辺への回遊性を考えた場合、この運河プラザに物販店はあつてしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、運河プラザの今後の具体的な活用と運用についてもお伺いいたします。

次に、運河プラザに隣接する小樽博物館についてお考えをお聞きいたします。

かつて、博物館のあり方について、市民団体も交え大きな議論をしてきた経緯があります。そして、総合計画にも、将来、博物館の建設が位置付けられました。しかし、新総合計画21世紀プランでは、その位置付けは凍結されております。

現在、博物館に収められている小樽の歴史や展示物は、多くの市民、児童、学生たち、さらに修学旅行生の社会学習施設として、小樽にとっても価値ある存在と思っております。現在、館長を中心に、知恵を出し合い創意工夫を図りながら、集客と運営に努められておられるそうです。

また、聞くところによりますと、博物館には、まだまだ価値のある歴史的展示資料が倉庫に眠っているとのこと。

社会学習施設としての博物館であっても、小樽を訪れる観光客にとっては観光施設の一つでもあるのではないのでしょうか。そんな意味からも、今後の博物館のあり方について、市民の意見も取り入れ、平成16年の21世紀プランの見直しまでに結論を出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、今後の博物館に対する教育長のお考えをお伺いいたします。

さらに、市長に、小樽観光スポットの博物館という視点からの博物館を含めてのお考えをお伺いいたします。

次に、乳幼児医療費助成事業の対象年齢拡大についてお伺いいたします。

私たちの党は、子育て支援に対する制度の拡大を国、道とともに一貫して訴え続けてきており、今後も変わらぬ視点の一つであります。

乳幼児医療費助成事業の対象年齢拡大についても、子育て支援の一環として訴え続けてきております。

小樽市においては、6歳未満までの入院費は無料、通院費の助成については、平成12年度より、北海道として対象年齢が2歳未満から3歳未満へと拡大されたのに伴い、市の単独上乘せ分と合わせ、現在、助成対象年齢は4歳未満までとなっております。

1人の女性が一生涯に産む子供の数、合計特殊出生率も、全国では1.34に対し小樽市は1.02と下回っております。人口の減少とともに、6歳未満児の数にも顕著に表われております。平成元年度は8,400人、平成9年度は6,500人、さらに13年度は6,121人と、確実に減少しております。

21世紀の小樽を担う子供たちの健やかな成長を社会的に保障し、安心して産み育てられる環境づくりの一環として、さらに、人口減少の歯どめのためにも、乳幼児医療費助成の対象年齢に所得制限などを設けることなく、拡大を図ることを求めまして、先日、山田市長に署名簿を提出させていただきました。

そこで、改めまして乳幼児医療費助成の対象年齢拡大を提案いたしますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

国の総合的な子育て支援計画、新エンゼルプランに沿って2001年度はたくさんの子育て支援が拡大されていきますが、在宅の乳幼児を含めた子育て支援として一時保育と地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターが拡充されることになっております。

小樽市では、国からの少子化対策臨時特例交付金を活用し、今年4月、奥沢3丁目に小樽市地域子育て支援センター「げんき」がオープンいたしております。何回か新聞に親子で利用している様子が報道されていましたが、開設より2カ月経過の子育て支援センターの活動状況とその効果、今後の活動計画などをお聞かせ願います。

現在、生活環境の変化や核家族化などにより、身近に相談する相手もなく、育児の悩みや孤独感を打ち明けることさえできずに子育てにストレスを感じている若いお母さんにとって、子育て支援センターは安心して集える憩いの場であり、子育ての情報を得る場となり、今後、さらに重要度の増す施設となることと思いますが、いかがでしょうか。

ところで、小樽市内のゼロ歳児から就学前児童数は、今年4月11日現在6,121人、保育園入所数は1,467人、幼稚園児数は1,449人と伺っております。単純に計算すると、約半数の子供さんは自宅にいることになるかと思えます。幼稚園は1年保育から3年保育がありますので、すべての方に該当するとは考えておりませんが、子育ての情報も少なく、悩みつつも懸命に子育てをしている方がまだまだたくさんいらっしゃるのではないかと思えます。

横に長い地形の小樽市にあって、現在の子育て支援センターだけで若いお母さんの子育て支援としての役割を十分に果たしているとお考えなのでしょうか。また、順次、地域子育て支援センター建設の予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、地域子育て支援センターを核としたファミリー・サポート・センター設置を考えてはいかかでしょうか。

ファミリー・サポート・センターは、地域において育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を結び付け、住民の相互の援助活動を促進する会員組織を言います。その運営費の2分の1を国が補助する仕組みとなっております。相互援助活動は、保育所の終了後に子供を預けることや保育所への送迎などを多様にできます。

厚生労働省は、2003年度までに1,000カ所へ増やし、大都市圏のすべての市や区に設置する方向とのことで、2001年度は地域子育て支援センターなどにファミリー・サポート・センターの支部を併設する方式を取り入れ、設置数も102カ所から657カ所へ拡大するとしております。今年度からは、雇用労働者に限っていた対象者を専業主婦や自営業者にも広げ、子供を持つすべての人が利用できるようになります。

小樽市にあって、子育て支援の一環としてぜひお考えいただきたく提案いたします。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、高齢者福祉についてお伺いいたします。

我が国の人口動態は、平均寿命の伸びとともに急速な高齢化が進み、21世紀初頭には、おおむね4人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれている中において、既に小樽市は23.3%と全国・全道の平均を上回り、道内主要都市の中でもいち早く高齢社会の様相を呈しているとされています。

21世紀プランの中では、福祉・安心プランの高齢者福祉の充実が該当いたしますが、十分とは言えず、もう少し身近なところで、だれもが気軽に参加できる政策も必要かと考えます。介護保険制度も始まっていますが、現実に、この制度を利用する方々は約1割強ぐらいとされ、多数の方は活用しないままというデータも出ております。

小樽市では生きがいや健康づくりに対する事業も多く行われておりますが、その一つに温泉療法を取り入れることを提案いたします。

国民健康保険中央会の全国調査で、温泉の医療効果が一段と高まっていることがわかったそうです。この調査で、道内の北広島市と空知管内の奈井江町の調査例によりますと、調査対象となった4年間で、特に高齢者1人当たりの医療費が、北広島市では8.4%減、奈井江町は4.4%の減となり、医療費の改善が図られたデータが出ております。

北広島市は、竹山高原温泉という温泉を利用する65歳以上の方が、1枚600円の入湯券を1回100円で利用できる10枚つづりの券を受け取り、利用する仕組みとなっております。北広島市では、1枚の利用に500円の助成をしているそうです。また、奈井江町では、町営の温泉と町内の銭湯にも使える入湯券、1人500円の券を、60歳から64歳までは年間10枚、65歳以上の方には14枚を支給しているそうです。この二つの自治体は、住民に開放している温泉施設に保健婦が出向き、利用者を検診、1人ひとりの健康データをまとめ、疾病の早期発見に役立て医療費の軽減に努めているそうです。

小樽市も予防医学の見地から、医療費軽減のため、温泉街の活性化を図るために、さらに、温泉に入って交流を深めるとの観点から提案をいたしますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、地域福祉ネットワークについてお伺いいたします。

高齢化の進む中で危惧する一つに、交流を図れないお年寄りの問題がありますが、小樽市における状況はいかがでしょうか。

小樽は、人口は減っているのに世帯数は増えるという状況にあります。マンションの建設も続いています。さらに、核家族化が進むのかと心配になります。孤立する高齢者世帯、独居世帯をなくそうと、全国的に大きな問題として取り組まれております。

21世紀プランの地域福祉ネットワーク構想と社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動とが連動しているのか、地域福祉ネットワーク構想の実態が見えてきません。小樽市の具体的な取組と問題点、方向性をお伺いいたします。

東京都足立区では、安心ネットワークを支え合う地域を目指して、区の高齢サービス課が在宅支援センターを中心にしたネットワークづくりをしております。全国どこの地域でも同じような仕組みかとは思いますが、民生委員を核として、商店街、銭湯、薬局、老人クラブなどが協力機関となり、地域の実情に明るい方、ボランティア団体や地域から推薦をいただいた方が安心協力員となって、みんなで安心して地域ぐるみで取り組めるようにして、特定の人にだけ負担をかけることのないように考えられています。足立区に23ある在宅介護支援センターのエリアごとに活動する仕組みとなっていて、区民にもわかりやすいチラシを配布し、PRをしています。

小樽市でも、町内会の老人クラブの活動に声かけ友愛訪問を行っているところもあるそうですが、全市的な広がりにはなっていません。地域ぐるみで支え合うシステムを積極的に進めるべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、小樽市夜間急病センターについてお伺いいたします。

市の夜間急病センターの役割って何なのですかと、今でも何人かの方たちに質問をされます。

ある若いお母さんは、夜中に突然子供が高熱を出し、真っ赤になって苦しそうなので無我夢中でタクシーを飛ばし、北生病院の夜間センターに行ったのに、聴診器を当てて診るだけで、何も手当てをしてくれず、あした病院に行って薬をもらってくるように言われて、何のための急病センターなのかと腹立たしいのと悔しさで眠れなかったそうです。

また、ある人は、夫の様子がおかしいので連れていったら、簡単な診察を受け、「そのまま 病院に行ってください」と言われて、自分の車で、震えながら指定された病院に連れていき、診察、検査を受け、入院いたしました。なぜ、棟続きの病院で診てくれないのでしょうかと疑問に思ったそうです。夜間急病センターと隣接する北生病院は一緒と思っている市民も多いのかと考えますが、それさえも、即、夜間急病センターへの不満と不安の声となって耳に入ります。

突然苦しみ出す我が子を何とか助けなければと必死になって駆けつける母親は、夜間急病センターに処置してもらいたくて飛んで行くのです。その不安な思いにこたえるべきではないでしょうか。市民は、一次救急医療も二次救急医療もわかりません。説明よりも、病む苦しみを何とかしてもらいたくて必死に駆けつけるのです。市民と医療機関の距離を感じます。

市民のその思いにしっかりと対応できる医師を置き、さらに、看護婦による精神的なケアをするだけで市民の不安・不満は随分と和らぐことと思いますが、いかがでしょうか。この不安・不満にこたえるためにも、将来は、市立小樽病院には必ず夜間急病センターをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたし

ます。

次に、町内会館建設に関する助成制度についてお伺いいたします。

小樽市町内会館建設等建設助成規則は、昭和58年に制定され、平成3年10月に一部改正がなされ、今日に至っております。この条例は、地域住民の福祉の向上と地域活動の育成を図ることが目的であります。この条例の恩恵を受けながら、今日まで多くの町内会が会館を建設し、地域のコミュニティの場として有効に活用してまいりましたが、少子高齢化に伴い、地域を取り巻く環境も少しずつ変化してきております。

例えば、高齢者が増え、会館の階段を上るのが大変になりましたとか、ここに手すりがあると楽なのという声もありますが、そんな理由からか、地域行事から遠ざかる方も出てきております。また、せっかく新しい会館ができたのに、会場は2階で、やっぱり階段を上るのは変わっていないなど、それぞれ町内会の事情もあるかと思いますが、小樽市として、会館建設助成制度にバリアフリー化を考慮に入れた拡充を図り、地域活動の推進にお役に立つべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

初めに、問題のある教員についてですが、21世紀に入り、今日ほど教育の重要性を、特に、教育現場での教職員の資質と見識が問われているときかと思います。また、国際化や科学技術や情報化の進展、さらに少子高齢化、環境問題など、社会変化に対応して新しい時代を生き抜く子供たちを前にして、ますます教職員の使命は重要になっているのではないのでしょうか。学校において、子供たちのために何より望まれることは、個々の教員が多様な個性や能力を生かしつつ、学校全体が生き生きと運営され、充実した教育活動が展開されることでもあります。さらに、子供の人権が尊重される教育活動の展開が要請される教員にとって、鋭敏な人権感覚は不可欠と思います。

しかし、残念なことに一部の教職員による事故や犯罪が日常的にマスコミに登場し、教職員に対する不信感が増大しております。また、最近では、学級崩壊など授業が成立しないことや、子供たちに理解ができるように指導ができないなど、指導力不足の教員、適性を欠く教員も増えているようです。

文部省の発表による平成10年度の処分の内容を見ますと、免職15人、起訴休職8人、精神性疾患による休職は1,707人となっています。それは、氷山の一角と言われ、さらに多くの教員が見えない数字の裏に潜んでいると言われております。これら問題のある教員についてどのような認識をされているのか、教育長のご見解をお伺いいたします。

また、指導力不足教員と不適格教員との違い、定義についてもお伺いいたします。

北海道教育委員会では、平成13年度に指導力不足教員への対応策を検討し、具体的な推進として平成14年度から対応策の実施を考えているそうですが、現状と今後の計画についての方向性と明確な基準の策定についてお伺いいたします。

次に、子供たちに開かれた学校づくりとしてマスコミに取り上げられたユニークな取組についてご紹介いたします。

現在の制度下では、子供たちは教員の選択はできません。さらに、子供たちは評価される側で、学校や教員に対して評価の機会もありません。

マスコミで取り上げられたこの学校は、子供たちは教員に通知票を作成し、評価をしているというものでした。子供たちの評価により、ある教員は、何十年も積み上げてきたものに対して、改めて見直しをするところがあったと語り、さらに、ある教員は、自分としては、子供たちと教員である自分と双方向で実践してきたつ

もりであったが、実は、一方通行の授業を行っていたことなどが、また、子供たちが学校生活の中で感じていたことなど、よくわかりましたなどと、教員の資質の向上に一役買っているという内容でした。

子供たちにも開かれた学校の新たな取組として注目されているようですが、教育長は、この件についてはご存じでしょうか。

また、今後の課題としての開かれた学校づくりの観点から重要な視点として考えていただきたいと思いますが、あわせてご見解をお伺いいたします。

次に、学校評議員制度についてお伺いいたします。

昨年、教育法施行規則の一部改正により、学校評議員制度が可能となりましたが、この学校評議員制度の設置の目的、構成、位置付け、権限、教育効果、設置状況、具体的内容についてお伺いいたします。

他都市では、既にモデルケースとして実践している学校も増えてきているようですし、また、欧米諸国の主要都市では、地域の代表が学校へ参画するシステムを持たない方が珍しいようです。イギリスでは、校長、教員の代表、保護者の代表、そして地域の有識者で構成される学校理事者が、学校の予算から教員の任免の権限まで持っていて、学校の意思決定機関とも言える存在です。

欧米諸国に習い、即座に横並びには言いませんが、今後の開かれた学校づくりに研究すべき重要な課題かと思いますが、いかがでしょうか。

また、この学校評議員制度についての認識と今後の方向性や取組についての教育長のご見解と、開かれた学校の「開かれた」に関する教育長のお考えをお伺いいたします。

この項の最後に、今月、大阪府池田市で起きました事件に関連して、学校の安全対策についてお伺いいたします。

余りにもむごく、痛ましい事件に憤りを感じます。不幸にも亡くなりました児童たちに、心から哀悼の意を表します。

この事件は、地域社会の中で一番安全であるべき小学校で、白昼、だれもが思ってもいない状況下で突然起こった事件でした。

しかし、このように学校へ乱入し刃物などを振るう事件は、ここ数年前ごろより続発しており、教育関係者からは、刃物と銃という違いはあっても、心理的状态には変わりはないとの指摘も出ております。

過去に、小樽市内においても、子供たちをねらった変質者や不審人物の出現など、一歩間違えば事件に成り兼ねないこともありましたが、決して他人事ではないと思います。近年の状況などを含め、これらの事件についての教育長の認識とご見解をお伺いいたします。

さらに、小中学校、幼稚園、保育所までの万全な安全管理を速やかに検討、実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

具体的な警備対策として各教室にインターホンの設置や非常ベルの設置、あるいは防犯ブザーの貸出しなど、早急に対応すべきと思います。

また、地域と児童・生徒の保護者、町内会など関連機関と学校、幼稚園、保育所などと協力し、子供たちの安全性を確保する体制を図るべきと思いますが、市長と教育長のお考えをお伺いいたします。

以上、再質問を留保いたしまして、質問を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長（松田日出男）** 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

**市長（山田勝磨）** 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についてのお尋ねがありました。まず、行政改革の成果についてであります。平成9年度から平成12年度までの4年間で、事務事業の見直しとして第二病院の診療報酬業務の民間委託や看護婦寄宿舍等の廃止、定員管理及び給与等の適正化として職員数の削減、特別職給料及び管理職手当の削減、公正の確保と透明性の向上として事務事業評価システムの試行、経費の節減合理化と財政の健全化として市税、国民健康保険料などの収納率向上対策、遊休等資産の活用・処分の促進などを実施いたしました。計画しておりました実施項目につきましては、72項目のうち59項目が一部実施済み、又は実施済みとなり、実施率は81.9%となっております。

財政効果額につきましては、現在、平成12年度決算の整理中であり、まだまとまっておりませんが、当初見込んでいた財政効果額は、ほぼ達成できるものと考えております。

次に、自主財源と人件費の関係についてであります。人件費につきましては、平成9年度から11年度までの行政改革による財政効果として約14億7,000万円の削減となっております。

ご指摘の市税に占める割合におきましても、平成6年度90.9%であったものが平成11年度には85.2%と、若干の改善を見ています。

この割合が他都市に比べて高いことについては、本市が置かれている行政区域の特性により、消防職員が他都市に比べて多いことなどがあり、また、税収基盤そのものが弱いことの影響もあろうかと思いますが、財政健全化のためには、組織機構の見直しや事務事業の見直しを進め、人件費を削減していく必要がありますので、引き続き、行政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政硬直化の問題であります。公債費は、ここ数年の間にも、港湾整備や土地区画整理事業、また、コミュニティセンターやごみ埋立処分施設の建設など、市内経済の活性化や市民の生活基盤整備のため、必要な事業の推進に当たり、財源を市債に求めた結果として増加してきており、市の財政に影響しているのは事実であります。

このような状況を踏まえ、今後は、事業の必要性、緊急性などを十分に検討し、施策を厳選することにより、公債費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

また、扶助費につきましては、生活保護費など構造的なものもあり、財政運営上だけではなかなか削減ということになりませんが、今後とも地場産業の振興を進め、市内の経済基盤を強化し、雇用の促進を図るとともに、全体として圧縮するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の目標値の見直しについてであります。現在、国において交付税の削減や特定財源の見直しなどの議論もあり、今後、市の財政状況がますます逼迫していくことが予想されます。現在掲げている目標値の実現だけで健全化計画を達成することは難しいものと思っておりますが、人件費や公債費などを重点的に削減することにより、まずは、平成17年度までの健全化計画における目標値の達成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光について何点かお尋ねがありました。

まず、宿泊滞在型観光の推進についてであります。これまでの誘致宣伝活動や受入れ態勢が整備されたことにより、近年、宿泊客数は微増傾向にあります。また、台湾をはじめ、東アジア圏からの外国人観光客の急

増や、冬のイベント「小樽雪あかりの路」も宿泊客の増加に貢献しているものと考えております。

宿泊客の100万人目標であります。宿泊滞在型観光は、今後とも本市が目指すべき観光の方向と考えておりますので、観光客が数日間滞在しても満足していただけるような効果的なイベントや、新たな観光ルート、夜の観光スポットなど観光資源の活用について、観光関連団体や市内の宿泊関係業者と協議してまいりたいと考えております。

次に、観光振興室の設置についてであります。本市の観光を取り巻く環境は大きく変化してきており、昨年度実施しました観光経済波及効果調査におきましても、観光が本市の基幹的産業の一つに成長したことが把握されました。このような中で、観光行政における組織機能を活性化し、多様なニーズに対応した観光振興をさらに推進するため、観光振興室を設置したところであります。

今後とも、行政に対する民間の信頼をより一層高めるとともに、官民の連携を強めながら、本市観光の振興のさらなる発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光ホスピタリティについてであります。これまでの取組については、接客業務従事者を対象とした接遇研修会の開催や、観光ご意見箱などでの観光客の苦情や意見を各施設に伝え接遇の改善向上に努めているほか、広報紙や観光マップの新聞折込みをするなど、観光ホスピタリティの重要性について市民啓発を行ってきたところであります。

これからの観光は、ご指摘のとおり、観光客を温かく迎えるホスピタリティが小樽観光にとって重要な課題と受けとめております。その意味から、本年1月に発足した小樽おもてなしボランティアの会は、市民が自発的に組織した団体であり、大変有意義なものと考えており、市といたしましても、この会の活動に期待しているところであります。

今後は、ホスピタリティの担い手としてボランティアの役割がますます重要になると考えており、これが全市民レベルまで広がりを持つよう支援するとともに、市民におもてなしの心が浸透するよう啓発に努めてまいります。

次に、運河プラザについてであります。平成2年の開設以来、社団法人小樽観光協会に管理運営を委託し、地場製品の展示・紹介・販売にあわせて観光情報を提供することにより、観光客や市民の交流の場としてその役割を果たしてきております。近年、入館者数の減少により、物産販売会計が厳しい状況にあることから、本年9月をもって、地場製品の販売については休止するとの申入れがありました。

現在、経済部と観光協会による運河プラザ利用検討会議の中で、物販のあり方も含めて、運河プラザ全体の活用方法について協議を進めておりますので、この結果も踏まえて、市としての一定の方向を出してまいりたいと考えております。

次に、博物館についてのお尋ねがありました。

博物館は、数多くの資料展示を通して本市の自然や歴史を紹介する施設であり、本市の観光にとりましても重要な観光資源であります。また、博物館が立地している運河周辺地区は小樽観光で最も人気の高いエリアであり、今後とも、隣接する運河プラザや製作体験施設などと有機的な連携を図り、修学旅行生を含めた観光客に施設の魅力を宣伝してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成事業の対象年齢拡大についてであります。北海道が通院対象年齢を2歳未満から3歳未満に拡大したことに伴い、本市は、昨年度、さらに1歳引き上げ、現行4歳未満で実施しているところであります。

なお、北海道では、乳幼児、重度心身障害者及び母子家庭等への医療給付事業に本年10月から所得制限の導入を決定しておりますが、本市としては、当面、所得制限を導入せず、来年度に向けて検討することとしたところであり、現時点で乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大については財政的に困難と考えておりますが、ご提言の趣旨も踏まえ、今後の検討課題と考えております。

次に、子育て支援について何点かお尋ねありましたが、初めに、子育て支援センターの活動状況であります。育児不安を抱えるお母さんたちを支援するために設置したセンターの事業として「親子で遊ぼう」の募集を行ったところ、定員が親子で15組に対し55組の応募があったほか、「保育所開放事業」では、参加者が親子で86名を数える日があるなど、各事業とも好評で順調に推移しているものと考えております。

今後は、これらの事業は引き続き実施するほか、お年寄りの知恵や知識を子育て支援に生かすなど、事業活動の工夫をしてみたいと考えております。

次に、今後の建設計画についてであります。エンゼルプランでは、平成20年度末までに建設する計画を今回前倒し実施したことから、現在のところ、次の建設計画はございません。

しかし、子育てにとっては重要な事業と認識しており、今後、保育所機能を活用した子育て支援のあり方等について検討してみたいと考えております。

次に、ファミリー・サポート・センターについてであります。この事業は会員相互が育児などの援助活動を行うソフト事業で、センターの設立には、会員数が事業開始年度末で100人以上、さらには、事業開始5年後で300人以上になることが求められております。

本市の場合、保育所の送迎では、父母に代わって祖父母が行うことが多く見られる面もありますので、センター設立の条件クリアには相当厳しいものがあると考えております。

しかし、道内でも登別や函館では既に事業化され、さらには札幌でも事業化の動きがありますことから、今後、それらを参考にして研究してみたいと考えております。

次に、高齢者福祉についてお尋ねがありましたが、まず、温泉療法についてであります。予防医学の見地から効果があることは承知しております。

本市では、高齢者に対する福祉施策として、他都市では余り実施していない、はり、きゅう、あんま、マッサージの助成や上下水道料金などの軽減のほか、各種事業を実施しており、ご提案の趣旨については理解できるところでありますが、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、高齢者を支える地域福祉ネットワークについてであります。市内には、徘徊した痴呆性老人の早期発見を目指すSOSネットワーク、孤独死の予防のための愛アイネットワーク、閉じこもり防止のための友愛訪問などがあり、ボランティア、各種団体、関係行政機関や在宅介護支援センターなどと連携をとって活動しております。

また、社会福祉協議会では、21世紀プランの地域福祉ネットワーク構想を受けて、昨年3月より、蘭島地区で民生児童委員、老人クラブ、町会配食ボランティア、新聞販売所、関係行政機関などが小地域ネットワークをつくり、給食サービスの提供などを通じて、見守りの必要な高齢者の支援をしているところであります。

市といたしましては、こうした活動が地域ごとにさらに広がるよう、町内会、民生委員、老人クラブなど関係者で話し合いを進め、連携を図りながらネットワークづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、夜間急病センターについてであります。センターへ来られる方に対し、センターの医療従事者がきめ細かい対応をすることはご指摘のとおりと思いますので、今後とも指導を強めてまいりたいと思います。

また、将来的に市立小樽病院に夜間急病センターをつくるべきとのことでありますが、さきに提出されました懇話会の提言においても市民ニーズが高いものとされており、今後の統合・新築に向けて検討すべき課題と考えております。

次に、バリアフリー化を行う町内会館への助成についてであります。最近、町内会館の建設に当たり、高齢者や障害のある方などが利用しやすいようバリアフリーに配慮した会館も見られます。この傾向は今後も強まっていくものと考えておりますので、こうしたバリアフリーに対する助成につきましては、各市の状況等を調査し、市の財政状況等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、6月8日、大阪府池田市で発生した事件についてであります。大変心の痛む事件であり、このような凶悪犯罪は断じて許されるべきものではなく、被害に遭われたご家族の気持ちを考えますと想像を絶するものがあります。

この事件を契機に、北海道では、市内各幼稚園へ幼児の安全確保に関する通知が出され、また、教育委員会では、市内各小中学校長に児童・生徒の安全確保及び学校の管理について文書で通知したところであります。また、市内の公立保育所など児童福祉施設の長に対し、児童の安全確保について注意を喚起するとともに、必要に応じ、玄関の内側からの施錠についても指示したところであります。

今後は、より安全な方策について検討を行うと同時に、保護者、町内会、警察等の関係機関と連携を一層密にすることにより、事故を防ぎ、子供たちの安全確保のため努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 教育長。

**教育長(石田昌敏)** 秋山議員のご質問にお答えします。

まず、今後の博物館のあり方についてですが、新博物館については、現3カ年の実施計画では休止となっております。

しかしながら、博物館は生涯学習の場として重要な社会教育施設でありますので、今後とも、庁内関係部局と連携をとり、情報収集などに努めるとともに、博物館協議会、博物館友の会などを通じて広く市民の意見を聞きながら、次期実施計画に位置付けるべく検討を進めたいと考えております。

次に、問題のある教員についてですが、教師としての道を踏み外し、法律違反による処分を受けたごく少数の教員を除いて、いわゆる教育上問題のある教員とは、教員適格・適性を欠く指導力不足の教員を指しております。

指導力不足教員と不適格教員についてですが、文部科学省が掲げる不適格教員の要件では、教科の専門知識や技術が不足であること、指導方法が不適切であること、児童・生徒の心を理解する能力や意欲の欠如などによって適切な学習指導や学級経営ができない場合などとしております。

次に、不適格者への対応策についてですが、国においては、現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について審議を進めており、その中で、指導力不足教員についての対応として別職種への配置換えが検討されています。

また、北海道教育委員会において、平成14年度を目前に、指導力不足教員の判断基準の作成や、判定会議の設置及び指導体制のあり方など、具体的な検討委員会で取組を進めているところであり、市教委としては、文部科学省や北海道教育委員会などの検討を注意深く見守りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、子供たちが教員を評価する取組についてですが、子供たちが授業を評価する取組は、高知県が平成9年度からすべての公立小中学校で、大阪府は平成10年度から、東京都でも平成12年度から一部の学校で取り組んでいることは報道等で承知しております。

このような取組は、教師の教え方が変わり、子供たちの理解を踏まえた指導という観点から、授業改善にも役立つものと考えており、開かれた学校づくりを進める上で重要な視点であると思っております。

本市においても、学校が作成する通知票に子供の自己評価の欄を設けるなど、子供たちの声を基に指導の改善に取り組む学校が生まれている状況にあります。今後、各学校の取組の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

次に、学校評議員についてですが、その設置の目的は、開かれた学校づくりを推進することにより、そのことにより、保護者や地域住民等の意向を把握、反映し、協力を得るため、校長が候補者を選定し、教育委員会の承認を得て、学校に学校評議員を置くことができることになっているものであります。

全国における学校評議員の設置状況は、平成13年5月現在、約2,800の自治体において、全校で設置している市町村は約240団体、一部の学校で実施している市町村は約160団体、設置を決定している市町村は約500団体、検討中の市町村は約1,850団体となっており、北海道教育委員会においても、平成12年度から14の教育局管内で道立校をモデル校として研究を進めております。

市教委としては、その研究結果を参考に、設置について検討してまいりたいと考えております。

最後に、学校の安全対策についてですが、本市においては、登下校時における子供への声かけ事犯などの被害が毎年発生しておりますことから、一步間違えば重大な事故に結びつくおそれがあり、このたびの池田市における出来事は決して無縁ではなく、強い衝撃を受けております。

教育委員会といたしましては、事の重大さを重く受けとめ、各学校に対し、安全確保にかかわる調査・点検を指示するとともに、来訪者についての確認の徹底や、来訪者にネームプレートを付けてもらうなど、校内の安全確保に努めるよう指導するとともに、小樽警察署にも校舎周辺のパトロールの強化を依頼し、6月11日から実施されております。

また、各小中学校においては、平成12年1月の文部省通知の点検項目に沿いながら、児童・生徒の安全確保の体制を検討すべく校長会議を開催し、再度指導したところであります。指示の主な内容については、学校として早急に取り組めるものはすぐ実施すること、玄関わきに事務室があるところは、教職員のだれかが必ず常駐し、来校者の用務を確認すること、休み時間、体育館・グラウンドなどに教員の巡回体制や週番体制を確立すること、各家庭や地域に各学校の取組を周知し、協力を得ることなどですが、今後とも、学校、保護者、地域が一体となり、さらに関係機関との連携を深め、児童・生徒の安全確保に期するよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**議長（松田日出男）** 秋山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 1時55分**

---

**再開 午後 2時30分**

**議長（松田日出男）** 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

**22番（渡部 智議員）** 第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

最初は、市長の政治姿勢についてです。

山田市長が誕生して2年、1期の折り返し点を迎えました。

地方自治体を取り巻く環境は殊のほか厳しく、今後においても予断の許されない情勢にあります。厳しい情勢下において、市長の政策実現への基礎づくりや実施、また、諸課題について前向きに対応と姿勢、そのため努力と情熱は、市政全般にわたって着実に執行されているところです。

特に、その中において、昨年秋に提起された日銀小樽支店の撤退問題は、本市並びに後志圏、広く道内経済と金融への影響と波及性、また、市内における観光のシンボリック建造物等から問題視され、反面、国会決議も絡んで日銀のリストラ政策の公表への対応など、困難性はあったものの、市長は存置の強い決意の下で、市民を中心として署名活動の展開、日銀本店や各方面に精力的に奔走するとともに、地元の意見、意思を直接伝える懇談会の設置と開催等を行ってきました。

結果として、営業継続としての存置とはならなかったものの、日銀資料館と形を変えて残ることは、署名をはじめとして、協力いただいた市民や関係団体の方々にとっても納得いただけるものと理解しております。一連の運動の形成から、情熱を傾注し、積極的に対応された山田市長に敬意を表するところです。

今日の厳しい時代背景の中で、さらに市民がひとしく「豊かで住みよいまちづくり」実現には、多くの課題が提起されるところです。

病院の新築・統廃合、広域的焼却場等の大型プロジェクト、産業経済基盤の確立のための施策、港湾整備と振興策、一方では少子高齢化対策、総じて人口増対策等々、もう一方では財政の健全化方策、行政改革の推進、そして総合計画の着実な前進など、重要な政策及び施策の実現は並大抵ではなく、それこそ市民と一体となって市長の英知と勇断を持っての力量発揮が求められるところです。

また、新たなテーマ、「地方分権時代の住民参加によるまちづくりの推進」に向け、従前以上のリーダーシップと同時に、さらに政治的手腕も重要なことと思います。

お伺いしますが、本市をめぐる状況認識と、折り返し点での感想並びに今後の政策実現に当たっての決意についてお聞かせください。

次は、総合計画です。

「市民と歩む 21世紀プラン」総合計画の構想目標年次は2010年代後半とし、その計画は、1998年度、平成10年度から2007年度、平成19年度までの10年間としてスタートしました。また、基本計画に示された施策や事業の実施年度と予算規模などを明らかにするため、3年間の実施計画が策定されています。98年からスタートした総合計画の第1次実施計画が終了し、引き続いて第2次実施計画が先般策定されました。

本市を取り巻く社会経済情勢は、申し上げるまでもなく、少子高齢化、情報化や国際化の進展のほか、地方分権の進展など、さまざまな分野で変革が進み、加えて、より一層の市民ニーズへの対応等々、行政運営の需要が求められるところです。

第1次実施計画の進捗状況は、項目のばらつきがあるものの、「ゆたかさ 産業・活力プラン」が3カ年合計による比率が低かったようであり、次いで、「にぎわい 都市・形成プラン」も低いですが、総体的に見てまずまずの実施であったように思います。

お伺いしますが、第1次実施計画について市長はどのように評価してられるか。また、2次実施計画において、さまざまな変革、行政需要等の関連で意識的に取り組んだもの、緊急性の面で実施に力を注いだものがありましたら、お聞かせください。

第1次実施計画の事業実績は事業費ベースで809億円、このたびの第2次実施計画では、総事業費551億円となっています。単純に見て相当の開きとなっておりますが、これらは計画推進のバランスや継続事業の終了等もあると思いますが、とりわけ、「ゆたかさ 産業・活力プラン」は前回実績よりさらに下回る計画であり、また、「にぎわい 都市・形成プラン」は、前回の半分程度となっておりますが、第1次での事業の推進状況並びに第2次での推進についての基本的な考え方についてお聞かせください。

21世紀プラン本体そのものには10年間の総事業費が載っていません。第1次実施計画が終了し、第2次実施計画が出されましたが、各項目において10年間事業のバランスが読み取れません。第2次実施計画の推進途中で計画の半分の5年を迎えます。時代の背景、行財政運営の状況並びに行政需要等の対応、一方では、評価システム、政策のバランス及び政策アセス等々を含め、相互理解の下に推進5年を機に10カ年計画の総事業費を明らかにすべきと思いますがいかがでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

次は、経済問題全般についてです。

2001年5月、日本銀行の金融経済月報の基本的見解として、我が国の景気は、輸出の落込みを主因に生産が減少するなど、調整局面にある。今後の経済情勢については、公共投資は、ここしばらく増加を続けると予想されるが、しかし、輸出は海外景気の調整が続くことを背景に、当面、減少を続ける可能性が高い。設備投資についても、既発注案件の下支え効果が薄れるにつれて頭打ちから減少に向かう公算が大きい。加えて、電子部門や素材における在庫調整の動きが当面継続することから、鉱工業生産は減少傾向が続くと見込まれる。こうした中で、企業収益は減少に転じ、家計の所得形成も徐々に弱まってくると見られる、と記述されています。

また、同じく2001年5月、内閣府の月例経済報告では、経済の基調判断として、4月月例では景気は弱含みから、5月ではさらに弱含みとしています。その判断として、アメリカ経済の減速から輸出が減少し、それに伴い生産が減少している中で在庫が増加している。企業部門の自立回復に向けた動きはなお続いているが、このところ弱まっている。設備投資は増加しているが、企業収益の伸びが鈍化し、企業の業況判断は製造業を中心に急速に悪化している。失業率は高水準で推移し、個人消費はおおむね横ばいの状態が続いている。このような報告となっており、一方、政府は、日本経済の再生を最重要課題として位置付け、緊急経済対策を速やかに移す。さらに、不良債権の最終処理、21世紀の環境にふさわしい競争的経済システムの構築、財政構造の改革等の経済構造改革を断行する、ということですが、景気回復、経済対策、金融、雇用等々、具体的になかなか見えてこないのが現状であり、先行き不安の懸念の方がはるかに大きいように思われます。

長引く景気低迷にあって、本市経済にも深刻な影響をもたらしているわけですが、どのような状況にあって、本市経済の活力を見いだすための政策と施策は重要な案件です。

市長は、経済全般にわたって現状をどのように認識されているか、また、経済活性化に向けての対策についてと市長の持つ景気浮揚論について、ぜひともお聞かせください。

次に、2001年版中小企業白書のポイントから何点かお伺いいたします。

円滑な経済構造変化に不可欠な中小企業の挑戦として、中小企業が抱える経営課題とその対応について、短期的・長期的調査、今期平成13年1月から3月期で直面している経営上の問題点の短期的課題では、製造業で1位が需要の停滞、2位が製品単価の低下・上昇難、3位が製品ニーズの変化への対応となっており、卸売業

は1位が需要の停滞、2位が販売単価の低下・上昇難、3位が大企業の進出による競争の激化、小売業については1位が大・中型店の進出による競争の激化、2位が需要の停滞、3位として購買力の他地域への流出、建設業は1位が官公需要の停滞、2位が請負単価の低下・上昇難、3位が民間需要の停滞となっています。また、長期的課題については、製造業では、順を追って、受注量確保、人材の確保・育成、低価格競争、後継者不在、それに資金調達、債務保証の順となっており、卸売業では受注量確保、人材の確保・育成、低価格競争、資金調達、債務保証、それと後継者不在、小売業では低価格競争、大型店との競合、後継者不在、人材の確保・育成、そして資金調達、債務保証となっております。

こうして見ますと、短期的、長期的に見て「需要の停滞」が最大の経営課題であり、長期的には「人材の確保・育成」、「資金調達」も深刻な課題であることがわかります。

市長は、産業経済基盤の確立に力を注いでおり、経済にかかわる調査研究も広範な角度から推進を行っているわけですが、本市におけるそれぞれの業種による当面する経営課題並びに中期的課題について、現状をどのように把握され、また、課題克服、解決に対する施策等の実践についてどう展開されておられるか、お聞かせください。

長期にわたる不況と経済産業構造の変化の下で、2000年中小企業資本金1億円未満の全国倒産件数は1万8,500件と前年比で約22%増加しています。建設業33.5%、卸小売業29%、製造業18.8%、サービス業10.8%、その他7.9%の順となっており、建設業が倒産件数全体の約3分の1を占めています。

一方、創業をめぐる全国状況では、廃業率の上昇が顕著となり、開業率の逆転現象が拡大しています。企業数による開・廃業率で第1次産業を除く推移ですが、昭和50年から56年当時、開業率は5.9%、廃業率は3.8%から3.7%、56年から61年では開業率4.3%、廃業率4%、昭和61年から平成3年では逆転し、開業率3.5%、廃業率4%、平成8年から11年では開業率3.5%、廃業率はさらに上昇して5.6%となっています。いずれも企業運営は厳しさを反映しての結果です。

全国の倒産件数も平成13年に入って、1月は1,394件、2月1,480件、3月1,703件と既に高い数字を示しており、また、企業の廃業も上昇機運にあります。平成11年完全失業率は4.7%、平成12年に入り2月、3月は4.9%と史上最悪を記録し、平成13年2月、3月は4.7%で推移しておりますが、依然として高水準にあります。

本市での企業倒産並びに開業・廃業状況と雇用情勢はどのようになっているのか、一定の分析を含めてお聞かせください。

全国的な経済情勢並びに状況に基づきお聞きしました。本来ですと、引き続き本市の経済の置かれている実態・課題について、問題提起から方策とあり方をさぐるべきところではありますが、時間の関係もあり、委員会質問といたします。

特に、厳しい状況下にある経済情勢はだれしもが認めるところであり、今回、小樽商工信用組合の経営をめぐる問題が発生しました。

いずれにしても、本市に与える経済影響は大きなものがあり、その波及性も心配です。現状、市長におかれましては、よりよい対策を講じていただくようご要望いたします。

次は、港湾問題全般についてお伺いいたします。

規制緩和問題であります。

地方港にとって重大な影響をもたらすとされた規制緩和は、昨年11月1日に港湾運送事業法の一部改正を行

い、同時に、国会附帯決議を付記して、当面、6大港を中心とした9港先行で施行実施となりました。港湾運送事業法の根幹と言うべき認可料金が届出料金に、また、免許制が許可制と緩和され、さらに、運用として来年6月までに保有基準が現行の1.5倍ということになり、港湾の自由化、競合のための仕組みが展開されるといいう状況をつくり出すことになりました。

当面、地方港は、現状の需給調整規制の下に認可料金、免許制は維持されているものの、しかし、競争原理は原価コスト削減と相まって、平然と、しかも露骨にダンピングの強要が横行しており、港湾秩序の崩壊につながりかねない様相を呈しております。

お伺いしますが、昨年11月1日施行の9港による規制緩和実施から半年経過となりましたが、小樽港への影響及び波及性はどのような形で押し寄せているか、その状況についてお聞かせください。

次は、物流施策の動静であります。

国は、港湾の規制緩和とともに、一方では物流の総合施策の検討に入り、ご承知のように、大交流時代を支える港湾、平成7年6月、運輸省港湾局、総合物流施策大綱、平成9年4月、閣議決定、連動して北海道における物流効率化・高度化に向けた新たな展開、平成13年3月、北海道総合物流施策推進会議等々で検討が進められています。

その目的は、大方、港湾の国際競争力を強化し、産業活動の根幹を支える港湾物流のより一層の効率化を図るために、ハード・ソフト両面において国際的に遜色のない港湾サービスの推進を実現することが喫緊の課題とし、このため、港湾荷役の効率化、サービスの向上を目指し、作業の共同化、さらに、集約・協業化の推進、港湾の24時間フルオープン化の実現等、強力に推進することをねらいとしています。

これらの情勢から、具体的推進に当たって、当面、北海道運輸局が主体となり中核国際港湾の位置付けとなっている苫小牧港から協議に入る準備を進めております。苫小牧港で推進計画が策定となった場合、物流効率化が一層進み、一港集中がさらに拍車がかかるものと思われます。いずれ順を追って、それぞれの港湾においても推進協議が行われることになるとは思いますが、バランスを失う結果は目に見えており、これらの克服のため、小樽港の課題及び体質改善に向けて危機感を持って真剣に議論し、競争力に勝てる体力と体制並びに活力を見いだすため、調査、研究、協議、実施等の強化策を並行して取り組んでいくことが今求められるところですが、市長のご所見と意欲についてお聞かせください。

次は、日農問題であります。

道内企業の生き残り戦略は、産業経済の変化とともにさまざまな形で表面化し、港湾においても大きな波紋と深刻な問題が提起されています。

4月3日、唐突に、日本農産工業株式会社の飼料生産のうち、牛のえさ4割程度を釧路で新工場により生産することが発表され、それに伴い、小樽工場を2003年6月までに閉鎖するという事です。

飼料は小樽の大宗貨物であり、当時、6社ほどあった工場が、今では2社となり、この2社の平成12年の取扱量は、主原料、副原料を含めてトータル35万6,000トンほどであります。そのうち、日本農産工業株式会社の原料使用料は18万トンで、牛のえさは7万トンということであり、残り11万トンが、閉鎖後、日清飼料株式会社に製造委託する模様です。現状、小樽港での港湾運送事業者が荷役を行う貨物量は、年間ほぼ80～90万トンくらいであり、その中であって7万トンの減少は大きく、小樽港にとっては深刻な問題を投げかけております。

市長には、当然、会社側から事情説明等があったと思われませんが、まず、どのように受けとめておられるか、

お聞かせください。

4月3日の報道とともに、他港の大手港運業者は敏感にとらえて商業ベースでのあいさつ等もあるようです。その一つに、製造原料の減少によってパナマックス船の仕立てが容易でなくなり、東京、横浜からのトランシップとなった場合の航路変更、さらには運送上並びに立地条件等々、状況上での話であろうと思われます。

パナマックスも軌道に乗っていた折のこうした問題、変化に伴う原価・コスト問題等々を見たとき、果たして、閉鎖後、確実に小樽での製造になるのか、また、日清飼料株式会社工場で10万トンベースで日農ブランドとして生産は確実に行われるのか、必然的に減少傾向となりはしないか等々、現状、不安と懸念を抱いております。市長はどのように見ておられるか、状況分析についてお聞かせください。

日本農産工業株式会社は、小樽港とともに根づいた企業です。港湾の中にあつて、港を利用し、また、生産という経済行為から小樽市にとっても大事な企業の一つです。このたびの期限を切つての製造移動と閉鎖は、港湾関連業者に与える影響は深刻な問題です。少ない貨物量からの減少は、直接的に打撃をもたらし、関連会社によっては雇用並びに労働条件の変更にまで発展しかねない問題を含んでいます。こうした状況から、現計画に対し、市長から、小樽港に根差し、引き続き現状に立って企業運営を行うよう再考を促していただきたいのでありますが、いかがでしょうか。同時に、対策等についてお聞かせください。

小樽港をめぐる情勢は、厳しさを乗り越え、いわば危機的状況にあると言つて過言ではありません。産業経済情勢、物流動向、効率性、機能、製造コスト等々、各企業にとっては常に利便性、効率性から港湾利用があり、市は港湾利用促進に当たつて、いつの場合も動静に敏感に対応すると同時に、港湾サービスの体制が求められるところです。そのための調査、研究、実働というように、状況と情勢からの確に実践のための施策が必要であります。

関連的な面だけの質問にとどめますが、小樽港の大宗貨物で、現状、飼料工場2社、製粉工場1社、そのほか原料を受け入れて製造・生産している企業の動向についてどのように掌握されているのでしょうか。

また、以前から構想のあった勝納グレーンセンターの誘致はどのようになっているのか、お聞かせください。次は、港湾秩序についてです。

今年に入って4月、ロシア船からヘロイン押収、5月に入って海上に大麻樹脂を発見、また、4月、接岸中のロシア船から短銃20丁と実弾73発を押収、短銃の20丁は道内の一回の押収量としては過去最高である。税関小樽支署及び道警は、ロシアから小樽港を経て国内に流入する大規模な密輸ルートが存在する可能性を見て調査しているとの報道があり、憂慮すべき問題です。

平成12年第4回定例会で、小樽港を舞台に盗難車大量密輸の件を取り上げました。また、港湾における安全、防犯、災害にかかわる質問は以前から行ってきており、その都度、答弁をもらい、今日に来ているものの、対策より事故・事件が先行する事態を市長はどうとらえているのでしょうか。

課題を山積し、対策と実施を先延ばししてきた結果の盗難車、麻薬、短銃と相次ぐ小樽港での密輸であり、また、そのほかの事故であると思われるが、いかがでしょうか。

これまでの指摘と議会答弁からするならば、小樽港の安全、防犯並びに密輸にかかわつての危機管理がとられて至極当然であつて、放置的要素は「危険と秩序なき小樽港」のレッテルが張られても当たり前ということになります。

関係機関及び港湾関係者を含め、幅広い協議と具体的実施策について一日も早い対策が必要であろうと考えます。一つ一つの対策が遅れることによって事故・事件の続発につながり、また、対策も難しくなります。小

樽港のイメージダウンを払拭する対策が求められるところであり、市長の判断をお聞かせください。

港湾の最後は、小樽港・石狩湾新港の港湾計画についてです。

平成9年から改訂の港湾計画は、おおむね平成10年代後半を目途に整備が進められているところです。

小樽港は、中央、勝納、若竹、高島地区を含めて総事業費は295億円で、今日までの計画推進は築港臨海公園、平成9年から12年事業の6億円程度となっており、後の計画は未着手で、いずれも平成14年以降となっています。また、平成9年以前の港湾計画から引き続き実施している事業として、中央地区再開発1期、小樽港縦貫線、手宮・北浜岸壁改良、運河公園ほかがありますが、平成8年から平成12年までの港湾整備状況は、全体事業費219億円に対し171億円ほどであります。

一方、石狩湾新港の港湾計画は、外港地区をはじめ、東、中央、花畔、樽川、西地区と中央水路の事業を計画しており、総事業費は826億円で民間投資を含め1,000億円事業となっています。この計画に基づき、平成12年度までの整備事業費は368億円となっており、西地区マイナス14メートル岸壁の整備は、この秋から本格的に実施されようとしています。

まず、両港の港湾計画の進捗状況から見て、小樽港の計画は、そのほとんどが未着手であり、一応、平成17年ころ目途の港湾計画の実現は可能かどうかというより、不可能と見なければならず、一方、石狩湾新港は、いよいよマイナス14メートル岸壁着手の体制にあり、現計画における差異は歴然としているようですが、小樽港の港湾計画に基づく整備について、しっかりとした見通しと実施における課題について率直なところをお聞かせください。

次に、石狩湾新港西地区のマイナス14メートル岸壁についてお伺いしますが、平成12年度、調査及び設計を行い、平成16年度を供用開始予定として、この秋にも着工の体制に入ります。

港湾貨物上の貨物見込みの当初は、水産品、原木、チップ、石炭等で62万7,000トン、一方、企業ヒアリングによる貨物量の見通しは、金属くずも加わり、当初量の増減から163万2,000トンとなっています。

また、事業費の積算は337億円、その他島防波堤先端の間口カット等、大事業であります。これだけの事業費は、小樽港港湾計画の全体事業費295億円を上回るものであり、小樽港にとって、将来における貨物取扱いを含めて脅威なものと受けとめる認識が必要です。

新港とは、これまで共存共栄、補完、太平洋側からのシフト、湾内における両立・機能分担等々の言葉と同時に、何かにつけて機能分担という時代にそぐわない説明と現実です。

市長は、小樽港・石狩湾新港の両立・発展ということに、現状どのような見解をお持ちでしょうか。

また、西地区マイナス14メートル岸壁の着工に当たり、どのように受けとめておられるか。

さらに、供用開始を想定したとき、小樽港とのギャップ、物流動向の推測及び競合といったものをどう見ておられるか、お聞かせください。

最後に、教育問題についてです。

6月8日午前10時15分ごろ、国立大阪教育大学附属池田小学校で痛ましい憤りを感じる事件が発生しました。包丁を持った男が学校に侵入し、1年生と2年生の児童や教職員を刺すという暴挙により、8人の児童が刺殺と、幼い命を落としました。

惨劇は突然起き、無差別に児童を襲い、取り押さえるまでにわずか10分程度と言うが、学校現場の事件は過去最悪であり、また、子供たちに与えた恐怖心と心の傷は、生涯にわたる重いものとして残るのではないかと考えられます。無防備で抵抗力のない小学校現場での事件は、父母や先生の衝撃、不安は、はかり知れないもの

があると思います。幼くして亡くなった児童の冥福をお祈りし、事件に遭った子供たち、そして、全児童に、一日も早い回復と穏やかな気持ちに戻れるよう激励を贈りたいと思います。

学校侵入の事件・事故は続発していると報道にあり、今回の痛ましい事故を見たとき、学校現場での事件・事故に対し、真剣に考え、いわば危機管理体制を徹底する必要があると思われます。

1999年12月に、京都市において、事件の規模こそ違え、同じようなことが発生しました。このとき、当時の文部省は、39項目にわたるチェックリストをそれぞれの教育委員会に降ろしましたが、まず、その内容はどのようなものであったのか。同時に、現状、運用されているのかどうか、お聞かせください。

日常における安全管理としては、外からの人の出入り、不審者に対する取扱い、校舎の外回りほか、校内ゲートのチェック、情報把握と連絡、さらに地域との連携等々の体制が取られなければならないと思いますが、点検を含めて、どう対応されておられるか、あわせてお聞かせください。

今回の事件は、人ごとではなく、他人事でもなく、学校現場を持つ本市も二度とあってはならない事件として受けとめなければなりません。そのために、学校現場、通学等での安全という環境を早急に構築する必要があります。事件の教訓に立って、マニュアルあるいはチェックリストの焼き直しではなく、学校現場、父母、地域住民の協力の下で体制を確立していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、地域に開かれた学校という大きな命題があります。安全対策と学校管理の両立について、その基本的な考えと対応についてお聞かせください。

以上、再質問を留保して、終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

**市長(山田勝磨)** 渡部議員のご質問にお答えします。

まず、この2年間の感想と今後の決意ということですが、平成11年に市長に就任させていただいて以来、常に「市民の心を大切にしたい市政の推進」を心がけ、「活力のあふれる小樽」を目指して各種事業を進めてまいりました。

この間、長引く経済不況の下、少子高齢化の進展、人口の減少、景気低迷による雇用不安など、本市を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、市民生活の向上を図るため、「21世紀プラン」の着実な推進と、市民の皆さんにお約束いたしました公約の実現に向け全力を傾けてきたところであります。厳しい状況の中ではありますが、みんなで知恵を出し合い、汗をかくことをいとわず、山積する諸課題の解決に向け、今後とも全力投球の姿勢で臨みたいと考えております。

次に、総合計画に関連して何点かご質問がありました。

まず、第1次実施計画の評価についてですが、事業費ベースで見ますと、計画事業費約809億5,000万円に対して実績事業費は約752億6,000万円であり、その達成率は約93%になっております。実施しました主な事業は、ふれあいパスの交付、いなきたコミュニティセンターの建設、ごみの最終処分場の整備、小樽港中央地区の再開発、築港駅周辺地区土地区画整理事業など、比較的大型のプロジェクトを推進してきましたが、おおむね着実に進められたものと考えております。

次に、第2次実施計画の策定についてですが、さまざまな政策課題のうち、地場産業の振興や雪対策

など、緊急性が高く市民ニーズの強いものについては「重点プログラム」の中に位置付けております。また、このたびの計画におきましては、「重点プログラム」はもとより、学校校舎の整備など教育環境の充実、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむための体育施設整備、さらには、急速な情報化の流れに対応するため、IT関連の事業を多く盛り込んだことなどが大きな特徴ではないかと思っております。

次に、第1次実施計画と第2次実施計画とを比較してのお尋ねであります。まず、総事業費が約258億円の減となった要因につきましては、築港駅周辺地区土地区画整理事業の完了や、ごみの最終処分場の完成のほか、中央通土地区画整理事業の見通しが立ち、大幅に事業費が減少したためであります。

また、「ゆたかさ 産業・活力プラン」の第1次実施計画の進捗状況については、計画事業費約182億6,000万円に対し実績事業費が約142億1,000万円であり、達成率は約78%になっております。第2次の計画事業費は約106億円であり、第1次と比較して58%と減少になりましたが、これは商工業者に対する融資の実績を勘案し、大幅に減額したことによるものであります。

また、「にぎわい 都市・形成プラン」の第1次の進捗状況につきましては、計画事業費が約242億6,000万円、実績事業費が約217億2,000万円、達成率は約90%であります。このプランの第2次実施計画の事業費は約103億2,000万円であり、第1次と比較しまして43%と大幅な減少となりましたが、これは、総事業費の比較で申し上げました大型プロジェクトの減が要因となっております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況ではあります。市民が快適に安心して暮らせる活力あふれる地域社会を目指して、「21世紀プラン第2次実施計画」の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、21世紀プランにおける資金計画についてであります。21世紀プランは計画期間の中でさまざまな施策を掲げていますが、事業手法など未確定の要素を持つ事業が相当数あること、また、自治体を取り巻く環境の変化などが予測されますことから、10年間の資金計画を策定することは難しい面があると思っております。21世紀プランにおきましては、3年間の実施計画ごとに計画事業費を明らかにすることとし、昨年、試行として実施しました事務事業評価により、成果の分析、検証を図りながら、次期実施計画に反映させる方法を採用しております。

次に、経済問題についてお尋ねがありました。

最初に、現状認識についてであります。全国的な景気低迷が続く中で、本市におきましても大変厳しい経済状況が続いております。先日の日銀小樽支店の報告によりますと、「管内の景気は、最終需要の低迷等を背景に引き続き停滞しており、企業の生産活動は需要の減少等を背景に弱含み傾向が続いている。また、個人消費の動向についても、依然として儉約志向が根強く、特に、家電販売、大型小売店売上高は前年費マイナス基調が続いている。」と公表されております。この報告を見ても、なお景気の先行きは不透明であり、厳しい経済状況にあるものと認識しております。

一地方自治体として有効な景気対策を打ち出すことは難しいものがありますが、現在、「まち育て情報センター開設事業」や「朝里川温泉観光クラスター事業」などの地場産業振興対策を積極的に進め、地域経済の活性化を目指しているところであります。今後とも、国や道の経済対策と連携を図りながら、各種施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、業種別の課題と対策についてであります。本市におきます中小企業の経営上の課題につきましては、短期的には需要の停滞や製品単価の低下、官公需要の停滞などであり、中期的には人材の確保・育成、低価格競争、受注量確保など、全国の状況とほぼ同様の傾向にあるものと認識しております。また、商業を中心とし

で発展した本市にとって、全道に多くの得意先を有してきた卸売業が卸売機能の変化に伴い、その地位を大きく低下させている実態や、小売業において、低価格競争、大型店の進出などにより厳しい環境にあることなどが本市の特徴的な課題であると考えております。

次に、施策の自主性につきましては、これまでも時々の経済情勢や環境の変化に対応した商工業施策を着実に進めてきておりますが、今後とも実態の把握に努めながら、的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業倒産並びに開業・廃業の状況についてであります。昨年の市内企業倒産は27件、負債総額 111億 8,100万円となっており、倒産に至った要因としては需要減少によるものが多く、いわゆる不況型倒産の比率が高いことが特徴となっております。今年の倒産状況は、5月末で12件、負債総額 16億 3,000万円、倒産に至った要因は、需要減少が7件、放漫経営が5件となっております。

また、本市の事業所数につきましては減少傾向にあり、直近の統計調査によりますと、開業率は13%、廃業率は17.9%となっており、全国の傾向と同様、廃業率が開業率を上回っており、景気の低迷が続く中で、新たに創業する人にとっては厳しい経済状況が続いているものと思われま

す。次に、雇用情勢についてであります。小樽公共職業安定所管内の平成13年4月の有効求人倍率は0.36倍と前年同月比7カ月連続で上回っておりますが、全道平均の0.41倍を大きく下回っており、厳しい状況にあると認識しております。新規求人はわずかながら増加しておりますが、パート求人が約4割を占めており、人件費の抑制を図ろうとする企業が増加しているものと思われま

す。今後とも、求人・求職のミスマッチ解消やスムーズな業種間の移動がなされるよう、パートサテライトや関係各機関と連携して雇用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、規制緩和についてであります。ご質問にもありますように、昨年11月1日に改正港湾運送事業法が施行され、「需給調整規制を廃止して、事業免許制を許可制に」、「料金認可制を届出制に」など、規制緩和が京浜・名古屋・大阪などの主要9港で先行実施されました。

港湾関係事業者から伺ったところでは、このたびの規制緩和の実施による小樽港への影響は現時点ではないとのことですが、規制緩和がいずれ地方港にも及んでくることになれば、小樽経済の根幹をなす港湾に大きな影響を受けることも予想されるため、国や主要9港はもとより、地方港の動向も注視し情報収集を行うとともに、関係業界と知恵を出し合いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、物流施策の動静についてであります。我が国の物流は大きな転換期を迎え、経済のグローバル化が進む中、港湾の高コスト構造の是正やサービス水準の向上が求められております。

こうしたことを受け、苫小牧港は、北海道における海上輸送の拠点である中核国際港湾との位置付けから、多様化するニーズに対応した通年フルタイムサービスの提供や定時性、迅速性の確保など、一層の機能充実が求められているとして、苫小牧港の物流効率化のための推進計画策定準備が北海道運輸局を中心に進められていると承知しております。この計画が策定され実施となりますと、苫小牧港への一極集中がさらに進むことが懸念されることから、今後の動向を注視し、関係業界とも協議し、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日本農産工業小樽工場の閉鎖問題であります。当工場は、小樽港において飼料用原料のおよそ半分を取り扱うなど、これまで市内の主要企業として活躍されてきたものと認識いたしております。会社側の説明

によりますと、施設の老朽化により維持費がかさんでいることや、ユーザーの道東地区における比率が高まっていることなどから判断をされたとのことでありますが、今回の工場閉鎖に伴い、小樽港全体の飼料用原料取扱量のおよそ2割が減少すると見込まれ、関連企業への影響も含め、大変重要な問題であり、まことに残念なことと思っております。

次に、状況分析と今後の対策についてであります。日清製粉小樽飼料工場のお話によりますと、日本農産工業とは、既に他都市でも業務提携を行っており、現在の2交代制を3交代制にすることなどで年間10万トン程度の引受けは可能であることから、今回、業務を受託することとなったとのことであります。

しかしながら、ただいま申し上げましたとおり、飼料用原料全体の取扱量の減少が見込まれますので、私自身も、先般、経済界や港湾関係団体の代表とともに日清製粉の本社を訪問し、できる限り多くの取扱量を確保いただくよう要請をしてきたところであります。

工場の閉鎖につきましては、既に社内的な決定事項であり、変更はないと聞いておりますが、関連企業への影響などについて、今後とも情報の収集を進めながら、市といたしましてもできる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、製造工場等の動向についてであります。企業ヒアリングの中では、取扱高の横ばい状態が続いており、近年、経営状況は厳しいとの声も聞いております。特に、原料の取扱量が著しく減少することになれば、他港への船のシフトによるコスト増が心配されるため、行政と民間の協力による荷主へのサービス向上を強く求める経営者もあり、小樽港を取り巻く企業動静には大変厳しいものがあると認識いたしております。

また、グレーンセンターの誘致についてであります。小樽港は古くから輸入穀物の指定港とされ、これまで、道内における穀物の中継基地として重要な役割を果たしてきております。勝納埠頭内の用地につきましては、輸入貨物の大宗を占めるこれらの穀物を主原料とする配合飼料工場の誘致のために造成されたものであり、これまでも、将来の穀物需要の増大に対応できるよう関連企業の誘致に努めてまいりました。現状、厳しい経済情勢にありますが、今後とも関連業界のご意見なども伺いながら、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、港湾秩序の問題についてであります。ご指摘のとおり、今年に入りましてからは、小樽港に停泊中のロシア船から短銃や麻薬が押収されるといった重大な事件が続いて起きており、港湾を管理する立場として非常に憂慮すべき事態にあると考えております。この件につきましては、以前より何度かご意見をいただいておりますが、現在、関係機関からの要望の強い中古車置き場対策について検討を進めており、いろいろな課題を整理しながら、できる限り早い時期にまとめ上げたいと考えております。

課題を先延ばしにしてきた結果であるのご指摘もありましたが、施設の管理面だけでは解決できない問題もありますので、今後とも、税関や警察など関係機関と連携を取りながら、港湾管理者としても知恵を絞り、港湾秩序の維持が図られるよう、さらに努力してまいりたいと考えております。

次に、一日も早い対策をとということですが、ただいま申し上げましたとおり、当面は中古車置き場対策について検討を進めておりますが、今後とも、関係機関のご意見も伺いながら、対応可能なものにつきましては順次実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、商業港として一層の発展を期すためにも、そのイメージアップが図られるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の港湾計画に基づく整備についてであります。小樽港は明治32年に開港し、100年を超える

歴史の中で、時代の要請に応じ、古くから港湾整備が進められ、港湾機能の充実強化も図ってまいりました。

平成9年の港湾計画の改訂に当たりましては、経済界や港湾関係団体の意見を伺いながら、将来の可能性が期待される施設、また、多様化・高度化により増大する物流需要に対応するための既存埠頭の再開発による機能更新などを計画し、平成10年代後半を目標として策定したものであります。平成9年改訂の港湾計画分では未着手の施設も多いところでありますが、従来からの港湾計画に基づく施設整備分も含めると、総事業費514億円に対し、実施事業費が177億円で進捗率は約35%となっております。これまでも、港湾施設の整備に当たりましては、港湾関連団体の要望も受けながら進めてきておりますので、今後とも、社会経済情勢を見極めながら、年次計画を作成し、進めていくべきものと考えております。

次に、小樽港と石狩湾新港の発展についてであります。両港は、それぞれの地理的特性を生かし、港湾計画に基づいて整備を進めてきており、ご指摘のとおり、現在の港湾計画上の進捗状況に差はありますが、道央圏の日本海側の物流拠点港として相互に補完しながら、ともに発展を図っていかねばならないと考えております。

また、新港におけるマイナス14メートル岸壁につきましては、製紙、電力、木材、水産業などの背後圏企業や経済団体などからの強い要請を受け、広いバックヤードを必要とする石炭、チップなど、大量のパラ荷貨物を輸送する船舶の大型化に対応するために必要な整備をするものと受けとめております。

今後とも、両港が発展をしていくためには、将来の物流動向を一層慎重に見極めるとともに、全道レベルで広く検討する姿勢が必要と考えております。したがって、北海道港湾連絡協議会などで各港の課題などの論議を一層深め、各港の均衡ある発展を図っていかねばならないものと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 教育長。

**教育長(石田昌敏)** 渡部議員のご質問にお答えいたします。

まず、文部省のチェックリストについてですが、この点検項目は、一昨年、京都市内の小学校校庭で起こった事件を機に、児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に向けて、平成12年1月、文部省から通知があったものであります。

このチェックリストは、「学校」、「教育委員会等」において取り組むべき事項や、「家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項」が、緊急時と日常に分けて、39項目にわたり具体的に示されております。例えば、

『「学校」において、不審者情報にかかわって関係機関との連携について』という項目については、「日ごろから警察等と連携して情報を速やかに把握できる体制はどうか」という質問があり、市内小学校では96.4%、中学校100%「把握できる」と回答しております。また、『「登下校時等に万一の場合、「交番」や「こども110番の家」について児童・生徒に周知しているか」との質問に対して、小学校71.4%、中学校88.2%が「周知」と回答しております。各小中学校においては、今回の事件を機に、さらに検討すべきものは検討するほか、地域、PTAとの連携など、改めて取り組んでいるところであります。

次に、日常における学校の安全管理や、通学等での安全な環境についてですが、このたびの池田小学校の事件を契機に、各学校で早急に取り組むべきことを、改めて校長会議を開催し、指導したところであります。指示の主な内容といたしましては、学校が早急に取り組めるものはすぐ実施すること、玄関わきに事務室があるところは、教職員のだれかが必ず常駐し来校者の用務を確認すること、休み時間、体育館、グラウンドなどに

教員の巡回体制や週番体制を確立すること、各家庭や地域に各学校の取組を周知し協力を得ること、警察にパトロールを要請すること、必要などころ以外は施錠し、開錠は最小限にとどめることなどですが、今後とも、学校、保護者、地域関係機関が一体となって、児童・生徒の安全確保に万全を期すよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、地域に開かれた学校と学校の安全対策についてですが、地域社会における学校には生涯学習の場としての学校施設の開放が求められております。このため、学校を保護者はじめ地域の方々に日常的に開放することが、地域の方々と学校がいろいろな面で互いに支え合う環境がつけられていくものであり、また、学校と保護者及び地域の方々との連携をより一層深めることが、学校内外における児童・生徒の安全確保にもつながっていくものと考えております。

教育委員会として、児童・生徒の安全確保と開かれた学校が両立するよう努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 22番、渡部智議員。

**22番(渡部 智議員)** ただいま、市長並びに教育長からご答弁をいただきました。

特に、答弁の中で、港湾の質問に関しては、ひっくくってのという面がありまして、受けとめる方としてもなかなかとらえづらいついという面もあります。また、それに基づいて一項目一項目ということになると、幾ら時間があっても足りませんので、委員会の中でしっかりとまた、質問してまいりたい、あるいは質疑をしてまいりたいというふうに思います。

経済問題について、総枠で市長にお聞きしたいと思います。

市長も、認識上、本市経済は非常に厳しいという中で、その対応をしていくために、また、施策の展開を進めてきているところであります。今日まで、何とか厳しい中にも現状を維持していく。現状を維持していくということになれば、プラスアルファのいわば活力を見いだすものも合わせてでなければ、なかなか現状を維持していくというのはやはり難しい。そういう面で、政策を含めていろいろと施策の展開を進めてもらっておりますけれども、しかし、経済の情勢は、片方は、先ほど港湾でのみしかお話できませんでしたが、規制緩和等々がもう真正面から押し寄せてきている。現実、小樽のまちの中でも、人の数よりタクシーの数が多いとか、あるいは、乗り合いバスにおける緩和条項だとかといった面で非常に難しい。あるいは、企業もそこそこ持ちこたえているというのは、その裏ではリストラを推進して持ちこたえているといった面が、現実、この小樽市内にあります。

ですから、市長の答弁の中でも何点もありましたけれども、これからの経済政策といった面は、もう一度しっかりと点検を直ししていただいて、実は、一つの課題、二つの課題があるときには、その課題解決のために計画を立てて、そして活性化を見だしていくということを進めてきました。

しかし、現実、そういう一つの計画についても、順調に、あるいは計画的に進められていないという点も実は中にあるかと思えます。そういった面で、これから活力を見いだすために、現状の計画、それから施策としてのものをしっかりと見つめて、現状のこれからの回復、あるいは、活力を見いだすためにしっかりとそこに発展的要素を見だしていけるのかどうか、あるいは、時代の背景といった面から見直しをする面もあるのかどうか等々、その点での政策的な面からもう一度見直しをしていく。と同時に、やはり、経済はただ単に経

済部だけの問題ではなく、全庁的に政策的に経済問題をしっかりと受けとめていくといったことも大事でないのかというふうに考えます。

トータルの経済というものを見つめながら、市の経済の向上のためにこれからも努めていただきたいという点をご指摘して、市長の見解、あるいは考え方を述べていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

**市長(山田勝麿)** まず、再質問にお答えしますけれども、経済の発展政策といいますか、こういった問題についてのご指摘かと思えます。

なかなか一地方自治体だけで経済政策を打ち立てるとするのは非常に難しい問題でありますけれども、従来からいろいろな取組をしてきております。したがって、今までの取組につきまして、これでよかったのかどうかという反省も含めまして、点検をする必要があるかなと思います。また、国なり道なりのいろいろな政策と整合性を取るという意味も、これからはやはり重要ではないかと思っております。したがって、いろいろな政策について、見直しすべきものについては見直しをしながら対応していかなければいけないと思っております。

あるいはまた、全庁的な取組というか、受けとめといいますか、そんなお話もございましたけれども、例えば土木工事、建築工事等の早期発注等についても、やはり、そういった担当部だけではなくて、市内の経済情勢も見ながら、そういったものも早期発注に努めるとか、そういった問題もありますので、こういう問題について全庁的にどう取り組んでいくかということについても、機会を見て関係部長会議等でまた、検討していきたいと思えます。

**議長(松田日出男)** 以上をもって会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 3時36分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 佐々木勝利

議員 高橋克幸

平成13年  
第2回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成13年6月19日

出席議員(32名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大島護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男

欠席議員(3名)

16番	久末恵子	27番	岡本一美
36番	佐藤利幸		

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院  
事務局 長 高木成一  
学校教育部長 奥村誠  
監査委員  
事務局 長 大津寅彦  
総務部秘書課長 竹田文隆

消防長 広田宰  
社会教育部長 池田克之  
総務部総務課長 宮腰裕二  
財政部財政課長 吉川勝久

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫  
庶務係 長 三浦波人  
調査係 長 大野肇  
書 記 丸田健太郎  
書 記 中崎岳史  
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦  
議事係 長 佐藤誠一  
書 記 木谷久美子  
書 記 牧野優子  
書 記 山田慶司

**開会 午後 1時00分**

**議長（松田日出男）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、中島麗子議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号及び第25号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 33番、斉藤陽一良議員。

（33番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**33番（斉藤陽一良議員）** 平成13年第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、国の行財政改革の一環として進められている市町村合併推進の動きについて伺います。

最近の新聞報道によりますと、去る5月31日、後志支庁と管内20市町村の「行財政検討会議」が発足し、自主的合併を含めた将来の行政体制を検討することになったとのことでありますが、この問題についての国の基本的な考え方について、小樽市としてどのように認識をされておりますか、お示しください。

一般論として、行政事務の簡素化、行政経費の縮減が目的であると言われておりますが、しかし、まず、我々は、何よりも住民への行政サービスの低下を招かないかということを検討すべきであります。次の問題として、単なる行政単位の拡大、広域化にとどまらず、地方分権を実質的に進める上で、積極的に権限移譲を行うべきであると考えます。それと同時に、地方分権の財政的裏付けとして、税財源の地方移譲も進められる必要があると考えます。

また、国は、市町村合併推進の具体策として、法律改正や新たな財政支援制度の新設と同時に、地方交付税の削減も検討しているとのことですが、単純に地方交付税交付金の削減というのではなく、地方交付税は国の補助事業の裏づけという側面もあり、事業指定を行わない新補助金制度の創設など補助事業自体の抜本的な見直しも行う必要があると考えますが、以上の点について市長のご見解を求めます。

さらに、具体的に何点か伺いをいたします。

まず、今回発足した検討会議の性格、役割、また、検討される内容はどのような項目が上がっているのか、また、これからの検討作業のスケジュールについてもお示しください。

また、昨年北海道から示された合併パターンでは、一つは小樽市と赤井川村、もう一つは小樽市以外の北後志4町と赤井川村という二つの合併パターンがあるわけですが、もともと小樽市と赤井川村の間では、上水道の水源利用についての協力関係があり、また、今後ごみの広域処理をめぐる北後志全体としてのさらなる協力・協調も必要になってきております。

そのような点を踏まえて、財政上のメリット・デメリットはもちろん、市民サービスの向上という観点から、また、両自治体の住民感情といったことも考慮に入れた検討が大事になると考えますが、現時点での市長のご見解をお聞かせください。

次に、小樽子どもの水辺協議会について伺いをいたします。

昨年発足した本協議会は、平成14年度からの学校完全週5日制実施に伴う地域社会における児童・生徒の適切な自然体験、社会貢献の場の確保を目指して、全国5,000カ所の登録を行う国の「子どもの水辺再発見プロジェクト」を受けて設置されたもので、星置川、朝里川、勝納川、蘭島川を対象河川として検討が進められて

います。

まず、これまでの協議の経過と現状についてお示ください。

次に、対象4河川のそれぞれの特徴、特質について、自然的、社会的側面に分けて概括的にお示ください。

それらの特質を踏まえて、それぞれ河川ごとの活用、保全の範囲、内容についてどのような検討が行われているのか。例えば、地域の市民や子供が参加して各種の水生生物を育成、管理する手づくり水辺ゾーンとか、昆虫、魚類、野鳥などを採集したり観察できる観察・体験ゾーンなどが考えられると思いますが、具体的な検討はどのように進められておりますか、お示ください。

また、河川の流路の形、深さ、川底の状態、河床材料、流速、流量などが動植物の生息に与える影響については、全国的に技術的な研究が緒についたばかりであり、科学的なデータが少なく、それだけに各地で多くの取組があり、その成果の報告も日進月歩と言われる分野であります。

このような状況において、それぞれの対象河川の特性に最適な活用・保全の方法を構想・提案するためには、相当の情報収集と設計技術力を要するものと考えますが、本市の本協議会において、このような技術的な支援体制は現状どうなっているのか、また、今後どのように強化されるのか、ご所見をお示ください。

対象4河川のうち、星置川と蘭島川については、「水辺の楽校プロジェクト」、楽しい体験学習などを行うという意味で、音楽の「楽」という字、楽しいという字を当てているわけですが、この水辺の楽校による河川のハード部分の整備が一通り完了しており、勝納川については現在工事が継続中、朝里川については整備計画策定のための地域関係者からの事前意見聴取等が継続中と認識しておりますが、この認識でよろしいですか。

そこで、現在、「子どもの水辺プロジェクト」への登録という段階にあるわけですが、この登録は北海道開発局への登録で、「水辺の楽校プロジェクト」の旧建設省本省への登録とは予算付けなどの面で意味合いに違いがあると考えますが、違いの内容をお示ください。

さらに、「水辺の楽校プロジェクト」として、「水辺の楽校推進協議会」が設置されておりますが、その役割と今後の存廃の見通し、それと本協議会との関係をどのように考えたらよいか、お示ください。

ハードの整備が終わったところでは、いよいよこれから活用がスタートするわけですが、いわばこれからが本番とも言えると思います。これまでの「水辺の楽校推進協議会」での検討内容の「子どもの水辺協議会」への引継ぎも含めて、地域の町内会、学校、教育関係者等との緊密な連携の下での検討が必要であり、そのための地域分科会のような形での本協議会の体制強化が必要になるのではないのでしょうか。ご見解を求めます。

次に、関連して「滝」についてお伺いをいたします。

「滝」については、景観上優れたものは古来から名所として大切にされてきたわけですが、水の飛沫が浮遊することによるマイナスイオン効果が精神を安定させたり、また、情操を豊かにする、さらに、美術、音楽、文学に素材やインスピレーションを提供するという意味付けも提唱されております。

昨年11月、運河プラザ3番庫で小樽出身の写真家谷本憲治さんの写真展が開かれましたが、川や滝など水の姿が織りなす自然の情景が人と水との深いかかわりについて、思いを致すきっかけにもなると考えます。星置川上流の「星置の滝」、朝里川の道道1号線沿いにある「魚留ノ滝」、勝納川上流の「穴滝」も含めて、小樽市として滝の文化的・教育的価値を活用・保全するために必要な駐車場や遊歩道などの総合的な整備についてのお考えをお聞かせください。

次に、小樽交通記念館の経営改善策についてお伺いをいたします。

平成8年4月の開館以来、入館者増への取組は常に続けてこられたと思いますが、これまでの主なものとそ

の効果についてお示ください。

今回、昨年11月からこの4月まで冬期閉館をされたわけですが、単に閉館による経費節減効果のみならず、春の開館時の、いわばお待ちかね効果による入館者増が期待できるということだったわけですが、この点については、今年はどうだったのでしょうか。

イベント、催事企画については、館本来の基本コンセプトとの整合性の取れた企画を特に要望したいと思います。入館者増を追求する余り、館本来の目的からかけ離れた企画は、かえって館のイメージを悪くする危険があると考えます。

去る5月の連休に企画された気球体験について、企画のねらい、趣旨、目的、経費、予算、予測利用数と結果をお示ください。

やはり、館の基本は常設展示だと思います。イベントや催事企画はその補いであって、常設展示に人を引きつける魅力がなければ、本当の意味の改善にはなりません。別にお金をかけた展示が必要だと言っているわけではありません。小樽交通記念館の基本コンセプトに立ち戻った順路の見直しとかキャプションの入替えといった地味な作業から、また、学芸スタッフの日ごろの調査研究活動の紹介や部分的なテーマ展示のコーナーの強化など、来館者に心から楽しんでもらえる展示への工夫の余地は多いのではないかと考えますが、ご見解を求めます。

最後に、平成13年度事業計画について、事業目標で、旅行者等の訪問、学校・福祉施設を訪問するなどのきめ細やかな営業活動や一層の経費削減、事業の効率化に努めることがうたわれておりますが、損益計画においては、1,179万5,000円の営業損失が見込まれています。

なぜ、営業損益で収支相償う事業計画がつかられないのか。累積の損失を一挙になくすことは難しいとしても、単年度の営業損失を見込んだ事業計画は望ましいものとは言えないと考えます。より踏み込んだ営業活動や、さらに徹底した事業の効率化への知恵を絞るべきと考えますが、具体的な対策の提示を求めます。

以上、再質問はいたしませんので、誠意ある答弁を求めます。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

**市長(山田勝麿)** 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

最初に、市町村合併について何点かのお尋ねがありましたが、まず、国の合併推進方策の考え方についてですが、今日、我が国では、地方分権の推進や少子高齢化の進行、国、地方を通じる財政状況の著しい悪化など、市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化してきており、これらに対応するため、市町村は行政としての規模の拡大や効率化を図り、行政サービスの維持向上に努めるなど、将来の行財政基盤の充実強化を図ることが求められております。こうした観点から、国では、市町村合併の推進は今後避けることのできない緊急の課題として合併方策を進める考えに立ったものと認識しております。

次に、地方の財源確保についてであります。市町村合併は、地方分権の推進に当たって、国から地方への権限移譲に対応できる行政基盤の維持強化の一環として推進されるものと認識しております。

今後、地方公共団体の自主性、自律性を高めるためには、さらなる権限移譲が進められるべきものと考えており、その裏付けとなる地方財源の拡充が強く望まれるところであります。そのためには、税財源の地方への

移譲や、自主的に運用できる財源の確保が必要となるものと考えております。

次に、「行財政検討会議」についてであります。この検討会議は、当面、市町村が自主的な合併を含め将来の行政体制を検討していく上で、行財政等の現状分析や将来推計を共同で比較検討を行うことがより効果的であるとの考えから、地域の実情を把握している後志支庁が主体となり、道の合併支援策の一環として議論の環境づくりを進めるため設置されたものであります。また、検討作業のスケジュールについてですが、この会議は、本年10月末までの間、今後4回開催が予定されており、うち2回は情報交換を中心とした全体会議とし、残り2回を、合併パターンごとの自治体による分科会を設け、各種データに基づき比較検討する場として、議論を深めていきたいとのことであります。その後、11月下旬には、その検討結果を中間報告としてまとめ、随時、公表されていくとの考えが示されたところであります。

次に、本市と赤井川村との合併パターンについてであります。市町村合併は、地方自治の根幹にかかわり、各自治体において将来の地域のあり方や住民生活に大きな影響を与える重要な問題であることから、ご提言のことも十分踏まえながら対応していく必要があるものと考えております。

市といたしましては、当面は、行財政検討会議を通じ、情報交換や各種データの検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 教育長。

**教育長(石田昌敏)** 斉藤陽一良議員のご質問にお答えします。

まず、「小樽子どもの水辺協議会」のこれまでの協議経過についてであります。昨年12月、協議会設置要綱が制定され、本年2月には、水辺に対する市民意向を把握するためのアンケート調査の実施、5月に、そのアンケート結果について協議を行ったところであります。また、6月末には、対象河川の現地調査を行う予定となっております。

次に、河川の概況についてですが、蘭島川は、忍路、蘭島地区の集落を縫い、蘭島市街地西側から海に入っております。周辺は畑や水田として利用されており、先人の遺跡も多く存在しています。この地域では、国の水辺の楽校のプロジェクトを利用し、平成12年度に周囲の改修工事を完了しております。

勝納川は、上流を奥沢水源地とし、第2期運河に注いでおり、市民の生活や企業活動に密接にかかわっている河川であり、オープンスペースを確保できる可能性を持つ河川であり、現在、河川環境の整備が進められております。

朝里川は、上流の朝里ダムに至る原始林、河畔林として自然環境が良好な場であります。新光地区には公園が整備され、上流部は朝里川温泉、スキー場などがあります。

星置川は、過去に銭函市街地の洪水対策として改修工事が行われ、現在の流路となっております。小樽市、札幌市にまたがる河川であり、小樽市側には銭函工業団地、札幌市側には大規模な緑地公園や住宅団地が隣接しております。

次に、河川の活用についてであります。アンケート結果や現地調査実施後、河川ごとの具体的な活用について検討に入ることになっておりますが、協議会では、子供たちの遊び、体験活動の場としての利用ができるようにすべきとの意見が出ており、これらに十分配慮しながら検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、河川の技術的な支援体制についてであります。本協議会の幹事として北海道小樽土木現業所職員が

参画しており、また、河川管理者としては、コンサルタントの助言も受けながら推進するとしており、当面は現体制で調査、選定作業を進めたいと考えております。

次に、各河川の整備計画についてはご指摘のとおりですが、星置川については、ほしみ緑地開発に合わせ、道が単独事業で改修を行ったものと聞いております。

次に、「水辺の楽校プロジェクト」についてであります。蘭島川は、平成10年に小樽市が旧建設省から登録され、平成12年度に河川の改修が完了しておりますので、「水辺の楽校推進協議会」の目的は終了したものと承知しております。

「子どもの水辺再発見プロジェクト」は、当時、建設省、文部省、環境庁連携事業として全国5,000カ所の登録を行うものであり、本市としては、子どもの水辺協議会を設置し、協同調査、選定作業を行い、当協議会が河川管理者を経て北海道開発局へ登録申請をすることになっております。

なお、予算については、河川管理者が両協議会の意見を聞いて、必要な整備費を措置するものと認識しております。

また、「水辺の楽校プロジェクト」と、「子どもの水辺再発見プロジェクト」の両協議会のかかわりですが、既に提案された水辺の楽校の意見などを子どもの水辺協議会の中に生かしてまいりたいと考えております。

次に、関係者との連携についてですが、小樽らしい「子供の水辺」を目指すためには、できるだけ広く関係者の意見を聞くことも大切ですので、今後どのような形で体制強化を図るのがよいか検討してまいりたいと思います。

次に、「滝」についてであります。滝の文化的、教育的価値や活用・保全については、今後、庁内関係部局と調整してまいりたいと考えております。

次に、交通記念館についてであります。本年で開館6年目になりますが、この間、毎年、大手旅行会社や道内各地の旅行関連会社などへ来館企画の働きかけに努めたほか、小中学校や福祉施設等へ訪問するなどの営業活動を展開してまいりました。また、テレビ、雑誌の広告宣伝や特別企画展などを行ってまいりましたが、入館者増につながっていない現況にあります。

次に、今年の入館者状況についてであります。今年4月10日に開館しましたが、有料入館者は1万2,855人となっております。平成11年は1万3,945人ですから、本年と比べると7.9%減、12年は1万1,158人ですから、本年と比べると15%増となっております。

また、ご指摘の基本コンセプトとの整合性の取れた催事、企画につきましては、これまでも鉄道を主要なモチーフとした各種特別展示を実施してまいりました。記念館としては、引き続き、鉄道発祥の地としてふさわしい催事、企画を積極的に取り組み、入館者増を図ることとしております。

次に、気球体験についてであります。ゴールデンウィークのスペシャル企画として、空の乗り物の気球を広く市民に体験してもらう目的で、「熱気球に乗ってみよう」を4月29日、30日、5月3日、4日、5日の5日間実施しました。気球フライトに要した経費は28万3,500円、予測利用数は15回、675人を想定しました。その結果、会期中の風等の影響もあり、32回、180人の方々がフライト体験しました。多数の電話問い合わせがあり、気球体験の関心の高さほか、新聞等にも報道されるなど、交通記念館のPR効果があったと承知しております。

次に、展示関係についてであります。これまでも鉄道に重点を置いた展開を進め、来館者には「しずか号」の演出説明をするなど、きめ細かな対応を行っているほか、説明板なども必要に応じ、その都度作り替

えを行っております。

今後とも、展示方法、順路の見直しやスタッフの研修などに努め、幼児から一般の方まで一層楽しめる施設を目指すため、引き続き、記念館と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

最後に、平成13年度事業計画についてであります。営業損失を見込んだ事業計画は、取締役会、株主総会においても議論されたと承知しております。開館以来の状況、また、現在の景気低迷の下では、大幅な入館者増が期待できないことから、現在推計できる入館者数を7万3,000人と想定し、平成13年度事業計画を立てたところであります。

ご指摘の単年度の営業損失については、入館料収入、売店収入などを中心に収入増に努めるほか、昨年に引き続き経費削減など事業の見直しを進め、できるだけ収支均衡が図られるよう努力することとしております。

次に、具体的な対策についてであります。本年は入館者増を最重点目標に掲げ、4月10日開設したホームページを活用し、新たな入館者の発掘や入館者のピークとなる夏休み期間に新たな催事等を積極的に行うほか、入館者みずから触れたり試したり考えたりする感動体験型の企画の検討も進めると聞いております。

以上であります。

**議長（松田日出男）** 斉藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 6番、中村岩雄議員。

（6番 中村岩雄議員登壇）

**6番（中村岩雄議員）** それでは、第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、今後の廃棄物リサイクル対策についてであります。

循環型社会の形成に向け、新たな法制度が次々と施行され、廃棄物リサイクル対策の取組が急速に拡大しております。

既に本格施行されている容器包装リサイクル法を皮切りに、4月に家電リサイクル法、5月1日には食品リサイクル法が施行、また、5月下旬に建設廃棄物リサイクル法の一部運用が始まるなど、まさにリサイクル法の施行はメジロ押しといった状況であります。

また、廃棄物対策も、改正廃棄物処理法が施行されたほか、今国会ではPCB廃棄物の適正処理促進を目指す法律が成立する見込みです。廃棄物処理施設の整備でも新たな時代に対応した施策が求められており、特に廃棄物処理、リサイクル事業を担う市町村の役割はますます重要になっております。北海道でも、今年度から5年間の廃棄物処理計画が策定されるなど、新制度における対策はこれから本格化しようとしております。

今後の廃棄物リサイクル対策の方向性と課題、小樽市の役割などについてお尋ねをいたします。

今後の廃棄物リサイクル対策を考える上で、廃棄物定義、区分の見直しが大きな検討課題となっております。見直しのポイントはどういうところにあるのか。短期間のうちに結論が得られ、見直しを実施できるような課題ではなさそうに見えますが、見直しの時期はいつごろになりそうか、現行制度における一廃、産廃の区分見直しは、市の清掃事業にどのような影響を与えると予想されるのか、お考えをお示ください。

次に、リサイクルに関連し、政府では、循環型社会推進基本法に基づく基本計画を検討しておりますが、循環型社会を形成するには、適正な廃棄物処理とリサイクルが計画的かつ適切にきちんと共存できる基盤づくりが必要であります。

市町村は、適正処理を受け持つと同時に、リサイクルについても重要な役割を担っております。個別リサイ

クル法は、既存の制度やインフラを活用したもので、それぞれの制度がそれぞれの特色を持っていますが、市町村の役割を考えていく上で、出発点となるのは容器包装リサイクル法であります。容リ法は、施行から4年、全面施行から1年が経過しており、実績を通じて考えることができるからであります。容リ法により、今まで市町村が行政サービスとして行ってきたことが、消費者、市町村、事業者の三者に分担され、消費者が分別排出を、市町村が分別収集、保管を、事業者が再商品化をそれぞれ行うようになったわけでありまして。

昨年12月に提出された環境省の容リ法の検討会の報告では、市町村の分別収集計画と再商品化事業者の処理能力とをいかにバランスさせていくかが大きな問題の一つに指摘されております。一つには、再商品化する側の受入れ態勢の整備を図る必要があるということでありまして。どれだけ熱心に分別収集してきても、再商品化施設が十分に機能していなければ意味がありません。そのためには、事業者の育成を行って再商品化能力を高めることが重要であり、技術開発を行って再商品化技術の質を向上させることが必要であります。

一方で、市町村においては、しっかりした調査などを行い、より実態に即した精度の高い分別収集計画を立てられるようにしていくことが重要になってきております。現在の計画は、3年ごとに見直しを行い、5年ごとの計画を作成することになっておりますが、状況に応じて毎年でも見直ししていけるようにしていくことを考える必要があると思っておりますが、本市の現状と合わせ、お考えをお示ください。

もう一つは、費用負担の分担は今ままでいいのかという問題であります。

容リ法に取り組む市町村においては、容器包装ごみの処理費用が軽減された一方で、選別施設の整備など、リサイクルシステムの準備のための新たな費用が必要となりました。収集運搬コストの問題も、多くの市町村から依然出されております。結果的に、ごみの量は減ったものの、負担が増えたという報告もあるといえます。本市の実情とこの問題に対する見解を伺います。

その一方で、市町村だけでなく、事業者の負担も今まで以上に増えております。事業者が費用面で負担感を持つことによって発生抑制を進めるとということが当初からの目的でしたが、容リ法の全面施行による負担の増は、厳しい経営状況の中では予想以上の負担と感じているようであります。

この問題では、国の動きに注目すべきであります。市町村の負担の実態調査が、環境省によって行われると聞いております。印象論ではなく、数字化できるような調査となりそうですが、単に金額だけの調査にとどまらず、どのような項目について調査をすれば市町村の負担の実態が明らかとなるのか、調査対象や調査項目について検討中と聞きますが、調査の実施時期や方法、内容について情報としてつかんでいることがあればお知らせください。

次に、4月から施行された特定家庭用機器再商品化法、家電リサイクル法は、施行までにはほぼ3年を必要とした大きな制度改正であります。さらに、収集運搬についても小売店ルートを活用することとしたため、生産者の責任が前面に出た制度の立て方になっております。だからこそ、これまでの制度からの切替えについて、広報・啓発活動が重要な意味を持っていたのであります。施行直前に粗大ごみなどの駆け込み排出もあり、多少の混乱があったものの、自治体により事前の周知徹底がなされ、比較的円滑に立ち上げられたと言われております。

法の施行から2カ月がたったところでありまして、最近では不法投棄が相当な状況になっているとされております。施行前、施行後の廃家電の不法投棄の状況を把握するため、社団法人全国都市清掃会議を通じて、施行前から廃家電製品の不法投棄に関するデータを有している86自治体、平成13年5月18日現在の協力を得て行った調査結果、速報値が5月28日、発表になっております。これによると、全体としては、不法投棄された廃家

電の台数が増加している自治体がある一方で、減少している自治体もあること、また、不法投棄台数の増減が前年と比較して1けた以内の自治体が大半であること、施行後1カ月の状況であることなどから、不法投棄の動向について判断するに当たっては、引き続き実態を把握していく必要があるものと考えられます。

廃家電の不法投棄を防止する観点からは、法律の趣旨及び消費者を含む関係者の役割分担について国民の理解と協力を求めていくことが何よりも重要であり、今後とも、家電リサイクルプラントにおける見学受入れや地域ごとの説明会の開催など普及啓発に努めていくとともに、家電リサイクル法のマニフェスト制度、地方自治体による対応の強化、廃棄物処理法の厳正な運用などにより不法投棄の防止に努めていくこととしております。

さて、小樽市の不法投棄の状況と防止策などについてお聞かせください。

また、処理費用の支払い手続がうまくいっているのか、販売店からの委託を受けて廃家電を配達する収集運搬業者が支払い手続のミスによりしわ寄せを受けていないか、中小の電気販売店と大手量販店の収集運搬料金の格差で中小が困っていることはないか、リサイクル技術の進展などを見込み、処理費は廃棄時の方が費用を正確に算定できると後払い方式になっているが、費用を販売額に上乗せする前払い方式に改めた方がよいのか、小樽市の実情と今後の対応についてお尋ねをいたします。

また、義務外品に関する各市町村の取組状況、デリバリーセンターの稼働状況も合わせ、お知らせください。

さらに、廃家電4品目に続いてノート型パソコンや2次電池のリサイクルの法的な位置付けが関心を呼んでいます。拡大生産者責任の拡大の度合いがまだ不十分だという声がある中、販売価格への上乗せ、あるいは2次電池で言えばデポジット方式など、製品特性に合った方式としてどのようなリサイクル方式が望ましいのか、自治体としての要望を積極的に出していくべきと思いますがいかがでしょうか、お答えください。

次に、国土交通省は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、通称建設リサイクル法を制定し、昨年11月30日に施行いたしました。近年、建設廃棄物の発生量の増大により、最終処分場の逼迫及び廃棄物の不法投棄の横行など、建設廃棄物を巡る問題が深刻化しております。また、資源の有効な利用を確保する観点からは、建設廃棄物について、再資源化を行い、再び資源として利用していくことが強く求められております。建設リサイクル法は、2002年春にも完全施行となる予定ですが、目的は資源の有効活用や不法投棄抑制の促進です。当面は、コンクリート、アスファルト、木材の3品目を対象に、2010年度にリサイクル率を95%に引き上げることを目指しております。

ここで問題となるのは、素材別に端材回収がある程度可能になる新築着工ではなく、古家の解体時のようです。木造住宅1軒を解体した場合、4トントラックで14台分の廃棄物が発生するという指摘もあり、その分別は容易ではないようです。これから新築となる家も、リサイクルしやすい素材や建築手法も重要になってくることでしょう。

そこで、道における取組、本市における当面の対応についてお尋ねいたします。

次に、食品リサイクル法が5月1日から施行されております。環境保全のため、食品メーカーやスーパー、百貨店、レストラン、ホテルなど、全国に約100万社あると言われる食品を扱うすべての事業者を対象に、食品廃棄物の減量や再生利用に取り組むよう義務付ける法律で、食品廃棄物の減量や再生利用等の促進に関する法律が正式名称であります。

農水省は、施行とともに、施行規則で、年間100トン以上の食品廃棄物を出す事業者約1万6,000社に対して5年以内に20%の削減することを義務付ける数値目標を設定し、達成できなかった事業者には是正を勧告し、

従わなければ事業者名を公表したり50万円の罰金を科したりします。事業者名公表は企業イメージがダウンする可能性があるため効果が期待されていますが、農水省は、大手に厳しい規制を設けるだけでなく、小規模事業者にもリサイクル促進を呼びかける予定であります。食品事業者全体で1996年に17%だったリサイクル率を、2006年度までに各事業者で20%以上に引き上げることを目標にしております。

旧厚生省の調べでは、製造、流通、消費の各段階での食品廃棄物は、年間2,000万トン程度で、このうち対象となるのは、一般廃棄物のうち、外食産業の食残しなど事業系の600万トンと、食品メーカーなどから出る産業廃棄物340万トン、合計940万トンであります。食品廃棄物、生ごみとは、動植物残滓、魚のあら、野菜の葉など、それから売残りの廃棄食品、調理くず、食残しなどを指しますが、現在、生ごみの80%は他の可燃物とともに焼却処分をされております。

しかし、生ごみは水分を大量に含むため、焼却炉では大量の重油を使って強制的に燃焼させるなど、焼却処理のお荷物となっていますし、後に残る灰は最終処分場に埋められ、無駄な面積を取ることもなっております。

生ごみは有機物の集合体ですから、堆肥化などによって有効利用できるはずの資源であります。焼却処理は資源の無駄遣いにはかならず、食品リサイクル法の立法精神に反するものであります。もし、この生ごみが有効利用できれば、地方自治体にとっても朗報であり、生ごみ処分業をこれから始めようとする業者にとっては、新たなビジネスチャンスともなります。食品関連事業者の具体的再生への取組としての、生ごみ排出業者と再生業者、飼料などの利用業者の三者を組み込む再生利用事業計画、また、優良な再生事業者を育成する登録再生利用事業者制度など、これらに対する市のお考えと今後に向けてのかかわりなどをお示しください。

この項の最後になりますが、ごみ処理の広域化や処理施設整備、リサイクルの促進など、課題は山積しておりますが、この中で市町村の役割が大きく変化をしております。ダイオキシン規制など環境規制が厳しくなる中で、ごみ処理施設の運営を市町村単位で行うことがだんだん困難になりつつあります。そこで、広域処理という考え方が出てくるのであります。一般廃棄物の処理施設で産業廃棄物を処理する合わせ産廃も、市町村の枠を超えた対応が必要となります。その一方で、例えば、容器包装リサイクルは、市町村単位での取組が必要であります。

したがって、ごみ処理は広域処理、リサイクルは市町村単位となり、一般的にわかりにくくなっております。従来、市町村は、ごみ処理の主体として中心的役割を担ってきたし、これからもその点は変わらないであります。

しかし、今後は、リサイクル関連法の影響で、ごみの量だけでなく、内容も変わってくると思われま。ごみの質の変化をも把握した上で、どうすれば効率的にごみの減量化、リサイクルの推進を実現できるかについて、計画を立案するという重要な役割も努めなければなりません。また、ごみ処理について、住民がどういう考えを持っているのか、そして、それらの意見を集約し、その方向性を示していくという役割も重要になるであります。つまり、市町村は、ごみ処理の主体という立場は変わらないものの、さらにリサイクル計画の企画者、消費者と事業者の間の調整者という新たな役割も求められるようになって考えられます。

循環型社会の形成に向け、新しい時代に対応した施策をどう検討していくのか、今後の廃棄物処理、リサイクル対策における本市の役割について、これまで質問したことも踏まえながら総括的に伺いをいたします。

次に、地籍調査とGISについてお尋ねいたします。

地籍調査は、土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく国土調査の一つであり、主に市町村が主体

となつて一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するものです。

地籍とは、いわば土地に関する戸籍のことです。土地に関する調査の歴史は古く、645年の大化改新で定められた改新の詔において導入された班田収授法があり、田図という地図がつけられました。

戦国時代の武将である豊臣秀吉は、全国統一を成し遂げた後、太閤検地を行いました。これが、統一的な方法によって全国規模で行われた日本で最初の土地調査です。その後の江戸幕府の時代においても、太閤検地と同じ要領で土地の調査が行われておりました。

明治時代になり、明治政府が行ったものに地租改正があります。その際の地籍の測定や改租図、字限図、団子絵図などと呼ばれる地図の作成は、1 短期間で行われたこと、2 土地所有者などが測量を行い、官吏はこれを検査するという方法を使ったこと、3 当時の測量技術が未熟であったことから、面積や形状が現地と整合しておらず、脱落地、重複地などがあるといった問題が生じておりました。この地租改正でできた地図が現在の公図の基本になっております。

第二次世界大戦後、疲弊した日本経済を再建するためには国土資源の高度利用が不可欠なものとなりました。しかし、昭和期に入ってから、必ずしも現状を正確にあらわした地図などが整備されていなかったことから、まず、国土の実態を正確に把握することが強く求められました。

現在の地籍調査は、こういった背景から、昭和26年に制定された国土調査法に基づいて行われております。さらに、昭和37年には、国土調査促進特別措置法が制定され、これに基づく国土調査事業十箇年計画により地籍調査が強力に推進されることになりました。現在は、第5次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査は推進されております。

土地に関する記録として広く利用されている登記所に備え付けられている地図は、その半分ほどがいまだに明治時代の地租改正時につくられた地図、公図などを基にしたものです。公図は、境界、形状などが現実とは違う場合があり、また、登記簿に記載された土地の面積も正確ではない場合もあるのが実態であります。地籍調査が行われると、その成果は登記所に送られ、登記所においてこれまでの登記簿、地図が更新されることとなります。地籍調査は市町村などの地方公共団体が実施するものですが、自治会、町内会などで話し合い、住民の方々がみずから準備を進めて市町村などへ働きかけることも大切であります。

そこで、お尋ねいたしますが、1 この地籍調査を行うとどんなことに役立つのか、2 地籍調査の進め方、3 地籍調査の事業メニュー、4 国土調査法第19条第5項指定とは何か、その意義や対象、支援措置について、5 調査の負担割合はどうか、6 特別交付税措置はあるのか、7 これまでの地籍調査の進捗率なども、あわせてお答えください。

次に、平成12年3月に国土調査促進特別措置法が改正、5月23日に第5次国土調査十箇年計画が閣議決定されております。これによると、国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図ることとされております。また、調査の一層の促進を図るため、新たな調査手法を積極的に導入するともお聞きしておりますが、この第5次国土調査十箇年計画の概要についてお知らせください。

また、国の十箇年計画に併せて、地籍調査に関する都道府県計画が策定されてきたと思いますが、地籍調査北海道計画について、実施状況、関連予算などについて道と他府県と比較しながらお答えください。

また、平成13年度から札幌市が新規着手を予定しているといいますが、その状況もお知らせください。

次に、地籍調査成果の利活用についてお尋ねいたします。

近年の社会の高度情報化に伴い、行政等への地理情報システム、GISの導入が見込まれる中で、地籍調査

の成果はGISを構築する上での基本となるデータとしての重要性が高まっております。期待される効果としてはどのようなものがあるのか、お示ください。

北海道において、地籍調査管理事業費補助金を使用して地籍調査の成果をGISに活用しているモデル地区にはどのような市町村があるのか。また、その活用状況も合わせお尋ねをいたします。

昨年11月27日のIT戦略会議によりIT基本戦略が取りまとめられ、本年1月22日、第1回IT戦略本部会議が決定したe-Japan戦略では、5年以内に世界最先端のIT国家を目指すべく目標が定められ、国を挙げての取組が始まっております。そのe-Japan戦略を具体化し、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明示しているのがe-Japan重点計画であります。

その中でも、行政の情報化及び公共事業における情報通信技術の活用の推進では、2003年度までにインターネットを通じた地理情報などの流通利用の仕組みを構築するなど、明確に位置付けがなされております。官・民連携の下、国際ルールとの整合性を図りつつ、地理情報などの整備を推進し、インターネットなどを通じて流通利用する仕組みをおおむね2003年度までに構築するとともに、地理情報の標準化を推進することにより、防災、まちづくり、交通、環境、教育などの行政分野、民間業務の合理化、効率化、新しいビジネスモデルの創造、国民生活の高度化、多様化を図ることとされております。

つまり、電子化された地理情報の利用に係る法制面の検討を進め、2001年度中に全国の2万5,000分の1地形図の電子データを整備し、2002年度までにインターネットを通じた提供を行うほか、民間が整備、保有しているデータの活用を図りつつ、道路、街区、河川、海などに関する各種地理情報の電子化、提供を進める。また、2003年度までに、地理情報の所在場所データベースと検索機能を有するシステムである地理情報クリアリングハウスの登録内容などを拡充するとともに、検索機能向上のためデータ構造などの仕様をJIS規格化する。さらに、地理情報をインターネットで流通させるためのプロトコルであるG-XMLの2001年度前半のJIS規格化、2003年度中の国際標準化機構、ISOへの提案、2001年度中の3次元GISに関する基盤技術の開発、2003年度中のウェブマッピングシステム、つまりインターネット上でGISの機能が扱えるシステムの開発など、技術的課題の解決を図ることを目指しております。

以上のような質問経緯から、地籍調査とGISに関して本市の現状と今後に向けての取組について、ご所見をお伺いいたします。

最後になりますが、ペイオフについてお尋ねをいたします。

預金保険法の改正により、いよいよ平成14年4月から、流動性預金については平成15年4月から、ペイオフが解禁されることとなります。解禁に備えたセーフティネットの整備も進んでいるとは聞いておりますが、見直し後における地域経済への影響をどのようにお考えでしょうか。

また、地方自治体の預金についても、元本1,000万円とその利息を超える部分に保護措置がなくなります。市民から預かっている共有財産とも言える自治体の公金であります。ペイオフ解禁後の保護について、市として自己責任を果たしていくためにどのような対策を講ずるおつもりか、お考えをお示ください。

なお、再質問はいたしませんので、明快なご答弁をお願いいたします。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

**市長（山田勝麿）** 中村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今後の廃棄物・リサイクル対策について何点かのお尋ねがありました。初めに、廃棄物の定義、区分の見直しについてであります。現在の廃棄物・リサイクル関連法では、従来の自治体による処理主体を生産者に転換する拡大生産者責任の考え方を導入しておりますので、見直しの時期はまだ明確にされておられません。これまでの一般廃棄物、産業廃棄物の区分を撤廃し、家庭ごみは市町村、事業系・産業系ごみは排出者、リサイクル法対象製品は生産者が処理するという責任分担に基づいた区分とする方向で検討をされております。

次に、区分の見直しによる本市の清掃事業への影響についてであります。現在のところ、見直しに関する審議内容が明らかになっておりませんので、今後、国における審議の動向を見守りながら、適切な対応をしてみたいと考えております。

次に、容器包装リサイクル法について何点かお尋ねがありました。初めに、市町村分別収集計画の毎年見直しについてであります。法律では、5年を1期とする容器包装廃棄物の分別収集計画を定め、これを3年ごとに見直すことになっております。

なお、近年のごみ質の変化に伴い、ペットボトルの排出量が非常に増加し、平成12年度は各市町村の分別収集計画を上回る事態となったため、国は、ペットボトルに限り、平成13年度から16年度までの見直しを各自治体に通知したところであります。したがって、容器包装廃棄物の計画については、今後とも実情に即した柔軟な対応が取られるものと考えております。

次に、容器包装リサイクルに伴う費用についてであります。資源物分別収集やリサイクルセンターの運営等に要した経費については、現在集計中のため、まだ数値的にお示しすることはできませんが、本年4月からの月2回収集地区の拡大やリサイクルセンターの稼働日数の増加等により、費用負担は増えているものと考えております。

しかしながら、リサイクルは、ごみの減量と限りある資源の有効利用など、循環型社会の形成に向けた重要な施策であることから、今後とも推し進めていかなければならないものと考えております。

また、環境省の実態調査についてであります。調査を行う方向のようではありますが、まだ具体的にどう進めるかについて検討中とのことであります。

次に、家電リサイクル法について何点かお尋ねがありました。初めに、家電リサイクル法施行に伴う不法投棄の状況と防止策についてであります。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目についての4月の不法投棄は136台となっております。また、防止策については、今年度から不法投棄監視員2名を配置して不法投棄の監視やごみの適正処分などの指導を行い、さらに、監視カメラの設置なども検討しているところであります。不法投棄防止対策については、今後ともなお一層強化してみたいと考えております。

次に、家電の処理費用の支払いについてであります。ごみゼロ広報や広報おたる、さらには新聞報道などの啓発活動により市民に周知しており、家電販売店などからの聞き取り調査によりますと、現在のところ、料金の支払いは円滑に行われているものと聞いております。また、収集運搬委託業者が支払い手続きミスによるしわ寄せを受けていないかということですが、現在のところ、そのようなケースは特に聞いておりません。

次に、収集運搬の料金についてであります。市内の家電販売店約90カ所を調査した結果、テレビの買換えの場合の平均価格は、大型量販店で1,100円、家電商組合加盟店2,200円、組合非加盟店1,500円という状況であり、現在のところ、それぞれの営業努力によるものと思っております。苦情は聞いておりません。

また、処理費の後払い方式についてであります。廃棄処分する際に消費者が料金を負担するという方法は、市民感覚からするとなじまないことや、不法投棄を助長しかねない仕組みであることから、国に対し、全国市長会を通じて、前払い方式など改善の要望を行っているところであります。

次に、義務外品の取扱いについてであります。本市としては、デリバリーセンターと契約し、再商品化の手続が円滑に行うことができるようにしております。また、他の市町村の取組状況については、家電販売店や収集運搬許可業者と契約して回収を行わせるなど、それぞれの地域の実情に合わせた取組を実施しているところであります。

次に、デリバリーセンターの稼働状況についてであります。全道の収集取扱台数の4月分合計では約5,400台であり、そのうち、一般消費者がデリバリーセンターへ直接依頼したのは約1,100台という状況であります。

次に、ノート型パソコンなどのリサイクル費用の負担方法についてであります。販売価格への上乗せやデポジット方式は、製造メーカーがリサイクルしやすい製品を開発することを促進させ、また、消費者には責任を持って再商品化料金の負担をさせることから、道や他市町村と協議しながら国に要望していきたいと考えております。

次に、建設リサイクル法についてであります。同法は本年5月30日に一部施行されたことに伴い、現在、道において、解体工事業に係る登録等に関する省令に基づき登録業務を行っております。今後、法律が完全施行されますと、道は、対象工事の事前届出の受理や分別解体等の実施に関する指導、助言などを行うこととなっております。

また、本市の取組についてであります。国は、都道府県知事の事務の一部を保健所設置政令市の長などへ委任する方向のようではありますが、現在のところ、まだ事務の具体的内容が明らかになっていないため、今後、国や道の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、食品リサイクル法についてであります。同法は5月1日に施行されましたが、現在のところ、取組に係る具体的な判断基準が示されていないことから、今後、道と連絡を密にしながら、適切に対応できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の廃棄物処理とリサイクル対策についてであります。近年、循環型社会形成推進基本法や個別のリサイクルの関連法も施行されたことに伴い、今後におけるごみ減量やリサイクルの枠組みが、順次、整いつつあります。今後、個別法の周知はもちろんのこと、市民には、日常生活での環境への影響に配慮した行動、いわゆる発生の抑制、再使用、再生利用の実践、また、事業者にはリサイクルしやすい材質による生産や再製品の利用拡大を求め、国や道などと連携しながら、市民・事業者・行政が一体となってごみ減量に取り組んでいけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地籍調査について何点かのお尋ねがありました。

初めに、地籍調査を実施することについての利点ですが、土地所有の実態が明らかになるため、土地区画整理における換地が容易にできること、地震など災害発生時にも元の土地の位置が確認できること、また、境界にかかわるトラブルを未然に防ぐことができることなどが挙げられます。

次に、調査の進め方ですが、まず、準備段階として、市町村などが関係機関との調整や住民説明会等を開催し体制を整えます。その後、関係者立会いの下、所有者、地番、地目、境界を調査し、各筆の面積を測定します。その結果を基に作成された地籍図等の案を閲覧に供し、都道府県知事及び国の承認を受けた後、地

籍図と地籍簿の写しを登記所に送付し、調査が終了します。

次に、地籍調査のメニューについてですが、地籍調査には、市町村職員がみずから実施することを原則とした一般型と、平成12年度から導入された委託業者への外注型があります。また、目的別にさまざまな事業メニューがあり、主なものとして、調査の進捗が特に遅れている市街地への対策を充実するための市街地集中対策事業、分筆等、土地の異動の多い地点において、測定の基礎となる基準点を設置し、これに異動情報を蓄積する土地異動情報追跡型地籍調査事業など、5種類の事業メニューがあります。

次に、国土調査法第19条第5項指定についてですが、土地改良事業、土地区画整理事業などで換地行為の確定測量が一定の基準以上の精度、正確さを有している場合、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができることを法で定めているものであります。

なお、この指定により、その調査、測量が正確なものであることが権威付けられるとともに、地籍調査と同様に地籍の明確化を推進することができるなど、極めて意義あるものとされています。

なお、国においては、指定促進に資するため、基準点未設置及び亡失地区での確定測量用の4等三角点を設置する支援措置を講じております。

次に、調査に当たっての事業費の負担割合ですが、市町村が事業主体となる場合、国、都道府県から負担金が支出され、市町村の事業費は4分の1となり、一体の割合で特別交付税による補てんも行われることから、実際の負担額は減少するものと考えられます。

次に、地籍調査の進捗率についてであります。国土交通省のデータでは、平成12年度現在、進捗率は全国平均で43%、着手率は全国平均74%となっております。

次に、第5次国土調査十箇年計画の概要についてですが、計画期間を平成12年度から平成21年度までの10年間とし、地籍調査の一層の促進を図るため、外部技術者の活用、外部委託事業の導入、土地所有者の立会い制度の弾力化、民間の宅地開発等が行われた一定の地域を対象とした簡便な調査手法などを導入することにより、地籍調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図るものとなっております。

次に、北海道における計画についてであります。昭和27年度に事業に着手して以来、平成12年度末現在までに183市町村が着手し、52市町村が完了、103市町村が休止している状況にあり、進捗率は全国平均で43%に対し69.5%、着手率は全国平均74%に対し86.8%と、いずれも平均を上回っております。

平成13年度における道の予算額は、7億6,200万円と聞いております。

なお、札幌市における着手状況についてであります。昨年度から法務局と現地、図面上の検討を行い、地籍対象面積5万2,150ヘクタールのうち37ヘクタールについて実施すると伺っております。

次に、地理情報システム、いわゆるGISを構築する上での地籍調査の効果についてであります。土地の所有者、地番、住所、土地の用途、境界、面積などの情報を検索システムと結び付けることにより、用地取得など市町村内における土地関連業務の効率化、土地利用計画等の各種計画の策定、事業の実施が容易になるとされております。

また、補助金を導入して地籍情報を活用している市町村は、石狩市ほか4市町村あり、石狩市のシステムは、消火栓、街路灯、下水道、ごみステーション等の施設管理に活用されており、作業の効率化、コストの削減、情報の共有化により、住民サービスの向上が期待できると伺っております。

次に、地籍調査とGISに関しての本市の現状と今後の取組についてであります。調査は、平成12年度から21年度までの第5次十箇年計画の期間内において着手について検討してみたいと考えておりますが、築港地

区、中央通で実施された土地区画整理事業の成果を国土調査法第19条第5項により地籍調査と同等のものとして指定されるのか、今後、道と協議してまいりたいと考えております。

また、GISについては、その効果が地籍調査の成果と結合させることにより利活用されるものであり、当面、国土調査法第19条第5項による指定の申請を優先して取り組みたいと考えております。

最後に、ペイオフについてお尋ねがありました。

まず、ペイオフ解禁に伴う地域経済への影響についてでありますか、定期性預金は平成14年4月解禁、流動性預金は平成15年4月解禁になりますが、一般的に、金融機関が破綻した場合には1,000万円を超える預金は保護されないことから、地域経済に影響があるものと思われれます。また、金融機関にとっても高額預金者が預金を分散させたり、国債などの有価証券を購入するなど、厳しい状況になることが予想されます。

次に、小樽市の預金の保護についてのお尋ねですが、来年4月からは、市の定期預金や融資の原資であります預託金も、元金1,000万円とその利息分を限度とした保護しか受けられなくなります。このため、本年3月に、総務省の研究会から地方公共団体のペイオフへの対応についての報告が出されており、その中で、地方公共団体が取り得る保護対策として、金融機関の経営状況の把握、借入金債務との相殺、基金などの国債・地方債による運用等が示されており、全国各自治体においても取組が始まっております。

本市におきましても、定期預金の短期化、縁故債の証書による借入れなど取組を始めております。今後は、道内他都市の取組状況等も把握しながら、融資の預託制度の見直しも含め、その対策について検討していきたいと考えております。

以上です。

**議長（松田日出男）** 中村議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

**25番（西脇 清議員）** 質問通告に基づき、小樽港、石狩湾新港問題から一般質問を行います。

5月24日から、石狩湾新港西地区の水面埋立てにかかわる縦覧が小樽市港湾部で行われました。この埋立事業は、小樽市域の西地区にマイナス14メートルバースをはじめ公共埠頭を造成し、石炭、チップ、木材など163万トンの貨物を取り扱う計画です。国の直轄分2万5,297平方メートル、管理組合分2万9,751平方メートルを埋め立てる。この埋立てに必要な土砂量は約50万立方メートルです。この事業に関連して、泊地、航路のしゅんせつで520万立方メートル、市の体育館を升にして約72杯分を取り除く必要があります。マイナス14メートル関連総事業費は337億円とされています。この計画は、「日本列島改造論」に基づくもので、投資効果は甚だ疑問です。

市長は、昨日の答弁で、石狩湾新港のマイナス14メートル岸壁建設について、相互補完、均衡ある道内の発展が必要として容認の態度を取っていますが、道内における石炭、チップなど、大量バラ荷貨物を取り扱う港湾施設のどこの港が不足しているのか、単に道内における貨物の奪い合いになるだけではないのか、このことについて見解を伺います。

今回の埋立事業では、石狩湾新港管理組合施行分が2万9,751平方メートル、これに関連する管理組合の事業費は約88億円となりますが、これが、今後、新たな管理組合の負担となる。中央地区3工区の処分見通しもなく、今後の6分の1母体負担はどうなるのか、お答えください。

泊地、航路のしゅんせつ土砂は520万立方メートル、このうち、今回の埋立てに必要な土砂量は50万立方メートル、残りは、西地区の廃棄物処理用地に280万立方メートル、残りの190万立方メートルは陸上処理するとしています。190万立方メートルの陸上処理による砂じん、塩害などによる環境への影響が心配されますが、どう対応するのか、伺います。

小樽港港町埠頭は、既にマイナス14メートル岸壁となっています。泊地、航路をあと1メートル程度しゅんせつすれば、利用することができます。この事業費は、約27億6,000万円で、新港への新たな過大投資をするよりはるかに少ない費用で利用することができます。小樽港の貨物量の増大にもなる。小樽港の整備、利用を優先とすべきと思いますが、お答えをお願いいたします。

小樽市は、減り続ける港湾貨物に対処するため、昨年度から、港湾振興室を設置し、6名体制でスタートいたしました。即効性を期待するのは無理ですが、平成12年の一般貨物取扱量は11年より7万トン下回っています。今年に入ってから3月までの前年同月比では、33万4,000トンで539トン、0.2%の微増にとどまっています。改訂計画による目標は462万トンですが、今後の貨物量の見通しについてどう考えているか。また、港湾部全体としては45名体制となっていますが、振興室は今後どういう目標を持って業務に当たるのか、伺います。

ポートセールスは、振興室が中心になって推進することは当然です。貨物誘致という特殊で複雑な業務であり、利用しやすい港湾施設機能の充実、帰り荷の確保など、物流全体の動向も含め、全庁的な取組の組織化が必要と思いますが、この点についての見解も伺います。

我が党は、これまで石狩湾新港に遅れを取っている港湾機能の整備、充実を求めてきました。コンテナへの対応に市もようやく踏み出しましたが、コンテナ用クレーン、リフトなど導入のめどはいつになる予定なのか、お答えください。

日本農産工業小樽工場は平成15年6月に閉鎖の予定です。この閉鎖によって、小樽港の取扱貨物量のうち、飼料原料35万6,000トンのうち7万1,600トン、20%が減少することになります。関連会社8社への雇用や小樽経済に与える影響も大きいものがあります。

昨日、答弁で、市長は、日本農産の本社を訪問して状況把握に努めているようですが、存置の可能性は全くないのか、お答えください。

やむなく閉鎖となった場合、関連会社も含めた雇用への影響はどうなるのか。また、日本農産が使用している小樽市の土地6,870平方メートルの跡地利用をどう考えているのか、見解を伺います。

港湾に関連して、祝津漁港の整備について伺います。

この港は、常時、約70艘余りの漁船が利用している小樽で一番にぎやかな漁港です。北海道は、これまでも継続的に整備を行っており、今年度も越波対策としての防波堤のかさ上げなど静穏度を高める事業に着手する予定です。この事業の推進には漁業協同組合や小樽市の同意が必要ですが、市としてどう考えているのか、伺います。

今回の整備計画では、東護岸を2.3メートルかさ上げする。物揚場の一部を6.1メートル拡幅する。さらに、中央埠頭の突端を30メートル延長するというものです。これによって新たな水面の埋立てが伴うこととなります。関係者の間では、物揚場の拡幅によって泊地が狭くなることや一般車による障害が心配という声や、港内の海水汚濁がかなりひどい状況ですが、中央埠頭の延長によりさらに悪化するのではないかという疑問も出されていますが、これらへの対応をどう考えているのか、伺います。

祝津漁港の整備計画には、静穏度を高める対策のほかに、ホタテ漁用具の洗浄に伴う廃水処理施設設置の計画もあります。現在行われている漁具の洗浄は、港内から海水をくみ上げ、利用後の汚水はそのまま港内に戻すというやり方です。港内の海水が汚れるのは当然であります。悪臭、虫などによる環境の悪化、漁場としての価値低下も進行しています。国定公園、観光名所の近くという点からも、祝津漁港の他の整備に優先して廃水処理施設を設置すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、融資制度についてお伺いいたします。

小樽市内における企業倒産は、平成12年は27件、118億8,100万円、前年比件数で1.35倍、金額で5.33倍となっています。今年1月から4月までは10件、14億2,000万円、件数は前年同期比同数、金額は4分の1に減っていますが、依然として長引く不況の影響は厳しいものがあります。今年に入ってから企業倒産の特徴は、3月に見られますように、6件で1億7,000万円、1件当たり平均倒産額が2,800万円と、負債額が低いことです。

こうした状況に対し、小樽市が中小企業への利用しやすい制度融資を行うことは一層大事であります。市は、中小企業を対象とした制度融資の見直し検討会議を発足し、制度融資の抜本的な改革を行うとしています。検討会議では、来年4月でのペイオフ解禁をにらみ金融機関に預ける預託制度を見直し、中小企業が金融機関から融資を受ける際に、利子の一部を市が負担する利子補給、こうした措置でマル樽資金など、これまでどおりの利用が可能になるのか。マル樽資金の利用状況を見ると、平成8年度新規貸付け549件、22億7,920万円であったものが、平成12年度は新規貸付けは212件、9億9,994万円に、5年間で貸付件数は61%、金額で56%減少しています。現在、13種類ある制度全体で見ても、平成8年度と12年度では件数で65%、金額で53%、利用が減少しています。今でも減少し続けている状況に加え、預託制度の廃止、縮小となれば一層の利用減少となる心配があります。

また、検討会議では、制度融資のうち、利用の少ないものの統廃合も考えているようですが、特別小口資金、経営安定資金などは継続すべき制度と思いますが、見解を伺います。

市は、昨年度、商業環境変化対応特別資金、いわゆるいきいき資金は、不況で売上げが前年同月と比べ10%以上減少した業者への融資制度で、1億5,300万円予算計上しましたが、問い合わせは37件あったものの、利用はゼロ、今年度は、新しい融資として経営安定短期特別資金2億9,400万円を計上、利用は現在2件という状況のようです。

市は、中小企業対策としての融資制度をいろいろ試みてはいますが、どの制度もすべて金融機関に決定権をゆだねております。この点の改善がどうしても必要と思いますが、見解を伺います。

検討会議では、企業が返済不能になったとき市が損失補償をすることや、金融機関を介さずに直接貸す直貸しも検討されるようですが、ぜひとも実現をお願いしたいと思います。

今回の検討会議のスタッフは、収入役をトップに、経済部、財政部の担当で構成されていますが、利用する側の意見反映が最も大事だと思いますが、この点についてどう考えているのか、見解を伺います。

次は、市営住宅問題に関連して伺います。

平成12年の小樽市市営住宅管理戸数は3,520戸、このうち、入居戸数は2,994戸、入居率は85%となっています。平成元年の総世帯数6万3,226戸で、入居戸数は3,138戸、4.96%であったものが、平成12年は、総世帯数6万7,097戸に対し、入居戸数は2,994戸で4.46%、この12年間で0.5%低下したことになります。

こうした状況の下で、平成10年度626件、11年度707件、12年度475件の一般公募の申込みがあり、入居件

数は5倍以上の倍率となっています。また、単身者住宅は、12年度で見ますと、申込み件数77件、入居者数5件で15.4倍の狭き門となっています。

平成10年から20年までの「再生マスタープラン」では、「将来の需要を的確に予測することにより適切な供給と配置のバランスを維持することを目指す」としてありますが、既に3年が経過していますが、現状はこのマスタープランとは逆に狭き門となっています。こうした事態を改善すべきと思いますが、見解を伺います。

一方、特定目的住宅登録者、つまり待機者数は現在360件となっています。入居対象者は、老人、母子、低所得者、障害者世帯など、多くは生活基盤が弱く特別な配慮が必要です。12年度の特目管理戸数は912戸しかありません。管理戸数に対して待機者が40%を占めており、絶望的な状況となっています。早急で抜本的な拡充対策を講じるべきと思いますが、見解を伺います。

マスタープランの基本構想によると、平成19年の目標人口は16万人、総世帯数は平成12年に比べて2万1,000世帯増加すると推計しています。平成19年の市営住宅入居世帯を3,100戸とし、現在の入居者数より約100戸増にしかありません。これは、平成2年の入居者数3,146戸を下回っています。現に、一般、特目を合わせ約500戸の待機者があり、市民の要望にこたえるどころではありません。再生マスタープラン自体の見直しが必要でないのか、お答えください。

長引く不況、リストラなどによって、今後、ますます持家を手放したり差し押さえられたりして公営住宅への要望が強まることも予想されます。また、夫の暴力から逃れるためや災害などにより緊急避難的な入居の必要が生じる場合もありますが、こうした事態に対応できる対策を取るべきと思いますが、見解を伺います。

次は、湯鹿里荘問題についてお尋ねいたします。

市の日帰り入浴施設湯鹿里荘が閉鎖されてから2カ月半が経過しました。市民から10年余りにわたり入浴と交流の場として親しまれたきたもので、閉鎖には当初から反対の声が強く、現在も市の対応に多くの不満が寄せられています。

小樽市は、湯鹿里荘の敷地5,172平方メートルの売却処分を行う計画ですが、処分見直しについてどうなっているのか、伺います。

地元住民からは、湯鹿里荘の継続運営の要望が、3月14日、市長へ提出されています。処分の見直しがつくまで市として運営してほしいという控え目の要望であります。せめて処分見直しがつくまで、なぜ運営しないのか。再開すべきと思いますが、見解を伺います。

平成2年から閉館までの11年間で4万6,000人、年平均約4万3,300人が利用し、最低でも3万5,000人の利用がありました。市が直営で運営すべきことを避けるのは、ボイラー等の施設の老朽化のため補修費がかさむことや、通常経費で赤字が出ることを想定してのことです。

しかし、これは、旧市営朝里川温泉センター廃止に伴い、代替施設確保が条件であり、この約束を市がみずから放棄することは無責任ではないのか。市は、朝里センター跡地の土地処分問題でも、平成12年2定で、洞爺山水ホテルに売却する議案を6月2日に提案、4日後には議案を撤回するという不手際もやってきました。こうした対応についてどう考えているのか、伺います。

湯鹿里荘問題は、もともと平成2年に旧市営センター跡地を売却した株式会社朝里川温泉総合開発が、平成4年4月にリゾートホテルを開業し、湯鹿里荘と一体管理をするという約束であったものです。ゼネコンである前田建設や中央バスが株主でもあり、市も信頼していたと思いますが、10年以上経過してもリゾートホテル建設のめどもなく、あげくの果てに、総合開発は前田建設工業に転売、湯鹿里荘の運営まで放棄するという無

責任ぶりです。こういういいかげんな企業に土地を売却したこと自体、市に問題があったのではないかと、見解を伺います。

旧市営センター跡地を手放してから11年目になりますが、現在の地権者である前田建設工業は、土地の利用計画をどう考えているのか。リゾートホテル建設という当初計画はまだ生きているのか、この点についてお答えください。

いずれにしても、旧市営センター跡地の面積は4万8,319平方メートル、これを約3億1,300万円、1平方メートル当たり6,478円で売却したものです。常識的には安い買物であったはずで、市と前田建設との覚書では、転売について単に市と話し合うという中身になっていますが、さらなる転売もあり得るのか、見解を伺います。

最後に、監査報告に関連して伺います。

5月16日付けで、小樽市監査委員から定期及び随時監査報告が提出されています。

この報告書の指摘事項には、平成12年5月の監査報告で時間外勤務手当と休日勤務手当の区分について言及したにもかかわらず、6課において区分の誤りがあったと指摘しているのをはじめ、常識的には考えられないものが多く含まれています。例えば、補助金の交付事務において交付決定の決裁月日より前に交付決定通知をしている、また、指令番号の記載が違っている。物件移転契約の締結において、市長決裁が必要なものを部長までの決裁で済ませている。条例、規則等に基づく補助金の交付決定は部長決裁が必要であるのに、課長までの決裁で済ませている。課長決裁が課長の休日に行われている。補助金交付申請書及び財産貸付申請書について送達文書としての受付処理がなされていない。公衆便所清掃業務委託契約の締結において、市長決裁が必要なものを部長までの決裁で済ませている。什器の賃貸借契約において、起案文書の決裁月日が前年度の月日になっていたなどなど、盛りだくさんであります。

このようなことがなぜ是正されないのか、市長はこれらについてどういう対応をしてきたのか。

小樽市は、多発する職員による不祥事の防止対策として、平成12年11月に12条から成る職員倫理規程を定めています。職員倫理規程を定めなければならないこと自体、全く情けない話ではありますが、倫理規程で管理しなければならないサービス管理責任者自身が違反行為を行っているというのが先ほどの事例であります。もともと自治体職員は地方公務員法の第30条ないし第33条など、規定を守れば不祥事など起こらないはずですが、今回の指摘事項には、依然として管理監督の機能が果たされていないことを証明しているものであり、今後も不祥事の起こる体質が内在しているのではないかと。今後、管理監督機能をどのように改善するのか、見解を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

**市長(山田勝磨)** 西脇議員のご質問にお答えいたします。

最初に、石狩湾新港について何点かお尋ねがありました。

まず、港湾計画における取扱貨物量につきましては、それぞれの港湾がその特性を考慮しながら、地域の要望や企業ヒアリングなどを踏まえて推計し、必要な港湾施設整備を進めているものであります。石狩湾新港のマイナス14メートルバースは、背後圏の企業や経済団体などからの強い要請を受け、石炭、チップなど、大量

のバラ荷貨物を輸送する大型船舶への対応が必要なため計画されたものであり、物流の効率化などに果たす役割は大きいものと考えております。

次に、新港管理組合の母体負担についてであります。国の公共事業に対する方針や新規事業の採択、起債事業の有無などにより、各年度の港湾収入や事業支出に影響があることから、あらゆる要素を勘案して想定することは困難であり、あらかじめ将来の母体負担を試算することは難しいと管理組合から伺っております。

なお、母体負担の軽減につきましては、これまでも北海道や管理組合に対し強く要望してきているところでありますが、さらに、今後とも新規事業や管理組合経費などの見直しや港湾施設使用料の増収に努めるよう強く要請するとともに、新港の運営に関する会議の場での議論を重ねながら、母体負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、陸上処理の土砂による影響についてであります。石狩湾新港の航路、泊地のしゅんせつ土砂については、これまでの新港地域における土地造成などに利用した場合と同様に、必要に応じて、一時堆積ヤードに防塵さくを設置し、輸送車両の洗車、搬入道路の適時清掃、散水などにより、飛砂、粉塵の防止に努めると伺っております。また、塩害につきましても、一定の期間、陸上に仮置きし、塩分含有量の低減を図ることにより、周辺環境への影響に配慮すると伺っております。

次に、小樽港の整備、利用促進についてであります。小樽港と石狩湾新港はそれぞれの地理的特性を生かし、港湾計画に基づき整備を進めてきております。小樽港の大水深岸壁は米穀類や林産品などを扱うこととしており、本港が有する港湾機能施設のより効率的な活用を図ることや、輸送船型の大型化、ユニットロード化の進展などに対応する小樽港の近代化の一環として整備を進めてきております。一方、新港は、広いバックヤードを必要とするチップ、石炭などの大量のバラ荷貨物を扱うこととして整備されるものであります。今後とも、両港は道央圏の日本海側の流通拠点港として、相互に補完しながら、ともに発展を図っていくべきものと考えております。

次に、小樽港の取扱貨物量の見通しについてであります。改訂計画による目標貨物量は、過去の取扱実績を踏まえ、企業ヒアリングや経済社会動向などにより推計したものであります。現在も依然として景気が低迷し、厳しい経済環境下にありますが、既存施設の利用形態の再編や港町埠頭の有効活用、さらには、官民一体となったポートセールスに積極的に取り組み、取扱貨物量の増加につながる施設整備を行いながら、目標達成に向け努力しているところであります。

次に、港湾振興室の目標についてであります。既存貨物の維持、拡大、新規貨物の開拓など、小樽港の利用促進を図るとともに、昨年4月に再開された小樽 - ホルムスク間の日ロフェリー定期航路の安定化と、中国との定期コンテナ航路開設を重点目標として、官民一体となり取り組んでいるところであります。特に、近年、我が国においては、韓国や中国船社による外貿コンテナ航路の増加に伴うコンテナ貨物が大きく伸びていることや、小樽港における中国航路に関心を示している船社もあることから、小樽港での中国コンテナ航路の開設を最大の目標としているところであります。

次に、ポートセールスについてであります。貨物誘致に当たりましては、これまでも庁内関係部局の密接な連携の下、小樽港利用促進協議会や小樽市対岸貿易促進協議会などとも一体となり進めてまいりました。今後とも、庁内関係部局の一層の連携を図りながら、先般、両協議会を統合し新たに設立した小樽港貿易振興協議会とも一体となり、さらには、情報技術の活用による情報収集活動も行いながら積極的にポートセールスの展開を図り、取扱貨物の増大に努めてまいりたいと考えております。

次に、コンテナ用クレーンの導入のめどについてであります。既にクレーンやリフトなどの荷役機械の調査、設計は終了しておりますが、現在、官民一体となってコンテナ航路誘致の実現に向けた取組を進めてきておりますので、航路開設が決定した時点で荷役機械などの必要な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、日本農産工業小樽工場の閉鎖問題についてであります。まず、存置の可能性につきましては、会社側の説明によりますと、平成15年6月までの閉鎖は既に社内的な決定事項であるとのことであり、市といたしましても大変残念なことと思っております。

また、このことに伴う雇用への影響についてであります。北海道支店及び小樽工場の正規職員合わせて30名のうち、管理職を中心に10人程度は小樽市内に事業所を置く北海道支店の所属となり、残りの職員につきましては社内異動等により対応されると伺っております。関連会社の中には大きな影響を受ける企業もあると聞いており、今後ともそれらの動向を十分に注視しながら、市といたしましてもできる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、閉鎖された後の跡地利用につきましては、現時点ではまだ具体的な作業に入っておりませんが、当該地の場所や面積を勘案いたしますと、市といたしましても大変重要な問題であると考えており、今後の会社側の具体的なスケジュールなどをお聞きしながら、全庁的な取組の中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、祝津漁港について何点かお尋ねがありました。

まず、最初に整備の推進についてであります。市としても、小樽市漁業協同組合と連携しながら、国、北海道に対し要望してきたところであります。平成13年度から防波堤のかさ上げなどを漁港漁場機能高度化事業として進めることとなりますが、今年度につきましては、防波堤のかさ上げ、物揚場の前出しなどの調査設計、ブロック製作等を予定しております。

現在まで、地元漁業者など関係者の意見調整を終え、今後は、市漁協の埋立て同意など、公有水面埋立てに伴う所要の手続を行っていくこととなります。

市といたしましては、今後、道直轄事業負担金の予算計上と合わせ、議会に提案してまいりたいと考えております。

次に、整備に伴う影響についてであります。物揚場の前出し拡幅工事及び中央埠頭の延長については、地元漁業者の了解を得ております。

なお、中央埠頭の延長幅について、物揚場などの工事完了後に、漁船の出入りなど泊地への影響について、地元漁業者を含め、関係者と協議することとなっております。今後も、小樽市漁業協同組合と連携をとり、地元の意見、要望が十分反映されるよう、北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、廃水処理施設についてであります。ホタテ養殖業に携わっている漁業者が祝津に集中していることもあり、小樽市漁業協同組合においても、整備計画を持ち、規模など種々検討していると伺っています。今後、概要が固まり次第、地元漁業者や漁協などの意見を聞き、整備に向け北海道と協議してまいりたいと考えております。

次に、融資制度についてのお尋ねであります。現行の融資制度は、創設以降、社会経済情勢の変化もあり、年々利用が減少する傾向にあることから、時代に合った融資制度を再度検討することといたしました。そのため、収入役を座長とする制度融資見直し検討会議を発足したものであります。この検討会議では、「中小企業者

にとつてできるだけ利用しやすい融資制度」「現在の融資制度各資金の整理統合」「ペイオフ解禁に伴う預託制度のあり方」等の検討を行うことにいたしておりますが、ご指摘の点を含め、今後、検討会議の中で議論させていただきたいと考えております。

次に、市営住宅について何点かお尋ねがありました。

まず、入居倍率についてであります。近年、市営住宅の建設に当たりましては、エレベーターの設置など、居住環境の向上や交通利便性の高い地区に住宅を供給していることから、これらの住宅に応募が集中していることに加え、建替えや用途廃止する住宅の移転先の確保のため募集停止を行っていることも、入居倍率を押し上げている要因と考えております。勝内住宅の新規建設など、再生マスタープランに基づき計画的に住宅の建替えなどを進めていくことにより、一定の改善が図られてくるものと考えております。

次に、特定目的住宅についてであります。景気の低迷や雇用の面で厳しい状況が続いている中で、本市におきましては、低所得世帯が増加しており、また、高齢化の進展や母子世帯の増加など、生活基盤が弱く、住環境が十分ではない方も多いと認識しております。

なお、待機者の中には交通の利便性が高い地区や特定の地区に限定して希望する人もいることから、待機者の根本的な解消は難しいと思っておりますが、いずれにいたしましても、特定目的住宅の管理戸数につきましては、本市全体の公営住宅とのバランスを見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、再生プランの見直しについてであります。本計画は、20年後を見据え、平成10年度から平成20年度までの11年間を計画期間として策定し、国の承認を受け進めているところであります。この計画での住宅需要の推計に当たりましては、平成2年と7年の国勢調査の総世帯数、持家、借家、下宿などの世帯数を基に公営住宅世帯数を算出しております。平成12年の国勢調査速報値の総世帯数が再生マスタープランの計画値に比べ若干減少していることもあり、今後、住宅需要はほぼ計画どおり推移していくものと考えておりますので、現時点での計画の見直しは考えておりません。

次に、緊急避難的な入居についてであります。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、広くかつ公平に住民に利用される性格から、公募を原則としております。ただし、その例外として、公営住宅法では、地震や火災などの災害によって住宅を失ったり、公共事業の施行に伴って住宅の立退きが必要な場合など、特別な理由に限り入居できると定められております。

しかし、持家の差押えや、夫の暴力などによる場合には、制度上できないことになっており、公募での入居手続が必要となります。

次に、湯鹿里荘についてのお尋ねでございますが、まず、処分の見通しであります。これまでに購入についての打診もあり、現在、朝里川温泉地区の活性化、また、観光振興という観点で詰め作業を行っており、早期に結論を出したいと考えております。

次に、湯鹿里荘の閉鎖についてであります。施設面におきましては、ボイラーなどの給湯施設が老朽化しており、その補修に多額な費用が必要になりますし、一方、運営面におきましては、利用者の減少が続いていたことから赤字が生じており、直営で運営するには相当の財政負担が想定されることから、閉鎖することとしたものであります。

次に、旧市営朝里川温泉センターの代替施設としての湯鹿里荘についてであります。湯鹿里荘がオープンしてから約10年を経過する中で、朝里川温泉地区においても低廉な料金の温泉施設を備える日帰り宿泊施設などが多くなり、湯鹿里荘を開館したときの状況と大きく変化してきております。こうした中で、市民の憩いの

場としての湯鹿里荘の役割は十分果たしたものと考えております。今後は、朝里川温泉地区の活性化及び観光振興という観点から、有効な土地利用を図っていくことが重要なことと考えております。

次に、洞爺山水ホテルの件についてであります。昨年、有珠山の噴火により避難生活を送っている従業員の雇用の場の確保として湯鹿里荘を利用したいと申出があり、議会の同意をいただきながら小樽市も協力することとしたものであります。

しかし、有珠山の鎮静化により小樽進出を断念されたことについては、やむを得ないものと考えております。

次に、温泉センター跡地の売却についてであります。当時の温泉センター運営委員会でも十分ご審議をいただき、市といたしましては、それらの経過も踏まえ、朝里川温泉地区の活性化を図るために民間活力の導入を進めたものであります。その後の経済情勢の変化などにより、有効な土地利用がなされないことにつきましては残念に思っております。

次に、前田建設工業の土地利用、リゾートホテル建設についてであります。同社においても土地の有効活用についていろいろ検討してきたと伺っております。厳しい経済状況の中で、具体的な事業展開をする状況に至っていないと聞いております。

次に、前田建設工業と取り交わした覚書についてであります。市はもとより、前田建設工業としても、この覚書を踏まえ、地域の活性化、観光振興に寄与すべきということを重く受けとめておりますので、転売する計画が出てきた場合には十分協議したいと考えております。

次に、監査委員からの指摘事項の対応についてであります。監査委員から指摘事項があると、その都度、すべての課に通知するとともに、指摘事項の改善など適正な事務執行が確保されるよう指導してきたところであります。

しかしながら、今回も、昨年と同様の項目や適正を欠く事務処理などが指摘されたこともあり、改めて部長会議を通じて指摘事項の再確認を行い、各部内への周知について強く指導するとともに、さらには、庶務担当課長会議を開催し、職員全体に対しても指導を徹底し、適正な事務処理により一層努めるよう注意を喚起したところであります。

次に、管理監督機能の改善についてであります。管理監督者には庶務担当課長会議や各種研修会などを通じて、その役割や責任の重要性などの習得に努めているところであります。

しかしながら、適正な事務執行を行うには、管理監督者の能力向上はもちろんのこと、担当する職員の能力の向上も必要であると考えております。

今後とも、適正な事務執行が行えるよう、管理監督者の能力向上について強く指導してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 25番、西脇清議員。

**25番(西脇 清議員)** 初めに、先ほど代表質問で質問した中で、数字を読み違えた点がありますので訂正させていただきます。

総世帯数は平成12年に比べて2,100世帯増加するところを、2万1,000世帯と読んだようでございますので、訂正させていただきます。

それでは、2点ほど、湯鹿里荘と監査報告について再質問いたします。

今のご答弁では、湯鹿里荘について購入の打診があるという報告でしたが、まだ公募をしていないわけですね。公募をしないで特定の相手と打診ということはどういうことなのか。

それから、湯鹿里荘についてはもう十分責任を果たしたというご答弁でございますけれども、今度処分する場合に、日帰りの入浴施設の機能を持たすということを前提条件として処分するということをこれまで答弁されてきたわけですが、この件についてはまだ生きているのかどうか。

生きているのであれば、機能を果たしたからもう終わりという言い方はちょっと矛盾するのではないかと。とは言っても、私どもは余り信用しておりません。もう何回も、売りますとかなんとかと言って、議案を出したり引っ込めたりしたという経緯もあります。もし売れなかった場合にどうするのかということまでは、今は考えていないのかどうかはわかりませんが、どうするつもりなのかを聞いておきます。

それと、旧センター跡地がもう11年にわたって塩漬けにあっているということですが、こういう状況から見て、また、この湯鹿里荘の跡地もずるずると処分できない場合には、いつをめぐりに、日帰りの入浴施設などという条件付売却という方針がこのまま続けられるのかどうかという点についてどう考えているのか、伺います。

それから、監査報告の指摘事項の問題ですけれども、今のお話ですと、すべての課に周知徹底してきた、部長会議も行ってきたということです。しかし、先ほど指摘したように、余り言いづらいのですけども、部長そのものが、市長決裁が必要なのに、それを無視して決裁を行っているということになれば、幾ら倫理規程をつくったり部長会議を開いたりといっても、余り機能を果たしていないのではないかとという疑いがあります。

私は、最近、市の幹部OBと会ったときに、その人は、開口一番、「西脇さん、ああいう職員倫理規程なんて必要ありませんよ。地方公務員法を守れば十分なのですから」「なぜこういうことが起きるのですか」というふうに私が伺ったら、言いづらいですけども、その人が言っているのですから、私が言っているのではないです。「条例だとか規則だとかに習熟していないことが問題なのだ」と。したがって、倫理規程をつくってあれやこれや縛りかけるよりも、もっと規則だとか条例だとかをきちっと学習というか、勉強し合うことが必要なのだというお話を伺ってきましたが、私もそうかなというふうに思います。

今指摘したように、来年度の監査報告ではこのような指摘事項が出てこないことを願うわけですけども、本当に今の体制で幹部職員がその職責を果たしている人も多くいるわけですが、果たしていない者もいるという点では、まだ改善の余地があるのではないかとということと、幸いにして、倫理規程が定められてから今日まで、不祥事と言われる問題は出ていないようでありますけれども、こういった不祥事を絶対に出さないためにも、この倫理規程に頼るのではなくして、もっともっとやるべきことがあるのではないかと。

この点について考えているところがあれば、伺いたいと思います。

以上で終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 最初に、湯鹿里荘の関係ですけれども、打診があったというのは、これは売ることかどうかと、そういう打診でありまして、そういう問い合わせがあったということでございます。売却に当たりましては、現在検討していますのは、公募によってやっていきたいというふうに検討をしております。

それから、日帰りの機能の問題ですけれども、これも、ぜひ公募の場合の条件に付けていきたいということで検討をいたしております。

それから、売れなかった場合どうするかということですけども、うちの方としてはぜひ売却をしたいと。

こういう厳しい財政状況ですから、資産の売却によってまた収入を上げたい、こう思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、監査報告の関係ですけれども、私も監査委員から報告書をいただきまして、毎年毎年同じような指摘事項があるので、本当にちょっとあきれているというか、なぜ改善されないのかという感じを率直に持っております。確かに、私のところにもいろいろな書類が回ってきますけれども、不備なものについては、私も1件1件チェックして、担当者も呼びますし、指導もしています。しかし、なかなか改善されませんので、今度はどういった研修といいますか、指導といいますか、よく部内、庁内で検討させてもらいたいと思っております。

それから、倫理規程に頼らないでというお話でございますが、確かに、地方公務員法を守っていれば倫理規程は要らないのです。なかなかそれが守られないので、前回の不祥事の場合は、一つの最後の歯どめといいますか、これを守ってもらう最後の堤防として倫理規程をつくったわけございまして、その点はご理解願いたいと思います。

いずれにしても、基本法である地方自治法なり地方公務員法の遵守といいますか、これについては今後徹底するように努力していきたいと思っております。

**議長（松田日出男）** 西脇議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時08分**

---

**再開 午後 3時45分**

**議長（松田日出男）** 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 9番、大島護議員。

（9番 大島 護議員登壇）（拍手）

**9番（大島 護議員）** 一般質問を行います。

情報公開についてお尋ねいたします。

平成8年、小樽市は、全道に先駆けて公文書の情報公開に関する条例整備を行い、一般市民に対して開示の施行に踏み切りました。開示以来、数年を経過しておりますが、申請件数と、そのうち公開、非公開件数などはどのようなであったのか、お尋ねいたします。

次に、コピー料金についてであります。

私たち市民クラブは、議会活動調査のために、たびたびこの公開条例に基づき資料要求の申請をし、閲覧をし、必要な資料のコピーを頼み、開示を受けているのであります。

しかし、コピー料金1枚20円の負担は、調査費の少ない市民クラブにとって大きな数字であります。まちのコンビニではA4サイズまで1枚10円、議会事務局ではカードを使用して7円、このように他と比較しても市の20円は高いと思われます。したがって、この料金の値下げについて検討すべきと申入れをしていたのでありますがいかがですか、お考えをお聞かせください。

次に、市長への手紙でございます。

平成11年、山田市政の誕生で新たな企画が始まりました。市民と市長の対話、市長への手紙であります。多くの市民に歓迎されて、反響が大きかったことは承知しております。市民から寄せられた手紙の内容について、

それぞれの思いで書かれたものであろうと察するのであります。寄せられたさまざまな意見、要望、提案、苦言などなどの内容のそれらは、どのように分類され、年齢層はどのようであったのか、そして、その市民の声が行政にどんな形で反映されているのか、その形が見えてきているのか、どうなのか、お尋ねいたします。

そして、市長への手紙の声を行政に取り入れた例があるのか、お聞かせください。

次に、この事業は本年度も継続する考えなのか、お尋ねいたします。

次に、以前に赤岩の住民から出された市長に対しての手紙についてであります。

その内容は、高島小学校前の横断歩道、祝津山手線の拡幅、バス停の移動、信号機の設置方についてであります。その手紙に対する関係の所管から返事がなされたことも、また、すぐできることは改善されたことも承知しております。本年4月末、手紙を出された本人と家族、地区の代表、市の交通安全対策課、警察の交通課立会いの下、現地で、手押し信号機について、また、横断歩道などの設置について説明をしたと聞きますが、内容はどんなものであったのか、お聞かせ願います。

交通量も多く、地域住民と児童の安全、バス停の問題、複雑な交差点のことなどを考慮して、これらの問題解決のためには、片側でも歩道の確保が必要と警察の説明があったと聞くと、その後、内部で検討はどのようにしているのか、お答えください。

また、祝津山手線拡幅事業との関連もあると思われませんが、歩道用地の確保については、片側は支障物件もなく、全面、市の道路用地であります。市民や地域住民の生活の安全を守るためにも、早急に検討を望むものでありますがいかがですか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、信号機設置方については、学校、PTA、町内会など、団体から連名で要望書が出されておりますが、どのように説明をしているのか、あわせてご答弁願います。

次に、職員の処分と上司の責任についてお尋ねいたします。

汚職、公金の使込みなどが、国の関連機関から市町村役場まで、連日マスコミで報道されております。議員や公務員、会社幹部などによる上から下までの不祥事件は後を絶っておりません。「どこか変だよ、日本人」と叫びたくなる心境であります。

また、本市においても例外ではありませんでした。昨年、一昨年発覚した公金横領事件については、悪質で、しかも、長期間にわたりそのことが発見できなかったことに、行政の怠慢とチェックの甘さと仲間意識が大きく指摘をされているところであります。そのことによって、本人の処分は論外として、関係者一同、重い処分、処罰を受けたことは記憶に新しく、もう大丈夫だろうと思っておりました。

ところが、本年2月9日付けで、昭和60年までさかのぼって、戒告を含む、環境部職員、水道局職員、合わせて18人にも及ぶ大量の職員を処分、措置をしたことが明るみに出たのであります。なぜ今、10年もさかのぼっての処分、措置なのか。また、それぞれの処分の原因となった理由と人数など、明確にお答えください。

さらに、この期間に在籍していた上司の責任はどのように対応したのか、あわせてお答え願います。

次に、フィッシュミールについてであります。

資料要求の提出について、フィッシュミールの未収金問題について、第1回定例会において、時効を目前に、議会の議決を経て、起訴し裁判に持ち込んだのでありますが、その後どのような状況にあるのか、お聞かせください。

また、私は、平成9年以来、この未収金問題と取り組み、連帯保証人に対する小樽市の対応について問題ありと議会でたびたび指摘をし、早期解決を求めてきたのであります。また、調査のために必要な資料の再三の

要求に対しても、当時の担当課長は、「平成9年度以前の資料は保管されておりません」と断言し、その資料の提出を拒み続けてきました。

しかし、さきの第1回定例会において、一連の関係書類が保管されていることが現部長によって明らかにされました。

市長にお尋ねいたしますが、市民クラブの資料要求に対しては、そのような資料は保管されていないと拒み続けてきた同じ資料が、さきの議会で、他の会派の資料要求に際して資料を明らかにした理由はなぜか、お答えください。

先日、これらの資料を情報公開条例に基づき閲覧をしたのでありますが、これが公文書かと驚くような記載内容、書類の取扱い方に疑問をさらに深めたのであります。一部書類には日付の記載がないもの、しかし、この書類には係員から部長までの押印がされており、チェック機能や押印の責任と管理者としての責任は問われないのか、お答えください。

また、市の債権債務に関する未解決の重要書類などの保存期間はどのようになっているのか、お答え願います。

次に、地場産品小樽ブランドの推奨についてであります。

市長は、これまでも、小樽ブランドを後押しし、小樽経済活性化を促そうとしておられます。この市長の意気込みが現場の職員に本当に伝わっているのでしょうか。

一例を挙げますと、市内電気関連製造業は、防衛庁、開発建設部、北海道、道内外市町村、北電、小樽市などでは桃内浸出水処理施設や葬祭場に納入実績を有しておるのにもかかわらず、水道局の金属閉鎖型スイッチギアのメーカーリストには入れられていないとのこと。地元企業の製造業育成の配慮が全く見受けられない残念な結果であります。他の行政機関がよくて、なぜ今回の水道局の発注物がだめなのか、素人にわかりやすく説明していただきたい。地元企業に手を差し伸べる市長の姿勢と水道局の考えに乖離が見られるのではないのでしょうか、市長のご見解を賜りたいと存じます。

次に、小樽市の防災体制についてであります。

本市の地域防災計画は、第1章 総則、第2章 防災組織、第3章 通信計画、第4章 災害予防計画、第5章 災害応急対策、第6章 港湾等防災対策計画、第7章 災害復旧計画に分類、各章それぞれ細かにマニュアル化されております。

また、第1章 総則の第1節、目的では、「この計画は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、小樽市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における災害に関連し、防災関係各機関が相互に協力して、予防、応急及び復旧の災害対策を迅速かつ的確に実施し、もって市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする」と記されておりますが、これらの各項にかかわる目的達成ために、いつ、どこで、だれが、どのような訓練をしているのか、お尋ねいたします。

次に、第2章の防災組織についてであります。組織図を見ると、会長には小樽市長がなっており、その次には、市内の関係公共機関の職員など、それぞれ役職が組織図に記されているが、それらの役職の充て職は定期的な人事異動や転勤などがありますが、異動に対する対応は日ごろどのような取組み方をしているのか。また、同じことは、市役所の災害対策本部組織や災害時の業務分担においても全部が充て職であります。職員に対する訓練も含めて、あわせてお尋ねいたします。

次に、市の管理する施設の防災体制と訓練についてであります。

市の管理する施設は数多くありますが、そのうち、不特定多数の市民や住民が利用する主な施設にはどのような施設があり、防災体制はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、市立小樽病院についてであります。これは第二病院も含みますが、火災予防、設備、避難口確保、災害発生時における入院患者の避難、誘導體制と避難訓練などはどのようになっているかも、あわせてお尋ねいたします。

次に、火災発生状況についてであります。先般、千葉県内で発生した建築会社の社員宿舎の火災、逃げ遅れた家族や社員など多数の死傷者を出した痛ましい火災は、まだ記憶に新しいところであります。報道されていた内容によると、全焼した建物は、建築届けも出されず増改築を繰り返した複雑な建物で、2階に一カ所あった非常口には施錠がしてあり、このことが、死傷者を多数出し、被害を大きくした原因とも報道されておりました。私は、自分たちが今生活する周辺にこれと同じ状況があるのではないかと、人ごとではないような気がしたのであります。

お尋ねしますが、小樽市における過去5年間の火災発生状況と人身も含めた損害状況は、どのようになっているのか、本市における最近の火災は死者が出るのが多く見受けられると思うが、それらの主な原因は何か、あわせてお尋ねします。

また、本庁舎についてであります。本館、別館、消防庁舎などに非常口、救助設備などが設置されている箇所はどこで、設備の内容はどのようなものか。

別館の北側バルコニーに救助袋、シューターが備え付けてあるのは承知しておりますが、私の知る限り、過去13年間、冬期間、11月から翌年5月末まで約7カ月、施錠をされたまま閉鎖されており、かぎがなければあけることができません。庁舎の管理上、施錠をすることは理解できます。

しかし、救助設備をしている場所のドアとなれば、災害時に役に立つのかどうか疑問に思うのでありますが、いかがですか。ここの場所のかぎはどこが保管し、災害時の対応はどのようになっているのか、あわせてお尋ねいたします。

いま一度、関係各施設の再点検をし、緊急度に応じて施設の改善を求めるものであります。市長のご所見をお聞かせください。

次に、マイカル小樽についてであります。

小樽築港周辺地区整備計画の核施設で時間消費施設と物販による超大型複合商業施設マイカル小樽は、国内最大級の複合商業施設として鳴り物入りで開業したショッピングセンターであります。オープンして2年が経過しましたが、初年度の来訪者は1,000万人を見込んだが、開業の9カ月目の平成11年12月11日に目標を達成し、年間1,300万人の勢いと言われていました。売上げは年商500億円の目標を立て、それが400億円だったとしても、人口20万に満たないまちの施設としては大成功とも言っております。

しかし、夏場と冬場、あるいは平日と休日とで来店客数の差が大きく、思ったよりも物販面での売上げが伸びなかったため、テナントの入替えも行っていると言われております。また、マイカル関連の企業の経営が大変厳しい状況にあることは変わりありません。

本年1月には突然とも言えるマイカル社長の交代がなされたやに聞くところであります。交代の理由と、新しく社長になられた方の経営方針はどのようなものであるのか、あわせてお尋ねをいたします。

市長にお尋ねをしますが、市民の中にもマイカル小樽の存続について大変心配をしている方々の話をよく耳にするのでありますが、マイカル小樽の将来を市長はどのように考えておられるのか、ご所見をお聞かせくだ

さい。

また、テナントの撤退によってシャッター通りになっていた場所が、アウトレットモールと呼ばれる店舗街として改修をし、6月7日にオープンしました。改修費に10数億円をかけたとも聞かれるのですが、平成11年3月開業以来、撤退したテナント数と新たに入居したテナント数はどのようになっているのか。また、改修規模とその内容について、変更手続きが出されているのかもあわせてお答え願います。

次に、小さな商店街の新たな挑戦。

長引く経済の低迷と消費購買力の低下は、市民生活や経済界にも大きな不安を与え、一日も早い景気の回復を待ち望むとともに、お互いが知恵を出し合い、協力し、また、努力をしているところであります。本市の商店街においても、それぞれの団体がイベントを企画し、客集めと購買力の増強を図っているところでありますが、市内では、商店街として出ている団体の数と会員数はどのようになっているのか。また、手宮能島通り商店街の加盟店舗数についても、同様にお尋ねいたします。

次に、地域住民と商店街が一体となって取り組んでいるイベントに、南小樽の「なんたるこっちゃ市」があり、これは初夏、手宮の「いか電まつり」は秋など、地域の人々の汗と努力の結晶が市民に広く認知され、毎年多くの人でにぎわい楽しみにしているイベントに発展したのだと思うのであります。

今年4月、手宮の能島通り商店街の皆さんにより、商店街のまちおこしを目的に、手宮公園の桜の開花期に合わせ、夜桜をライトアップするという新たな計画が企画されました。桜に合わせた限られた期間のイベントで、関係者のご苦労は大変なものだったと察するのであります。期間中、何度か出向いてみたあの夜桜の美しさは脳裏に焼きついてしまっております。手宮公園はクリ林というイメージしかなかった私にとって、いや、市民にとっても新しい発見と喜びであります。関係者の皆さんの新たな挑戦に対して敬意を表するとともに、今後の発展をさらに願うものであります。

今回は新しい試みでもあり、準備期間が足りなかったことも、関係者から聞いております。そこで、来年度に向けての行政の指導、助言、助成などについてどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、銭函谷地線及び河川敷使用についてお尋ねいたします。

銭函運河線につながるこの道路は、複雑な河川用地を近隣住民が市から借地していることもあり、住民間トラブルの原因となっております。これまでの答弁で、市長は用途廃止に向けた検討の必要性をお認めになっております。その後、どのようになっているのか、お答えください。

谷地線は2カ所の私有地があり、私有財産の価値を低下させています。早急に地権者と交渉し改善すべきであります。あわせてお答えください。

次に、下水道敷地土地利用承諾書についてであります。銭函の市民から、書いた覚えのない承諾書が、また、出てきたとの相談が寄せられました。「また」というのは、平成9年に覚えのない承諾書の存在を知り、市長及び水道局に抗議をし謝罪を受けたが、昨年になって、さらにもう1通、隣接地に対するものが発見されたのであります。この下水工事のためには2筆の土地の承諾書が必要であり、いずれも地権者が署名したものではありません。水道局は、署名は職員に書かせ、押印を地権者に求める際には、承諾書を第三者に渡し、立会いもせず、三文印が押された承諾書だけ受け取ったとのことであります。全く正規な行政事務とは言いがたいものであります。地権者は、市民が知らないだけで、このような虚偽文書の作成が恒常的に行われているのではとさえ疑っておられます。経緯をきちんとご説明ください。

最後に、中学校のボランティア活動についてであります。

かつて、小樽の三山と教師、生徒などに語り継がれてきた市内の中学校3校が、平成14年度春には、そのうち2校が廃校となることが決まり、一方、受入れ校では校舎の増改築などが実施されているところであります。

その残された北の雄・K中学校の生徒、教師、職員、生徒会、PTAなどが一体となったユニークな活動は、地域住民や市民の注目を得ているところであります。その活動の一つに、除雪ボランティア活動があります。本年1月、生徒会の発案で除雪ボランティアグループ、K中スコップチームを結成し、20数名のメンバーが、登下校中の通学路で除雪がなされていない家を探し、必要な家の除雪をした。このように自主的に活動を続けるボランティアグループは他の分野にも及び、地域と一体となって実践をしております。

市内の他の中学校でK中学校のような活動を実践している学校はありますか。また、教育委員会は、このようなボランティア活動についてどのように評価をし、指導をしているのか、あわせてお尋ねいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

**市長(山田勝磨)** 大島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、情報公開の状況についてであります。情報公開条例は、平成8年6月1日から施行されており、条例施行から平成12年度までの公開請求件数は、義務的公開が95件、任意的公開が71件の合計166件であり、このうち、一部公開を含む公開件数が147件で、非公開が2件、文書不存在が17件となっております。

次に、公開公文書のコピー料金についてであります。情報公開条例施行当初から、実費相当額としてA3以下の白黒につきましては1枚20円としておりましたが、その後、コピー機の普及などによりコピー料金が安くなってきておりますので、見直しを行い、本年5月28日からA3以下の白黒につきましては1枚につき10円、カラーコピーにつきましては1枚につき50円といたしました。

次に、市長への手紙についてであります。寄せられた手紙は、すべて私が目を通した上で担当課に配布しております。寄せられた手紙は平成11年度が303通、592件、平成12年度が302通、558件で、生活環境、市民福祉、教育文化など広範囲にわたっております。手紙の内容、分類ですが、平成11年度は提言が132件、要望が367件、苦情が63件、照会その他30件となっております。また、年齢層であります。平成11年度は、60歳代が80人と最も多く、次に70歳代62人、50歳代37人で、60歳以上で全体の約52%を占めており、平成12年度も同様の傾向にあります。

次に、行政に反映させた主なものとしましては、老壮大学の定員枠の拡大、融雪施設設置に対する無利子融資制度の実施、留守家庭児童会の定員拡大などのほか、NHKの天気予報に小樽の予報も取り上げられたことなどが挙げられます。市長への手紙実施により、市民の皆さんの小樽を思う心や、地域の発展を願っていること、あるいは、身近なことで大変苦労されていることなどが強く伝わってきました。ふだん、なかなか目が届かないことや市民の考えを直接知る上で大変参考になり、また、市の考え方などを理解していただく貴重な機会ともなっておりますので、本年度は8月から3月末まで実施してまいりたいと考えております。

次に、祝津山手線の信号機設置に関する現地説明であります。要望箇所は六差路の変則交差点で、小樽警察署からは、北海道公安委員会の見解として、既存の横断歩道に信号機を設置し、約20メートル祝津寄りに停止線を設けることになると、その間にある5本の枝線から車が進入してきた場合、歩行者の安全が難しく、信

号機を設置することは非常に難しいとの説明があったところであります。

次に、歩道設置要望についてであります。赤岩地区は、人口も多く、平成9年から福祉施設が開設され、今年度には（仮称）新赤岩保育所が建設されるなど、土地利用の進展が著しいことから、歩行者動線や自動車交通量を考慮に入れたこの地区の今後の道路整備について検討を行っているところであります。その中で、要望箇所については、以前からの地域要望や、先般の小中学校、PTAと町会からの要望、さらには公安委員会からの指摘もあり、市としても、主要通学路であることから、歩道の設置範囲や工法、整備手法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、信号機設置方の要望団体に対する説明であります。地形的に複雑な箇所でありますので、今後、現地で説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、環境部職員の処分の理由等についてであります。まず、平成12年5月に締結した桃内最終処分場の委託契約書の特記仕様書に誤記載があったこと及び業者から提出されるべき業務工程表が未提出であることが判明したものであり、当時この業務を担当していた主幹、主査3名に対して、事務執行上の管理監督責任及び環境行政に対する市民の信頼を損なったことから、措置を行ったものであります。

次に、寅吉沢の産業廃棄物最終処分場における契約相手方が、契約に違反して、業務の再委託及び従業員の虚偽の届出を行っていたことが判明したものであります。昭和60年度から平成11年度までの長期にわたり発見できなかったことは、業務に対する管理監督が不十分であったためであり、この間の管理監督者6名に対し措置を行ったものであります。

さらに、これら二つの契約違反の発生時に、部長、次長、副参事として事務執行に当たっていた3名の管理監督責任は重大であり、また、発覚後の議会に対する不適切な対応から混乱を招き、環境行政に対する信頼を著しく損なったことから、懲戒処分等を行ったものであります。

次に、水道局の処分等についてであります。中央下水終末処理場の委託契約の相手方が、水道局に無許可で、この処理場内の水質試験室を昭和60年度から平成11年度までの長い間にわたり目的外に使用し、本来業務以外に水質試験を行っていたことが判明したものであります。このことは、委託業者の契約違反とはいえ、長期間にわたって施設の管理が不十分であったため起きたものであり、この間の施設の管理監督者としての責任から、6名に対し措置を行ったものであります。

次に、フィッシュミールにつきまして、何点かお尋ねがありました。

最初に裁判の状況についてであります。5月28日、札幌地裁小樽支部におきまして第1回公判が開かれました。冒頭、裁判官から、これからの審理に当たって、相手方の債務不存在確認請求事件と小樽市からの使用損失補てん金請求事件とが提起されたが、債権の審理は給付の訴えを優先するとの判断から、相手方の訴えについては利益がないものとして取下げを求める発言があり、相手側弁護士から検討するとの回答がありました。

なお、使用損失補てん金請求事件につきましては、既に原告からの訴状、被告からの答弁書が提出されており、7月16日に予定されている次回公判に証拠説明書を提出し、審理に入ることとなっております。

次に、資料要求についてであります。フィッシュミール関係の資料につきましては、これまで、それぞれの要求に応じて、その都度、提出してきたものであります。さきの第1回定例会における資料につきましては、訴えの提起に備えて関係資料の整理・確認をする中で発見したものであり、その後の資料要求に応じて提出したものであります。

次に、公文書についてであります。先般開示いたしました平成2年度から8年度までのフィッシュミール

協業組合関係の書類の一部に不備があり、十分なチェックが行われていなかったことはご指摘のとおりであります。関係職員には厳重に注意を促すとともに、今後このようなことがないよう、日常の業務の中でお互いにチェックを行うことや、さらには、職員研修等を通じて適正な事務処理の徹底を図ってまいりたいと思います。

次に、未解決の文書の保存期間ということですが、未解決の文書につきましては、未完結文書ということになり、その事件が完結するまで所管課でその文書を保管することになります。事件が完結したときに完結文書となり、初めて保存になるわけですが、保存期間につきましては、文書の重要度に応じて、永年、10年、7年、5年、3年又は1年となっており、訴訟等についての文書、重要な契約書などは永年保存、会計事務について特に重要な文書などは10年保存、市税等各種公課についての文書などは7年保存などとなっています。

次に、地場産品小樽ブランドの推奨についてであります。今回の水道局の発注については、より高品質で高い信頼性を確保するため、第三者機関により品質が保証されているメーカーを仕様書に明記したものであります。したがって、水道局と私の考えに違いはないものと思っておりますが、水道局発注の金属閉鎖型スイッチギアにつきましては、この製品は銭函浄水場の更新事業に伴い、受変電設備工事の一環として製作発注したものであります。金属閉鎖型スイッチギアは、浄水場の基幹設備の一部であることから、受変電設備の故障により浄水機能に支障が生じないよう、より高品質で高い信頼性を確保するために、日本下水道事業団仕様に基づく設計仕様となっております。

したがって、メーカー指名に当たっては、ISO、JISに基づく日本電気協会推奨認定及びJSIA、日本配電工業会の優良工場認定のいずれかを取得している重電機メーカー8社と道内配電盤メーカー3社が設計仕様書に沿った品質が保証できるメーカーと判断したものであります。ご指摘の市内業者は、残念ながら、これらの資格を取得していないことから指定から外したものであります。

なお、水道局の地元企業育成についての考え方ですが、今回の工事発注に当たっても、従前は重電機メーカー8社の指名競争入札方法であったものを、平成11年度からの浄水場の受変電設備工事については、地元電気工業者を元請とする入札方法としたほか、工事発注及び物品の購入についても地元企業の受注機会の拡大が図られるよう配慮しながら発注しているところであります。

次に、市の防災体制について何点かご質問がございましたが、まず、地域防災計画上の訓練についてですが、毎年、防災週間中に、防災関係機関及び市民の参加を得ながら、震災など具体的な被害を想定した総合防災訓練を実施しております。昨年の訓練は、9月1日に北荷跡地で行いましたが、石狩河口付近でマグニチュード6.75の大型地震が発生し、小樽の震度は6弱、沿岸地域に津波警報が発令されたことを想定して実施したものであります。この総合防災訓練には、市をはじめ、開発建設部や北電、北ガス、NTT、土木現業所など25の防災関係機関が参加し、ヘリコプター1機、車両52台、船艇5隻、参加人員は合計634名でありました。

また、塩谷地区の津波災害危険区域では、昨年発足した塩谷・桃内連合町会自主防災組織により、地震による津波を想定した住民避難訓練が実施されました。そのほかに、町内会が実施する防災避難訓練や防災とボランティアの日の小樽ボランティア活動推進協議会などによる防災通信訓練、避難訓練、炊出し訓練などが、市並びに福祉関係団体の参加の下、実施されております。

次に、防災会議の委員についてですが、構成員であります防災関係機関は、災害対策基本法で地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、市に対し適切な指導・助言などを行うことと定められており、また、各省庁でそれぞれ作成した防災業務計画に基づき、直接、防災に携わることとなっておりますので、委員が異動になった場合でも支障がないものと考えております。

なお、市職員につきましては、各部局での災害時の業務分担の確認を行い、災害対策本部が設置された場合でも支障がないよう対応しております。また、訓練としましては、総合防災訓練や市役所の自衛消防訓練をそれぞれが役割分担し実施しているところではありますが、常に危機意識が薄れることのないよう、今後ともさまざまな機会を通じて訓練や防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、不特定多数の市民が利用する施設と防火体制についてであります。これらの施設として市民会館、市民センター、総合体育館などがあり、消防法の規定に基づいて消火器や屋内消火栓などの消火設備、自動火災報知設備や放送設備などの警報設備、誘導灯などの避難設備は適正に設置されており、消火、避難、通報などの訓練も定期的に行っているところであります。

次に、市立小樽病院、第二病院の防火体制についてであります。両病院とも多数の入院患者などを抱えた施設であり、万が一、火災が発生した場合を想定し、早期活動に必要な自動火災報知器、防火扉などの消防用設備の点検を毎年行っているとともに、消防署の防火査察における指摘事項は速やかに改善しているところであります。また、避難訓練を含めた自衛消防訓練は、消防署の協力を得ながら毎年行っているところでありますが、訓練自体が職員主体となっていることから、本年度からは、入院患者等を含めた訓練内容として実施してまいりたいと考えております。

次に、過去5年間の火災発生状況と死者数についてであります。平成8年、火災件数73件、焼死者3名、平成9年、火災件数115件、焼死者11名、平成10年、火災件数94件、焼死者4名、平成11年、火災件数88件、焼死者5名、平成12年、火災件数80件、焼死者4名となっております。過去5年間の焼死者が発生した火災の出火原因につきましては、放火による自損行為が10件、暖房器具に可燃物が接近したことによるものが4件、ガスこんろの消忘れが3件、たばこの火の不始末が2件などです。死に至った経過は、自損行為が10名、逃遅れが5名、熟睡が3名、病気・身体不自由が3名などです。焼死者の年齢別構成は、80歳代が3名、70歳代が8名、60歳代1名、50歳代5名、40歳代4名、30歳以下6名となっております。

次に、本庁舎における消防設備についてであります。非常口は、本館3カ所、別館4カ所、消防庁舎2カ所、計9カ所設置しております。屋内消火栓については、別館地階から5階まで各階2基、計12基、消防庁舎については、地階から6階まで各階1基、計18基を設置しております。救助袋については、別館3階バルコニー、4階企画部内、5階都市環境デザイン課内の計3カ所に設置しております。

ご指摘がありました3階のバルコニーに出るドアの施錠についてであります。かぎは警備員が保管しており、冬期間は閉鎖しておりましたが、今後は、緊急時に対応できるよう内側からも開けられるよう、かぎの交換を指示したところであります。

次に、市関係各施設の再点検についてであります。消防法の規定により、年2回の消防用設備点検を実施しているところであります。この点検において指摘された事項については速やかに対処するよう指導しております。各施設の長に対し、消防設備のほか、避難口の施錠関係などの点検を再度実施するよう指示したところであり、不備なものについては、緊急時に対応できるよう改善してまいりたいと考えております。

次に、マイカルについてお尋ねがございましたが、最初に、マイカルの社長交代の理由についてであります。直接聞いておりませんが、新聞報道によりますと、パブル崩壊後の消費低迷の中で、マイカル本社は、巨額の負債を抱え厳しい経営を続けております。こうした状況の中で、店舗閉鎖や人員削減を柱とする再建計画の策定が急がれたことから、旧経営陣の責任を明確にするため交代がなされたものと承知しております。

また、新社長の方針については、詳しく承知をしておりますが、大きな組織改革を目指し、新中期3カ年

経営計画の実現に向け、鋭意努力されていると伺っております。

次に、マイカル小樽についてであります。平成11年3月の開業以降、本市の新たな商業・観光拠点の一つとしてその役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、長引く不況の中で、個人消費の低迷と相まって物販等の売上げは大変厳しい結果となっており、マイカル本社として、全国6カ所に展開するマイカルタウンの中で最大の小樽に投資をし、グループ全体の底上げを図るため、本年4月、マイカル小樽再構築委員会を設置したと伺っています。委員会としては、速やかにサティ、ビブレも含めた再構築計画の全体像を提示することとなっており、今後の具体的展開に注目をしております。

また、これらの動きに先行して、6月7日、センターゾーンに道内初の大型アウトレットモール、ウォールがオープンいたしました。開業以降、通常の約1.5倍の来客数を記録するなど、リニューアルの効果があらわれたものと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも、ウォーターフロントを生かした新たなまちづくりの拠点としての役割を担うよう大いに期待いたしております。

次に、テナントについてであります。平成11年3月の開業以来、西部警察、スポージウム、エルザなど約70店舗が撤退し、ベスト電器、ライトオン、アルペンなど、ほぼ撤退と同数の店舗が新たに進出したと承知しております。

次に、改修規模と変更手続についてであります。今回の改修面積はおよそ2万平方メートルと聞いており、そのうち建築確認申請が必要なものは、飲食店から物品販売店に用途が変更される部分であり、その面積はおよそ650平方メートルとなっております。これに係る建築確認申請は、本年2月13日に提出され、3月13日に確認済み書を交付しております。

次に、商店街についてのお尋ねがありました。

まず、商店街団体の数と店舗数についてであります。本年6月12日現在における市内全体の商店街団体数と店舗数は37団体、1,149店で、そのうち能島通り商店街に加盟する店舗数は37店となっております。

次に、能島通り商店街の夜桜ライトアップについてであります。今年度、新たな企画として実施されたもので、大変に好評を博した有意義なイベントであったと考えております。商店街としては、来年度以降もこのイベントを継続し、商店街の振興に結び付けていく意向であると伺っております。

市といたしましては、時宜を得たイベントであると認識しておりますので、今後とも、商店街の方々と十分に協議し、できるだけの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路銭函運河線に隣接する河川敷地についてであります。用途廃止については、今後の都市計画道路や河川のあり方など、地域全体にかかわる問題がありますので、国や道などの関係機関との協議を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、この地区内の現況調査を実施しておりますので、当面、住民の協力を得ながら、河川や環境、交通などに配慮した適正な河川敷地の使用に向けて話し合いを進めていきたいと考えております。

次に、市道谷地線道路敷地内の民有地についてであります。認定区域内に2筆の個人所有地があり、未処理となっております。その処理に当たっては、当面の道路整備のあり方や民有地内に布設されている下水道管の扱い、また、土地所有者の考え方など、調整を図りながら、道路として必要な用地の買収、借地ないしは道路の線形変更などで解決を図りたいと考えております。

次に、下水道管布設に係る土地承諾の経緯についてであります。平成8年に実施予定の汚水管工事に当たり、地権者に土地使用承諾についてお願いいたしましたが、理解が得られず、工事については中止することといたしました。その後、地域の実情をよく承知している方より、地権者の同意が得られそうなので、急いで同意書を持参するようとの話がありましたので、ご指摘のとおり、職員が住所、氏名を記載した同意書を持参し、その方を介して押印をいただいたことから、同意をされたものと判断し、工事を行いました。

しかし、地権者に対し、着工時等において、現地と住居が離れていることや、当初、同意が得られなかった経緯もあり、工事施工前に十分な説明を欠いた点などについて、これまでもおわびを申し上げ、理解を求めているところであります。

なお、恒常的に行われているのではないかとのご指摘であります。このような土地承諾にかかわる特異なケースはこの件だけであります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 教育長。

**教育長(石田昌敏)** 大島議員のご質問にお答えします。

初めに、市内の中学校におけるボランティア活動の実践状況についてですが、ご指摘のK中学校の除雪ボランティアを含め、8校で取り組まれております。さらに、PTAが生徒にも参加を求め実施している1校を含めると、17校中9校となります。内容としましては、校区内の道路や海浜の清掃活動、吹奏楽部による病院や青少年を守る会等での演奏、知的障害施設を訪問し、入園者と共同しての園内の清掃や畑作業などとなっております。

次に、このようなボランティア活動についての評価についてですが、ボランティア活動は、その体験を通して、子供たちが社会とかかわり、さまざまな人と接することで他を思いやる心や社会生活を営む上での規則やルールを学ぶとともに、自分が価値ある大切な存在であることに気づくことができるなど、現在の子供たちにとって極めて有用な教育活動であると認識しております。

市教委としては、平成10年度から、市内各中学校の生徒会代表で実施する生徒会交流でボランティア活動に取り組み、その成果を各学校に持ち帰り、生徒会活動に生かしていくよう指導に努めておりますし、市内三つの中学校においては、平成12年度から3カ年間、北海道社会福祉協議会が実施いたします学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の指定を受け、ボランティア活動に取り組んでおります。また、新学習指導要領に新しくつくられた総合的な学習の時間に位置付けて取り組む学校もあることから、より一層、効果的に取り組まれますよう、各学校を指導してまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 9番、大島議員。

**9番(大島 議員)** 2点だけ再質問させていただきます。

初めに、職員の処分についてでございますけれども、今答弁をお聞きしましたら、委託業者の目的外の使用、こういうことでございます。そうしますと、例えば、水質検査をしたところ、あるいは、寅吉沢の処分業者の代表者、これはいずれも市のOBでございます。こちら辺に、なれ合いといいますが、なあなあといいますが、そんな行為があったのではないかと思います。

また、もう一方では、委託料についても、市民クラブとしては再三にわたって透明性を高めるために競争入札にすべきだと、寅吉、桃内についても訴えてきておりました。今回、競争入札になったことについては、大変評価をしております。

しかし、驚いたことに、寅吉の委託料と今までの委託料と、今回、競争入札で落札した価格、これは同じ業者でございます。今まで委託をやってきた業者ですが、余りにも違い過ぎる。そのようなことから、この辺についても再調査をする必要があるのではないのかと思います。

参考までに比較をしてみますと、6月4日に競争入札で落とされた額は3,700万円、12年度は5,810万円ちょっとです。11年度は7,130万円余り、10年度は7,740万円、9年度も同じく7,760万円、平成8年度は7,300万円、翌年度は6,660万円ですよ。この競争入札で今回落ちた3,700万円、今までの委託業者、業務委託をされていた業者です。なぜこのような数字が出るのか。環境部は、積算根拠を示す資料がなかったのではないのかと思います。余りにも違い過ぎる。

そんなことから、今、職員の処分がございましたけれども、この積算について、委託料についても、再調査をすべきではないかなというふうに思っております。

それから、もう1点、フィッシュミールについて伺いますけれども、これまでに請求された資料についてはみんな出しているという答弁がございましたが、なぜこんな答弁が出てくるのか、私は不思議でなりません。かつての担当者が、平成9年です。8年以前の資料は残っておりませんと、再三です。その後も再三そういう答弁をされていたのです。なぜこういう答弁になるのか、私はわかりません。

この点についても、もう一度お答えください。

それから、先ほど西脇議員の方から、監査についての意見書の件がございました。また、私も、情報公開に基づいて、あったという資料を手続法に基づいて閲覧をし、コピーをいたしました。質問の中でも申しましたが、まことにずさんな書類が多過ぎる。ここに、1枚コピーをしてきております。これは、平成6年のファイルの中にあつたから、平成6年のいつかの時期かと思うのですけれども、係員から部長までの判があります。しかし、日付は何もございません。件名を見ますと、魚腸骨共同処理施設賃貸契約解除契約による損失補てん金の納入通知書なのです。このことについて、債務者である小樽市フィッシュミール協業組合に納入通知書、連帯保証人に協力依頼文書を別紙により送付をしてよいかという書類なのですよ。

これは、当時の部長さんはもう亡くなっておりますけれども、次長さんは、言うまでもなく市長になっておりますし、他の方々の何人かは、そこに現在座っておられます。

先ほど市長の西脇議員への答弁に、なぜ改善されないのかと。市長は、そういう嘆きといいますか、改善されないことを大変残念に思っているというように先ほど述べておりましたけれども、このときからもう何にもないのですよ、本当に。納入通知書や何かが、そういうものを関係者に送ったのかどうか、これを見ても私はどうだったのだろうかと思います。

こういうことがずっと続いていたとすれば、これはまことに残念なことでございますし、事務執行に当たっては、規則、決まりにのっとって、やはり、きちっとした手続をしていただきたいと再度お願いをし、質問を終わります。

**議長（松田日出男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 水道局の処分の関係につきましては、水道局長から答えさせますけれども、入札の関係ですが、当初のご質問にございませんけれども、確かに、ご指摘のとおり見積書と落札額とは大分乖離しておりました。これにつきましては、関係業者を呼びまして、きちっとこの仕事をできるのかという確認をいたしましたので、一つの競争入札ですから、仕事ができるという以上、これを拒否するわけにはいきませんので、これはそのとおり契約していきたい、こう思っております。

それから、フィッシュミールの資料につきましては、私も見させてもらいましたけれども、今お話があったように、当時の部長、次長それぞれおりませんので、処分のしょうがありませんけれども、起案月日がないという本当に単純といえますか、何とっていいかわかりませんが、非常におかしな文書だなと思っておりますけれども、今後こういうことのないように十分注意していきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 水道局長。

**水道局長（須貝芳雄）** 私の方から、中央処理場の委託業者に対する措置の状況をお話し申し上げます。

中央処理場の委託業者に対しましては、長年の間、私どもの許可を受けず分析室を使用していたということが判明いたしましたので、私から、厳重なる文書注意並びにこの間の行政目的外の使用料を算出いたしまして、合わせまして9万3,420円を徴しております。

以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 9番、大畠議員。

**9番（大畠 議員）** 1点だけ質問します。

先ほどフィッシュミールの件で日付の問題をお話ししました。ここに平成12年4月13日付けの同じ経済部の所管の文書がございます。これは、民間の方が出されたものです。日付が間違っているということで市から戻された。これは、市が窓口になった道に対する書類なのですね。これは、漁港の一部の賃貸なのです。占用許可なのです。民間には、市長、このように厳しいのですよ。日付が間違っているというので戻しているのですよ。この方は、困って弁護士と相談をして、内容証明付きでこれは市に出しております。このくらい民間には厳しいのです。

そのようなことで、やはり上司の押印の責任もあると思います。これらについても、きちっと、ただ判を押して中身を点検しないということだけではなくて、民間に厳しい、それをそのまま自分たちの業務に当てていただきたい、そのように思います。

いかがですか。

**議長（松田日出男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 大畠議員がご指摘のとおりですから、外も内も厳しくやっていきたいと思っております。

**議長（松田日出男）** 大畠議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 23番、武井義恵議員。

（23番 武井義恵議員登壇）（拍手）

**23番（武井義恵議員）** 第19回参議院選挙に対し国民の審判も押し迫った中で開催されました平成13年度第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

時間も限られておりまして、私の質問も、抽せんの結果とはいえ、最後の10人目となりまして、議員各位もお疲れのことと存じますが、しばらくの間のご協力をお願いいたします。

理事者もまた、端的に質問いたしますので、丁寧かつわかりやすいご答弁をお願いいたします。

最初に、北海道新幹線計画についてお尋ねいたします。

本年3月、企画部より、新小樽駅、仮称ではございますが、周辺地域振興計画概要版が提示されました。私は、この新幹線問題については、平成9年3定でも質問をいたしておりますし、新谷前市長がこれに対するご答弁もされておりますが、その時点では、まだ北回りルートと駅の候補地が発表されていた段階でありました。

しかし、その後、平成10年2月に駅、ルート公表及び環境影響評価作業の着手の発表に続き、平成12年7月には環境アセスメントの準備書の公告・縦覧へと作業が進み、本年3月、先ほど申し上げましたように、市としての概要版が発行される運びに至ったのであります。

以下、順次、質問いたします。

まず第1に、北海道新幹線の建設に伴う並行在来線の取扱いについてであります。

新谷前市長は、この在来線については、「北海道新幹線の開業時には、JRの経営から分離されることになっている」としながらも、「具体的なルートや駅については最終的に決定されていないので、在来線については協議されていない」とお答えになっておられました。

しかし、木古内から札幌までの7駅も具体的に示され、さらに、360キロメートルのルートも決まった現在です。在来線の取扱いについてはどうなっているのか、見通しが出たのかどうか、お答えください。

なお、北海道新幹線は、当初、平成22年度に建設費1兆3,000億円で開業するとありました。しかし、このたび、平成13年度に環境影響評価が完了すると伺っております。したがって、このままで参りますと、北海道新幹線の開業見通しは遅れるのではと私は思うのでございますが、その見通しについてお答えください。

また、開業時には、札幌 - 東京間がフル規格で、所要時間3時間57分で運行した場合、札幌 - 新青森間の平均輸送人員は1日2万3,000人で670億円の推計収入であり、将来的には1日当たりの平均輸送人員1万2,000人程度が収支採算ラインであると見込んでいるとも前市長の答弁がございました。今もその考えにはお変わりございませんか、お答えください。

次に、本概要版によると、(仮称)新小樽駅予定地区周辺へのアクセスは自動車利用が基本となっていると提起されておりますが、道路を改修するのか、それとも現状のまま利用するのかどうか、お答えください。

また、自動車利用が基本であるとすれば、当然、駐車場の整備が必要となると思いますが、どの程度のスペースを考えているのか、お示ください。

次に、小樽市の既存バス路線網は、JR小樽駅前を中心として形成されておりますが、今後は、新小樽駅が交通網の中心となるのか、それとも循環路線を考えておられるのか、いかがですか、考えをお示ください。

また、バスサービスについては、バスルートの検討以外に、料金、例えば乗り継ぎ料金等やバスの構造にかかわる検討も合わせて実施する必要があると提起されておりますが、どのような検討を考えているか、具体的にお示ください。ここは具体的です。

さらに、小樽市の既存都市軸から新小樽駅へ至る主要道路における沿道に立地する地域産業を生かした観光等の展開と、これによる小樽市における新たなシンボル軸の形成の誘導が必要とありますが、どのような構想

を考えておられるのか、お答えください。

また、交流をはぐくむ駅づくりとして、当初予定していた訪問予定地区以外の地域に対しても、興味を持たせ、再来の動機付けを行うことが最も重要であると述べており、さらには、交流の機会を創出するために、「待つことが苦にならない」「ぶらぶらすること自体が楽しめる空間整備が望ましい」とそう記しておりますが、どのような空間整備を考えておられるのか、お示しください。

次に、新小樽駅周辺の土地利用との調和を図るため、駅及び駅併設施設と拡張計画のある福祉施設とが共存できるよう緩衝的な空間を配置することとありますが、駅併設施設並びに拡張計画のある福祉施設とはどのようなものを指すのか、明らかにしてください。

また、新幹線利用者、特に観光客を対象に自転車の利用を想定して駐輪場を設置する計画のようですが、新幹線の新駅に自転車を利用するような人があるとお考えなのでしょうか、見解を求めます。

この項の最後に、駅は、幅200メートル程度の狭い市街地であり、両側には山地が迫り、地区の中央を勝納川が貫流していると具体的に述べておりますが、どこの地を考えているのか、既に予定地が固定化しているかどうか、お答えください。

あわせて、この計画は、当初の全線フル規格構想で、札幌-東京間を、先ほども申し上げましたが3時間57分で運行する場合を考えての計画でありましたが、概要版に示されている粘着駆動による電車方式とはどのような方式か、今までのフル規格と異なるのかどうか、お答えください。

次に、石狩湾新港の小樽寄りにマイナス14メートルのバース建設が提起されておりますが、それについてお尋ねいたします。

道は、去る5月30日、米艦船の道内港湾への入港問題に対応するため、「関係自治体連絡会議」を設置し、道庁内で初会合を開いたと報道されております。この会合は、米艦船入港時の警備、準備など、各港湾の共通する課題への対応方法を研究するためだと伝え聞き及んでおりますが、その会議の内容についてまずお答えください。

また、会議には、道をはじめ、過去20年間に米艦船の入港対象となった函館、小樽、室蘭、稚内、釧路など、各港を管理する地元自治体と、苫小牧港管理組合、苫小牧市が参加とあり、さらに加えて、入港が予想される石狩湾新港の管理組合がオブザーバーとして参加したとありますが、このたびの計画に示されているマイナス14メートルのバース構築は米艦船入港を予定したためなののでしょうか、お答えください。

さらに、今後の検討課題として、核搭載の有無についての確認方法、入港艦船の規模に応じた警備体制の取り方などと聞き及んでおりますが、核搭載の有無の確認は、小樽市が従来行ってきた方法を考えているのかどうか、このたびの会議の状況も含め、市長としてのお考えをお示しください。

なお、入港時の警備体制の取り方も今後の研究課題であるとありますが、これは、新港への米艦船入港ありきの論議のようにも受け取れますがいかがなのか、お答えください。

次に、ふれあいバス対策についてお尋ねいたします。

ふれあいバスの制度も、実施後4年が経過いたしました。この間、お年寄りの方々の活動範囲が大きく広まったと市民から喜ぶ声が聞こえてくる昨今であります。この制度開始に当たって、利用回数を予測することが当時困難であったため、平成6年度に実施した「高齢者生きがいと健康づくり実態調査」のバス利用状況を参考にして実施いたしましたとのことですが、利用回数が当初の見込みを大幅に超えたため、バス事業者からの増額要請もあり、見直しの検討も考慮されていたと伺っております。その上、この間、中央バスの料金が1

80円から200円に改正されましたこともあり、ふれあいパスのバス会社への負担金も、1億3,500万円から1億8,000万円に増額され、さらに今年度から2,000万円を増額して2億円にした経緯がございます。

これらの経過を踏まえ、市長は、平成13年度当初予算で、財政の厳しさなどから一部事業の見直しを考えるとのお考えであったようでしたが、最終的には、市長の英断により、平成13年度も継続に踏み切り、現在に至っております。

市民の中には、一部、受益者負担でも継続してほしいとの声も聞こえてまいります。

そこで、お尋ねいたしますが、平成12年7月に調査を実施したようですが、調査結果はどのようなものか、まずお答えください。

そして、その調査を踏まえ、平成14年度にはどう対応するお考えか、相手もあることでございますので、現時点でのご見解をお示しく下さい。

最後に、市町村合併についてお尋ねいたします。

この問題については、先ほどの公明党議員と重複する部分もあるかと思いますが、通告をいたしておりますので、質問を続けさせていただきます。

私は、この種の対策について、平成12年の第1回定例会でも質問いたしました。市長は、そのときの答弁で、「自然的、地理的条件も含め、慎重に検討すべきだ」とお答えになっております。

しかし、本年5月31日、国の市町村合併推進を受けて、自主的合併を含めた将来の行政体制を検討する後志支庁と管内20市町村の「行財政検討会議」が発足いたしました。そして、本検討会議は、今後、20市町村の財政状況などの現状分析と将来の推計を行い、11月に中間報告をまとめるまでに至ったことは、市町村合併が一步前進したようにも思われます。さらに、道が示した管内20市町村の六つの合併パターンとして、本市と赤井川村が示されております。

そこで、何点が質問いたします。

第1に、支庁担当者から、国の方針と自主的合併に向けた道の支援策などを説明されたとのことですが、どのような説明内容か、まずお答えください。

また、国は、市町村合併促進の具体策として、関係法律の改正や財政支援新設をする一方で、自治体への地方交付税削減の方針を打ち出してきたとも伺っておりますが、市長は、このアメとムチの方針をどうとらえておられるのか、ご感想をお伺いいたします。

さらに、後志管内の検討会議が発足したことで、各市町村で合併の機運が高まる方向に行くのではとの見方もあるようですが、バスに乗り遅れるなどの方向が出るのでしょうか、お答えください。

また、昨年の第1回定例会で、市長は、私の質問に、「地理的条件も含め、慎重に検討すべきだ」ともご答弁をいたしておりますが、先ほども申し上げたように、合併パターンが赤井川村と示されて地理的条件も明らかになった現在、今後、赤井川村との具体的な話し合いを重ねる所存なのでしょうか、お答えください、

再質問を留保して、私の一般質問を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

**市長(山田勝磨)** 武井議員のご質問にお答えいたします。

最初に、北海道新幹線に関連して何点かのお尋ねがありました。答弁がご質問と若干前後しますので、ご理解願いたいと思います。

昨年12月に示されました政府・与党の申合せにより、「環境影響評価終了後、工事実施計画の認可申請を行う」こととされたことから、北海道新幹線は、実現に向けて着実に前進しているものと考えておりますが、こうした状況の中で、並行在来線については、まだ見通しについてははっきりしておりませんが、今後、北海道新幹線の進捗状況によって検討すべき方向性が見えてくるものと考えております。

なお、開業の見通しについてであります。現時点で明確に申し上げる状況にありませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、収支バランス等についてであります。平成12年3月の北海道新幹線建設促進期成会の試算によりますと、北海道新幹線の利用客数は、新たに東北地方との交流効果を加算し、開業初年度では年間約1,350万人と予測し、1,295億円の収支改善効果を見込んでおります。また、列車の所要時間については、札幌-東京間を最高時速300キロメートル、4時間23分での運行を想定しております。建設費につきましては、平成11年4月時点では1兆5,500億円が試算額として示されております。

なお、粘着駆動による電車方式とは、レールと車輪の摩擦による走行方式のことであり、従来どおり、フル規格を想定しております。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地域振興計画についてであります。本振興計画は、北海道新幹線及び新小樽駅の建設促進と新駅の利用促進を図る上での長期的展望に立った整備の基本方針として策定すると同時に、新幹線の早期実現を中央に強く要望していくために作成したものであります。

新駅予定地につきましては、昨年の環境影響評価準備書により、天神町の市の廃棄物事業所付近に高架で設置される計画が示されております。

新駅へのアクセスは、自動車交通に依存することとなるため、アクセスとなる道路の管理者、バス事業者等との協議を行いながら本計画を策定しております。

ご質問の駐車スペースの規模や道路整備の必要性、バス路線を含めた具体的な交通網の検討につきましては、列車の停車本数、駅の乗降客数等の把握が必要となりますので、今後、JR北海道からこれらの数字が示された段階で、自動車交通量やバス需要量の推計を行い、関係機関などと調整してまいりたいと考えております。具体的な計画につきましては、今後さらに検討していかなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、新駅から市内の既存都市軸に至るシンボル軸の形成及び交流機会創出の空間整備についてであります。シンボル軸の形成につきましては、この地域の若松線に沿った工業地域の中には既に体験型の工場もあることから、これからの観光振興に求められる体験型観光の誘導を想定したものであります。また、交流機会創出の空間整備につきましては、新駅に隣接して勝納川が流れており、また、水源地にも近いことから、自然を取り込んだゆとりある駅前空間の創出と、シンボル軸に沿った区域と散策路などで結び、そこで旅の時間調整ができるような空間の創出を想定したものであります。このようなゆとりある空間の幅広い利用と旅行者の多様なニーズにこたえるため、駐輪場の設置についても考慮したものであります。

次に、駅併設施設と福祉施設についてであります。駅併設施設とは、駅前広場、バスやタクシーの乗降場、駐車場等であり、ここでいう福祉施設とは、新駅予定地に隣接して現在ある身体障害者授産施設を指しております。

いずれにしましても、駅周辺は人や車で混雑し、住環境等を阻害するおそれがありますので、植樹などにより緩衝帯を設けるなど、具体的な計画の検討に当たっては、周辺環境を保全していく配慮が必要であると考えております。

次に、先月開催されました「米艦船寄港に関する関係自治体連絡会議」に関連して何点が質問がありました。この会議には港湾部の担当課長が出席しております。

まず、この会議の内容についてであります。この設置目的は、「道内港湾への米艦船の寄港に関し、関係自治体間の連絡・協議を行うため」となっており、ご質問にもありましたとおり、函館、小樽、室蘭、苫小牧、稚内、釧路の各市と苫小牧港管理組合及び北海道で組織され、情報の収集と交換を主な協議事項としております。また、当日の会議には、石狩湾新港管理組合のオブザーバー参加について承認するとともに、これまでの各港における米艦船の入港隻数や受入れ時の状況等についてそれぞれ報告し、今後の会議の進め方などについても、意見交換をしたと聞いております。

次に、石狩湾新港管理組合の連絡会議へのオブザーバー参加についてであります。過去に石狩湾新港への米艦船の入港実績はないものの、北海道知事が港湾管理者であることから、管理組合は情報収集などを目的としてオブザーバーとして参加したものであります。

新港のマイナス14メートルバースは、製紙、電力、木材、水産などの背後圏企業や経済団体などからの強い要請を受けて、大量のバラ荷貨物などの外貿貨物輸送を中心とする大型船舶に対応するため、平成12年に整備着手したものであります。

次に、この連絡会議における今後の検討課題についてであります。先ほども申し上げましたとおり、当日の会議は、現状報告を中心としたもので、米艦船の受入れ方法等について統一を図ろうとしたものではなく、また、ご質問にありましたような石狩湾新港への米艦船の入港を想定したものではありませんでした。

いずれにいたしましても、第1回目が開かれたばかりであり、検討課題もこれから協議されていくものと考えておりますので、この連絡会議の座長を務める北海道の積極的な取組にも期待しながら、今後とも各港間の情報交換等に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスについてであります。昨年7月に実施した「ふれあいパス利用状況調べ」の結果についてであります。当初の見込みを大幅に超える利用状況から、ふれあいパスは高齢者の社会参加に寄与していると考えております。調査の際に寄せられた利用者の声ですが、継続を望む声もありますが、一方では、高齢化に伴う財政負担の増大や若い世代への負担を考え、利用者の一部負担などの導入を求める意見もあったところであります。

次に、平成14年度の「ふれあいパス制度」の見直しについてであります。今年度はバス事業者からの増額要請に応じて2,000万円上積みして無料パスを継続しましたが、依然、市の負担は利用実態と大きくかけ離れており、また、毎年交付対象者が増加することが見込まれます。市といたしましては、これ以上の財政負担は困難と考えており、できる限り増額した今年度の予算額で継続していただけるよう協力をお願いしてまいりますが、さらに増額の要請があった場合には、利用者の方の一部負担などは避けられないものと考えており、その時点で慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、市町村合併について何点かお尋ねがございましたが、最初に、「行財政検討会議」での説明内容についてですが、主にこの検討会議の設置目的や当面のタイムスケジュールについてのほか、道としての合併支援策などの説明がなされたところであります。

設置目的については、今後、市町村が自主的合併を含め、将来の行政体制を検討していく上で、行財政等の現状分析や将来推計を共同で比較検討を行うことがより効果的であるとの考えから、地域の実情を把握している支庁が主体となり、支援策の一環として「議論する場」の環境づくりを図っていくとこのことであります。本年度の道の支援策として、ほかには、市町村との共同研究等を進めるに当たって、必要な助言、情報、資料の提供や広域行政アドバイザーの派遣、シンポジウムの開催など、多岐にわたる支援策を講じるとしております。また、この会議は、今後10月までの間、情報交換を中心とした全体会議及び合併パターンごとの自治体による分科会をそれぞれ2回ずつ、計4回開催を予定されており、11月下旬には中間報告としてまとめ、その後、随時公表されるといった協議日程等の説明が主な内容であったと承知しております。

次に、国の合併推進の方針についての感想であります。市町村合併につきましては、地方分権の推進、少子高齢化や国、地方の財政状況の悪化などに対応するため、その促進が図られており、そのための所要の法改正や財政措置が講じられているところであります。

また、地方交付税の削減につきましては、今後、国などにおいて議論が深められていくものは考えますが、いずれにいたしましても、市町村合併に限らず、地方としては税財源などの確保は不可欠な要素の一つと認識しております。

次に、管内市町村の合併に対する考え方についてであります。現時点では、合併の議論がスタートして間もないこともあり、特に町村間での具体的な動きは見受けられませんが、今後の検討会議の推移を見ながら対応がなされていくものと考えております。

最後に、合併パターンに示された赤井川村との協議についてであります。市町村合併は、地方自治の根幹にかかわり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を与える重要な事項であるため、関係市町村の住民の意向を尊重することが何よりも大切であると考えております。

市といたしましては、今後の検討会議を通じ、自治体相互の理解を深めていくこととしております。

以上です。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 23番、武井義恵議員。

**23番(武井義恵議員)** つぶさに聞きたいのですが、時間の問題もありますので、2点に絞ってお伺いいたします。

一つは新幹線問題、二つ目はふれあいパスの問題です。

今、市長は新幹線問題についてお述べにはなりましたが、どうもまだ、在来線の見直しについての答弁が、足袋の上から足をかいているような答弁に終始しているようです。したがって、360キロのコースも具体的に決まり、駅も7駅ということで決まった、こういう具体的な時点ですから、当然、今度は、今までの例えば、余市の町長さんにしろ、あるいは黒松内の町長さんにしろ、この人たちも新幹線、新幹線と旗を振っているわけですが、万が一在来線が第三者、三セクなり、あるいは切り離されるということはもうはっきりしているのです。ですから、こうなったのを承知の上で旗を振っているのかどうか。ここが私は非常に自分らの住民は非常に困るわけです。例えば、黒松内の人が倶知安まで出てきて新幹線に乗って札幌まで来たって、特急料金を払わなければならない。本当にわずかなところを、困るわけです。だから、それらの内容を知った上での旗振りをやっているのかどうか、そこところが私はどうもわからないのです。ですから、これは倶知安の町議なんか聞いても、そんなのは知らなかったという答弁を伺っているわけです。

ですから、どうもそのあたりが、小樽は残ることがはっきりしているわけです。したがって、小樽は、例えば、在来線が三セクなりになった場合は、しかし、小樽までは線があるのだから、そこから先のものとは関係ないよ、だから負担金なんかは払うつもりはないと、そういうわけにもいかないと思います。しかも、市長は、今、旗振りの先頭に立っているわけですから、何とか相互理解に立った上で推進をするべきだと。そのためには、在来線のこの問題が一番大きな問題であり、今、八戸で大紛争が起きているように、非常にこの問題が出てくるわけです。しかも、北海道にも負担金を出せと言っているわけです。こういうような今の八戸の状況です。

ましてや今、長万部から塩谷までの在来線、小樽までの在来線をどうするのか。これを十分に、ただ、できればいいのだ、できればいいのだという誘致ばかりでなくて、そのあたりを十分論議した上での誘致をするべきだ、私はそこからするべきだと思いますので、そこのところを一つご答弁のほどをお願いします。

それから、ふれあいパス、これは、先ほども私は遠慮しておきましたけれども、相手があることです。ただ、これは、私たち市民も評価しています。市長もまた、今ご答弁がありましたように、できることであれば現在のままの予算で済めばこのまま行きたいのだけれども、向こうが要求をしてくれば検討したいというような立場のご答弁でございました。

私は、これは、市長の現時点の答弁を受けるとして、いつごろまでにこの結論が出るのか、市長の考えがまとまるのか、3定に間に合うのか、4定まで持ち越すのか、このあたりの時期の問題について、市長の判断する時期を出していただきたい、こう思うのです。

これが今、市長の手紙や、あるいは私どものところに寄せてきているものにもありますように、我々は、やっぱりこれは今のまま行きたいです。しかし、介護保険の問題もありますし、いろいろな問題があります。どれを優先するかということは、それぞれの議員が考える内容だろうと思っています。無尽蔵にあるわけではありませんから、やはり、どれを優先するのか、そういうことも考えなければならぬと思っています。

ですから、今のような質問をしているわけですが、ぜひともその時期を明らかにしてほしい。

以上の2点です。

**議長（松田日出男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 市長。

**市長（山田勝廣）** 初めに、新幹線に伴う在来線の関係ですけれども、基本的には、開業時にJRから経営を分離するというのが基本のようございまして、その関係で、東北新幹線等についてはそんな状況になっているというふうに理解しておりまして、今後の推移を見ながら、また、協議しなければいけないだろう、JRと地元市町村と当然協議していく事項だろうと。もちろん道も含みますけれども、そんなことだと思っています。

それから、ふれあいパスの関係ですけれども、特別な事情がない限り、今年増額しましたので、中央バスからは多分要請はないだろうというふうに期待をしています。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

**議長（松田日出男）** 以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第7号、第13号、第15号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いま

す。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。

横田久俊議員、大竹秀文議員、松本光世議員、中村岩雄議員、松本聖議員、新谷とし議員、新野紘巳議員、小林栄治議員、渡部智議員、北野義紀議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。

以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第21号、第22号につきましては、市街地活性化特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第8号ないし第10号、第16号ないし第18号、第20号、第25号、報告第1号は総務常任委員会に、議案第11号、第12号は厚生常任委員会に、議案第14号、第19号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2、「請願・陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第43号につきましては、さきに設置されました予算特別委員会に付託いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3、「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月20日から6月27日まで8日間、休会いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時28分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 成田晃司

議員 中島麗子

平成13年  
第2回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成13年6月28日

出席議員(34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

27番 岡本一美

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院  
事務局 長 高木成一  
学校教育部長 奥村誠  
監査委員  
事務局 長 大津寅彦  
総務部秘書課長 竹田文隆

消防長 広田宰  
社会教育部長 池田克之  
総務部総務課長 宮腰裕二  
財政部財政課長 吉川勝久

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫  
庶務係 長 三浦波人  
調査係 長 大野肇  
書 記 丸田健太郎  
書 記 中崎岳史  
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦  
議事係 長 佐藤誠一  
書 記 木谷久美子  
書 記 牧野優子  
書 記 山田慶司

**閉議 午後 5時50分**

**議長（松田日出男）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、新谷とし議員をご指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 5時51分**

**再開 午後 7時55分**

**議長（松田日出男）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号及び第25号並びに報告第1号並びに請願・陳情及び調査」を一括議題といたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

**市長（山田勝麿）** 全国都市清掃会議にかかわる問題につきまして、答弁の修正を含めまして、環境部長から報告させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 環境部長。

**環境部長（山下勝広）** 平成13年第1回定例会の予算特別委員会並びに厚生常任委員会における全国都市清掃会議とのコンサルタント特定業務に係る業務委託契約事務処理に関する質疑について、関係者からの聞き取り調査結果をご報告いたします。

初めに、契約締結日の10月2日及び3日の契約関係書類の取扱いについてであります。10月2日に全国都市清掃会議から郵送された書類は見積書であります。

10月2日付けの着手届、審査委員会運営等協議書、審査委員会委員委嘱依頼文は、全国都市清掃会議担当者が小樽市に訪れた10月3日に受領いたしました。全国都市清掃会議に対しては、10月3日に、契約書2部と審査委員会運営等承諾書、委員委嘱承諾書、業務監督員の指定通知書を手交しました。

このことにより、予算特別委員会において、10月2日に契約関係書類を一括郵送と答弁いたしておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、答弁を修正させていただきます。

次に、契約締結日前の9月14日の委員就任依頼についてであります。随意契約を予定していた全国都市清掃会議が独自に設置する評価委員会に関して、委員として予定する方々が要職にあり、日程の確保が難しいことから、事前準備として委員就任の打診、日程の調整をしたものと理解をしております。

次に、技術提案に参加するコンサルタント会社の報告文書についてであります。月日も相当経過していることもあり、全国都市清掃会議担当者の記憶が定かではなく、発送時間や場所の確認には至りませんでした。

なお、成果品にあります10月12日付けの報告書については、本年の4月24日付けで10月11日に補正されております。

ただいま申し上げました報告のとおり、日程の厳しい中とはいえ、事務処理の一部に不適切な面もありましたこと、また、予算特別委員会並びに厚生常任委員会で誤解を与えるような答弁を行い、議会に対して大変ご

迷惑をおかけしたことに深く反省し、ここにおわび申し上げます。

今後は、事務執行に緊張感を持ち、透明性の確保に十分配慮し、業務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

**議長（松田日出男）** これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 17番、小林栄治議員。

（17番 小林栄治議員登壇）（拍手）

**17番（小林栄治議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

政府が掲げる経済財政等に関する基本方針においては、地方交付税や補助金等、国庫支出金の削減が盛り込まれており、本市財政への影響が懸念される。仮に国が1兆円の削減を行うとなれば、本市にはおよそ6億円の影響があるやに聞くが、本来、地方分権に伴い、当然に行われるべき税財源の地方への移譲が実現されていない以上、交付税等を減じることなど本末転倒である。市としては、削減計画の押しつけには断固反対の立場を表明し、あわせて、税財源の移譲など、国に対し要望を重ねるべきではないか。地方分権の推進に当たり、国では市町村合併に向けた動きが一気に表面化している。仮に、本市が合併を行うとなれば、当初は国から合併補助金が支給されるとはいえ、将来において、国が合併支援策の変更や地方交付税配分の見直しを絶対に行わないなどという保証は一切なく、その時点で市財政に対しさまざまなデメリットが懸念される。市町村合併に当たっては、新たな補助金制度の創設、地方への税財源の移譲などといった行政基盤の強化が実現され、自主運用可能な財源の確保が達成された段階で実施すべきと思うがどうか。

消防費の決算状況は、地方交付税算定における基準財政需要額を大幅に上回り、多額の一般財源を充てているという。逼迫する市財政を踏まえながら、消防本来の市民の生命、財産を守るという使命を損なうことなく、消防体制等の見直しを図る必要があると思うが、例えば、消防団の積極的活用等も視野に入れた検討を試みてはどうか。

市職員の時間外勤務は、時間数にして延べ23万時間、手当の総額は6億円にも上り、その金額を職員1人当たりの平均給与年額で割り返すと、87人分にも匹敵するというものである。職員の健康管理は言うまでもなく、本市が抱える人口問題の課題解決に向けては何よりも若年層の雇用対策が最重要との認識に立ち、職員の新規採用枠の拡大を図っていくべきではないか。

庁内で使用される紙の量は膨大である。例えば、議会で配布される資料の一つを見ても、もともとはワープロやパソコンによりデジタルデータ処理された情報を紙に印刷し、いわばアナログ化されたものである。職員全員にパソコンが配備されていない現状や、また、あっても使用が苦手な職員も多いと言うが、事務の合理化、資源、経費の節約が求められている現在においては、情報を受ける側が磁器媒体を介した文書や情報の受取りが選択できるよう、積極的に取り組むべきであると思うがどうか。

小学校の休み時間において、教師が児童に接する対応の仕方は、その教師によりまちまちと聞いている。本来的に休み時間は子供との大切な触合いのときであり、単なる休憩時間ではない。また、何より問題視されているのは、授業時間において、同一学年ですら、教育の機会均等が図られているとは言いがたい点である。い

はじめをはじめとした児童が抱える悩みを解消するという立場からしても、市教委は教師に対する指導を徹底すべきではないか。

また、教師のしかり方一つ見ても、低学年の児童を大声で恫喝するとか、体罰まがいのやり方が行われるとの疑問の声が保護者から上がっている。教師個々の指導方法や資質といった問題ではなく、学校の管理責任自体が問われているものと受けとめるべきであり、早急に改善に向けた取組を行ってほしいと思うがどうか。

子どもの水辺再発見プロジェクトについては、近々、対象河川の登録申請に向け、関係機関による現地調査が実施されると聞く。具体的な活用策の検討段階においては、教育現場からの視点ではなく、むしろ学校5日制を視野に入れ、子供が身近な遊び場や自然体験の場として利用できるよう配慮すべきではないか。したがって、河川の特性を最大限に活用し、自然に近い形での整備が望まれるところだが、ダムによる流量コントロールが実施されている朝里川については、この事業を進めるに当たり最適の河川と思うがどうか。

本市の歴史や文化を示すものであっても、いまだ条例による指定を受けていないものが多いが、例えば住吉神社の太々神楽や高島の越後踊りなどは、無形とは言うものの、後世に残すべき価値があると考えられている。これらは、小樽の発展とともに継承され、風土に根差した歴史や文化そのものであり、本来、その価値を見出し、くみ上げていく責務は市にあり、鋭意調査を実施することが重要ではないのか。文化財として保全し、活用できる環境を整備する中で、観光などとも連動させた文化の薫りあふれるまちづくりができるとなれば、本市経済の活性化に果たす役割は大きいものと思うがどうか。

博物館の収蔵資料は約10万点にも上るが、そのうち常設展示は3%程度であり、貴重な資料が十分に活用されていない状況である。現在、21世紀プラン第2次実施計画に掲げる新博物館建設調査事業は凍結されているが、重要な社会教育施設との認識に立ち、次期実施計画の策定に当たっては、新築という位置付けを明確に行うべきと思うがどうか。また、隣接の観光物産プラザでは物販中止が決定されたと聞くが、今後は、博物館にちなんだ図録やグッズ、絵葉書などの販売のほか、近隣施設との連携を図りながら、ガラス製品、オルゴール等の企画展示を行うという考えはないか。

小樽商工信用組合が債務超過に陥った。これは、昨年、信組の監督官庁が北海道から国へ変更となり、その段階で貸出債権の厳正な査定が行われ、大幅な引当金処理の指導を受けた結果という。信組としては、今後の再建に向けて自主再建と新会社設立を選択肢に挙げているが、仮に自主再建の方針となれば、自己資本比率の引上げが必要となる。現状、組合員からさらなる出資が見込めない以上、自主再建の道は極めて困難と言わざるを得ないがどうか。早々に、市は、市長を座長とする金融対策会議を立ち上げ、情報収集に努めているというが、今後、信組から支援要請が求められることは確実である。市としては、全国信用協同組合連合会や関係行政機関などの動きを十分に見据えながら、特別融資システム創設をはじめとしたさまざまなパターンをシミュレーションする中で、対応策について準備することが重要と思うがどうか。

長引く景気低迷の中、本市経済も深刻な影響を受けており、市内中小業者からは、市独自の景気浮揚策を望む声強い。市としては、地場産業振興会議などを通じてさまざまな検討を行っていると言うが、いまだ速効性のある具体策は見いだせない状況である。これらの問題は、経済部任せというのではなく、今後、全庁的な取組として位置付ける中で、総合的な景気浮揚策を計画・立案の上、官民一体となって着実に本市経済を盛り上げていくという態度が必要ではないのか。

映画やテレビ撮影のロケ地としての誘致を積極的に進める上で、フィルムコミッションというものが注目されはじめています。これは、撮影に当たり、宿泊先、弁当、機材リースなどの手配、エキストラの確保、道路占

用や交通規制などといった各種手続やあっせんを行政機関や関係団体が請け負うものである。他都市も既に検討に入っており、本市としても遅れをとらぬよう、平成14年度実施に向けて、今年度から準備作業に入っていると聞かすが、具体的にどの程度まで進んでいるのか。ロケ地として知名度が一層上がるとともに、観光客の増加による経済効果も十分に期待されるが、一方では、ロケにより迷惑をこうむるといった事例も報告されている。事前に地域住民が撮影を受け入れるか否かの意思確認ができる場を設定する必要があるのではないか。フィルムコミッションの導入は、単なる経済的側面からの判断ではなく、映像文化との交流を通じて市民の育成が図られるといった社会教育的な観点からの考察や検討が重要と思うがどうか。

都市形態である商工港湾都市については、確実に本市のイメージとして定着した感がある。しかしながら、港湾に目を投じた場合には、取扱貨物量の減少やフェリーの減便、さらには日本農産工業の工場閉鎖など、危機的状況に置かれていると言わざるを得ない。昨年、市長が先頭となり中国でポートセールスを行ったという努力は評価するものの、今後は他港との比較で何倍も実施していくとの気概が必要である。港湾の振興に当たっては、港湾管理者として、関係業界からの働きかけに期待したり、現状維持できればそれでいいという消極的な姿勢であってはならないのではないか。

また、本港は、盗難車輸出港として新聞報道されたり、麻薬やピストルの発見、押収などの事件が後を絶たず、大きなイメージダウンにつながっている現状をどう考えているのか。港湾区域内の立入防止策、港内パトロールの充実、関係行政機関との連携など、水際をめぐる防犯体制を早急に確立し、小樽港の秩序維持に向けた対応を強化すべきと思うがどうか。

石狩湾新港管理組合は、パナマックス級船舶を入港させるため、400億円を超える巨費を投じて、新港西地区にマイナス14メートル岸壁の建設を行うとのことだが、小樽港にも同級船舶が入港可能な既存の埠頭がある。果たして、小樽市域内に大水深岸壁が2カ所も必要なのかどうか。また、他港の実績から見ても、同級船舶の利用頻度は低く、利用も特定業者に限られるため、公共バスとは名ばかりで、実質は専用バスのような使用となっている。岸壁建設工事で潤う一部の企業や恩恵を受ける少数の利用者のために、今後とも市民の巨額の税金を投じていくことは、極めて問題であると思うがどうか。小樽港でパナマックス級船舶を受け入れるとなれば、陸上交通の利便性、荷さばきスペース、近隣住宅への粉じん対策などといった環境整備の問題があり、現状では困難とのことだが、現在、苫小牧港に入港する大型船舶のうち、1隻を除き、勝納、港町の両埠頭に於いて対応可能であることにかんがみ、無駄な投資は再検討すべきではないのか。

介護保険料減免制度の導入自体はある程度評価できるが、その運用面に問題がある。市は、一律に世帯の収入が生保基準以下にこだわっているが、対象世帯個々の生活実態に着目した配慮を検討すべきではなかったのか。保険料、利用料の支払いにより生保基準を下回る世帯への適用も考えているというが、明確な制度化を行うべきと思うがどうか。また、減免に要する財源の半分を道の安定化基金から借り入れることは、返済時に保険料へのさらなる転嫁につながり、明らかに対象外となる被保険者にツケを負わせる結果となる。適切な財源措置とは言えないのではないか。

一方、制度の開始以来、利用料負担が生活に重くのしかかり、サービスを手控えている利用者は少なくない。利用料の減免制度を設ける市町村も増えてきており、市としても、積極的にサービスが利用されるよう早急に検討に入るべきと思うがどうか。

北後志地域ごみ処理広域化基本計画では、廃プラスチック類を非焼却対象物として位置付けているが、最新の焼却炉では、それらを燃焼した際に発生するダイオキシンは十分に基準値をクリアするという。そうであれ

ば、今後の焼却場建設に当たっては、一般廃棄物と特定の産業廃棄物等を一緒に焼却できる機能を有する施設となるよう検討してみてもどうか。

市内最終処分場に搬入される事業系一般廃棄物のうち、事業所から出る紙類等のほとんどは、リサイクル業者に回されるため、搬入規制の対象品目であるというが、収集運搬業者の中には守らないものがある。市は、直ちに現状把握に努めるとともに、処分場の延命に向けて、搬入業者に対する指導を徹底強化すべきでないのか。

産業廃棄物最終処分場の業務委託料については、委託を開始した平成3年度は約5,000万円であったが、平成9年度には約7,700万円となっている。市は、委託料の増加分はあくまで処理数量の増ではなく、ほとんどは積算に使用される北海道単価の改定分に起因し、結果として人件費や機械損料が高額になったとのことである。しかしながら、増加分は余りに高額であり、それだけでは説明がつかないのではないかと。これまでの答弁では、積算は拘束時間ベースであり、そうであるならば、今後、処理数量が飛躍的に伸びたとしても、委託料の増額は一切図れない。環境部の積算そのものが合理性を欠くと思うがどうか。また、委託契約締結後においては、仕様書どおりの人員や重機の配置がなされているかについても、継続的に監視していくことが必要ではないのか。

本年4月の家電リサイクル法施行に伴い、不法投棄は増加傾向にある。市は、防止策として専任の不法投棄監視員2名を配置し、今後は監視カメラ3台を設置の上、防止に努めていくということだが、投棄が夜間に多発することや、目の届かない場所で行われる実態から、果たして十分な抑制の効果が発揮できるか否かは甚だ疑問である。だれが見ても実効性が期待できるものでなければならず、早急に体制の強化、見直しを行うべきではないのか。また、全国的にGISを活用した環境モニタリングシステムが注目されているが、これが設置できれば、抜本的な不法投棄の解消につながるものと考えている。市としても、このシステムの導入に向けた研究、検討に入るべき時期と思うがどうか。

銭函工業団地内から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬業務に当たっては、業者が不明瞭な請求書をもって過大な支払いを求めてくるとの苦情が寄せられた。排出する廃棄物については、団地内の企業がきちんと分別し、委託業者が計量を行った上で処理される仕組みというが、過大な請求額を疑問に感じた排出者が明細を要求したところ、団地内から出るはずもない廃棄物の種類まで記載されているなど、業者に対する不信感は募るばかりという。あわせて、市の指導体制に問題があるのではないかと指摘もある。早急に現地調査を実施し、不適切であれば直ちに業者に対し改善に向けた指導を行うなど、一日も早く市民の不安を解消するように努めるべきではないのか。

町会から多目的コミュニティ機能を有する町内会館建設の意向が示された場合において、市は特別枠で支援を行う考えはないのか。将来、同地区に単独でコミュニティセンターを建設するのと比較して、明らかに市財政にとって支出の抑制につながると思うがどうか。また、近年、建設された会館の中には、駐車場スペース確保のためか、集会室が2階にあるものも見受けられるが、バリアフリー化が強く求められている昨今、地域福祉の推進という観点からかけ離れた設計と言わざるを得ない。市としては積極的に助成制度の改善、充実を図っていく考えはないのか。

子育て支援センターの設置については、市のエンゼルプランにおいて、平成20年度末までに1カ所との事業目標を掲げていたが、早くも本年4月に開設されている。保護者から大変に好評を博す施設であり、今後は全市的に必要性が高まるものと考えているが、今のところ、新たな施設整備計画はないとのことである。そうであ

ば、既存施設の活用や建設予定の新赤岩保育所への併設などを含めた整備を検討していくべきではないのか。市としては、本事業の機能拡大を図ることにより、子育て支援体制の強化、充実に努めるべき必要があると思うがどうか。

21世紀プランに位置付けられている地域福祉ネットワークについては、町内会やボランティア、関係行政機関等との相互の連携を図りながら、地域において高齢者を支え合うシステム体制である。しかしながら、社会福祉協議会が主体となって展開する支援活動は、給食ボランティア等を通じての蘭島地区1カ所のみに過ぎない。市は、社協任せという態度ではなく、高齢者の社会参加の推進や地域全体で支え合う体制づくりの拡大に向け、老人クラブや民生委員等と積極的に連携を密に取り合うなどして、地域における支援活動を率先して実施すべきと思うがどうか。

現在、夜間における乳幼児の救急体制については、梅ヶ枝町の夜間急病センターで行われているのみであり、当センターでは小児科の専門医が配置されていないため、父母から適切な診療が受けられないとの苦情は多い。また、朝里、新光、張碓などの東南地区から受診するにも距離が遠く、小樽病院での時間外診療を望む声は強い。市立病院の新築に際しては、当然に救急体制の強化、充実が図られると思うが、当面、夜間救急についてどう考えるのか。あわせて、父母の精神的ケアも切実な社会問題となっている。これらの保護者の不安を払拭するためにも、早急に対応策を検討すべきと思うがどうか。

平成9年度の医療改革以降、医療費の自己負担増を懸念する余り、慢性疾患患者が受診抑制に走ったことで、その患者数は激減しているという。このことは、早期発見こそ必要な患者の健康に、重篤な影響を及ぼすばかりでなく、将来、一気に医療費の増大を招くおそれが危惧されている。市は制度改正による影響の現状把握は難しいというが、住民福祉の増進を図るとい自治体本来の役割を果たすべく、医師会の協力を得ながら、受診状況の把握に鋭意努めるべきではないのか。また、側聞するところでは、国は、来年度から高齢者医療制度を創設し、大病院の外来患者5割負担導入を検討しているという。市立小樽病院も対象であり、さらなる病院離れが懸念される。市はこのような事態について現状、どう認識しているのか。

市内の銭湯経営者は入浴客数の減少により大変厳しい経営を余儀なくされており、市は、これまで、上下水道料の軽減、固定資産税の減免等を行っているところである。このたび、市が建物を所有する満寿美湯については、入浴客の大半がふるのなないオタモイ公営住宅の入居者であるとの実情を考慮し、前年の赤字分に対し補助金を支出するというが、市内の銭湯もほとんどが同様な経営状況に置かれている。公衆浴場法や公衆浴場確保法は、これら銭湯への維持運営助成を地方公共団体の任務として要請しており、これらについても早急に何らかの手だてを講じるべきではないのか。また、経営が立ち行かなくなってから対応を考えるのであれば、余りにも遅過ぎると言わざるを得ない。今後、公衆浴場組合との話し合いを積極的に進める中で、新たな助成を検討していく必要があると思うがどうか。

銭函浄水場の受変電設備工事における配電盤の納入に当たり、水道局は、一貫して大手メーカーの製品にこだわり続け、あたかも地元企業を排除するとの印象を受けざるを得ない。日ごろ、市長が提唱する小樽ブランドの積極的な活用とは大きく乖離した考えであり、日本配電盤工業会の優良工場認定に選定基準を置くという態度は直ちに改めるべきである。地域振興を図るとの観点に立てば、製品の精度そのものに基準を見いだすべきであり、少しでも地元企業が参入しやすい体制づくりが必要ではないのか。また、あくまで出荷工場にこだわるというのであれば、納入された製品が認定工場で製造されたとの確認が不可欠な要素になると思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、新谷、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、議案はいずれも可決と、請願第43号第1項目は採択と、請願第43第2項目、第3項目はいずれも継続審査と、それぞれ全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 次に、議案第1号に対し、中島議員外5名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**11番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、議案第1号の修正案について、提案趣旨の説明を行います。

今議会で、市長から、1号被保険者の介護保険料低所得者減免の条例案が提出され、そのことには賛成いたしますが、我が党の提案は、さらに、住民税非課税の第3段階にまで広げ、第1及び第2段階の軽減の拡大を図るものです。

4年前からの消費税増税、医療費改悪に加え、今年は年金の物価スライド中止、1月からの高齢者の医療費が定額から定率制に変わったことなどで、国民負担は増すばかりです。全国保険医団体連合会の調べでは、病院に行く高齢者が58.4%も減り、負担増のため受診を中断した人は25.2%にも上っています。

このような中、10月から1号被保険者の保険料が今の2倍になることに、市民からは不安や不満の声が多く寄せられています。日銀の調査では、介護保険導入で老後の不安感は変わらない、むしろ増えたと答えた方は79%もいます。小樽市としても、市民の不安や窮状に対して、地方自治の役割を発揮して、介護保険料の軽減をさらに図るべきと考えます。

提案は、第1段階は10分の10、第2段階は10分の5、第3段階は10分の3の軽減とし、財源は、破綻した石狩開発の石狩湾新港地域企業立地促進事業助成金をやめ、減債基金の繰入れで充当します。

皆さんの賛成をお願いして、提案の説明を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 4番、大竹秀文議員。

(4番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

**4番(大竹秀文議員)** 自由民主党を代表し、予算特別委員長案に賛成、共産党提出の修正案に反対の討論をいたします。

我が国の経済状況は、ここ10年来、皆様ご承知のとおり、低迷を続けております。小樽市においても同様で、ただ、観光産業の波及効果調査で明らかになったように、他都市と比較して幾分明るさが見えるようにも感じられます。数少ないこれらのプラス要素をいかに発展させ、しっかりとした経済基盤を構築することが何より重要であります。そのためには、市民と行政がお互いの立場と役割を認識し、パートナーシップをもって前進

しなければなりません。

このたびの補正予算は、逼迫する本市財政の中で、身体障害者福祉ホーム施設整備や経済振興と身体障害者サービスを兼ねたエレベーター設置助成、中心市街地の空洞化対策に向けた取組などがなされ、行政の基本的である市民サービスの向上に資するとともに、経済振興に向けた内容となっていると評価できます。

共産党の提案の修正案は、商工費を削り民生費を増すとのことですが、経済の活性化が急務の現況を考えると、直接、生産に結び付く施策を優先するべきと判断した次第であります。

市民ニーズの多様化が進み、時には自分の意とかけ離れた現実や手法があっても、受け入れなければならないのが現実の社会生活であります。苦しい家計をやりくりし、市民の幸せを大所高所から判断するとき、我慢や協力をお願いしなければなりません。

しかし、同時に、先の見通しや希望が見えないと、お互いに力を合わせた発展ができないのも現実であります。

地方自治法の第2条14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とうたっております。予算特別委員会で議論された多くの課題を生かしながら事務処理されることを念願して、委員長報告に賛成し、修正案に反対する討論といたします。(拍手)

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**24番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表して、我が党提案の予算修正案に賛成、議案第1号に反対の討論を行います。

我が党は、市長提案の65歳以上の方々に対する介護保険料の減免は、生活保護基準以下に限定していること、また、財源措置に問題点を含んでいるとはいえ、評価するものです。減免の財源の半分は一般財源を充てていることは大変結構と考えています。

我が党の予算修正案は、65歳以上の市民税非課税の方々まで、介護保険料の減免制度を広げようというものです。その内容は、ただいまの新谷議員の提案説明で詳しく触れたとおりです。

我が党は、修正案を作成するに当たっているいろいろ考えました。市長が、65歳以上の保険料を生活保護基準以下に限定しているとはいえ、市独自の減免制度に踏み切ったことを評価し、その基本に立つならば、市民税でさえ所得が少ないからと免除している方々まで保険料を減免した方が、市長として市民に対し公平な行政ではないか。与党の皆さんがよく言う、負担の公平の原則に沿うもので、より整合性が図られるのではないかと判断したからで、ぜひ賛成をいただきたいと思います。

なお、ただいまの大竹議員の討論であります。我が党の財源措置、修正案の財源措置について、単なる商工費というだけ述べて、その中身については反論できないのです。石狩湾新港のことについて触れていますが、これは後で詳しくやります。なぜ立ち入って討論できないか。自信がないからなのです。

議案第1号に反対する理由は、石狩湾新港地域企業立地促進事業助成金は認められないからです。

誘致企業対策事業として、経営破綻が明白な石狩開発に、道が5,344万2,000円、小樽市が1,068万8,000円、合わせて6,413万円を助成しようというものです。

石狩開発は、ご承知のように、石狩湾新港建設と一体となって背後地を造成し販売する事業を第三セクター

方式で進めてきた会社です。ところが、造成した土地が計画どおり販売できず、630億円以上の借金を抱え、破綻状態です。

この石狩開発を救済するために、北海道は、これまでも土地の先行取得を行ってきました。それでも土地が売れないため、今度は、土地の1平方メートル1万円の値引きを行い、その値引き分のうち、道が6,000円、小樽市が1,200円の助成をしようというものです。今年度から3年間で仮に計画どおり小樽地域の背後地が売れば、市の持出しは1億5,000万円にも及びます。

これに加え、背後地と一体の新港の建設は大企業奉仕そのものです。新港の水深14メートルパース建設に425億円の税金が投入されようとしています。これは、王子製紙や北電が苫小牧港で陸揚げされているチップや石炭の陸送費用の軽減を図るためにほかなりません。何で大企業2社のために国民の税金425億円も使わなければならないのか。理事者の説明でも、苫小牧港にチップや石炭を積んで入港しているパナマックス級の船舶の喫水を調査しても、1隻以外すべて小樽港の勝納、港町両埠頭と、現在の航路、泊地の水深で十分間に合います。何で新港に水深14メートルパースを新たに建設しなければならないのか。仮に百歩譲って14メートルパースが必要なら、既に完成している小樽港の港町埠頭の14メートルパースを活用すればいいのです。ここへの航路、泊地をあと1メートルしゅんせつすればいいわけで、費用は新港の費用と比べて15分の1で済みます。パース建設もその使用も大企業のため、巨額の税金投入は絶対に認められません。

この問題の最後ですが、私は、6月8日、北海道開発局に出向いて、新港の14メートルパースの計画の見直しを求めました。この席で、私は、新港の14メートルパースは、事実上の専用埠頭ではないかと正しました。これに対し、開発局は、チップ、石炭のほかには水産品、金属くずなども扱うので専用埠頭ではないとのことでした。

これは、重大な答弁で、新港の計画段階での海運貨物の機能分担で、大量バラ荷貨物は新港、一般貨物は小樽港との説明でした。その後も、機能分担を理事者側は繰り返しながら新港の建設を進めてきました。

今回、改めて予算委員会での質問に対し、新港の14メートルパースで取り扱う貨物が示されましたが、大半はチップや石炭ですが、水産品7万7,000千トン、金属くず5万トンなどが計画されているとのことでした。これでは、本来小樽港で扱うべき貨物をわざわざ新港で取り扱わせることになるではありませんか。これを容認することは許されません。水産品や金属くず、あるいは木材の一定量は小樽港で取り扱うべきです。

このように、小樽港に重大な影響を直接与える新港の建設と一体となった背後地の土地売却処分に市民の税金を持ち出すなど、もってのほかです。

このように、政府主導で小樽などの地方自治体のお金を、大企業奉仕につぎ込んでいる政府が、この26日に閣議決定した小泉内閣の構造改革の基本方針、いわゆる骨太方針で、地方交付税や補助金、国庫支出金削減が具体的に盛り込まれました。

例えば、地方交付税の基礎となる基準財政需要額を1兆円も削減しようとしています。これが行われれば、本市への影響額は6億円にもなるわけです。それだけでなくさえ、今年度から交付税が削減され、赤字地方債に振りかえられて、その影響額は3年間で32億円にも及びます。

これに加え、地方への財源にすると言いながら、法人税の外形標準課税化を骨太方針で持ち出しています。言うまでもなく、法人税の外形標準課税化は、これまでは企業の収益を基本に課税されていたものを、企業の資本金とか売上げなどの企業の規模に応じて、赤字決算であろうと容赦なく課税し取り立てるもので、第2の消費税と言われて評判の悪いものです。既に、小樽市の幾つかの市内の企業の玄関先には、外形標準課税導入

反対のステッカーが張り出されました。

このように、地方交付税や補助金など財源の削減や中小企業に多大の負担となる外形標準課税による増税だけは具体的だが、地方への財源移譲はさっぱり具体的ではありません。

次に、小泉内閣の進める構造改革が本市の経済と市民の福祉、健康に及ぼす影響について、予算特別委員会で論議されました。

まず、経済対策です。

先ほど述べた骨太方針によれば、不良債権早期処理が最重点項目として掲げられました。小泉内閣の不良債権処理で何が問題か。これまで不良債権扱いされていなかった貸出条件緩和も不良債権に加えられていることが問題なのです。

6月15日の日本経済新聞に、小樽商工信用組合の記事が載っていました。「貸出総額に占める不良債権の割合が30.7%」との大きな見出しの下、貸出条件緩和も不良債権として扱われています。

これまで、貸出条件緩和は、企業の倒産を前提とせず、企業を支援するために行われる措置でした。これが、小泉内閣の下で倒産を前提の不良債権の範疇に加えられたことが重大問題なのです。これが実行されたら、小樽市内の中小企業と商店が、生きた営業をしているにもかかわらず、政府によって強制的に倒産に追い込まれ、大量の失業者が生み出されることは間違いありません。

ところが、山田市政は、小樽の経済を支えている中小企業の危機的とも言うべき事態を前に、小樽の業者が市内の金融機関からの融資のうち、どれぐらいが政府の言う不良債権になっているか、実態をつかんでいないと言う。これでどうして市内業者を守る有効な手だてがとられるのか、甚だ遺憾です。

二つ目の問題は、小泉内閣の構造改革の項目にある医療改革にかかわって、市民の健康を守る問題です。

まず、4年前の医療改革で、老人医療の自己負担増大とともに、健康保険本人の自己負担が2割に引き上げられました。この結果、35歳から64歳までの働き盛りの人の受診抑制が強まり、厚生労働省の調査によっても患者数が12.4%も減少しています。高血圧、消化器系の疾患、糖尿病などの慢性疾患です。ほうっておけば人工透析を必要とするかもしれない重大な問題です。

ところが、小樽市は、この問題でも市民の健康の実態をつかんでいない。これは、地方自治法で義務付けられている地方公共団体の役割を果たしているとは言えません。地方自治法では、住民の福祉の増進を図ることを基本にしていますが、市民の健康が脅かされているのに、その基礎資料さえ持ち合わせていない。これで、地方公共団体と言えるのか。

さらに、この1月から老人医療の自己負担に定率制が導入され、自己負担がさらに増やされました。皆さん方の近くにもおられると思うのですが、年とともに白内障で目がかすんで見えづらくなる。このとき眼内レンズの手術をすれば、すっきり元のように見えるようになります。この手術のため、市立小樽病院に8日間入院したら、自己負担は幾らになるか、私は質問しました。答弁は、昨年12月までは9,600円に入院給食費、ところが、この1月からは入院給食費のほかに3万7,200円かかるとの答弁でした。昨年までは1万円の自己負担が、今年からは4万円なければ眼内レンズの手術が受けられなくなった。これがどうして小泉内閣の構造改革で言う軽い負担と言えるでしょうか。

問題はこれにとどまらず、これから先が大問題です。構造改革の21世紀の医療改革によれば、健康保険本人の自己負担は3割、老人は2割から3割です。大病院の外来は5割負担です。現在、息子さんの健康保険の被扶養者で健康保険料を払っていないお年寄りからまで、今度は健康保険料を徴収すると言う。坂口厚生労働大

臣の答弁によれば、これらの人は全国で300万人を超えると答弁されています。

さらに、入院するときに医療費を抑制ということで、あらかじめ退院の期日を決めさせるという、およそ医療とは縁もゆかりもない事態を計画しているのです。日本医師会は、こういう事態を想定して、医療費の自己負担増大が患者の受診抑制につながり、受診を抑制すれば病状が悪化する、病状が悪化して、やむにやまれず病院へ行ったときは高額な医療費がかかる、この悪循環を断ち切れと警告しています。こうなると、本当に市民の健康を守ることはできません。

住民福祉の増進を図ることが基本である小樽市として、これら構造改革による市民への影響、実態を正確につかまれないなどということは許されることではありません。今後とも、我が党は、市民の健康を守るために全力を尽くすことを表明し、討論とします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

**8番(斉藤裕敬議員)** 市民クラブを代表し、議案第1号 平成13年度一般会計補正予算に反対の討論をいたします。

この補正予算には、サービスセンター費、コミュニティ助成事業補助金250万が含まれております。宝くじを財源とするこの助成は、とても対象事業の幅が広く、健康増進としてコミュニティ浴場、生活環境として除雪機、防犯では通学路整備、防犯灯、文化として楽器や天体望遠鏡の果てまで受給の道が開かれ、イベントなどソフト事業としては炭焼きキャンプやハイキング、町内会のお祭り、こういったものまであります。例えば、町内会の皆さんでパソコン教室をやろうと思ったらそれも対象、猟友会の皆さんがクマのおりを買おうと思っても、それも対象、消防団のポンプも対象、こういう広い使い勝手のある助成金なわけであります。

一方、高齢化や人口減により、各種団体はそれぞれ会員の減少が深刻な問題となり、それに伴い運営費の窮乏が叫ばれております。皆さんご承知のとおりだと思います。

代表質問、予算特別委員会の議論でも明らかになりましたが、助成対象事業者、関係団体への周知はされなかった。市から団体に呼びかけはしなかった。取りまとめまでの時間が短かったので、市の内部検討はしたが、資金需要先、要するにお金を必要とする団体を思いつかなかった。こういった理事者の対応は、不手際、手落ちなどといったものを通り越して、怠慢にさえ映ります。

私たちは、高島越後踊り保存会そのものの活動を否定する気持ちは毛頭ありませんけれども、全く助成について知らされずに土俵にも乗ることができなかった各種団体の皆さんのやり場のない不公平感、これを考えるとき、市の姿勢、理事者の姿勢は厳しく非難されるべきであり、よって、議案には反対いたします。

以上、討論といたします。(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより、順次、採決をいたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま継続審査と決定いたしました請願第43号第2項目及び第3項目につきましては、厚生常任委員会に付託替えの上、審査いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

**35番(佐野治男議員)** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第20号不動産の取得については、望洋台地区にサッカー・ラグビー場を新設するための用地取得であり、スポーツ振興を目指した施設の拡充という点では賛成だが、取得に至る経緯には疑義があると言わざるを得ない。これら用地については、総合運動公園構想が持ち上がった段階で、ボーリングによる地質調査を実施し、不適格であるとの判定がなされた土地であり、同様の箇所をあえて選定した意図ははかり兼ねるがどうか。また、市は、取得価格の算定に当たっては、不動産鑑定士による客観的な土地評価に基づくものと説明するが、基準となった不動産売買事例は、現所有者が取得した異常とも言える高価格がベースとなっており、とても適正な価格とは言いがたい。土地転がしまがいのそしりは免れないと思うがどうか。

本庁舎に勤務する職員の時間外勤務については、当直窓口において時間外勤務命令簿にタイムスタンプを印字することによって事実確認される仕組みだが、さらに、窓口には夜間、休日入退庁名簿が別に備え付けられており、双方の整合性がどの程度あるのかは甚だ疑問である。名簿の用務欄に「業務」と記載のある職員すべてが命令簿提出をしているか確認の上、総務省通達に基づき、サービス残業解消に向けた適正な取扱いが必要と思うがどうか。また、行革によって職員数を削減している中、職員にしわ寄せがいつている。病院職場においては、妊娠中や年配の看護婦まで深夜勤務に駆り出されているのが実態であり、時間外勤務手当に要する経費の範囲内で新規採用を考えていくべきではないのか。

中学校へのパソコンの導入は、価格面での優位性を考慮し、リース契約ではなく買取りで進める考えというが、この際、最大の課題はハードウェアの陳腐化対策である。購入に当たっては、ハイスペックの機器を選定しなければ、二、三年で使いものにならなくなり、せっかく導入しても十分に活用されないまま廃棄されると

の危惧を抱くがどうか。また、通信回線についても、現在デジタル化をISDNによって推進しているが、これからの主流はより高速なADSL回線となるのではと考える。時代の変化に乗り遅れないようさまざまな対応策を検討しておくべきではないか。

道教委と北教組が締結した四六協定については、本年3月にその一部が削除されたと聞くが、市の教育現場への周知徹底はなされているのか。教職員側の勤務形態に特殊性があり過酷であるとの主張は一定程度認識するが、一部の者の過激な権利行使に対し、市民の理解が得られないとなれば、当然にその改善を図っていくべきと思うがどうか。

大阪教育大学附属小学校での痛ましい事件を受けて、学校の安全神話は完全に崩壊し、各地で安全対策の必要性が叫ばれている。これまでは、地域に開かれた学校づくりを目指した取組が鋭意進められてきたが、市教委は、安全対策のためには閉鎖的にならざるを得ないという考えなのか。また、臨時に校長会を開催し、安全対策の検討が行われたと聞くが、授業が行われている時間帯において、教師に管理責任を押しつける形での会議のあり方には疑問を感ずるがどうか。

交通記念館の入館者数は、大手旅行代理店等に対する通年の営業活動を行いながらも、一向に好転の兆しを見せない。アンケート調査の実施や本年度開設したホームページでの意見集約を行うなどし、今、利用者が何を求め何に期待しているのかのニーズの的確な把握に努めることが最優先課題と思うがどうか。また、同館は北海道の鉄道発祥の地に位置することからも、全国的な鉄道マニアの組織などとの連携を図り、みずから触れたり試したり考えたりという感動体験型のプログラムを増やすべきである。このような地道な作業の積重ねにより、一歩ずつでも改善していくという姿勢が大切ではないか。

7月に実施予定の参議院選挙については、潮まつりと投票日が重なり、さらには、比例区の投票方法が変更されることによる開票作業の複雑化も危惧される中、円滑に事務作業を行うために十分な選挙従事者を確保することはできるのか。また、他市では、選挙と祭りが重なった場合には祭りの日程を変更した事例もあるやに聞くが、本市においては、投票率の向上を図るために特別な配慮を行う考えはあるのか。一方、不在者投票制度には不満がある。現状、指定施設以外の病院の入院患者や在宅で全くの寝たきりのお年寄りには投票の機会が与えられるものではない。早急に制度改正が行われるよう、国に対し積極的に働きかけるべきと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第60号につきましては、継続審査と不採択に意見が分かれ、採決の結果、不採択と決定いたしました。

次に、議案第25号につきましては、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、請願第40号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第10号、第20号、陳情第2号、第30号につきましては、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、陳情は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)

**11番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第10号、第20号は反対、第25号は賛成、陳情第60号は継続審査、継続審査中の案件、請願第40号、陳情第2号、第30号は賛成の討論をします。

なお、陳情第60号については、採決に当たり、継続審査が否決された場合、自席にて棄権の態度とします。

議案第10号は、小樽市税条例の一部を改正する条例案で、商品先物取引にかかわる所得に対して、個人住民税を申告分離課税とし、道民税2%、市民税4%を課すものです。

商品先物取引参加者は現在10万人程度で、税金を安くして参加者を増やそうというねらいですが、先物取引は、売買する商品の金額の5~10%の委託証拠金で巨額の取引に引き込まれるため、被害が広がり社会問題となっているのに、さらに被害を増やすおそれがあります。先物取引は、これまで雑所得として扱われ、最高50%の累進課税率が適用されていました。本来、税は、総合累進課税で進めるべきであり、以上の理由から反対をします。

議案第20号は、不動産取得についてです。

我が党は、サッカー・ラグビー場建設については賛成です。

しかし、本案件の取得計画の土地については、土地転がしの疑義があること、平成11年2定で、総合運動公園構想が、ボーリングによる地質調査の結果、土地が不適切だということで断念した経緯があることなど、まだまだ疑問を残していますので、反対とします。

以下、理由を述べます。

平成元年、運動公園の話が持ち上がった当時、この土地は拓銀が競売で1平方メートル51円程度で売ろうとしていたものを、市の調停により1平方メートル1,818円から2,121円の値がつき、三菱地所が約3億2,000万円で購入しています。その後、平成8年、望洋シャンツェの土地を小樽市が4億3,800万円、1平方メートル当たり約3,500円で、その大半を三菱地所から購入していますが、当時の原野の平均価格は1平方メートル1,500円でした。なぜ2倍以上の金額で高い買物をしたのでしょうか。重大な疑義があります。

今回、議案の土地を、また、三菱地所から1平方メートル2,250円、総額4億5,000万円で購入するとしていますが、1平方メートル当たり35%安くなったからといって、当時の原野価格からして適正な価格とは言えないものです。

また、2002年度から政府の企業会計審議会が国際会計基準に合わせ会計処理の変更を導入する方向で、この方針を受け、不良債権処理で金融機関が担保に取っていた土地を売り出すことが強まると予想されます。三菱地所は、今年3月期決算で、開発見込みのない保有地の評価を大幅に引き下げ、1,032億円の特別損失を計上していますが、政府の方針を見込んで、市が一度不適切として断念した土地を、また、売り込んできて、市がそれを救済したのではないかという疑念も持たれます。

しかも、この土地は、一度は総合運動公園としては不適切として断念したものです。そこに、また、なぜサッカー・ラグビー場を併設して建設するのか、疑問が出るのは当然です。これらの疑問が晴れない以上、この議案には賛成できず、反対とします。

議案第25号は、小樽市非核港湾条例案についてです。

自民党は、今年の1定でも、我が党の条例案に対し、毎回、否決されたものを、また、同一の文面で提案することに異議を唱え、また、これまで反対したのに、今回賛成すると、責任ある政党として大きな自己矛盾を生む結果になると、大変矛盾したことを述べています。

初めの同一文面ということに対してですが、条例提案の文言を議会のたびに変えなければならないという規則は、小樽市議会会議規則のどこに書かれていますか。第14条の解釈を間違っているのではないのでしょうか。

また、議員の議案提出権は、地方自治法第112条で保障されているものです。我が党は、これまで31年間にわたり、予算修正案をはじめ条例案の提出など、1,100件以上も議案提出権を使い、市民要望実現のために力を尽くしてきました。例えば、ふれあいパスの実現は、市民の粘り強い運動と我が党の14回に及ぶ条例案提出で、ついに新谷前市長みずから提案せざるを得なかったではありませんか。

我が党は、今後とも議案提出権を使い、市民生活向上、平和と安全のために全力を尽くすものです。

なお、小樽市非核港湾条例案提出に当たっての提案説明は、毎回、情勢を勘案したもので、同一文面ではないことを申し添えておきます。

二つ目の点についてですが、核兵器廃絶、平和都市宣言をしている小樽市に核兵器搭載の疑いのある艦船は入港してほしくないというのが多くの市民の願いであることは、これまで述べてきたとおりです。責任のある政党であればこそ、このことを受けとめ、市民の安全を守るのが大きな責務ではないのでしょうか。

また、仮に前回賛成しなくても、今回は賛成ということはあることで、実際、第1回定例会では、市道堺学校下通線のロードヒーティング敷設方の請願や、市道桜8号線、桜高区排水地下のロードヒーティングの敷設延長改良方の陳情には、それまでただ継続審査にしてきたものを採択としたではありませんか。

さて、地方分権の時代、国の言うがままにならず、小樽港の平和と安全のために、地方の意思を示していくことが大事だと思います。そして、いつまでもアメリカ追随の姿勢をやめることです。三井物産戦略研究所所長の寺島実郎氏は、「世界の眼に映る日本は、米国周辺国にすぎない。米国では、堂々と自己主張できる者こそが尊敬されます。日米同盟がすべてという固定概念の金縛りから抜け出すこと。軍事・外交面で米国の過剰依存から抜け出し、非核・平和主義を貫く道を選んでこそ、アジアと世界から、日本は国際社会の大切な一員として、尊敬を込めて認められる存在になると思います」と述べています。

小泉内閣の外交方針の第一は、日米同盟の重視です。そして、集団的自衛権の行使を掲げ、憲法9条改悪の動きも見られます。こんなときだからこそ、小樽港の軍港化を許さず、核兵器搭載可能艦は一隻たりとも入港させないという地方の意思をしっかりと示すのが議会の役割だと思います。前回反対の皆さんも賛成をお願いいたします。

陳情第60号については、小樽市エンゼルプランで、子供や子育てに関する意識の啓発ということで、子供の権利尊重として児童の権利に関する条約を、講演会を開催するなどの計画を立てて実行しています。また、議員もそういう認識を持って活動していると思います。

しかし、まだしっかり周知されていないことや、この条約が生かされていないこともありますので、継続審査といたします。

なお、継続審査中の案件については、これまで述べてきたとおり、すべて願意妥当、採択を主張します。

以上で討論を終わります。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 1番、横田久俊議員。

(1番 横田久俊議員登壇)(拍手)

**1番(横田久俊議員)** 自由民主党を代表して、委員長報告どおり、共産党提案の議案第25号 小樽市非核港湾条例案は否決、陳情第60号は不採択とすることに賛成の討論をいたします。

議案第25号、先ほど新谷議員は同一文面ではないとおっしゃいましたが、提案理由で共産党・高階議員みずからが説明しておられるように、これまで過去3回否決された条例案と同一案文のものであります。高階議員は、「自民党は同じ文面が気に食わないようだ」という表現をなされておりましたが、気に食う、食わないというような、そうしたレベルの問題ではなく、何度も申しますように、責任政党としてこれまで反対していたことに、何の情勢変化もない現状で、何の理由もないまま賛成することなどできるはずもないのであります。これまでの態度と大きく矛盾することを執行部方針としていとも簡単に決定してしまう政党なら別ですが、責任ある政党として、我が党は、そのようなことは党の組織上できないのであります。

提案説明の中に、自民党は議案の提案権の行使に文句を言いたいようであるとのおくどりがありましたが、我が党はこれまで一度として提案するなど申したことはございません。地方自治法の趣旨は十分理解しておりますので、何度でもご提案ください。

毎定例会のたびに提案を行ってきた例として、消費税廃止条例を1,000件以上提案されたことや、議案の冊子の厚さが40ページに及んだことなどをご自慢されておりましたが、結局、そうした取組は国民、市民の理解を得られず、結果的に消費税は導入されました。提案回数は多ければいいというものではないはずですが、ましてや、冊子の厚さを誇るものでもないはずであります。実を結ばなかった活動については、その手法や内容を謙虚に反省し、同じ轍を踏まないように反省こそすれ、決して自慢すべきものではないと思うのであります。

本条例案に反対する理由は、これまで再三繰り返して申し上げていますので、再度の繰り返しはいたしません。本当に必要なものならば、日本全国の港を持つ自治体で続々と条例が可決されなければならないのですが、そうした動きも全く見られません。国民の大多数がこうした条例を必要なしと認めている証拠ではないでしょうか。

次に、陳情第60号は、全議員、市職員に児童の権利に関する条約の研修会実施を求めるものです。

議員、市職員が、日常、行政各般にわたり研修する必要性はもちろん否定するものではありませんし、むしろ積極的に研修の機会を与えることが必要と思われませんが、特定の事項、今回は子どもの権利条約ですが、こうした事項について研修会を実施することを議会意思として認めることは、今後、事項を変えた同様の陳情すべてを認めなくてはならないこととなります。

また、本陳情が求めている子どもの権利条約の周知については、本市のエンゼルプランの中で同条約の普及に努める旨の記載があり、それらを着実に推進することで本陳情の目的を達成することが十分可能であるため、陳情第60号については不採択を主張いたします。

以上、我が党の見解を主張して、委員長報告に賛成の討論といたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 21番、佐々木勝利議員

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

**21番(佐々木勝利議員)** 民主党・市民連合を代表し、ただいまの委員長報告に、議案第25号は可決、陳情第60号は継続審査とする主張の討論を行います。

お互いに興奮しないように、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議案第25号は、小樽市非核港湾条例を定めることを求めたものです。

1982年に、小樽市は、全道に先駆けて核兵器廃絶、平和都市宣言を採択し、非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器廃絶と軍縮を求めることを宣言しました。小樽は、現在も港を中心に国際社会へ開かれたまちとして人々の交流を活発に行い、海に親しみ豊かな商業都市が築かれつつあります。もし、小樽港が核兵器の搭載された外国艦船の寄港地として利用されることになれば、市民の安全保障が難しくなるばかりでなく、何よりも核兵器廃絶、平和都市宣言の精神に反することになります。

小樽市長は、文書による非核の証明を求めています。政府はこれまでに疑惑の外国船にきちんとした対応をしてきていないのも現実です。小樽市は、港湾管理者としての責任において、市民の不安、疑惑に対し、条例という確かな手段でこたえるべきと考えます。小樽港に入港を希望する外国艦船に対し、非核証明の提出を条例で義務付けることで、市民の安全と平和を目に見える形で示すことが今求められていると思います。核兵器廃絶、平和都市宣言を現実に生かすための一歩として、議案第25号小樽市非核港湾条例案に賛成するものです。

次に、陳情第60号は、子どもの権利条約の具体化を求めたものです。

1994年5月に発効されてから8年目になりますが、いまだ一般的に広く理解されていない状況にあると思います。この条約の精神は、子供の最善の利益、子供の意見表明権など、子供の権利が最大限に生かされることです。そして、私たち大人社会が、特に行政にある者は、その責任をきちっと果たさなければならないと思います。

その意味において、陳情第60号は、陳情者が受けとめに理解不十分な点はあるものの、小樽市のエンゼルプランの「子どもや子育てに関する意識の啓発、子どもの権利尊重」の項で、「子どもの人格を尊重し、児童の権利が最大限に生かされるように、児童の権利に関する条約の普及に努めます」とあります。したがって、これを着実に推進するためにも、今後、十分審議する必要があると考え、陳情第60号は継続審査とすることを主張いたします。

もし、否決された場合は、自席にて棄権する態度を表明し、討論を終わります。

協力ありがとうございました。(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第25号について採決いたします。

委員長報告は、議案第25号は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立少数。

よって、議案第25号は否決と決しました。

次に、陳情第60号について採決いたします。

委員長報告は、陳情第60号は不採択でありますので、原案について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立少数。

よって、継続審査は否決されましたので、次にお諮りいたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

**議長(松田日出男)** 起立なし。

よって、陳情第60号は不採択と決しました。

次に、請願第40号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第10号、第20号、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

**17番(小林栄治議員)** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

観光客動態調査におけるアンケート結果を見ると、特に、各種観光施設での接客のマナーの悪さや堺町通沿いの歩道の清掃不徹底などについて、かなり批判的な声や苦情が寄せられている。観光小樽を標榜する以上は、ホスピタリティの向上を一義的に図っていくべきであり、市が先頭に立って指導や支援を行っていく体制づくりが求められていると思うがどうか。

市は、小樽運河周辺とマイカル小樽・小樽港マリーナ周辺の2カ所を最大の集客拠点地区と位置付けているが、観光客を他の観光スポットへいかにして回遊させることができるかが課題であり、市内に点在する埋もれた観光資源を売り込む方策を検討しているという。それらも極めて重要なことと認識しているが、この際、海や山の景勝地を生かすことや、グリーンツーリズム、マリンツーリズムといった体験型観光を取り入れるなどといった新たな視点からの観光開発、ルートを模索する中で、小樽の良さを最大限にアピールする方法を検討すべきではないか。

おたる水族館は、目前にある鯨御殿、日和山灯台などに至る通路の開設をかたくなに拒み続けており、祝津地区の回遊性の向上への取組に対して、非協力的な態度と言わざるを得ない。この地区の観光客の流れを生み出すことは、市の観光方針に合致するものであり、また、可能となれば、周辺の業者への恩恵も非常に大きい

と考えている。今般、市長が社長に就任したと聞かすが、そうであれば、水族館に対し協力を得られるよう早急に申入れを行い、改善を図っていくべきと思うがどうか。

市は、企業誘致策として、主に道路交通網などの基盤整備を実施しているというが、進出に向けては、市に相談するよりも、むしろ不動産業者など専門家に相談した方が話の進みぐあいが早いという企業も多いやに聞いている。今後とも、このような声が出てはならない。小樽に進出を望んでいる企業に対しては、立地に向けた積極的な取組が市にこれまで以上に求められていると思うがどうか。木工団地には、その名前のイメージからほど遠い業種の工場が数多く存在しているが、実態を把握しているのか。市は、この現状をどう認識し、今後どのような指導を行っていく考えなのか。

昨年の条例改正により、公設青果地方卸売市場における相対取引は、せり売りと同等の取扱いとなった。その後、公設市場では、従来同様にせり売りが中心で取引引きされているというが、実態は相対取引が幅をきかせ、弱い立場にある買受人や仲卸人が買いたい品物を買えないという心配をいまだ懸念するが、現状をどうとらえているのか。年々、市場で取り扱われる量や金額は減り続けており、市はそれらの原因に消費低迷や流通形態の変化を挙げるが、今後、抜本的な打開策はあるのか。減少傾向に歯どめがかからないとなれば、公設市場そのものの設置目的から大幅に後退する結果になる。市としては、市民の大切な台所を預かり守っていくという市場本来の使命をどう考えて考えているのか。

平成14年度小樽港港湾関係予算要求に第1期運河しゅんせつ工事が盛り込まれている。同運河は、これまでも、プレジャーボートなどの小型船舶の係留場所などとして利用されているが、工事完了後、市は、これとは別に、何らかの具体的な活用方法を検討しているのか。例えば、北運河側に着目した場合には、この地区の来訪者が、鱈市場で買った鮮魚を調理してもらい、その周辺で食べることが可能なスペースを設けるとか、運河公園前に係留されているはしけの上でのイベントを開催するなどの利用も考えられるところであり、さまざまな活用方法について積極的に検討できないものか。港湾整備と観光拠点づくりとを連動させた総合的な計画が実現できれば、まさに効果的な予算執行といえると思うがどうか。

築港臨海公園は、海に面してベンチが設置されるなど、非常に眺めがよく、親水性が十分に考慮された設計である。市民をはじめ、多くの来訪者からは、一日じゅうでも過ごしたい素晴らしい空間との称賛の声が上がっているが、一方では、公園内に木陰やあずまやなどの休憩場所が乏しいとの指摘もある。今後、前向きにこれらを配置していくことはできないのか。また、駐車場のスペースについては、イベント開催会場として利用するなどといった可能性を検討する余地はないものか。

平成14年度小樽港港湾関係事業予算要求においては、コンテナ航路開設に向けた検査上屋の建設、ガントリークレーンなどの荷役機械の導入を予定しているが、確実にコンテナ貨物航路を誘致できる保証はあるのか。また、誘致が実現した際に、集荷体制や労働力確保といった部分までスムーズに対応できる環境整備はなされるのかどうか。また、コンテナ貨物受入れの面で他港と比較した場合に、本港独自のポートサービスを確立していくことはできるのか。

石狩湾新港建設当初は、小樽港との機能分担、役割分担が図られるとして、共存共栄を基本に掲げていたが、両港のこれまでの物流動向を見る限り、本港に明るい将来展望は見えてこない。管理者案については、市として十分に内容を吟味の上、小樽港と石狩湾新港とのこれまでの関係や、歩んできた経緯・経過、何よりも将来の物流動向を踏まえる中で、慎重な判断が望まれると思うがどうか。

などであります。

継続審査案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事項の調査につきましては、採決の結果、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

**25番(西脇 清議員)** 日本共産党を代表し、委員長報告に反対の討論を行います。

陳情第17号は、平成11年9月に受理されたものです。雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方を求める内容のものです。

政治、経済、外交のあらゆる分野で行き詰まっている自民党政治、この政治を変えたいという願いは、これまでになく強く国民の中に広がっています。それが、自民党を変える、日本を変えると言って登場した小泉内閣への高い支持率となって現れ、都議会選挙にも反映されております。

しかし、小泉内閣には、政治を変えたいという国民の願いにこたえ、自民党政治の枠組みを変える力や方策があるのか。小泉内閣が多用している構造改革という言葉には、これまでの政治改革の枠組みを変えるかのような響きがあります。

ところが、実際にやろうとしているのは、例えば銀行の不良債権を一気に処理すること、すなわち、銀行が、赤字経営とか先行きが暗いと判断する企業への融資は打ち切る、資金回収を大規模にやるということです。この最終処理で、20万ないし30万の中小企業が倒産すると言われておりますから、これによって100万ないし130万人の新たな失業が出るかと心配されています。今でも、完全失業者は348万人、完全失業率4.8%、過去最悪の状態にありますから、小泉路線が一層の雇用不安をもたらすことにもなります。

こうした状況の下で、陳情第17号は、ますます願意が妥当であり、急を要して採択されるべきものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第17号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

**議長（松田日出男）** 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

**26番（高階孝次議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

人工透析者への福祉タクシー利用券の拡充方についての請願は、平成10年第4回定例会において全会一致で採択されているが、その後、目立った動きは見られない。市は、当該施策については、実施されている他の福祉サービス助成のあり方や腎臓疾患以外の患者等との兼合いも勘案の上、総合的に判断していくと言うが、いまだ他都市で対象とされている内部障害1級者や療育手帳A交付者に対しての助成が本市では行われていない現状との整合をどのように説明するのか。市としては、議会意思を重く受けとめるべきであり、今後、他都市の動向も十分に踏まえる中で、助成制度自体の拡充も視野に入れた抜本的な施策の検討を前向き行っていくべきと思うがどうか。

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案については、平成13年度及び平成14年度において、市独自に低所得者に対する保険料減免措置の特例を設ける中で、納付が困難な者に対して保険料の軽減を行うとの内容である。しかしながら、一方では、介護保険事業を圧迫しないためにも、自立者に対する支援策としての高齢者生活支援事業費を予算計上していたが、要介護認定の結果、大半の人が自立者から要支援、要介護に移行する事態となり、この事業の利用者の減から、結果的に、本年1定に一般財源1,400万円の減額補正を行っている。そうであれば、この額を介護保険に伴う利用料の減免分に活用すべきではないのか。また、保険料の減免措置に要する財源のうち、道の安定化基金から700万円を借り入れた分を、将来返済しなければならないのであれば、今回の保険料減免に充てることはできなかったのか。市は、さらなる保険料減免や新たな利用料の減免制度を創設するなど、市独自の軽減策の実現に向けて積極的に検討すべきと思うがどうか。

陳情第63号に関連してだが、市の乳幼児医療無料制度については、現在、北海道の3歳未満児という適用範囲を、独自分として1歳上乗せし、4歳未満児での実施となっている。仮に適用範囲を就学前までに拡大するとなれば、新たに8,600万円程度の支出が見込まれるということだが、市全体の少子化対策に直結した問題としてとらえる中で、制度拡大に向けて早急に取り組むべき課題と思うがどうか。これまで、市は、道の制度に追随した形で適用年齢を拡大してきたという背景があるが、今後、そういった姿勢は根本的に改めていくべきではないか。

精神障害者に対する相談業務は年々増加し、相談員の業務は多忙を極めているという。市においては、教育委員会のスクールカウンセラーと保健所の精神保健福祉相談員とが相談に当たっているが、両者の判断や見解に違いが見受けられる。今後、相談専門員の増強を図るとともに、共通認識の下での精神ケア体制の充実強化策を早急に講じていくべきではないか。

桃内海岸でのカモメの大量死については、埋立処分場に因果関係があるとした地域住民が、死骸を持ち帰り、冷凍した検体を鳥獣保護員に引き渡し、最終的には、後志支庁を通じて道立環境科学衛生センターに持ち込まれ、調査が依頼されたと聞かすが、そうならば、なぜ受理票等は存在しないのか。また、市は、少なくとも、死んだカモメが発見されたとの通報を受けた際には、直ちに現地に出向いて状況を確認すべき義務があったし、速やかにサンプリングしなかったこと自体は、結果として住民の不満を駆り立てただけではなかったのか。まさに、市の対応は、初期段階でスムーズさを欠いていたと言わざるを得ないがどうか。今後、市は、調査結果が判明した場合には、速やかに地域住民に対して情報開示を行う姿勢が重要ではないのか。

最終処分場における浸出水処理施設の調整池は、カモメの休憩場となっている実態から、富栄養化されているのではないかと懸念がある。現場に常勤する水処理技術員からは何ら異常が報告されておらず、また、水処理システムの操作はコンピュータで行われているのであるから、水処理技術者の必要性そのものを疑わざるを得ない。市は、業者に対する指導を徹底するとともに、早急に現状を調査すべきではないのか。

市が策定した小樽市温暖化対策推進実行計画については、平成13年度から17年度までの5カ年を計画期間と定めているが、中身を見る限り、事務用品の購入量を対11年度比で5%削減するなどという従来から当然になされるべき取組が数多く見受けられる。つまりは、市の地球温暖化防止策は、何よりも職員1人ひとりの自覚や認識が今まで以上に必要との結論と思うがどうか。また、本年4月施行のグリーン購入法による国の基本方針に基づき、環境配慮製品の具体的な取組を推進していくとともに、今後、市においても、低燃費車・低公害車、いわゆるハイブリッドカーを試験的に導入するなどの検討を早急を実施すべきと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号、第63号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第11号、第12号につきましては、全会一致により、両件とも可決と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)

**10番(中島麗子議員)** 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第63号は採択、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号についても採択を主張して、討論します。

陳情第63号は、就学前までの乳幼児医療費無料化実施方についてです。

急速に進む少子化に対して、政府はさまざまな対応をしています。平成11年、12年には、少子化対策臨時特例交付金を支給、待機児童対策としては、保育所入所定員数の25%増を認めてきましたが、依然として少子化対策の成果は実っていません。乳幼児医療費の助成制度は、子育て世代への経済的負担の軽減策で、少子化対策の柱の一つです。

先日、4歳の子供を持つお母さんが、「子供がぜんそくのために、発作のたびに病院にかかる。3歳までは病院代が無料で助かったけど、4歳になったら吸入や点滴で一回5,000円もかかる。子供も手がかからなくなって、もう一人産もうと思っていたけど、とても無理」と言っています。健やかな子供の成長のためにも、安心して子供を産み育てるためにも、就学前までの子供たちの医療費無料の運動は全国的に広がりつつあります。

2001年5月31日、就学前までの医療費無料制度の早期創設を国に求める乳幼児医療費無料制度を国に求める全国ネットワークが発足しました。発足会には、民主党、日本共産党、第二院クラブの代表があいさつし、2002年実施に向けて賛同団体、個人に広く呼びかけ、署名、政府交渉、各地の運動と連携して活動を進めています。6月5日時点で、永六輔氏、吉永小百合さんを含む個人59人、北海道医師会、北海道歯科医師会、日本喘息患者会連絡会を含む49団体、国会議員65名、政党としては日本共産党など、173の団体、個人が賛同しています。

また、連合の2000年から2001年度要求と提言では、乳幼児医療費の無料化を挙げており、日本医師会少子化対策委員会最終報告書では、15歳以下の医療費無料化を政府に要望しており、さまざまな団体が国の制度創設を提言、要望しています。

自治体では、国に対して、乳幼児医療費の無料を求める意見書は、25都道府県議会、794市町村議会で議決されています。国会でも、日本共産党が70年代初めから繰り返し取り上げてきました。

今年2月23日、国民生活・経済に関する調査会で、我が党の西山登紀子参議院議員の質問に対して、厚生労働省は、6歳未満の医療費無料化のためには2分の1を国の負担として、かかる費用は1,020億円と、初めて試算を明らかにしました。乳幼児医療費の無料化運動は、国民的な運動として大きく広がり、政府も先送りできない課題として認めています。

小樽市の乳幼児医療費助成制度は、昭和48年4月より、北海道に先立って、市の単独事業として1歳未満の入院・通院を対象に始まりました。また、昭和54年1月からは、通院2歳未満、平成7年9月には通院3歳未満と、いずれも道の制度に先立って市単独で実施したきたではありませんか。既に、公明党は、平成11年度第2回定例会の代表質問で、市単独の事業として、乳幼児医療費助成対象者の範囲を、現行の3歳未満から、この際6歳未満まで引き上げて入院通院を含めて完全無料化を図るべきとしていますので、賛成していただける内容です。他会派の皆さんにも、ぜひ賛同をお願いいたします。少子化の著しい小樽市として、他都市に先んじて、ぜひとも取り組むべきではないでしょうか。

継続審査中の請願第14号、陳情第23号は、いずれも保育内容の充実を目指すものであり、陳情第63号と同様、少子化対策としても重要施策です。他の請願・陳情については、これまでも繰り返し述べてきたとおり、すべて願意妥当、採択を主張します。(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、陳情第23号、第46号、第53号、第63号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 14番、新野紘巳議員。

(14番 新野紘巳議員登壇)

**14番(新野紘巳議員)** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

昨年4月に発生した市道塩谷線の崩落事故については、石垣所有者の日正寺と市とが工事費用を一時的に負担し合い、シートで覆った状態で石垣の補強やカーブの隅切り工事が実施されている。現在のところ、業務上過失致死や損害賠償請求など、訴訟上で解決すべき問題が残っており、特に明確な費用負担などは裁判の結果にゆだねられている部分はあるが、市は道路管理者としての責任の下、この路線の早期復旧を目指していくべきと思うがどうか。

本年4月、銭函大浜の海岸線が波により浸食され、浜に著しい段差ができており、非常に危険との新聞報道を受け、当地を管理する北海道が、海岸保全事業を施行すると聞いている。現地は、地元住民のほか、漁業者、海水浴客が利用する場所であり、市としても、道任せにするという姿勢ではなく、土木部、経済部、総務部防災担当といった部局が連携を図り、安全対策を検討するとともに、市民の窓口であるとの意識を持ち、引き続き道に護岸整備など、抜本的改修を要望していくべきと思うがどうか。

陳情第61号星野町19番付近道路の市道認定方については、要望箇所が民有地であり、早急に市道として整備するのは困難と思うが、現実的に、この場所を車両、歩行者が通行している事実を考慮すべきである。この地区内にはU字側溝が入っているため、約2メートル幅で市有地が内在している。この部分を暗渠とすれば、上部に歩道を設置できる余地があるのではないか。この用地と国道との取り付け部分に信号機はなく、安全上の問題はあるものの、市は、車道も含めた道路整備に固執することなく、人が通行することを優先する歩道整備を考えていくべきと思うがどうか。

現在、歩道橋に降った雨水は、そのほとんどは処理されることなく、じかに歩道に流れ込んでいる。歩行者からはこの雨水を何とかしてもらいたいとの要望が多いので、歩道に雨水を流さないよう、開発局、道など関係機関に抜本的な措置を要望すべきと思うがどうか。

陳情第62号市道浄心寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方については、要望箇所の勾配が12%と非常にきつく、T字路になっており、願意は妥当と考えている。しかしながら、敷設後のランニングコストの面や、要望が出されている急勾配路線との緊急度の兼ね合いもあり、早期着工は困難なものと思われる。ところで、市内に冬期間のスリップ対策として、約400の砂箱が設置されているというが、降雪時に市がそれらすべての箇所でタイムリーに対応することは難しいという。そうであれば、例えば地元住民に有償で砂まき業務を委託するなど、ロードヒーティング以外の方法での冬道対策を実施することも可能と考えられる。市は冬場に向けてさまざまな方策を検討すべきと思うがどうか。また、砂箱に砂が入っていないことも多々あるようだが、見回りパトロールを徹底してほしいがどうか。

赤岩地区の道路整備と冬期間の交通安全対策については、これまでもさまざまな陳情が寄せられており、地元から要望の強い北山中学校や高島小学校への主要通学路拡幅等改良工事、特別養護老人ホーム「はる」及び赤岩保育所周辺並びに地元住民のための道路整備、祝津山手線の高島小学校上バス停留所付近の信号機の整備など、安全対策の早期実現を図ってほしいとの内容である。中でも、祝津山手線の高島小学校バス停留所付近は、交通事故が後を絶たず、父母からも非常に危険な箇所との指摘は強い。児童・生徒の安全を最優先に考慮すべきと考えるが、財政的に車歩道合わせた道路整備が困難というのであれば、当面の策として、小学校グラウンド側か山側のいずれかに、せめて歩道だけでも設置するなどの検討をすべきと思うがどうか。

議案第19号不動産の取得については、北海道旅客鉄道株式会社が旧日本国有鉄道が分割・民営化される際に格安の帳簿価格で承継した旧手宮線跡地の一部を買い取るという内容である。その額は、1億3,800万円という帳簿価格と比較した場合に、かなり割高な額であり、しかも市民の税金を充ててまで取得しようとするのである。この土地は、これまでも官民を問わずさまざまな利用形態が検討されており、今回は市民要望にこたえた形で公共目的を持ち取得するものであるが、JR北海道の土地継承の経緯などからしても、市はきっぱりと同社に対して帳簿価格での売却を要請すべきではなかったのか。JRに不当な利益をもたらすべきではないと考えるがどうか。

近年、市営住宅への高齢単身者の入居需要は着実に増え続けているが、一方、民間アパートなどでは入居制限を行うことも多く、高齢者を取り巻く社会環境には非常に厳しいものがある。さらに、市営住宅においても、高い入居申込倍率により、居住の機会が狭められている状況である。全国的にも本市の高齢化率は突出しており、高齢者対策が特に重要と認識するが、例えば今年度着工の市営勝納住宅においては、積極的に高齢単身者を受け入れるなどの具体的な対応を早急に検討すべきと思うがどうか。

現在、市の配水管については、塩ビ管などのポリ製のものに布設替えが完了しており、鉛管はないと言うが、昭和39年以前に民地に取り付けられたものについては、全給水戸数6万6,500戸のうち、6%に当たる約4,000戸で、いまだに水質基準に適合しない鉛管が使用されている可能性が指摘されている。管の取替えは個人負担を余儀なくされるが、市民の健康面を考慮すれば、市は、これら対象世帯に取替えの必要性を知らしめるべく、何らかの広報活動を実施していく責務があると思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第61号につきましては、採決の結果、賛成少数により、不採択と決定しました。

次に、議案第19号、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第29号、第43号、第52号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案については可決、請願・陳情についてはいずれも継続審査と決定しました。

次に、議案第14号、陳情第25号、第58号につきましては、全会一致で、議案については可決、陳情についてはいずれも採択と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

**議長（松田日出男）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**議長（松田日出男）** 12番、古沢勝則議員。

（12番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**12番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第19号については否決、陳情第61号、第62号並びに継続審査中の案件、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第29号、第43号、第52号については、その願意は極めて妥当であります。いずれも採択を求めます。

さて、議案第19号であります。

色内1丁目1番11ほか5筆のいわゆる旧手宮線跡地の一部6,288平方メートルの土地を、JR北海道から1億3,800万円で取得する案件であります。

ご承知のように、本件土地は、本来、国鉄の分割・民営化の際、清算事業団が承継した後、旧国鉄の債務処理に充てられるものでありました。それがなぜ、鉄道事業に必要最小限の資産、これしか受け継ぐことのできなかったはずのJR北海道に渡ったのか。この肝心のことが審議の中で明らかにされていません。

日本国有鉄道改革法施行規則では、他の者に貸し付けることが確実な土地は、必要最小限の事業用資産でなくともJRが承継できること、その場合には帳簿価格によらないと規定されています。

ところが、本件土地に関しては、何ら賃貸にかかわる法律行為はない。これは理事者側の明確な答弁でありました。では、本件土地は、明治時代の、つまり、ただ同然の帳簿価格でJRが承継したのではないか。当然の疑問であります。

JRが答えてくれないとしつつ、ついに答弁がなく、また、この指摘に対しても否定もされません。

当市の場合、これまでも、築港駅舎に約7億円、中央通区画整理事業にかかわる土地取得で3,050万円、そして、今回の旧手宮線跡地の一部取得では、時価で鑑定評価して1億3,800万円であります。国民の財産が、不透明なままJRにただ同然で渡る。そして、今また、その土地が、市民の税金で、しかも時価で買い戻される。まさに、二重の意味で税金の無駄遣いであります。これ以上ないJRへの大盤振舞いは、絶対に認めるわけにはいきません。

陳情案件のうち、第62号についてであります。

本件陳情箇所の付近一帯は、当市の古きよき時代を思わせる庶民のまち、下町風情がそここに残り、中には、大正初期に建てられた毛利家別荘、現在の天理教分教所や、本件陳情の代表者でもある相場石山町会長宅など、歴史的建造物も数多くある住宅街であります。そして、この通りは、稲北交差点からの急坂を上りつめ、淨心寺を左折、通行車両にとっては市道長橋線まで約560メートルの一本道であります。

陳情箇所は、ちょうどその長橋線と結ぶ市道交通の要所であります。道路勾配は12%、特に冬期間の交通事故多発地帯でもあり、その願意は極めて妥当であります。

なお、継続審査案件のうち、今回、全会一致により採択となるオタモイ陸橋通線に関して、一言申し添えておきます。

この案件は、平成11年第4回定例会に付近住民の署名を添えて提出されたものであります。事実上、これまで与党会派の皆さんによって継続審査として棚上げにされてきたものであります。この間、我が党は、早期整備方に向けて、再三にわたり行政側に要請してきましたが、このたび、懸案の用地問題についても、ようやくそのめどが立ったものであります。行政側が手を挙げ、それを待つようにして与党会派が手を挙げる。これは、本年1定に続いての全く同じ光景の繰り返しであります。議会の自殺行為とも思えるこうした行為を目の当たりにして、同じ議会に身を置く者の一人として、極めて遺憾であることを表明しておくものであります。

各位の積極的な態度表明を期待し、私の討論を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第61号について採決いたします。

委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第19号、陳情第21号、第52号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、市街地活性化特別委員長の報告を求めます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 6番、中村岩雄議員。

(6番 中村岩雄議員登壇)

**6番(中村岩雄議員)** 市街地活性化特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

臨港道路小樽港縦貫線の公有水面埋立工事に当たっては、既存の市道海岸線の整備をはじめとした東小樽海水浴場への連絡路や、JR線路を横断する仮設踏切の設置などという問題があり、市民の海水浴場として利用できる条件が整っていない。また、海水浴場関係者や漁業関係者からは、小樽港縦貫線整備による潮流変化の影響に対する不安や懸念の声も強いが、市としてはどのように考えているのか。

小樽港縦貫線の本来の整備目的は、将来の港湾貨物の増加に対し、港湾における交通の円滑化を図るためと主張するが、実態として港湾貨物は減少傾向にあり、反面、マイカル小樽のオープンによる車両が増加しているにすぎない。仮に、将来、マイカル小樽が撤退するような事態となれば、小樽港縦貫線平磯岬拡幅ルートについては、全く無駄な投資であると言わざるを得ないがどうか。小樽港縦貫線は、あくまで現道の改修にとどめ、港湾関係車両の対応については札幌バイパスの助成等を実現し、誘導する考えはないか。この際、過大な計画は見直し、取りやめるといった態度が必要と思うがどうか。

臨港道路小樽港縦貫線の整備に伴い、必要となる埋立土砂については、国道5号拡幅工事により発生する残土を使用することから、銭函、塩谷の両方面から合わせて約6万6,000立方メートルの土砂が搬入されるという。1日約40台、1時間当たり約5台の車両で行うというが、搬入ルートにおいては、運搬車両が出入りすることによる交通渋滞が十分に予測される。信号機の設置や誘導員の配置を徹底するなど、土砂運搬車両による一般車両への影響が最小限となるよう万全の対策を講ずるべきと思うがどうか。

小樽港縦貫線は、平成15年に暫定2車線で供用開始されるというが、市は、その後の交通量や混雑度を勘案

の上、さらに整備するか否かを国と協議していくと言う。果たしてどのような状況となれば、4車線化に着手するかという条件を明確にすべきと考えるがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第21号、第22号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、可決と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)

**12番(古沢勝則議員)** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第21号及び第22号に否決の討論を行います。

付託された議案は、いずれも臨港道路小樽港縦貫線の改修に係る公有水面埋立てに異議のない旨を答申することに同意を求めるものでありました。しかし、一昨日の特別委員会において、私は、以下の理由から本件議案を可とすることにくみすることができない旨、明らかにいたしました。

まず、第1であります。

交通量、貨物量の問題であります。

小樽港縦貫線整備事業は、ご承知のように港湾における交通の円滑化を図る、これを最大の目的として開始された事業であります。平成8年度から、既に総事業費において50億円以上、市の負担分だけでも18億円という巨費が投入され、これが平成15年度供用開始の時点には、片側2車線だけで総事業費が80億円以上、当市の負担分は約25億円に膨れ上がってしまうものであります。

加えて、埋立工事に先立つ仮設工事の協議において、この平磯岬拡幅ルートの目的が港湾貨物の増大に対応する、こうしたのは北海道開発局でありました。いずれも、つまり、交通量も貨物量の増大も認められません。一般貨物量は最大ピーク時のおよそ35%に激減しています。縦貫線整備事業が始まった平成8年度に比べても、このわずか5カ年の間で約4分の1、75%にまで減っています。これが事実であります。目的とは、成し遂げようと目指すその事柄であります。本件道路からは、その目的は既に消え去ったものになってしまっております。

第2は、この計画が、計画優先、工事優先の余りに、市民不在、住民不在の事業になっていないかという問題であります。

例えば、本件整備事業においては、隣接する東小樽海水浴場の活用や確保対策、また、ここを利用する市民の安全対策などなど、周辺住民や海水浴場組合関係者から上がる不安の声、疑問、要望、これらにこたえた対策は残念ながら見当たりません。逆に、本件事業の工事完了によって、現在夏場に開設されている仮設踏切は廃止されます。海水浴場への十分な連絡道路も整備されていない。その上、利用客向けの駐車場の確保も困難になってくる。これでは、歴史のある小樽市民の海水浴場がなくなってしまいます。こうした市民や関係者の声が、まず工事先にありきとする行政側に届いているとは思えません。これらを不問にしたまま、本件議案を可とできないのは、当然のことです。

以上が、否決とする主な理由であります。

なお、現実に必要な量が増えている問題について一言述べておきます。

当市の各種交通量調査からもわかるように、その要因はマイカル小樽のオープンによる車両の増加であります。このことは、従来から、縦貫線はマイカル道路そのものだと主張してきた我が党の見解を事実でもって証明するものになっています。

特別委員会において、理事者側の答弁では、平成15年、片側2車線の供用開始、その先、交通量の状況などを検討してから、このように答弁されました。つまり、もう片側2車線については先行き不透明と思えるようなこの答弁、その真意は一体何か。道路はできたが、振り返ったらマイカルが傾いていた。そうしたマイカルに揺れるあなた方の思い、苦悩が伝わってくる答弁であります。

過大な計画は見直し、大胆に取りやめる。こうした態度こそ、市民が、今、行政や議会に求めるものであります。賢明な判断をお願いして、本件議案の否決を求める討論といたしますが、文字どおり賢明な判断を求めます。

以上です。(拍手)

**議長(松田日出男)** 討論を終結し、これより、議案第21号、第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第26号ないし第29号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 市長。

(市長 山田勝磨登壇)(拍手)

**市長(山田勝磨)** ただいま追加上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第26号から議案第28号までの工事請負契約につきましては、(仮称)新赤岩保育所建設工事の請負契約を、契約金額1億6,222万5,000円をもって阿部・萬共同企業体と、公営住宅新築工事(仮称)勝納住宅1号棟の請負契約を、契約金額6億5,415万円をもって近藤・羽角・山谷共同企業体と、菁園中学校校舎新增築工事の請負契約を、契約金額7億6,650万円をもって今岡・西條・小杉共同企業体と、それぞれ締結するものであります。

次に、議案第29号小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、岡本一美氏、小杉八千代氏、武田威雄氏、藤島豊氏、木谷洋司氏の任期が平成13年8月31日をもって満了いたしますので、新たに、中畑恒雄氏、椎野和雄氏、坂田榮子氏、鈴木忠昭氏、高木成一氏を選任するものであります。何とぞ、原案どおりご可決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、工事請負契約にかかわる議案につきましては、今議会の提案に間に合わない見通しでありましたが、早期発注のため鋭意努力をした結果、追加提案できたものであり、今後は、できる限り議会審議に配慮した提案ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

**議長(松田日出男)** これより、一括採決いたします。

議案第26号ないし第28号はいずれも可決と、議案第29号は同意と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「石狩湾新港管理組合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、八田昭二議員、佐々木政美議員、佐藤利幸議員が、去る6月25日付けをもって石狩湾新港管理組合議会議員の辞職を許可されたことに伴い、同組合議員の後任者を選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なし認め、さように決しました。

それでは、石狩湾新港管理組合議会議員に、次木督雄議員、吹田三則議員、佐野治男議員をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

ただいま石狩湾新港管理組合議会議員に当選されました次木督雄議員、吹田三則議員、佐野治男議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第4「意見書案第1号ないし第7号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第7号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

**12番(古沢勝則議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第3号について、簡単に提案説明をいたします。

意見書案第1号は、消費税引上げに反対、税率3%への引下げを要望するものであります。

4年前、橋本内閣が、それまで3%であった消費税率を現行5%へと引上げを強行いたしました。加えて、医療・福祉制度の改悪も重なり、その結果、国民総生産の約6割を占める家計消費、個人消費が一気に冷え込んでしまい、今日、日本経済が深刻な状況に陥っているわけであります。

この日本経済を一日も早く回復軌道に乗せること。このことなくして本市経済の活性化もまた、あり得ないところであります。

ところが、小泉首相や財務大臣の発言にも見られるように、政府部内では、今、この消費税の増税が計画されています。こうした増税計画は直ちにやめ、景気回復に直接的な効果を及ぼす消費税の3%への減税を求めるものであります。

意見書案第2号です。労働基準法違反のサービス残業を根絶するために、政府がなお一層の取組や指導の徹

底を行うよう求めるものであります。

厚生労働省は、このたび、使用者側に労働時間の適正な把握を義務付けた画期的な通達を発しました。この通達の趣旨は、民間の職場はもとより、小樽市など自治体の職場においても、徹底されなければなりません。

意見書案第3号であります。道路特定財源の一般財源化を求める意見書であります。

ご承知のように、首相を先頭に、政府自身をして一般財源化の模索が今始まっています。日本経済及び国土の均衡した発展と総合的な交通体系を整備する上でも、この道路特定財源の一般財源化については、国民からも強く求められているものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いして、提出議員を代表しての説明とさせていただきます。(拍手)

**議長(松田日出男)** これより、意見書案第1号ないし第3号について、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

**10番(中島麗子議員)** 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号について賛成の討論をします。

意見書案第1号は、消費税率引上げ反対、税率の3%への引下げを要望するものです。

政府は、6月の月例報告で景気悪化の事実をついに認め、昨年春以来の自立的回復の表現も削除しました。個人消費は弱い動き、失業率は高水準、設備投資は頭打ちと、報告は厳しい判断を下しています。この10年来、政府が民需主導の回復にことごとく失敗してきたのは、大企業が利益を増やせば、いずれ家計に回っていくという経済論にしがみつき、大企業・大銀行応援が最優先で、国民生活は後回しという本末転倒のやり方をしてきたからです。これほど景気が悪化している今こそ、日本経済の6割を占める消費の回復を図り、国民生活に軸足を置いた経済政策へと転換すべきです。

日本共産党は、消費税率を3%に引き下げて、家計を直接温めるよう提案しています。日本銀行のアンケート調査では、支出を増やす条件に、消費税の引下げを挙げる人が4割です。需要の停滞に悩む中小企業でも、需要を伸ばすにはどうしたらよいかという問いに、消費税減税を挙げる中小企業が47.5%を占めています。

しかし、小泉内閣は、消費税減税どころか、増税の方針です。竹中経済財政相の持論のように消費税が14%になれば、1年で36兆円の税収となり、国民1人当たり30万円の負担です。これでは、個人消費を一層冷やし、日本経済に壊滅的な打撃を与えることとなります。消費税を3%に下げれば、5兆円の財源が直接消費拡大に回ります。そして、それにとどまらず、消費意欲を高める効果になり、消費を刺激、拡大する大きな契機になります。

現在の5%の消費税のうち、1%は地方自治体の収入ですが、今回の提案はこれを減額するものではありません。国全体の財政では、大型公共事業に50兆円、国民の社会保障に20兆円の税金の使い方を改めて、大型公共事業費を計画的に減らし、財源とします。行き詰まった日本経済の立直しのために、消費の拡大を進める消費税減税をぜひとも実行させましょう。

意見書案第2号は、サービス残業、ただ働きの根絶要望に関する意見書案です。

厚生労働省は、サービス残業解消に向けて、4月6日、各都道府県労働局長あてに通達を出しました。通達は、割増賃金の未払いや、過重な長時間労働が広範にあることを認め、使用者に労働時間を管理する責務があることを改めて明らかにしています。

労働基準法違反のサービス残業が横行している背景には、企業が、労働時間の把握を労働者の自己申告制に任せ、その一方で、残業代の申請は上司の許可にしたり、残業時間の上限を決め、請求したくてもできないようにされている現状がありました。

今回の通達では、自己申告制にも言及し、労働者に時間外管理台帳の閲覧を認めています。また、労働者の労働時間の適正な申告を阻む要因を確認し、改善するように定めています。これまで、労働者、国民がサービス残業の是正を求めて取り組んできた告発や闘いが大きく実ったものです。

また、通達がすべての企業で実施されると、雇用を進める大きな効果をつくります。公明党の皆さんは、坂口厚生労働大臣の提案になぜ賛成しないのでしょうか。意見書案に賛成し、労働条件の大きな改善を進めようではありませんか。

意見書案第3号は、道路特定財源の一般財源化を求める意見書案です。

2001年度の国と地方の道路特定財源の税収は5兆8,547億円です。道路特定財源は、自動車利用者が受益者負担の考えに基づき道路整備事業を負担する制度とされています。ガソリン1リットル当たり53.8円が税金で、24リットル入れたら1,291円の税金を払うことになり、これが特定財源と呼ばれているものの一部です。1リットル100円なら半分以上が税金です。特定というのは、使用目的が決められているということですが、実態は、年間予算を使い切るために、無駄な事業が膨らむ仕組みになっているのです。東京湾のアクアラインは1分間に車2台しか通らない道路です。本州と四国に3本の橋を架けたしまなみ海道は、通行料収入が予想を大幅に下回り、私たちも視察で回りましたが、ガイドさんがひまなみ海道と紹介する状態でした。

国の財政危機の時期の今日、道路特定財源制度を廃止し、不要不急の道路建設が推進される仕組みを改め、一般財源として使うべきです。経済同友会も、1998年6月の提言で、予算配分を硬直化させるとともに、事業を無限に続ける財政的保障になっているとして、廃止を求めています。

小泉首相の提案である意見書に、自民党の皆さんは率先して賛成されて当然ではないでしょうか。すべての会派の皆さんの賛同をお願いして、提案説明とさせていただきます。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

**5番(松本光世議員)** ただいま午後10時40分、ようやく本日最後の討論でございます。

自民党を代表し、意見書案第3号の道路特定財源の一般財源化を求める意見書案に関して、自席にて棄権の討論をいたします。

北海道では、開拓使設置以来130年余り、我が国のそれぞれの時局に対応するため、懸命の努力がなされてきました。特に、平成元年までに、産業構造の変化などに伴い、国鉄赤字ローカル線が廃止され、それまでの道内の重要な移動手段の一つを失いました。

北海道は、広域分散型の都市構造であり、都市間距離が全国の約2倍、昭和40年には自動車交通による人の移動は全体の72%でしたが、現在は90%となり、物の移動も80%から98%までになっており、自動車交通へ依存の割合は全国に比して高くなっております。

このため、高度な緊急医療体制の整った救急救命センターへの重篤患者の緊急搬送や、年間100日以上氷点下となる地域が多いことから、冬場の安定した交通確保などに対する道路の整備は、道民の365日の暮らしと命を守るための最重要課題となっております。こうしたことから、北海道では、道路施策は高齢化社会に対応

した医療・福祉施策、通学路の安全で安定した確保など教育施設とも密接不可分なものとなっております。

これらを背景として、道内各地で、市町村道、道道などについて、さまざまなきめの細かい冬期を中心とした道路交通確保や交通安全対策の要望がなされているところであります。ここに、良好な生活環境の創造、厳しい冬期間も安全で安心できる道民生活を実現していくために、遅れている道内の道路網整備が強く求められているのであります。

一方、北海道は、豊かな大地と海を有し、我が国の農産物の20%から30%を占めるなど食料供給基地としての役割を果たし、将来にわたり適正な食料自給率の確保に不安を抱える我が国にとって重要な位置を占めております。また、行ってみたいところ日本一の魅力度から、観光入込数は年間1億5,000万人に上り、道内観光客の移動手段の約80%が自動車交通であり、道外観光客のレンタカー利用も16%であるなど、乗用車による周遊観光のニーズが高まっております。さらに、四方を海域に囲まれていることから、道内外の移動は空路・海路が主体であり、空港、重要港湾などの交通拠点と高速道路を直結させる必要があります。

このように北海道経済の発展などに欠かすことのできない基盤である高規格幹線道路の整備状況は、全国の約半分の29%にすぎず、高速道路体系の恩恵を十分享受できていない地域が多くあります。北海道以外の地域では、従来の国土軸を結ぶ縦貫系の整備を終え、横断系の高速道路整備により、従前、脊梁山脈に阻まれ、近くて遠かった隣接県との連結が進みつつあり、地域間の交流と連携が促進され、適正な交通基盤の下で地域間競争が行われつつあると聞いております。

また、14の支庁が配置されている北海道においては、支庁所在地が高速道路で結ばれている支庁はわずか4支庁にすぎません。このため、高速道路が道内の地域間の交流・連携にその役割を十分果たしているとは言えない現状にあります。さらに、高速道路の整備の遅れは、他の46都府県との比較において、物流面での基盤の立遅れを意味し、我が国の最北に位置する北海道にとって、地域間競争の上でも大きなハンディキャップとなっております。このため、21世紀の北海道のあるべき姿を見据え、中長期的視点から、北海道の主要産業である農業、観光をはじめとした経済活動を支え、加えて、地域間の交流・連携、自律的發展を促進するための高規格幹線道路の整備を、強く求めているものであります。

以上、北海道経済の活性化、地域間交流の活発化、快適で潤いある生活環境を実現するために、北海道においては計画的な道路整備がまだまだ必要であることから、受益者負担の原則に基づく道路特定財源制度は重要かつ不可欠な制度であります。引き続き、この道路特定財源制度に基づき、大動脈となる高規格幹線道路から住民に最も密接した市町村道に至る道路網の総合的・体系的な整備の進展が図られるよう強く要請すべきであります。

このようなことから、北海道においては、今月20日に、北海道市長会、町村会及び経済4団体の連名により、北海道選出国會議員、国土交通省幹部に対し、道路特定財源制度に基づく道路網の整備を要請しております。また、全国市長会でも、道路特定財源については、地域のニーズを十分に踏まえ、これを堅持することと決議しており、何が何でも堅持するというのではなく、地域の道路整備状況を十分考慮した財源、事業費の確保が要望されております。

以上のことから、現時点では、むしろ地域間格差や地域の実情を十分考慮した公共投資基本計画及び各公共事業関係長期計画の着実な推進がまずなされるべきで、その上で、一般財源化が検討されるべきと思います。

よって、北海道、特に小樽市の現状をかんがみ、本意見案には直ちに賛成しかねる旨を申し述べ、自席において棄権の討論といたします。(拍手)

(「議事進行について、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** 10番、中島麗子議員。

**10番(中島麗子議員)** ただいまの私の討論の一部を訂正させていただきます。

最後の文章で、「提案説明とさせていただきます」という部分については、「討論とさせていただきます」ということに訂正させていただきます。

**議長(松田日出男)** 議長としても承知しておりました。

私において、必要な部分の会議録を精査して訂正いたしたいと思います。よろしいですね。

討論を終結し、順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(松田日出男)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(松田日出男)** ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後10時48分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 前 田 清 貴

議員 新 谷 と し

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案・決議案

平成13年小樽市議会第2回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配付分）

(1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成13年1月～4月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成13年第1回定例会において採択と決定した請願・陳情の処理経過について、次のとおり報告があった。

請願第15号「市道堺小学校下通線のロードヒーティング敷設方等について」についても、平成13年第1回定例会において予算措置され、要望箇所の一部については年内までに整備する予定です。

陳情第49号「市道桜8号線、桜高区配水池下のロードヒーティングの敷設延長、改良方について」は、平成13年第1回定例会において予算措置され、要望箇所の一部については年内までに整備する予定です。

陳情第57号「桜小学校留守家庭児童会の改善・学級増設方について」は、平成13年4月から1学級増設し定員も30人から60人に増員を図り待機児童の解消を図りました。また、併せて直通電話を設置し、利用者の利便性の向上を図ったところです。入所申請から許可までの空白の期間については、スポーツ保険の加入等の条件が整い次第、速やかに入所できるようにしております。

以 上

消費税率の引上げに反対し、消費税率 3 %への引下げを要望する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清 次
	同	高 階 孝 次

今日の不況は、4年前の消費税率 5 %への引上げが大きな要因です。同時に行われた医療費の改定、特別減税廃止などと相まって、可処分所得は大きく減少し、国民総生産の 6 割を占める個人消費は低迷し、昨今の不況は深刻な様相を呈しています。

消費税率の引下げは、消費意欲をつくりだし、個人の購買力の高まりが消費を拡大させ、企業の売上げや生産が向上することにより税収が伸びることで、不況打開、財政再建への道も開かれます。

ところが政府は、「消費税も含めた国民負担の水準について議論が必要」（小泉首相）、「3年後以降には、税の増収を図っていかなければならない。その増収分については、消費税が大きな財源になる」（財務大臣）との答弁に見られるように、消費税増税を計画しています。

国民の暮らしや営業を守るため、消費税の廃止を展望しつつも、さしあたりは消費税率の引上げに反対し、税率を 3 %に引き下げることが緊急の課題です。

よって、政府は直ちに消費税の増税計画を中止するとともに税率を 3 %に引き下げ、景気回復に努力されるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 6 月 28 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 6 月 28 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

「サービス残業（ただ働き）」の根絶要望に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 島 麗 子  
同 古 沢 勝 則  
同 渡 部 智

「サービス残業（ただ働き）」対策として、厚生労働省は「使用者に労働時間を適正に把握することを義務づける」との通達を発し、総務省も全国の自治体に対して、「サービス残業」の解消に向け、同通達の周知を職場において徹底するよう通知しています。

「サービス残業」は、労働基準法に違反した賃金不払い残業であり、以前から労働者は言うに及ばず一般国民からも、広く解消を求められていたものです。しかし実態としては、「企業には憲法や労働基準法は適用されない」とばかりに「サービス残業」が横行し、「連合」のアンケート調査による「サービス残業」の時間は平均月 1 人当たり 10.6 時間であり、30 時間という人もおよそ 1 割に及んでいます（98 年 4 月分）。仮に、「サービス残業」をなくし、その労働時間を他の人に振り分けるとなれば新たに 90 万人の雇用が生じるとの試算が、社会経済生産性本部から出されています。

北海道の場合の完全失業率は 5.2% と全国の中でも高い水準にあり、この「サービス残業」をなくすことが急務となっています。

政府においては、長時間労働をなくし新たな雇用の創出を図るためにも、違法な「サービス残業」の根絶に向けて全産業が政府通達を守るべく指導の徹底を行うよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 6 月 28 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 6 月 28 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

道路特定財源の一般財源化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 本	聖
	同	中 島	麗 子
	同	古 沢	勝 則
	同	武 井	義 恵
	同	高 橋	克 幸

道路整備に限定されている道路特定財源の用途の拡大について、ようやく政府首脳は「一般財源化」などに触れ始めており、国会の財政金融委員会における財務大臣の答弁でも、「新たな道路整備五カ年計画がスタートする 2003 年度に併せて、一般財源化を導入できるようにもっていきたい」とありました。

我が国の財政が危機的な状態にある現在、道路偏重の支出を早急に改めるとともに、国民の要望が強い社会保障、教育、生活密着型公共事業などの財源確保が急がれます。そのためにも、1 日も早い道路特定財源の一般財源化を図るとともに、国土の均衡のとれた発展に役立つ総合的な交通体系づくりの制度的な保障が必要です。

政府においては、税制の改正、抜本的な法改正が行われるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 6 月 28 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 6 月 28 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

温泉療法の公的医療保険の早期適用等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	齊	藤	裕	敬
	同	中	島	麗	子
	同	渡	部		智
	同	佐	藤	利	幸

我が国は、豊かな温泉資源に恵まれ、それらは観光、娯楽・レジャー、保養・健康増進など、国民生活に幅広く活用されてきました。しかしながら、近年の長引く不況により、温泉地の活力が失われ、こうした温泉資源の有する価値が有効、適切に発揮されている状況にありません。

21世紀は「心の時代」とも言われ、そのメンタルな「心の癒し」とともに、国民の「健康志向」が一段と高まることが指摘されております。温泉療養は、そうした両面の役割を担うに最もふさわしい療法であり、もっと活用されてしかるべきであります。

温泉療法は、永年の実績や研究から心身の健康に極めて有益であるとされ、医学的にも実証されているところであり、国民の健康増進や疾病予防の観点からも、もっと有効に活用されるようにする必要があります。

そのためには、医師の指示を前提として、温泉療法（温泉を用いた水治療法）を健康保険の適用対象にすることが不可欠であります。また、温泉を用いた水治療法が可能な温泉宿泊施設において医師の指示により、温泉療法を用いた治療・リハビリを行った場合、患者の宿泊料の一定割合を医療費控除の対象とするなど、患者負担の軽減を図ることなども必要であります。こうした温泉利用の促進が国民の健康増進とともに、医療コストの低減につながることも期待されております。

よって、政府においては、温泉地の振興も視野に入れつつ、国民の健康増進、疾病予防を図るために、温泉療法の健康保険適用及び温泉療養コストの所得控除措置などの早期実現を図るよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年6月28日  
小樽市議会

議決年月日	平成13年6月28日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

地方交付税と国庫支出金の削減に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	大	畠		護
	同	武	井	義	恵
	同	北	野	義	紀
	同	斉	藤		陽一良

政府首脳は、国会答弁の中で、来年度の国債発行額を 30 兆円以下に抑えることに関連して、地方交付税を大幅に削減する方針を明らかにしました。

来年度予算編成から当面は基準財政需要額の 1 兆円圧縮、社会保障費の補助率見直しによる国庫支出金の削減も、明らかにしています。

これに対して、多くの地方自治体からは「地方財政の悪化の原因は、国のたび重なる景気対策の一環として、一方では歳出を膨張させ、他方では大幅減税を強いたことにある」との指摘や、「地方交付税の削減などが財政改革につながるというのは、地方財政の実情を踏まえていない短絡的な議論」との批判の声が上がっています。

地方財政の困難を打開するためには、地方交付税法に基づく税率の引上げや地方交付税制度の改善を行うべきです。

政府におかれましては、地方交付税と国庫支出金の削減をやめ、地方分権で先送りされた地方への財源措置の具体化が図られることを強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 6 月 28 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 6 月 28 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

市町村合併に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	新 谷	と し
	同	見楚谷	登 志
	同	武 井	義 恵
	同	佐 野	治 男

最近、国が市町村合併に関して期限を区切って推進していることは、極めて遺憾です。市町村合併については、旧自治省でさえ「市町村や地域住民が自主的・主体的に取り組むことが基本」とされていたにもかかわらず、総務省の「指針」をはじめ、さまざまな合併方策においては、押しつけがあってはなりません。

国と地方との対等関係を明確にしている地方分権一括法の理念に基づき、あくまでも関係市町村とそれら自治体住民の自主的判断を尊重すべきです。国は、期限を区切って市町村合併を押しつけ強行することのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 6 月 28 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 6 月 28 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

## 義務教育費国庫負担制度の堅持及び私学助成の確保と教職員の定数改善等教育予算の充実を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	大 畠 護
	同	新 谷 と し
	同	佐々木 勝 利
	同	斉 藤 陽一良

政府は、1985年度国家予算において、教職員の旅費と教材費を義務教育費国庫負担法から適用除外したのをはじめ、恩給費・共済費の追加費用の適用除外により、地方自治体への負担を転嫁してきました。

さらに、大蔵省は、1985年度以来、学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外する意向を示しましたが、地方からの強い抵抗により断念してきました。

一方、我が国の財政は、2001年度末には、国と地方とを合わせた長期債務残高が66兆6兆円に上るなど、危機的な状況にあることが示され、文教予算についても、子どもの数の減少に応じた合理化、教育サービスの受益者の負担のあり方、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方等の観点から、義務教育費国庫負担金の見直し、高等教育における組織・定員の見直し、授業料のあり方、私学助成の総額抑制及び負担のあり方等の見直し、が進められようとしています。

しかし、「教育は未来への先行投資」と言われているように、21世紀を担う人材の育成は緊急かつ重要な課題となっています。義務教育費国庫負担法は、国民すべてに対し、義務教育無償の原則により教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、国が必要な経費を負担することを定めたものです。学校事務職員・栄養職員の適用除外、2分の1の負担割合を下げることは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすとともに、地方自治体の財政を一層圧迫することになります。

また、義務教育学校の教科書の有償化及び私学助成の削減は、保護者に対し負担の増加となります。

さらに、教職員の定数改善は、ゆとりある教育の実現をめざす教育関係者の願いであり、教育困難克服、教育水準維持と教育の機会均等を図るため、30人以下学級を基本とした学級編成の実現が求められています。

よって、下記の事項について強く要望します。

## 記

- 1 義務教育費国庫負担法を堅持するとともに、学校事務職員の身分保障を図ること。
- 2 教科書の無償制度を継続し、私学助成の確保と一層の充実を図ること。
- 3 ゆとりある教育の実現のため、30人以下学級を基本とした学級編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年6月28日  
小樽市議会

議決年月日	平成13年6月28日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

小樽市議会人事の公正で民主的な構成に関する決議（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	西 脇 清
	同	高 階 孝 次

小樽市議会においては、改選後早々、全会派一致で「議会活性化研究会」を設置し、以来 2 年間にわたり、市民に開かれた議会、審議の充実等を目指し、各会派が一丸となって議会活性化に向けた検討が行われてきました。

その成果として、市民からも待望久しかった「おたる市議会だより」の発行をはじめ、市民の負託に応えるための様々な議会運営の見直し、改善等が図られてきたのであります。

今後とも、議員各位が「議会活性化研究会」の精神を継承し、日々不断の努力を重ねられることにより、当市議会に残された懸案事項の解決が着実に図られますことを確信するものです。

ところで、当市議会においては、この「議会活性化研究会」の立ち上げに先立ち、まずは議会人事の公正で民主的な構成の第一歩として、各常任委員会、特別委員会における正副委員長職については、選挙結果に基づく各会派の議席数に応じた配分を行ってきております。しかしながら、議長、副議長、監査委員の会派構成については、いまだこの公正で民主的なルールによる議会人事が実現されないまま今日に至っております。

よって、当市議会は、議長、副議長、監査委員の人事についても、有権者の審判を基本として直ちに構成し直すことをここに決定するものであります。

以上、決議します。

平成 13 年 6 月 11 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 13 年 6 月 11 日	議決結果	否 決	
-------	------------------	------	-----	--

# 平成13年小樽市議会第2回定例会議決結果表

会期 平成13年6月11日～平成13年6月28日

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員 会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成13年度小樽市一般会計補正予算	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
修正案 第1号	平成13年度小樽市一般会計補正予算 修正案	H13.6.28	議員		(予算)	(H13.6.22)	否決	H13.6.28	否決
2	平成13年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
3	平成13年度小樽市老人保健事業特別 会計補正予算	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
4	平成13年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
5	平成13年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
6	平成13年度小樽市水道事業会計補正 予算	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
7	平成13年度小樽市下水道事業会計補 正予算	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
8	小樽市職員恩給条例の一部を改正す る条例の一部を改正する条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
9	小樽市雇員恩給条例の一部を改正す る条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
10	小樽市税条例の一部を改正する条例 案	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
11	小樽市児童福祉施設条例の一部を改 正する条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	厚生	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
12	小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	厚生	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
13	小樽市介護保険条例の一部を改正す る条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
14	小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	建設	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
15	小樽市港湾施設管理使用条例の一部 を改正する条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	予算	H13.6.22	可決	H13.6.28	可決
16	小樽市文化財保護条例の一部を改正 する条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
17	小樽市非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
18	小樽市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例案	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
19	不動産の取得について(旧手宮線跡地 取得)	H13.6.4	市長	H13.6.19	建設	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
20	不動産の取得について(サッカー・ ラグビー場用地取得)	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	可決	H13.6.28	可決
21	公有水面埋立てについて(臨港道路 小樽港縦貫線改修:港湾区域外)	H13.6.4	市長	H13.6.19	市街地	H13.6.26	可決	H13.6.28	可決
22	公有水面埋立てについて(臨港道路 小樽港縦貫線改修:港湾区域内)	H13.6.4	市長	H13.6.19	市街地	H13.6.26	可決	H13.6.28	可決
23	小樽市議会委員会条例の一部を改正 する条例案	H13.6.4	議員					H13.6.11	可決
24	小樽市議会会議規則の一部を改正す る規則案	H13.6.4	議員					H13.6.11	可決
25	小樽市非核港湾条例案	H13.6.4	議員	H13.6.19	総務	H13.6.25	否決	H13.6.28	否決
26	工事請負契約について[(仮称)新 赤岩保育所建設工事]	H13.6.28	市長					H13.6.28	可決
27	工事請負契約について[公営住宅新 築工事((仮称)勝納住宅1号 棟)]	H13.6.28	市長					H13.6.28	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
28	工事請負契約について〔菁園中学校 校舎新增築工事〕	H13.6.28	市長					H13.6.28	可決
29	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選 任について	H13.6.28	市長					H13.6.28	同意
報告 1	専決処分報告（小樽市税条例の一部 を改正する条例）	H13.6.4	市長	H13.6.19	総務	H13.6.25	承認	H13.6.28	承認
決議案 第1号	小樽市議会人事の公正で民主的な構 成に関する決議（案）	H13.6.11	議員					H13.6.11	否決
意見書 案第1号	消費税率引上げに反対し、消費税率 の3%への引下げを要望する意見書	H13.6.28	議員					H13.6.28	否決
意見書 案第2号	「サービス残業（ただ働き）」の根 絶要望に関する意見書	H13.6.28	議員					H13.6.28	否決
意見書 案第3号	道路特定財源の一般財源化を求める 意見書	H13.6.28	議員					H13.6.28	可決
意見書 案第4号	温泉療法の公的医療保険の早期適用 等を求める意見書	H13.6.28	議員					H13.6.28	可決
意見書 案第5号	地方交付税と国庫支出金の削減に関 する意見書	H13.6.28	議員					H13.6.28	可決
意見書 案第6号	市町村合併に関する要望意見書	H13.6.28	議員					H13.6.28	可決
意見書 案第7号	義務教育費国庫負担制度の堅持及び 私学助成の確保と教職員の定数改善 等教育予算の充実を求める要望意見 書	H13.6.28	議員					H13.6.28	可決
その他会 議に付し た事件	常任委員の所属変更	H13.6.11	議長 議長					H13.6.11	変更
	議会運営委員の辞任及び選任	H13.6.11	議長 議長					H13.6.11	許可及 び選任
	特別委員の辞任及び選任	H13.6.11	議長 議長					H13.6.11	許可及 び選任
	小樽市農業委員会委員の推薦	H13.6.15	議長 議長					H13.6.15	推薦 決定
	石狩湾新港管理組合議会議員の選挙	H13.6.28	議長 議長					H13.6.28	当選
	経済の活性化について（経済常任委 員会所管事項）				経済	H13.6.25	継続 審査	H13.6.28	継続 審査

（ ）にある修正案第1号は、平成13年6月22日に予算特別委員会へ提出され否決されたものである。

# 請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
59	東山中学校の校舎跡地等の貸与方について	H13.5.17	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
60	全議員及び市職員を対象とする「児童の権利に関する条約」の研修会実施方について	H13.5.21	H13.6.25	不採択	H13.6.28	不採択

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査

厚生常任委員会

請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方について	H12.9.26	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
53	国道5号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方について	H13.2.21	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
63	就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について	H13.6.19	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査

建設常任委員会

請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査

## 陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	H11.6.29	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
21	JR函館本線榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
25	オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について	H11.12.10	H13.6.25	採 択	H13.6.28	採 択
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
52	「市道榎里沢線と交差するJR函館本線榎里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査
58	旧丸山外科前交差点への信号機設置に向けたロードヒーティングの早期敷設方について	H13.3.30	H13.6.25	採 択	H13.6.28	採 択
61	星野町19番付近道路の市道認定方について	H13.5.21	H13.6.25	不採択	H13.6.28	不採択
62	市道浄応寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方について	H13.6.18	H13.6.25	継続審査	H13.6.28	継続審査

## 予算特別委員会

## 請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について(第1項目)	H13.6.18	H13.6.22	採 択	H13.6.28	採 択
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について(第2、3項目)	H13.6.18	H13.6.22	継続審査	H13.6.28	継続審査

請願43号(第2、3項目)は、平成13年6月28日に厚生常任委員会へ付託替えとなった。